



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会理論から見るメディアと権力：白虹事件とロッキード事件を事例として
Author(s)	朱, 迪
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第16321号
Issue Date	2025-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16321
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95252
Type	doctoral thesis
File Information	ZHU_Di.pdf



博士論文

社会理論から見るメディアと権力
——白虹事件とロッキード事件を事例として

朱 迪

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院

2025年2月

目次

序章 「不偏不党」の背後にあるメディアと権力.....	1
1. 本論全体の問題意識と研究目的.....	1
2. 論の進み方および期待される成果.....	2
3. 本論の意義.....	4
4. 博論の全体的構成.....	5
第1章 権力概念とマスメディア.....	7
1. 本章の問題意識と研究目的.....	7
2. 権力とジャーナリズムとの概念.....	8
2.1. 権力論へのアプローチ.....	8
2.2. 権力の概念と影響力のつながり.....	10
2.3. ジャーナリズムの概念.....	12
3. マスメディア研究の視点から見るメディアと権力.....	14
3.1. 「ジャーナリズムと権力」に関する経験的視点.....	14
3.2. 「ジャーナリズム」という権力の矛盾.....	15
3.3. 「正当性モデル」から見る「ジャーナリズムと権力」.....	17
3.4. 先行研究の評価.....	20
4. ルーマンの権力論の全体像.....	21
4.1. 社会理論で開かれる新たな可能性.....	21
4.2. 伝統の権力観に対する批判.....	22
4.3. 二重の偶発性の問題.....	23
4.4. コミュニケーションの概念.....	24
4.5. 権力コミュニケーション論の基本型.....	26
5. 理論的枠組みの構築.....	28
5.1. マスメディアと公権力の権力者.....	29
5.2. マスメディアとオーディエンス.....	29
5.3. 公権力の権力者とオーディエンス.....	30
6. 結論と残される課題.....	32

第2章 構築されるマスメディアのリアリティと権力コミュニケーション	34
1. 本章の目的	34
2. ルーマンの「2つのリアリティ」論の展開	35
2.1. マスメディアとしての技術的前提	35
2.2. 差異に基づく情報の概念	36
2.3. 自己産出的システムの生成	40
2.4. マスメディアシステムに構築されるリアリティ	43
2.5. 世論に対する再考	45
2.6. セレクターとしてのニュースバリュー	46
2.7. オーディエンスの位置づけ	48
2.8. 小まとめ	51
3. メタレベルの権力コミュニケーション	53
3.1. コミュニケーションが直面する困難および対応策	54
3.2. コミュニケーション・メディアによる機能システムの分化	58
3.3. 政治システムにおける権力コミュニケーション	60
3.4. 権力コミュニケーションに貢献する「法／不法」コード	62
3.4.1. 法は権力コミュニケーションに貢献する	63
3.4.2. 法は特定の人と権力との連結を切り離す	65
4. 本章の結論	67
第3章 白虹事件における大阪朝日のリアリティと権力コミュニケーション	70
1. 本章の問題意識と研究目的	70
2. 法が道具化される言論統制	71
2.1. 白虹事件の歴史的経緯	71
2.2. 新聞紙法の規定と社会からの反応	73
2.3. 戦後占領期のメディア統制	73
3. マスメディアと公権力とのせめぎ合い	75
3.1. 白虹事件に関する先行研究と問題点	75
3.2. 白虹事件におけるマスメディアのリアリティの構築	77
3.3. 権力、法、政治との相互関係	79
3.4. 社会理論の視点から白虹事件での「メディアと権力」の対決を見極める	81
4. 本章の結論	86

第4章 ロッキード事件において構築されるリアリティと権力コミュニケーション .. 88

1. 本章の問題意識と研究目的	88
2. 田中金脈問題・ロッキード事件の歴史的経緯	89
2.1. これまでの歴史背景	89
2.2. 田中金脈問題の発覚と角栄の首相辞任	89
2.3. ロッキード疑獄と「三木おろし」	91
2.4. ヤミ将軍としての復権と失権	92
2.5. 昭和後期政治資金規正法の改正	95
3. ロッキード事件で構築されるリアリティ	97
3.1. ロッキード事件で構築されるリアリティ	97
3.1.1. 大手新聞社が作った「誤配説」	98
3.1.2. 利権事情が背景となっている「虎の尾」陰謀説	98
3.2. 事件に関する先行研究	100
3.2.1. 構造疑獄論と金力二面性論	100
3.2.2. 「玄人論」と「書生論」との対決	102
3.3. 近年の先行研究：事件に関するリアリティの再構築	103
3.3.1. 奥山の考察から「虎の尾」の影響力を考える	103
3.3.2. 春名の考察：陰謀説の検証	105
3.3.3. 評価と問題点	107
3.4. 田中金脈問題・ロッキード事件の問題点	107
4. 考察：権力コミュニケーションにおける力関係	108
4.1. ニュースバリューとスキーマ：田中金脈問題・ロッキード事件の図式化	108
4.2. 否定的サンクション：脅しで示される権力性	110
4.3. システムの高度な機能的分化：ロッキード事件と白虹事件との本質的違い ..	111
4.4. マスメディアのリアリティ：構築される権力性	113
4.5. 合法的権力：権力が亢進するための必要な形態	115
4.6. 機会主義的解決：二重の偶発性とのつながり	116
5. 本章の結論	120

第5章 権力コミュニケーション論を通しての理論的統合 123 |

1. 本章の目的	123
2. 各章の結論の要約	123

3. ルーマンの社会理論を採用する理由	127
3.1. 公共圏理論を採用しない理由：ハーバーマスとルーマンとの違いから	127
3.1.1. 「図と地」の問題	127
3.1.2. 古典の公共圏の概念	128
3.1.3. ルーマンの社会理論に位置する「公共圏」	130
3.1.4. 公共圏の再定義	132
3.2. ルーマンの社会理論を採用する理由：方法論的視座から	134
3.2.1. 記述するための脱規範的社会理論	134
3.2.2. 合意論的権力論のアプローチにおける問題点	136
3.2.3. 個別の経験的研究を統合する理論研究の必要性	140
3.2.4. 「主観／客観」を代替している「システム／環境」論	142
3.2.5. 「価値自由」の問題において試される社会理論	144
3.2.6. まとめ	146
3.3. 正当性の概念をめぐる本論としての考え	147
3.4. 現代ネット社会におけるルーマンの社会理論の接点	148
4. 理論的枠組みの修正と応用例	150
4.1. 理論的枠組みの修正	150
4.2. 理論的枠組みの応用例	152
5. むすび	156
参考文献	159
付録	172
1. 東京朝日、大阪朝日で掲載した米騒動の関連報道	172
2. 米騒動の関連報道禁止令が出した後の東朝、大朝の紙面	174
3. 大阪朝日の「白虹日を貫く」表現が削除される前後の対比	176
4. 「不偏不党」の朝日新聞編集綱領への記入	178
5. 白虹事件、ロッキード事件の年表	181
謝辞	185

序章 「不偏不党」の背後にあるメディアと権力

1. 本論全体の問題意識と研究目的

朝日新聞の編集綱領、「不偏不党」¹は、1918年白虹筆禍事件の際に発表されて以来、マスメディア業界にひとつの指針として多大な影響を与え続けている。現代的な感覚では、「不偏不党」は「規範的な方向性」を持つ言葉である。しかしながら、白虹事件の歴史的事実を踏まえて考えると、この言葉はマスメディアが公権力に屈服せざるを得なかったという、「妥協的な方向性」²を含意している。つまり、当時の「不偏不党」は、新聞が組織を守るために、権力批判の方針を一変し、時の政治当局に屈した結果から発せられた言葉なのである。このように「不偏不党」が異なる2つの方向性を示している理由は、確かに戦前と戦後の社会環境の変化に伴うマスメディアと公権力との力関係の変化に起因している。本論は、歴史的イベントの裏側にある不可視化されたこのマスメディアと公権力との力関係を理論的に追求し、その力関係を如何にして理論的記述をすれば妥当であるのか、という問いから始まる。

マスメディアと公権力との力関係をテーマにした研究では、白虹事件を対象とする研究を始め、個別の事例を歴史的経緯で分析することで知見を得る、いわゆる経験的な研究が多く存在する。しかし、「なぜこのような結果となってきたのか」というような問いに対して、マスメディアと公権力との関係性自体に焦点をあてて答えを導き出すためには、経験的な研究とは異なる方法論が必要となる。その方法論とは、科学的に分析することが可能な社会理論を援用することである。そこで本論ではルーマンの社会理論に準拠することとする。なぜならば、多くの社会理論の中、彼の社会理論は独自の分析枠組みを提供し、客観的記述性³を持つからである。その「独自性」とは、「コミュニケーション」⁴が社会を構成すると主

1 「不偏不党」という表現は、現行の1952年版の「朝日新聞綱領」の第1条にあるが、その歴史は、1918年12月1日大阪朝日新聞朝刊1面で発表される「本紙の違反事件を報じ 併せて我社の本領を宣明す」という記事（本論付録4）で公開される1918年版の「朝日新聞編輯綱領」の第3条まで遡る。

2 「不偏不党」が持つ「規範的方向性」および「妥協的方向性」に関して、前者はジャーナリズムの活動を評価したり指導したりする準拠的なものであるが、後者は政府当局に屈服せざるを得なかった現実に、大阪朝日は折り合いをつけたことを指し示す。このような「不偏不党」の両義性に関して、朱（2023）を参照されたい。

3 「客観的記述性」と対極的に位置付けられることは、「規範的指導性」であると筆者は考える。大澤（2019）は『社会学史』で、「規範的」なハーバマスの社会理論と、「記述的」なルーマンの社会理論とを比較している。正義に叶った公平な社会を目指すハーバマスの社会理論とは対極的に、イデオロギーや価値観から自由に、社会を客観的に記述するのが、ルーマンの社会理論である（大澤2019：530-531）。

4 ルーマンの「コミュニケーション」は独自の概念となっており、コミュニケーションの下に情報を伝送することではないし、単なる報知する行為でもない。ルーマンは、コミュニケーションという出来事を情報と伝達と理解という三重の選択の統一体として捉えている。コミュニケーションの概念に関しては、第1章の4.4で詳しく説明する。

張するルーマンの方法論にある。故に、ルーマンの社会理論では、本論の「マスメディアと公権力」というような、領域をまたがるテーマに対して、「コミュニケーション」という共通の基礎のもとで論じることが可能である。さらに本論ではその分析をもとに、マスメディアと公権力との関係を分析するための新たな理論的枠組みを提出する。

そこで本論では、ルーマンの社会理論における「権力コミュニケーション」論を土台にして、「合法的権力」論と、「2つのリアリティ」論を取り入れることとする。基本型の「権力コミュニケーション」では、権力保持者は権力服従者の行動を動機づけることによって、権力服従者の選択を操縦している。「合法的権力」は、法によって規範化される権力として、権力コミュニケーションの受容、言い換えれば権力服従者の行動を動機づけることに貢献している。「2つのリアリティ」論の中の「マスメディアのリアリティ」は、マスメディアのコミュニケーションに由来し、リアルなリアリティに対する観察に基づいているものであるが、もうひとつのリアリティとしての「社会のリアリティ」の構築に影響力を持つ。故に、マスメディアが記述しているマスメディアのリアリティは、マスメディアの権力資源⁵として顕在化される。

本論の研究目的は、社会理論の視座から、マスメディアと公権力との力関係を分析するにあたって、ひとつの理論的枠組みを作り上げることで、新たな理論的視点を提供することである。この新しい理論的視点から、日本の戦前と戦後に、世間を騒がせた事例をひとつずつ取り上げて観察し、そして戦前と戦後との違いを議論する。このことは、マスメディアと公権力との力関係を歴史的变化の中で読み解き、その違いを明らかにすることになる。

本論の研究のプロセスは以下のようになる。先行研究の成果を踏まえて理論的枠組みを構築し、そして事例をもって理論の有効性の検証作業（新たな観察）を行い、その上での理論に対する修正を行う。本論で提出した理論的枠組みが新たな事例においても有効であるならば、歴史的な事件に対する新たな認識が自ずと生み出されるのではないかと。

2. 論の進み方および期待される成果

本論のマスメディアと公権力との力関係を分析する作業にあたって、議論の進め方と期待される成果は次の通りである。

まず、マスメディア、公権力、そしてオーディエンスという3者が三角関係にあるという

⁵ 権力資源に関する定義は一義的ではないが、権力が生み出される源と捉えられ得る。第1章の2.2、3.3および4.5では、また言及する。例えば、川崎（1998）によると、権力資源は「強制（暴力）、利益、正統性」に分類される。また、権力資源は「経済権力（徴税・予算配分など）」「政治権力（政治制度・組織など）」「強制権力（警察・軍隊など）」「象徴権力（メディア・情報など）」にも分類される（Thompson 1995: 17；大石 2006: 3-4；大石 2014: 11-12）。

理論的枠組みを提示する。マスメディアと公権力との力関係は、「権力コミュニケーション」に沿って機能している。権力コミュニケーションとは、選択結果の蓋然性を高めるためのサンクションが介在し、アクターの選択を操縦する過程である、と一言で言えよう。

戦前の白虹事件では、政府側のみが有効的な権力資源（脅し）をもって優位に立っていたが故に、権力コミュニケーションにおいては、政府が一方的に強かった。この状況のもとで、朝日新聞は「不偏不党」を編集綱領に明記し、政府に屈服するに至ったのである。

ところが、マスメディアと公権力の力関係において、そのバランスが常に公権力側に一方的に偏るものではなく、「オーディエンス」という第三者が登場するとともに、変わっていく。特に戦後、マスメディアが普及し、普通選挙が定期的実施されると、社会全体はマスメディアによって記述されるようになってくる。こうして、「マスメディアのリアリティ」というものが、生み出され、顕在化される。マスメディアのリアリティとは、リアルなリアリティに対する観察を通して、マスメディア自身によって構築されるものである。また、社会は、「マスメディアのリアリティ」そのものに対する観察を通して、つまり「観察を観察する」ことを通して、社会のリアリティそのものが、社会自身によって構築される。マスメディアのリアリティが、社会のリアリティの構築に影響を与えるということは、マスメディアの権力資源とも見なされる所以である。

例えば、田中角栄は彼の政治家人生の前半で、「平民宰相の出世」という構築されたマスメディアのリアリティとともに、大きな権力を持ち始める。社会のリアリティは、このマスメディアのリアリティのもとに作り上げられる。一方で、秘密裏に行われる政治権力が関与する裏事情は、社会的に認識され得ない。立花隆の論文で暴かれた田中金脈問題をはじめ、アメリカで発覚したロッキード事件という衝撃的な出来事によって、田中角栄は汚い政治の代表者と見なされるようになる。このようにして新しく構築されるマスメディアのリアリティの上に、社会の新たなリアリティが築き上げられる。政治家人生の後半において、田中角栄は「ヤミ将軍」と呼ばれるようになった。彼は多大な権力の持ち主であったが、汚い田中政治を暴露したマスメディアのリアリティは、田中角栄という政治家に対する社会のリアリティに変化をもたらすこととなる。社会のリアリティに生じるこのような変化は、有権者の投票傾向に反映され、田中角栄のスキャンダルによるイメージダウンが、自民党の選挙に支障をきたす。こうして、ヤミ将軍の政治権力が失われるに至ったのである。

本論において、白虹事件と田中金脈・ロッキード事件を取り上げる理由は3つある。

第一に、「マスメディアと公権力との関係」を分析し、新たな理論的視点を提供するという本論の目的において、両事件はいずれも「マスメディアと公権力とのせめぎ合い」ということが記述されている典型的な事例である。

第二に、二例とも「マスメディアと公権力との対決」が記述される事件であるが、事件の決着の付け方は真逆で対照的である。戦前の白虹事件では、力関係的にはマスメディアが弱かったため、大阪朝日をはじめとする日本のマスメディアが構築している「米騒動」というマスメディアのリアリティは、寺内内閣を代表とする日本の公権力によって容易に消されてしまった。その結果、白虹事件における「マスメディアと公権力との対決」はマスメディアの負けだとされている。他方で、憲法が規定する「表現の自由」の下で、白虹事件のような公然かつ強硬な言論統制がなくなった戦後において、構築されるマスメディアのリアリティは戦前と比べて、より大きな影響力を持ち始める。その結果、田中金脈・ロッキード事件における「マスメディアと公権力との対決」ではマスメディアが勝利したとされている。

第三に、上記 2 つの日本の事件は先行研究が多く、資料も入手しやすいため、本論の事例に適している。

3. 本論の意義

本論の意義は、ルーマンの社会理論を採用することによって、マスメディアと公権力との力関係に、新たなパースペクティブからアクセスするのを可能にする、ということにある。

第一に、本論では、マスメディア、公権力、オーディエンスといった三角関係において、権力コミュニケーション論と「2 つのリアリティ」論は、いずれも「コミュニケーション」に基づいている。ルーマンの社会理論では、権力研究においてもメディア研究においても、「一つの統一的な研究アプローチ」⁶が共有している。つまり、「コミュニケーションが社会を構成する」という共通する理論的基礎を持つため、同じ地平で同じ観察の仕方(=方法論)で、社会の記述が可能となる。

第二に、本論で得られる新たな理論的枠組みをもって新たな視点を獲得することで、安易な価値判断による批判とは異なるパースペクティブが得られることである。既に第 1 節では「客観的記述性」のことを少し言及したが、このルーマンの社会理論の記述的特性を利用することで、人間の行動、人間の主観的な認識によってもたらされる安易な価値判断を最大限に排除し、旧来の認識を更新することができればと考える。

第三に、ルーマンの社会理論の有効性を確認するために、抽象的な社会理論を具体的な事例を通して読み解くという作業は、有意義である。白虹事件とロッキード事件は、いずれも

6 長岡 (2006) が指摘しているように、ルーマンの社会理論は、社会学の異なる研究領域では「普遍的な適用可能性」があるが、あくまでも一つのアプローチの提案であるということの意味し、他の社会理論のアプローチの可能性を否定する意図はない (長岡 2006 : 59)。

「マスメディアと公権力とのせめぎ合い」ということが記述されている典型的な事例である。マスメディアと公権力との力関係を考えることを契機に、これらの事件を読み解く作業を通して、ルーマンの社会理論の持つ有効性と客観性を再認識できると期待する。

4. 博論の全体的構成

序章 「不偏不党」の背後にあるメディアと権力（本章）

問題意識と研究目的を明確にする章である。マスメディアと公権力は常に影響を及ぼし合う関係となっている。筆者はマスメディアと公権力との力関係の歴史的変化に関心を抱き、その力関係を如何にして科学的に記述すれば妥当であるのか、ということ問いを設定する。本論はこの問いから始まり、ルーマンの社会理論を援用する理由を述べ、その方法論で分析する 2 つの事例を紹介する。そして、新たな理論的枠組みの構築を目指す本論の意義を明示する。

第 1 章 権力概念とマスメディア

第 1 章では、本論全体の基礎づける理論的枠組みを作り上げる。先行研究を踏まえ、ルーマンの権力コミュニケーション論に基づき、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス 3 者間における、双方向的にやり取りする権力構造を総括する理論的枠組みを提示する。

第 2 章 構築されるマスメディアのリアリティと権力コミュニケーション

これまで議論の対象にはならなかったオーディエンスを念頭において、第 2 章の前半では、ルーマンの「2 つのリアリティ」論を導入する。ルーマンの社会理論では、「観察」される「情報＝差異」に基づき、リアリティの構築される性質を説明している「2 つのリアリティ」論が適合する理論である。2 つのリアリティに関しては、第 2 章の 2.4 で展開する。また、「2 つのリアリティ」論の導入に伴い、権力コミュニケーション論ではさらなる変化が生じる。第 2 章の後半では、権力コミュニケーションにおいて上位に位置付けられる、法によって規範化された権力についても議論する。法と権力との関係性を論じる部分は第 2 章の 3.3、3.4 で展開する。

第 3 章 白虹事件における大阪朝日のリアリティと権力コミュニケーションの対決

第 3 章から事例研究に入る。第 1 章で作り上げる理論的枠組みと、第 2 章で導入される 2 つのリアリティ論を、白虹事件という事例で検証する。3.2 では、当時の政府が言論弾圧

を行なった動機は、権力資源として顕在化されるマスメディアのリアリティという視座から捉えられる。3.4から、大阪朝日と政府当局とのせめぎ合いを、権力コミュニケーションの枠組みの中で考察する。

第4章 ロッキード事件で構築されるリアリティと権力コミュニケーション

第4章ではロッキード事件を取り上げる。戦後民主主義政治が確立し、マスメディアが国民に広く普及したことで、マスメディアによって暴かれる政界のスキャンダルは、大きな衝撃をもたらす。この状況では、マスメディア、公権力、そしてオーディエンスは、如何なる影響を受け、それぞれのリアリティが如何に構築されたのか。また、白虹事件とは異なる決着の付け方を可能とした根本的原因とは何なのか。これらの問いを念頭に置き、第1章と第2章で作りに上げた理論的枠組みを検証する。

第5章 権力コミュニケーション論での理論的統合

第5章では、まず、この博論の主題と研究目的を振り返り、各章の結論をまとめる。次に、ハーバーマスの社会理論を念頭におき、ルーマンの社会理論を採用しなければならない理由を示す。そして、権力コミュニケーション論の視座から、本論で作りに上げた理論的枠組みの検証、統合、および修正を行っていく。この作業によって、理論的枠組みの妥当性が確認され、マスメディアのリアリティおよび法的権力が歴史的に変化していたことが詳らかになる。また、ルーマンの社会理論を援用することで、今日のネット社会において、ネットメディアとマスメディアとの間には連続性が見られることが分かる。ルーマンの社会理論を基に提出した本論の理論的枠組みは他の事例での応用が期待される。そこで、本論で分析した2つの事例と類似する他の事例に簡単に触れ、理論の妥当性について論じる。

第1章 権力概念とマスメディア¹

1. 本章の問題意識と研究目的

マスメディアには公権力を行使する権力者を監視する役目があるということは、一般的な考え方である。マスメディアの報道は権力者の不正をオーディエンスである我々に知らしめる力を持つ。権力者の不正を知った有権者としてのオーディエンスは、投票行動においてその不誠実な権力者に対してノーを突き付けることも可能である。この例から示唆されるのは、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスと言われる人々の間の絡み合った力関係である。

上記のようなメディアと権力をテーマとして議論する際、2つの問題点がある。ひとつは、メディアと権力はそれぞれ、いかなる概念をもって定義され得るのか。もうひとつは、マスメディアと公権力との関係を議論する際、第三者として見なされるオーディエンスを、マスメディアと公権力との関係に含め、三者の間の三角関係を反映する理論的枠組みを作ることが可能となるのか、ということである。

本章では、メディアと権力と、それぞれの概念を明確にし、マスメディア、公権力の権力者²、オーディエンス³という三者を包括する理論的枠組みを提供する。この枠組みは、本論全体に適用できる理論的根拠を目指すものである。

まずは、従来の「権力」に関する概念から論じ、権力に隣接する「影響力」についての論考を紹介し、それからマスメディアの規範性を規定する「ジャーナリズム」の概念を明らかにする。

次に、メディアと権力をテーマとする先行研究を整理し、その問題点を指摘する。マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスといった3者の関係性は、ある程度まとまった形となっている。しかし、それらの先行研究は、理論化作業においては不十分であるか、あるいは正当性に基づく理論的枠組みとして議論する余地が残されている。

そして、権力の現象を解明するために、ルーマンによる「権力（コミュニケーション）」

1 本章の内容は、下記の査読付き論文に基づき、大幅に加筆し修正されたものである。朱（2022）「権力概念とマスメディア：社会学的理論研究の視点から」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』No.35, pp. 21-38。

2 「権力者」は経済、軍事、宗教など多様な領域に存在し、政治の領域に限定されるものではないが、ここでは「公権力の権力者」を象徴的かつ代表的な存在として取り上げる。

3 マスメディアを利用し、投票行動によって公権力の権力者に影響を与えることができる市民は、有権者と想定されるが、本研究ではマスメディアと公権力とを関連づける理論研究を行うため、有権者としての市民をあえて「オーディエンス」と呼ぶことにする。

4論を導入し、権力という概念の中核に迫る。権力コミュニケーションとは、否定的なサンクションが介在する、権力を受ける側の選択が操縦される過程のことである。

最後に、権力コミュニケーション論を基にして、メディアと権力に関する先行研究を援用しながらマスメディア、公権力の権力者、オーディエンスという三者を包括する理論的枠組みを作り上げる。この三角関係を構成する 6 つの方向の権力関係を説明することで、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス 3 者の関係を総括する理論的枠組みの構造化を試みる。

2. 権力とジャーナリズムとの概念

2.1. 権力論へのアプローチ

権力を議論するにあたり、まずは伝統的な権力論を見ておこう。例えばマックス・ヴェーバーによる権力の概念は、「他人による抵抗を排して自分の意志を貫徹する」チャンスまたは可能性である (Weber 1946: 180; ヴェーバー1972: 86)。またダールは「A の働きかけがなければ B は行わないであろうことを、A が B に行わせうるかぎりにおいて、A は B に対して権力を持つ」と、権力の基本を定義している (Dahl 1957: 204; ルークス 1974=1995: 14)。その他、ギデンズによれば、「権力とは、個人なり集団が、他の人びとの抵抗に逆らってさえ、みずからの利益なり関心を考慮に入れられることができる能力である」と述べている (ギデンズ 2004: 516)。さらに、権力をめぐる議論は多岐にわたっており、大まかに言えば 2 つの系列に分けられると、多くの研究者に言及される (Bachrach and Baratz 1962: 947; Parsons 1963=1986: 95, Lukes 2005: 1; Haugaard 2020: 1)。ひとつは、中心化されたエリート主義者の権力概念であり、物理的な強制に基づいている概念である。もうひとつは、分散化された多元主義者の権力概念であり、人々の合意や相互関係など、構造的なものに基づいている概念である。

この 2 つの系列を踏まえて、バクラックとバラッツは、人の行動を中心に、意思決定において顕在化されるような、従来の権力観を批判的に継承する。彼らは権力者にとって都合が悪く、潜在的に「危険な」問題が表面化しない状況を提示し、権力には制限的な (restrictive) 側面が存在している、ということをも主張する (Bachrach and Baratz 1962)。バクラックとバラッツの問題意識を受け継いで、ルークス (1974=2005) は従来の行動主義的な権力観

4 ルーマンにおいては、「権力」の概念は「コミュニケーション」と結び付けられて論じられる。これはルーマンの理論では、「社会」の基礎的要素が「コミュニケーション」ととらえられているからである。従って、ここでは一般の「権力」概念はルーマンの「権力コミュニケーション」概念に相当すると考えて論を進める。

をより徹底的に批判している。ルークスからすれば、人々の観察から離れる潜在的な争点が顕在化することはない。政治のアジェンダを支配する権力者の利害と、権力者によって排除される人々の真の利害との間に、「伏在的紛争」が根差している（ルークス 1974=1995: 40-42; Lukes 2005: 28-29）。バクラックとバラツツからルークスまでの、行動主義権力観に対する批判的研究は、多元的に権力を観察するアプローチであると考えられる。

他方、パーソンズは権力論における争点を踏まえ、社会の全体的な構造に着目し、従来の権力論とは異なる視点から、政治権力を捉えている。パーソンズは、政治における権力の役割は経済における貨幣の果たす役割に類すると主張し、権力を「一般化される象徴的なメディアウム (generalized symbolic medium)」と定義する (Parsons 1963=1986: 138)。その上で、政治と経済とは異なるサブシステムとして社会に機能する (AGIL 図式を参照)。また、権力は「本質的に (essentially)」に強制に基づく現象か、それとも合意に基づく現象か、という従来の権力論における争点に対し、パーソンズは、権力は「どちらでもある (it is both)」と主張する。権力とは、政治の有効性をもつ複数の要因と産出を統合する現象であるため、いずれかに同定する (identify) ことはできないということである (Parsons 1963=1986: 139)。

表 1-1 AGIL 図式の例：社会の 4 つの機能
(パーソンズ 1978 : pp.23-29 ; 大澤 2019 : pp.412-414 を参照)

A	G
Adaption : 適応	Goal-Attention : 目標達成
機能 : 外部の環境に対して適応すること	機能 : 狭い意味での目的を実現するために
代表例 : 経済システム	代表例 : 政治システム
I	L
Integration : 統合	Latent pattern maintenance and tension management : 潜在的なパターンの維持と緊張緩和
機能 : 社会にまとまりがあるように	機能 : 社会に共通する価値観、社会のルールに位置付け
代表例 : 統合システム、社会共同体	代表例 : 文化、動機付けのシステム

また、メディアの媒介的 (mediated) 現象と政治のメディア化 (mediatization) 現象に注目し、メディアと権力との関係にアプローチする研究もある。Strömbäck (2008) によると、前者では、マスメディアは政治家と人々との間に情報交換するためのチャンネルとして役に立つが、近年では後者において、メディアの論理、ニュースの価値の基準が政治的アク

ターに影響したり行動を支配していたりするように見られる。しかし、マスメディアの影響力が実際の政策決定に介入したり支配したりするには至っていない。Kunelius and Reunanen (2012) はフィンランドにおける政治意思決定者を研究対象に、パーソナルな権力観から、Strömbäck (2008) の理論検証を行う。結論からいうと、政治家がメディアを意識し、メディアに向き合っている時の行動は、確かにメディアの論理によって左右されるが、政治的アクターが意思決定を行うレベルでは、政治決定はメディアによって著しく影響されているとは言い難い。結局、メディアは政治システム内における、政治権力を構築するものの一部として見なされるのである (Kunelius and Reunanen 2012: 71)。

2.2. 権力の概念と影響力のつながり

「影響力」は権力に隣接する概念である。影響力と権力との関係を考えることで、権力概念をより立体的に捉えることができる。ルークスによれば、「あらゆる権力議論の絶対的な基礎をなしている共通の核心、あるいはその背後にある素朴な観念とは、〈A〉がなんらかの形で〈B〉に影響を与える、という観念である」(ルークス 1974=1995 : 45 ; Lukes 1974 =2005 : 30)。しかし、それは権力と影響力を等しくするという意味ではない。ルークスから見れば、「権力は影響力である場合とない場合がある」。その判断基準は「制裁をとまうかどうか」によって決まる。一方、「影響力と権威は権力である場合とない場合がある」。その判断基準は「利害の紛争があるかどうか」によって決まる (ルークス 1974=1995 : 55)。詳しくは図 1-1 で読み取られるが、「権力」と「影響力」は部分的に重なっている。一方で、「権力」の範疇に配置される「強制」「実力」「操縦」「権威」などの位置づけに関しては、バックラックとバラツ (Peter Bachrach and Morton S. Baratz) の権力の類型学を受け継いだものだと、ルークスは述べているが、本論では詳述しない。

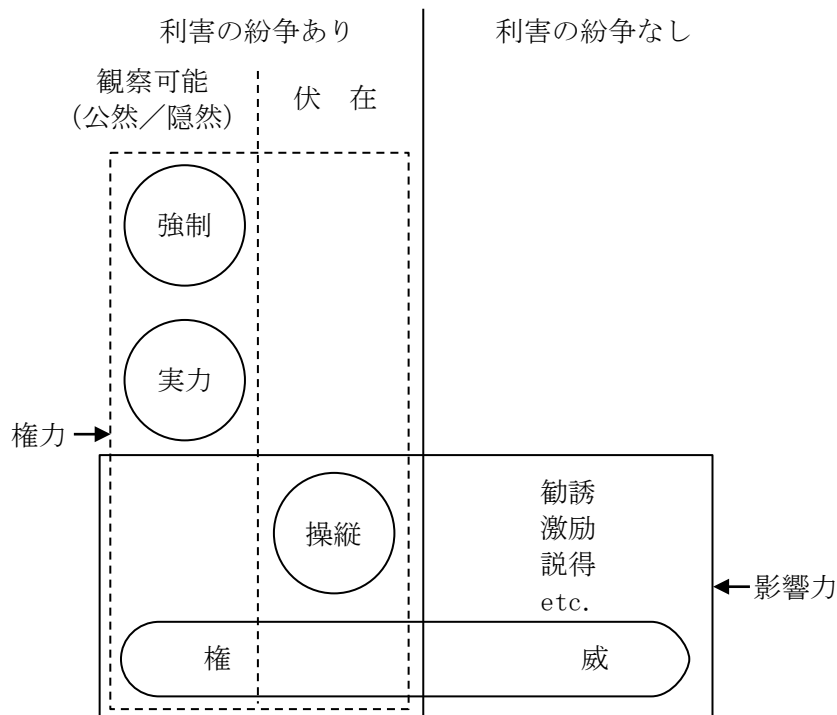


図 1-1 権力とそれに類するものの概念図

(ルークス 1974=1995 : 54 ; Lukes 1974=2005 : 36)

他方、大石（2006 ; 2014）は権力の大半を影響力の観点からとらえている。大石の主張に基づけば、その観点は「影響力としての権力」「権力行使主体」「権力資源」という3つに分けられる（2006 : 3 ; 2014 : 11）。

まず、「社会で行使される『影響力』が権力と呼ばれることもある」（大石 2006 : 3）。「すなわち、権力は一定の社会関係の中で、他者、あるいはほかの集団に対して行使されるととらえられる」（大石 2014 : 11）。例えば、「政治エリートが一般市民に対して行使する影響力」は権力の一種であると大石（2006 ; 2014）は主張する。

次に、「社会に対して影響力を行使できる個人や組織が『権力（者）』と呼ばれることがある」（大石 2006 : 3）。「社会に対して影響力を行使できる個人や組織が、『権力（者）』『権力機関』あるいは『権力行使主体』などと呼ばれることがある」（大石 2014 : 11）。例えば、「一般市民に対して影響力を行使する」政治エリートをはじめ、「影響力」を行使できる個人や組織などの「権力行使主体」が「権力」に属する。

最後に、大石は「『権力行使主体』が所有する「資源」が権力と呼ばれることがある」と述べている。すなわち「権力資源」のことを指している。「国家機構」が一つ典型例である。

「ほかの組織よりも優位な立場に」立っている国家機構は「制度化され、正当化されている」

故に、「社会を統制する」ことができている（大石 2006：4；2014：12）。国家機構という権力は、さらに「経済権力（予算配分など）」「政治権力（政治制度・組織など）」「強制権力（警察、軍隊など）」「象徴権力（メディア、情報など）」に分類することができる（Thompson 1995: 17；大石 2006：3-4；大石 2014：11-12）。

表 1-2 権力の類型（Thompson 1995: 17）（筆者訳）

権力の類型	資源	典型的な機関
経済権力	物質的また資金的な資源	経済的な機関（例：商社）
政治権力	権威	政治的な機関（例：国家）
強制権力（特に軍隊的な権力）	物理的また武装した暴力	強制的な機関（特に軍隊、警察や監獄も）
象徴権力	インフォメーションとコミュニケーションの手段	文化的な機関（例：教会、学校、大学、メディア産業など）

以上の考察は、「権力」が「影響力」という形で現れる場合を説明している。大石の「影響力としての権力」「権力行使主体」「権力資源」という分類方法によれば、公権力としての国家機構や、公権力を司る政治家、官僚など、実体を持つものは「権力」と呼ぶことができるし、「影響力」といった見えないものも、「権力」として理解することもできる。こうした点を踏まえれば、前者を「権力者」、後者を「権力」と区別する必要がある。また、大石の主張によれば、公権力以外のもの、例えば影響力を持つジャーナリズム、マスメディアも「権力」を持っていることが仄めかされている。

2.3. ジャーナリズムの概念

マスメディアの規範性を規定する「ジャーナリズム」は英語の「journalism」を意味する。journal（新聞・雑誌）＋「-ism」（傾向、特性）から成り、古フランス語に由来し、本義は「日々（jour）発行される刊行物」である（ジーニアス英和大辞典 2001：1182）。ジャーナリズムの歴史は、近代的な印刷術の発明からスタートして、不定期出版から定期出版を経て、徐々に大衆化していくプロセスである。吉見（2012c）によると、グーテンベルグ印刷術の発明は、新聞成立の基本条件となった。最初の新聞の形態はパンフレットのようなものであり、戦争、災害、外交的事件をはじめ、多様なコンテンツが記されていた。時間が経つに連れ、新聞は定期出版に移行することになり、イギリスでは 18 世紀からコーヒーハウスで店

の客たちに読まれたり討議されたりするようになった。19世紀になると新聞は大きな変容を遂げる。それは廉価化と大衆化である（吉見 2012c : 107）。近代的ジャーナリズムの概念で、その性質を規定する最も核心的なキーワードといえば、「論評」と「報道」である。吉見（2012c）はジャーナリズムの歴史を振り返る際に、「近代のメディアとしての新聞には、2つの系譜があった」と主張している。その1つは、「政治的論議や政府批判、経済情報を柱に発達するジャーナリズムで、この新聞の発展を支えた読者層は勃興するブルジョア市民階級」である。もう1つは、「中世以来の民衆の口承的なコミュニケーションの延長線に位置づけられるもので、印刷術の発達とともに、そうした口承の文化が活字の文化に置き換えられていくことにより成立してきた新聞」である。さらに、こうした「ジャーナリズムの2つの水脈」は、吉見によると、明治期日本に現れた「大新聞」と「小新聞」において、それぞれに対応しているという（吉見 2012c : 119）。政治議論を行う評論新聞があり、庶民向けの読み物としての大衆新聞もある。

新聞の2つの系譜は、花田達朗（2013）の論にも見られる。花田（2013）は『レクチャー 現代ジャーナリズム』の第5章で、市民社会と公共圏の文脈から、マスメディアはローマの双面の神ヤヌスのような「2つの顔」を持っていると述べている。その1つは、『『公共的な役割』を担うという規範的位置づけをもつ』のであり、もう1つは、「利潤の最大化（資本制）と組織の維持拡大（官僚制）という目的」の実現に努力するものである。そのような2つの側面は、ブルジョア階級が持つ2つの考えからとらえることができる。「自由な思想をもって個人として生きたい」という考えを持つ一方、「自己の私有財産を使って自由に経済活動をしたい」という考えも併せ持つ。その結果、ブルジョア階級（市民階級）は「公共圏」と「市場」という2つの社会空間を作り出し、両方を「国家からの影響から自立的に形成しようとした」のである（花田 2013 : 69-77）。花田の「マスメディアの2つの顔」という観点と、吉見（2012c）が提出した「ジャーナリズムの2つの水脈」論は、概ね対応しているのではないか。つまり「公権力に対する評論」と「大衆向けの報道」は、ジャーナリズムにおいて最も重要な2つの役割である。

上記の考察を踏まえると、ジャーナリズムには2つの基本的な特徴がある。その1つは、「公権力に向けての批判的論評」であり、もう1つは「社会に向けてのコミュニケーション・報道」である。これらは現代のジャーナリズムを定義する研究者の論にも見られる。例えば「それぞれの立場から書かれた歴史が即ち新聞（傍点は筆者、以下同）」「論説、報道から、末梢的な文字言語の表現形式まで」「一定の立場に応じ」るものである（長谷川 1949=1990 : 184-202）。また、「社会的出来事に関する報道、解説、論評といった社会的な活動、ないしはそうした活動を行う組織（例えばマスメディア）を指す用語である」（大石 2006 :

4)。あるいは「報道を業として行う組織としての報道機関、および、報道機関を通じて事実に関する情報の提示や評論を行うことを職業として継続的に行う個人の総称」(伊藤 2006b: 14)。もしくは「主権者に必要な事実・情報を伝えることで現実に影響を与える報道活動であり、時代に対する批判的言説を含むものである」(根津 2019: 2)

以上の議論を踏まえて、本論におけるジャーナリズムの定義は次のようになる。ジャーナリズムは、(1) 社会の出来事を継続的に記録しつつ報道を行い、事実を伝えること、また(2) その出来事に対して批判または評価をする活動である。

3. マスメディア研究の視点から見るメディアと権力

3.1. 「ジャーナリズムと権力」に関する経験的視点

マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスの三角関係に関する先行研究では、マスメディアと公権力の権力者の関係が注目されている。最初に大石の研究が挙げられる。大石(2006; 2014)は「ジャーナリズムと権力」の関係を4つの視点に分けて考察を行い、マスメディアが社会に向けて権力を行使する状況を提示している。

まず、ジャーナリズムは「政治エリート」「オーディエンス」との間で、双方向的な影響力を有する。一方では、ジャーナリズムは公権力の権力者と社会のオーディエンスの両者に向けて、権力を行使している。ジャーナリズムは『『権力行使主体』と見なす』ことができ、「権力資源を用いて社会的な影響力、すなわち権力を行使しているととらえられる」。ジャーナリズムの「権力資源」とは、概してマスメディア自体の影響力の大きさ、政治エリートをはじめとする「情報源に対するアクセス」性の高さ、および「入手した情報を報道、解説、論評」して「社会に向けて発信する専門的な能力」を指している。すなわち、ジャーナリズムは「政治エリートや一般の人々の認識、意見や態度、行動に対して権力を行使」することができる。特に政治エリートは、「マスメディアの報道、解説、論評を予期しながら自らの言動を調整」することがよく見られる。他方、ジャーナリズムは政治エリートとオーディエンスからの影響を受けている。大石の言葉を借りれば、ジャーナリズムは「権力を行使される対象(客体)と見なす」こともできる。「政治エリートによる統制」、また「ジャーナリズムの提供する情報」を受け取るオーディエンスからの反応は、かえってジャーナリズムに影響を及ぼす。だからこそ、ジャーナリズムも「政治エリートやオーディエンスの反応を事前に予測し」、それに基づいて活動することになる(大石 2006: 4-5; 2014: 13-15)。

次に、ジャーナリズムはニュースの生産過程で権力を行使していると大石は指摘する。マスメディアの実際の業務においては「ニュースバリュー」に従って、「組織や業界の中で共

有され、埋め込まれている規範や価値、そして慣習や作法が、ニュースの生産過程で強く作用する」ということも、権力行使と見なすことができる（大石 2006 : 8 ; 2014 : 19）。「ニュースバリュー」について少し詳しくいうならば、ジャーナリズムの二つの行動原則に帰結される。ひとつは「スクープ（特ダネ）」を追い求めること、つまり「ほかのジャーナリストやメディアが報道しない出来事や事実を伝えること」という原則である。もうひとつは「特落ち」を避けること、つまり「ほかのジャーナリストやメディアと同じ出来事を報道すべき」という原則である。「ニュースバリュー」に従って「横並び報道」や「メディアスクラム（集团的過熱取材）」を増加させる可能性があるが、大石が指摘するように、重要な出来事を「できるだけ多くの人々に知らせるという観点からすると相応の妥当性をもつ」とも言えるだろう（大石 2014 : 16-18）。

そして、ジャーナリズムはアジェンダ設定を通して世論を作り出し、社会に影響を与える。マスメディアによって「表明される意見」は、「それ自体を世論と見なす」ことができる。また、「問題や争点をめぐって」「さまざまな意見」を表明する場を提供している。その上、マスメディアのアジェンダ設定機能を通して「社会で議論され、解決されるべき問題や争点」が浮かび上がっていく。こうして「マスメディアが社会に対して重大な影響を及ぼしてきた」プロセスは、ジャーナリズムの権力行使となっている（大石 2014 : 23-26）。

さらに、ジャーナリズムは出来事に意味付けをすることができるという点がある。ジャーナリズムは、「出来事を構成する多数の事実の中からいくつかを取り出し」、その事実を「編集」することで「出来事を説明し、意味づけ」を行う。その上で、「他の問題や争点」と関連づけるといった必須な手順を経て、ニュースを「見出し—要約—本文」といったまとまった形に整えて、オーディエンス側も分かるように、「出来事の物語化」が行われる。このように「出来事の名づけや意味づけを行い」、それを通じて社会に対して「一定の価値観を提示」する作業は、「一種の権力作用」が伴っているとされる（大石 2006 : 9 ; 2014 : 27-28）。

3.2. 「ジャーナリズム」という権力の矛盾

ジャーナリズムを権力としてとらえる視点は、駒村（2006）も提起している。駒村はジャーナリズムを「公権力と対峙するもの」と取り上げると同時に、「社会的権力としてたち現れる」こともあると指摘する。そのため、ジャーナリズムは『権力を批判する権力』という矛盾した存在であると駒村は主張する。ジャーナリズムに対して「自由な活動を保証する必要がある」ものの、「危険な存在という側面もあわせもつ」ことに注意する必要がある（駒村 2006 : 38）。その矛盾する現状を以下 3 つの例で説明する。

まず、「取材の自由」と「表現の自由」を規定する法律表現は、些細な差異が存在するということである。「表現の自由」は日本国憲法の第 21 条によって明確に定められているが、「表現の自由」にとって必要不可欠である「取材の自由」も、保護されているだろうか。駒村の考察によると、「博多駅テレビ・フィルム提出命令事件決定(判例事件番号:昭和 44(し)68)」における判決文の中に、「憲法 21 条の精神を照らし、十分尊重に値するもの」という表現を見つげられる(最高裁判所 1969 ; 駒村 2006 : 40)。この表現から分かるように、取材の自由は、表現の自由と同じレベルで保護されているということは言い難い。

次に、たびたび批判の矛先が向けられる「記者クラブ」の問題、および日本新聞協会の公式見解がある。「記者クラブ」は一般的に、取材対象にあたる官公庁機関によって運営され、取材に来ている記者を招待したり便宜を与えたりする組織と見られるため、「日本新聞協会の加盟社だけにクラブへの入会資格を限定する」という「閉鎖性」の問題が駒村によって指摘されている。そうなれば、「監視機能」が損なわれる恐れがあり、記者クラブは「権力へのアクセス資格を選別」することによって、『権力』化してしまう陥穽がそこにある」という批判である(駒村 2006 : 50-51)。それに対し、日本新聞協会は 2002 年と 2006 年に新たな公式見解をその公式サイトに公表した(日本新聞協会 2006)。同協会は記者クラブを、「取材、報道のための自主的な組織」と定義している。一方、公的機関に設けられ、記者の取材や報道作業の利便性向上のために設置したワーキンググループを、「記者室」と呼ぶことにした。また、記者室の利用に発生する経費は「報道側が応分の負担をすべき」と表明している。そうすることによって、混同されやすいこの 2 つの概念は区別することができ、公的機関から報道機関に利益を供与する疑いを打ち消そうとしている。記者クラブの「閉鎖性」の問題に対しても、「より開かれた存在」というレトリックが使われている。「記者室を記者クラブ加盟社のみが使う理由はありません」とか、「外国報道機関」は「すでに多くの記者クラブに加盟している実績」があると述べ、記者クラブの「閉鎖性」の問題は改善しているとアピールする。記者クラブに関する争点については本論の考察対象外であるが、記者クラブに加盟しているマスメディアは公的機関と直接的にアクセスすることができるため、権力を持つ一面があることは明確である。

最後に、駒村はリップマンの「擬似環境」論を提起することで、マスメディアは自分が作った「ステレオタイプ」に縛られるという現象を提起した。「擬似環境」を通して現実世界が認識される際、「ステレオタイプ」が生み出されることが少なくない。ところが、「ステレオタイプによる判断が現実を支配してしまう」と問題になる。駒村から見れば、マスメディアの報道は「事実の陰影を捨象して、勸善懲悪の図式を急ごしらえ」する傾向がある。その理由は、「視聴者や購読者」が「勸善懲悪の図式」の報道を望んでいる、という「報道関係

者」が持つ先入観に支配されているからだ。結果として、ジャーナリズムは「世論という名の『もうひとつの言説権力』に呪縛される言説権力」になってしまう（駒村 2006 : 55-57）。駒村の批判は、一線のジャーナリストから見れば、また反論の余地があるかもしれない。ただし、筆者は以上 3 つの例から、「権力を批判する権力」と呼ばれるジャーナリズムの権力は、法律によって公権力に巧妙に支配される側面があると同時に、オーディエンスからの影響を受ける可能性もある、という特徴に注目する。

3.3. 「正当性モデル」から見る「ジャーナリズムと権力」

マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスによって構成される三角関係の中に、「正当性」の概念を導入し、理論的枠組みの構築を試みている先行研究がある。そこでは『『正当性』という共通の価値を媒介に、ジャーナリズムが社会を動かす』（伊藤 2010 : 48）といわれている。伊藤によると、「正当性」の根拠となるものは、「社会規範」であり、すなわち「法律と道徳」である。そのうち、「法律」は「特に制度化されたもの」であると伊藤は指摘する（伊藤 2010 : 35）。また、この「正当性」をとらえるために避けられないのは、フォーリーの「認識枠組み」論に関する議論であると伊藤は述べているが、ここでは詳述はしない。その主旨は伊藤（2006a）が著した『「表現の自由」の社会学——差別的表現と管理社会をめぐる分析』の第 3 章「公的領域としての思想の市場と管理社会論」にまとめられており、本項では、人々の「知識」「認識枠組み」自体が権力として捉えることができるという観点である⁵ということだけ述べておく。

では、伊藤の「正当性モデル」はどのように形成されたのか。そこで次の概念図を参照しながら、その形成過程をまとめる。まずは基本的なフレームとして、「アジェンダビルディング（議題構築）」⁶の観点から、図 1-2 に示されるような、「ジャーナリズム、権力者、市民が相互に影響を与え合う」というモデルが提示されている（伊藤 2010 : 29）

5 このような「知識」または「認識枠組み」の権力性はすなわち、「権力を社会全体に備わった構造的特性として捉える見方」であると伊藤（2010）が指摘する。「つまり、ある事柄に直面したとき、それを認識させる社会共通の認識枠組みこそが、最も強く、人々の行為を規制するものなのではないかという認識である」（伊藤 2010 : 47）。

6 伊藤（2010）によると、「アジェンダビルディング（議題構築）」は「報道がなされる以前の過程、つまり、情報源がメディアに働きかけて、メディアとの交渉の中で社会的にアジェンダを作り上げていく過程」に着目する研究である（伊藤 2010 : 29）。ゆえに、これは「アジェンダ設定（議題設定）」とは異なるものである。

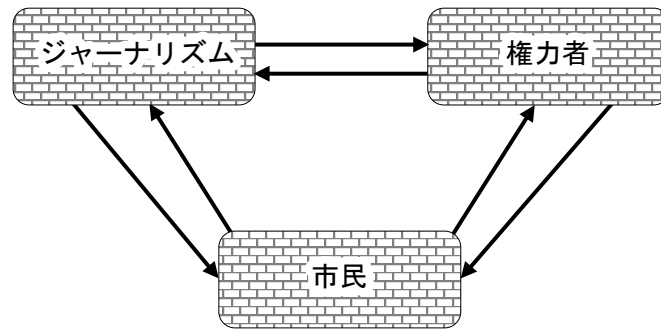


図 1-2 ジャーナリズム、権力者、市民の相互行為モデル (伊藤 2010 : 29)

次に図 1-3 に示されている「正当性」という概念の導入に関しては、川崎 (1998) による権力の資源の三類型——「強制 (暴力)、利益、正統性⁷⁾」——を参考にして提示されたものである。「権力者はジャーナリズムを法律によって規制することができる」というのは「強制」の力であり、「権力者はジャーナリズムに必要とする情報を提供する」ことや、「電波を排他的に利用させる」という「特権」を付与することは、『利益』によって働きかけているのである。それに対して、ジャーナリズムは「正当性」に基づいて『権力者』に働きかける」ということである (伊藤 2010 : 34)。

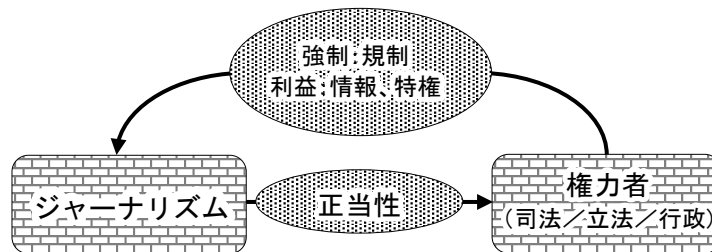


図 1-3 権力の資源を媒介としたジャーナリズムと権力者の力関係 (伊藤 2010 : 34)

そして図 1-4 に示されるように、「正当性」の根拠となるものは「社会規範」であり、これは「法律と道徳」という形で現れるとされるが、「正当性モデル」の完全版は図 1-5 で示される。ここで重要なのが、伊藤は「メディア世論」という概念を提起し、「外部世論」と区別していることである。「メディア世論」はその名の通り、メディアによって作り上げられるものであり、そして「一般に公開された」という「公開性」を持つことになる。「複数の報道機関の報道」や「記事やニュース」が多ければ、一般市民に届くようになる。「公開

7 Legitimacy の和訳は「正統性」と「正当性」の 2 種類がある。伊藤 (2010) によると、前者は「歴史的な経緯や血筋」などの意味を思い浮かべるが、後者は近代国家における「理性的な合意に基礎を置くもの」だと考えられるため、伊藤は「正当性」と表記している。

性」が高くなることで、「権力者に認知されやすくなる」のである（伊藤 2010 : 45）。逆に言えば、メディアによって公開された出来事に対して、権力者は何らかの対応をしなければ、「社会規範」「法律や道徳」に従って行動していないということになってしまい、「正当性」を失う可能性がある。また、「メディア世論」と「社会規範」が繋がっているということは、「自らの境遇の改善」のために市民が「ジャーナリズムを通して広く社会に訴える」ことができることを指している（伊藤 2010 : 46）。

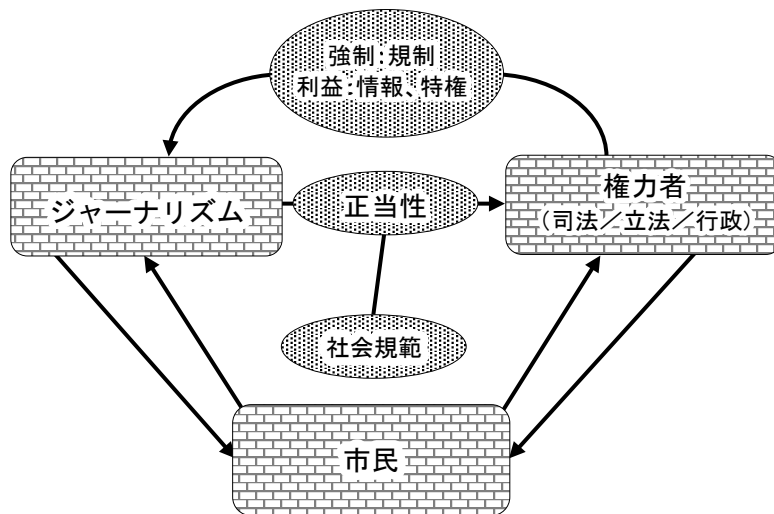


図 1-4 正当性を媒介にしたジャーナリズム、権力者、市民の相互行為（伊藤 2010 : 36）

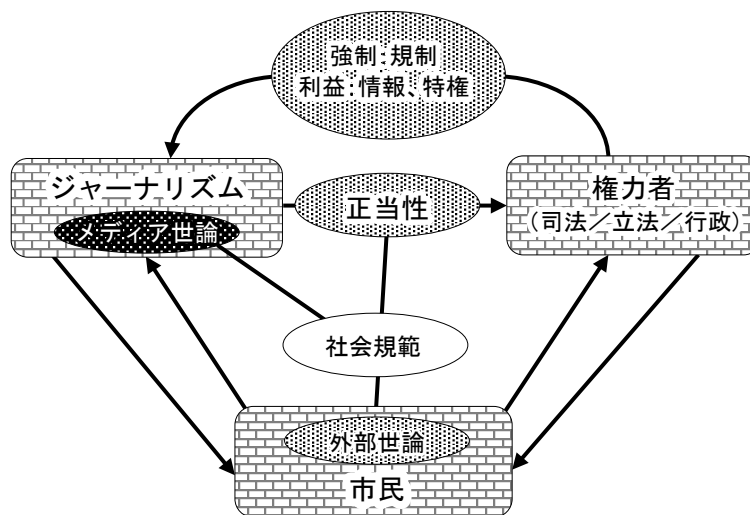


図 1-5 正当性モデルのイメージ（伊藤 2010 : 46）

したがって、伊藤の「正当性モデル」理論をまとめると、次のとおり説明することができ

るだろう。ジャーナリズム、公権力の権力者、市民によって構成された三角関係の中、公権力の権力者はジャーナリズムに情報を供給したりメディアに規制をかけたりし、社会全体を管理し、治めている。それに対して、人々の「認識枠組み」が人々の行為を規制するものであるため、もうひとつの権力として捉えられる。この認識枠組みの権力性を踏まえて、人々に共通する「社会規範」は、「法律や道徳」という形で現れる。これはすべての人が遵守しなければならないものであり、「共通の価値規範」としてジャーナリズムによって調達されている。世の中の出来事や発覚したスキャンダルは、メディアが作り上げた「メディア世論」を通して社会に公開され、「正当性」の大義名分の下で権力者を追い詰める。市民と権力者の間でメディアを経由せずにやり取りをすることもあるが、「メディア世論」を通して広く社会に訴えて権力者を動かすというプロセスはもっと一般的であろう。

3.4. 先行研究の評価

以上の先行研究は、本章で「マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス 3 者の関係」を論じる理論研究の妥当性を担保するものである。まとめていうと、2.2 で見たとおり、「権力」に関する多くの議論は「影響力」の領域で共通している。故に、「権力」に言及する際にはその概念をより明確にする必要がある。また、本節で挙げる大石（2006；2014）、駒村（2006）による先行研究を見れば分かるように、「権力」を提起する際に、言及される対象は公権力の権力者に限らず、ジャーナリズムという規範をもとに行動するマスメディアにも、社会的な権力が現れる。さらに、伊藤（2010）による先行研究では、マスメディアは「正当性」に沿って公権力の権力者に働きかける可能性を示唆しており、マスメディア、公権力の権力者、有権者の市民といった 3 者をまとめて、ひとつの権力関係のモデルに総括している。そして、大石（2006；2014）、駒村（2006）の研究と伊藤（2010）の研究は相互補完の関係をなす。

したがって、本論の「マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス」といった三角関係を論じる理論的枠組みの構築にあたって、以上の先行研究は多くの論点を提供している。例えば公権力の権力者はマスメディアの情報源として存在し、マスメディアに何らかの制限をかけることができる。また、マスメディアは世の中の出来事を編集して「物語化」あるいは「擬似環境」を作る、もしくは「メディア世論」を作り出すという点は、マスメディアの権力行使と見なされる。さらに、オーディエンスは世論の観点からマスメディアに何らかの影響を及ぼしている。以上は多少なりとも先行研究に言及されていた。

しかし、この三角関係の構図は、先行研究である程度作られたが、完成する形に至ってい

ないのではないか。なぜなら、大石（2006；2014）や駒村（2006）によるものは総括的な理論でありながら、三角関係のような理論的枠組みとして提示されていない。他方、伊藤（2010）の研究では、権力の概念を中心に据えて議論していない。伊藤はギデنز（2004）による権力の概念を引用しているが、川崎（1998）による権力の資源の三類型を紹介した後、もっぱら「正当性」を中心とする議論に転じた。既述したように、伊藤はフーコー流の権力観、つまり人々の「認識枠組み」の権力性を主張している。彼はマスメディア、権力者、市民といった3者の権力関係を概観しているが、帰結する先は権力ではなく、この「正当性」となっている。確かに正当性の概念は極めて重要である。にもかかわらず、現実社会において正当性はどれほど効力を持ち、権力を制限する決め手になっているのかは疑問である⁸。健全な民主主義社会では、「法律や道徳」という正当性が裏付けられた「認識枠組み」は大きな力を持っている。ところが、教育やメディアなどの影響力を考慮に入れば、その「認識枠組み」は時間が経つとともに他のものが少しずつ入れ替わりつづけるものではないか。

4. ルーマンの権力論の全体像

4.1. 社会理論で開かれる新たな可能性

ここまでのプロセスを振り返ると次のようになる。まずは権力の概念に関する討議から始まり、次に権力の隣接概念に位置付ける影響力に関する議論に触れ、権力と影響力との重層している関係を提示した。そして、マスメディアの規範的な位置づけとされる、ジャーナリズムの概念を定義し、さらに、先行研究におけるマスメディア研究の視点から見るメディアと権力に関するいくつかの議論を取り上げた。しかし、以上の先行研究ではひとつの問題点が浮上する。その問題点とは、それぞれの視点や方法論が異なるということである。第2節のような、権力とジャーナリズムとの概念論を中心にされるものと比べれば、第3節の「マスメディア視点から見るメディアと権力」は、メディア中心的なパースペクティブとなり、研究のアプローチが異なる。先行研究の権力論やジャーナリズム論で見られるような概念を抽出する作業、またマスメディア研究に見られるような経験的なまとめ作業は、どちらも必要不可欠である。ところが、マスメディアと公権力を論じる際、もし社会理論の視点から、両者を同一の地平から見ることができれば、メディアと権力に関する研究に新たな可能性が開かれるのではないか。

8 「正当性」に対する本論としての詳しい考えは、第5章の3.3を参照されたい。

多くの社会理論の中、「コミュニケーション」が社会を構成するというルーマンの社会理論は、独自の強みと客観的記述性を持つのである。ルーマンの「コミュニケーション」は独自の概念となっており、本節の 4.4 で詳しく議論にする。「マスメディアと公権力」に関する研究では、ルーマンの社会理論における「コミュニケーション」という共通の理論的基礎をもって、一元的な研究アプローチを提案することは可能であれば、新たな地平が開かれると期待される。

4.2. 伝統の権力観に対する批判

ルーマンは、従来の社会理論における「人間主義的な立場」、つまり人間の行動、行為を中心とする社会学の伝統を覆す。その代わりに、「コミュニケーション」が社会を成立している、ということを論証しようとする（長岡 2006 : 6-7）。ルーマンにとって、権力は人間の能力または人間の性質ではなく、権力はコミュニケーション過程の一部として、ルーマン早期のシステム理論の中心に位置づけられ、コミュニケーション・メディアと見なされている。ルーマンが指摘する伝統の権力観における問題点の中から、長岡（1986）と Konertz（2020）とともに言及されている 3 点を取り上げる。

ルーマンはまず、伝統の権力観における因果性（causality）の仮定を否定している（長岡 1986 : 211-212 ; Konertz 2020: 394-395）。権力の因果性は、権力が結果の原因、即ち行動を引き起こすことの原因として理解されるということを意味する。既に 2.1 で見ているように、ヴェーバー（1972）の権力観、ダール（Dahl, 1957）の権力観、またはギデنز（2004）の権力観は、いずれも権力が行動を引き起こす原因であると捉えている。このような単純化される因果関係の下に考えられる伝統の権力観は、世界の複雑性（complexity）と、二重の偶発性（double contingency）を反映していない（Konertz 2020: 395）。複雑性という概念が指し示すのは、社会の中で「コミュニケーションとして」「その都度実現されうるものよりも、つねに多くの可能性が存在するという事実である」（GLU : 274）⁹。二重の偶発性に関して 4.3 で詳しく説明するが、分かりやすい言い方をすれば、「二人の人間の間で、一人がどのような振り舞いをするかは相手の出方次第であり、相手側からみても事情は同様、という状況のことである」（山本 2010 : 188）。権力が行動を引き起こす原因と捉えるのであれば、権力の起源までに遡行することができないし、コミュニケーションにおける複雑性はいかに縮減されてきて、このような因果的関連を持つようになるのかも分からない（長岡 1986 : 212）。

9 『GLU : ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集』を指し、以降は「GLU」と省略する。

次に、伝統の権力観において、権力が所有物 (possession) と認識される観点は、ルーマンによって批判される (長岡 1986 : 217-218 ; Konertz 2020: 395)。所有物としての権力の観点とは、権力を持つ側は永続的な優越性であり、具体的な状況から独立され、権力が行使される具体的な状況は考えられていない。つまり、権力を行使する人は、その時の状況を考えなくてもよいし、努力しなくてもよい、どこでも権力を行使することができるという (Konertz 2020: 395)。権力は所有物と見なされ、譲渡移転することもできるものと想定されるが、このような事態はいかなる条件に依存し、また、このような想定は当たっているかどうかに関しては、伝統の権力観では議論されていないという (長岡 1986 : 218)。

そして、伝統の権力観では、権力は閉鎖されるシステムであるとルーマンは主張する (長岡 1986 : 218-219 ; Konertz 2020: 396)。「閉鎖」というのは、「環境のわずかな変数によってしか影響を受けず」「いずれにしても、外部の変化は、内部の代替的選択肢・対抗権力・意思決定の諸過程といったものを活性化させることはない」ということを指す (長岡 1986 : 219)。例えば、「A が B に対して、B の意志に関係なくあることがらを受け容れさせることができる (というのも A は B の意志を強制によって砕くことができるから)」ということとは、伝統の権力観の前提である (長岡 1986 : 218-219)。閉鎖的な権力システムの特徴、あるいは前提に関して、長岡と Konertz は次のような 2 点を取り上げている。ひとつは、ヒエラルキー的な連鎖構造となり、A と B、B と C の間に権力関係があれば、A と C の間にも権力関係があると想定されること。もうひとつは、権力の総量は一定不変であること (長岡 1986 : 219 ; Konertz 2020: 396)。ヒエラルキー的な連鎖構造は、カウンターパワー (反権力) によって打破されうるし、技術の進歩とともに組織の複雑性が増加するから、組織内の権力の総量は不変ではなく、増えていくものだとルーマンは主張する (Konertz 2020: 396)。

4.3. 二重の偶発性の問題

ルーマンの社会理論における中核に位置付けられる、コミュニケーションの概念を導入する前に、まず、コミュニケーションの発端に位置付けられる「二重の偶発性 (double contingency)」という問題設定から始める。

ルーマン (2020a) によると、「偶発性」とは、「必然性と不可能性とを排除することを通して」獲得する概念である。つまり「現に在るとおり『である』(であった、になるだろう)、『ありうる』」のほか、別様にあるのも可能である (ルーマン 2020a : 146)。「二重の偶発性」という問題設定は元来、パーソンズの理論に由来する。「自我は自分の行為を他我への

依存の下で選ばなければならない、同時に他我は他我で、自分の行為を自我に依存させながら選ばなければならないとすれば、社会的秩序は一体どうして可能であるのか」という事態を指し示す（長岡 1986 : 221）。パーソンズからすれば、二重の偶発性の状況を打破し、両者の間に相互行為が可能となるのは、「あらかじめ共通の価値が存在しているからだ」という。つまり、「両者はあらかじめ相手が何を期待しているかを予想できる程度に、社会のルールや価値観（要するに文化）を共有しているのである」（山本 2010 : 189）。

しかし、ルーマンからすれば、パーソンズの価値合意からの論点は、答えにならない。「二重の偶発性」問題は、共通の価値観、文化など、社会の合意の射程に置いてあるもので、解決され得るとするならば、その前の段階として、文化は過去において如何に成立してきたのか、また問われることになる（ルーマン 2020a : 144）。ルーマンは、「二重の偶発性という問題の解決を、現存の合意の中にだけ、つまり社会次元の中にだけ求めねばならないという理由など」は一切ないと主張する。その代わりに、「機能的に等価なもの」によって、この二重の偶発性の問題は解決され得る（ルーマン 2020a : 145）。例えば、コミュニケーションの一方は、親しみを込めた視線、身振りをはじめとする、さまざまな試行錯誤を繰り返すように、さしあたり手探りで行動すると、相手側がどのような反応を示してくれるのかを観察することができる。二重の偶発性という不確実な状況は、このような試行的な手探りでの行動で打破され得る。結局、二重の偶発性の問題自体における「不確かさ」そのものが、この問題の解決（何らかの確定的なもの）に向かうすべての発端となるのではないか。このパラドキシカルな現象は、一般システム理論で提起される「ノイズからの秩序」¹⁰という観点が、引き合いに出される。だからこそ、ルーマンの主張は一見、逆説のように見えるが、「まさに不確実であるからこそ、ほんの些細な『偶然』によって相互行為の糸口を得ることができるからである（ノイズからの秩序）」という結論に至ったのである（山本 2010 : 189）。

4.4. コミュニケーションの概念

次に、ルーマンの社会理論の中核に位置付けられる「コミュニケーション」の概念を説明する。二重の偶発性の初期段階、つまりコミュニケーションの両方における「睨み合い」の膠着状態が、いずれにせよ、どちらかの側によって打破される。その際、自己の行為も他者の行為も、相互にそれぞれの選択が偶発的なものとして、観察されている（GLU : 254）。コミュニケーションの両方は、引き続き相互観察を行う。これからの自分側が発するコミュ

10 「ノイズからの秩序」に関しては、次の論文を参照されたい。von Foerster, Heinz (2003) "On Self-Organizing Systems and Their Environments". In: *Understanding Understanding: Essays on Cybernetics and Cognition*. Springer, New York, NY. pp.1-19.

コミュニケーション行為は、前の相手側から発しているコミュニケーション行為を、自分なりに理解（または誤解）する上で行わなければならない。相手側もまた同じプロセスをたどり着くこととなり、上記の「自分なりの理解（または誤解）」を取り入れ、相手側ならではの理解や誤解がなされていく。それを踏まえて、自分側のところではまた新たなコミュニケーション行為が始まる。このように、一種の相互的「入れ子構造」と見られる。人と人とは体も思考も隔たるものだから、他者の視座からみえている物事を、もれなく再現するとは、厳密的に言えばありえない。あくまでも相手の立場から、相手の事情を予想して自分の視座に取り入れ、これから自分はどう行動すればよいのかを考えるのである。

したがって、ルーマンの「コミュニケーション」は、コミュニケーションの下にある情報の伝送のこと（知識や情報の伝達行為）ではないし、コミュニケーション的行為（報知行為）でもないのである。ルーマンはコミュニケーションという出来事を、「情報」と「伝達」と「理解」という、三重の選択の統一体として捉えている（長岡 1986 : 224-225 ; 長岡 2006 : 7-8）。もっと精確に言うと、コミュニケーションは、(1) 伝達、(2) 情報、(3) 情報と伝達の差異の理解¹¹、という3つの選択の総合から成り立つものである（GLU : 123）。ここでは、「情報、伝達、理解はいずれも選択である」（GLU : 124）、という理論的規定が分かる。この三つの選択をさらに詳しく説明すると次の通りである。(1) 相手は何かを「言っている」という、伝達する行為の事実は、相手の「言う／言わない」から選択される結果である。(2) 相手が「何か」を言っている。この「何か」という情報は、相手が他の情報を排除した後の、選択した結果である。(3) 「相手が何かを言う」ということに対して、自分はいかに理解するのかということは、自分が行う選択である。

ルーマンのコミュニケーション概念は、なぜ上記のように定義されるかについて、長岡（2006）の次のように解説する。2つ以上の意識（2つ以上の人間）がコミュニケーションに参加し、「情報と伝達の区別に基づいて（誤解を含めた意味での）理解がなされなければならない」。なぜならば、「情報と伝達の区別がなされないときには」「単なる知覚しか生じないから」であって、人と人との関係を、「社会的な関係として樹立するには不十分である」。「このコミュニケーションの概念でもって、ルーマンは社会の研究につきまどってきた認識論的な障害」を打ち破ることが期待される（長岡 2006 : 7-8）。

11 すなわち、情報と、その情報を伝達しようとした他者の意図とが異なると理解することである。例えば、他者が自分に対して「雨が降っている」と言う時、その目的は今の天気の様子を伝えることだけではなく、他者は自分に傘を持って行かせるという意図が考えられる。このように、情報と伝達の意図が違っていると自分が意識している時、コミュニケーションが成立するのである。

4.5. 権力コミュニケーション論の基本型

そして、ルーマンによる権力コミュニケーション論の定義は次の通りである。まず、『権力』の日本語版序文によると、「あるひとが否定的なサンクションを設定することができ、それによって脅しをかけることができる場合にかぎって存在している」ということである（ルーマン 1986 : ii）。または、『GLU : ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集』によれば、「権力とは、自己の行為の前提として他者の行為を受け入れることを蓋然的にする、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアである」というように規定される（GLU : 97）。いずれの定義にせよ、権力コミュニケーションは、次のような否定的なサンクションが介在する選択を操縦する過程として理解することができる。

ルーマンによると、権力を持つ側は権力を受ける側を服従させる蓋然性を確実にするために、2つの「選ばれる選択肢の組み合わせ」を提供せねばならない。すなわち、否定的サンクション付きの「回避選択肢のある組み合わせを、この組み合わせほどには評価が否定的でない他の選択肢の組み合わせと条件的に結合するという可能性」という選択肢の組み合わせの前提で、権力コミュニケーションが発生する（ルーマン 1986 : 34-35、傍点は著者、以下同）。否定的サンクション付きの選択肢による「脅し（＝実現される可能性）」が存在するが故に、権力服従者は動機づけられ得る。

2つの選ばれる選択肢を、(A) と (B) で分けて説明しよう。(A) は「否定的なサンクション」付きの、権力を受ける側が回避しようとする「回避選択肢」である。この選択肢は権力を受ける側に「脅しをかける」効果がある。(B) は権力を持つ側が「期待している選択肢」である。選択肢 (A) が存在するが故に、選択肢 (B) は、権力を受ける側によって選ばれるようになる（Luhmann 2017 : 134-135; ルーマン 1986 : 34-35）。このように、権力コミュニケーションは、権力双方の「選択」の上に基づいている。否定的なサンクションによる「脅し（つまり実現される可能性）」が存在するが故に、権力を受ける側が動機付けられて、自分の選択結果が権力を持つ側によって操縦されることになる（Luhmann 2017 : 121-122; ルーマン 1986 : 10-12 を参照）。したがって、権力は、「実現化を回避されるような選択肢が与えられている、ということに依拠していることになる」（Luhmann 2017 : 135; ルーマン 1986 : 35）。

否定的なサンクション一つ特殊な例は、ポジティブの給付の取り消しによって発生する否定的なサンクションである。ルーマンによると、「否定的な賞罰（ネガティブなサンクション）の場合、初発状態は権力保持者による正（ポジティブ）の給付——たとえば防衛の約束、愛の表示、支払いの約束——に基づくものであって一向にさしつかえない。しかしながら、

この初発状態そのものまでがではなくて、その取消しが権力服従者の行動に依存させられる場合には、この初発状態は権力に変換されることになる。」(ルーマン 1986 : 36) ルーマンは出版補助金を例としてこの状況を説明する。政府は、国からの出版補助金を取り消す可能性を言明すること(政府当局による脅し)によって、政府に対する批判的な見解を抑制しようとする、という事例が挙げられる。

権力コミュニケーションにおける回避選択肢は、権力を持つ側にとっても、実現されなければ都合が良い。回避選択肢の実現(たとえば少しでも暴力が行使されること)に至ると、「コミュニケーション構造は二度とあともどりできない状態へ」と変化してしまい、権力は崩壊するからである(Luhmann 2017: 135; ルーマン 1986 : 35 ; また『GLU』の p.99 は参照可能)。このように、ルーマンは権力資源(例えば物理的暴力)と権力コミュニケーションを明確に区別している。「二度とあともどりできない」ということは、「命令—服従」の構造が解体している状態と考えられる。わかりやすい例で説明すれば次のようになる。法律に違反すると警察に捕まえられたり拘留されたり、また裁判を受けたりすることになるが、ほとんどの人はこのようなことにならぬよう法律に違反することを回避する。その際に、ある意味で「命令—服従」という権力関係が成立する。一方、法律に違反したとすれば、国家権力による強制の力によって制裁される可能性が現実化されることになるため、「命令—服従」の構造が崩壊することになっていく。すなわちルーマンが言った「権力コミュニケーション」は失敗したという状況になる。

また、権力コミュニケーションは、一方から他方にかけるという「強制」とは別個な概念であるとルーマンは主張する。強制の場合、選択の可能性はゼロに下がってしまうからである(Luhmann 2017: 122; ルーマン 1986 : 13)。

前述した「コミュニケーション」の概念と結び付けて考えれば、権力コミュニケーションはより明白になる。権力を持つ側は(A)「否定的なサンクション」付きの選択肢と(B)自分にとって都合が良い「期待している選択肢」という2つの選択肢(情報)を、権力を受ける側に提供する(伝達)。そして、権力を受ける側は、相手が期待する選択肢(B)を受け入れなければ、「否定的なサンクション」付きの選択肢(A)が、実現される可能性が十分であろうと、この状況を受け止める可能性が高い(理解)。結果として、権力を持つ側の期待する選択肢(B)が実現されることとなる。以上はルーマンが言う「権力コミュニケーション」のプロセスの基本型となる。

権力コミュニケーションでは、「権力を持つ側/権力を受ける側」を判断するのに使う基本的な、二者択一のルールとして、「コード」と呼ばれる二重化規則がある。「権力のコードは、〈劣位/優位〉という区別である」(GLU: 99; GLU: 118)。劣位になっている側(権力

を受ける側)は、優位に立つ側(権力を持つ側)が期待している選択肢を受容しなければならない。もし反抗するならば、否定的なサンクションが付く回避選択肢は実現に至る可能性が高い。「優位/劣位」以外の第三の可能性はありえない。すなわち、権力コミュニケーションにおける「無数の可能性が、相互に否定の関係にあるたった2つの選択肢に縮減される」という状況になる(GLU:118)。この二重化規則を利用すれば、特定のコンテキストに還元してケースバイケースで判断することはなく、権力コミュニケーションの成功の蓋然性が高まってくる。

また、「権力資源」の概念は、ルーマンの「権力コミュニケーション」論の中の「否定的サンクション」ととらえることが可能である。既述したように、川崎(1998)は権力資源を強制(暴力)、利益、正統性に分類しており、大石(2006;2014)は「国家機構(つまりThompson(1995)による経済、政治、強制、象徴という4つの権力類型)」を権力資源の代表例として取り上げている。ジャーナリズムの権力資源を、マスメディア自体の影響力の大きさ、政治エリートをはじめとする「情報源に対するアクセス」性の高さ、および「入手した情報を報道、解説、論評」し、「社会に向けて発信する専門的な能力」を指すと大石は主張する。大石の認識をさらに抽象的にまとめてみれば、上記の権力資源を利用することで、「否定的サンクション」の可能性が予期されるのであるならば、権力コミュニケーションが機能しはじめるようになるのである。これは、前述した「権力は、『実現化を回避されるような選択肢が与えられている』」というルーマンの論点と合致する。

5. 理論的枠組みの構築

「権力とメディア」に関するこれまでの先行研究を踏まえ、筆者は権力コミュニケーション論を中心にしてマスメディア、公権力の権力者、オーディエンスという三角関係の理論モデル(図1-6)を作成する。ルーマンの「権力コミュニケーション」論では、権力関係は送り手と受け手に絞られており、「正当性」というような外部の影響を取り入れていない。この理論の明快さ、分かりやすさを利用し、先行研究を援用しながら、三角関係にある6つの権力コミュニケーションの解説を試みる。

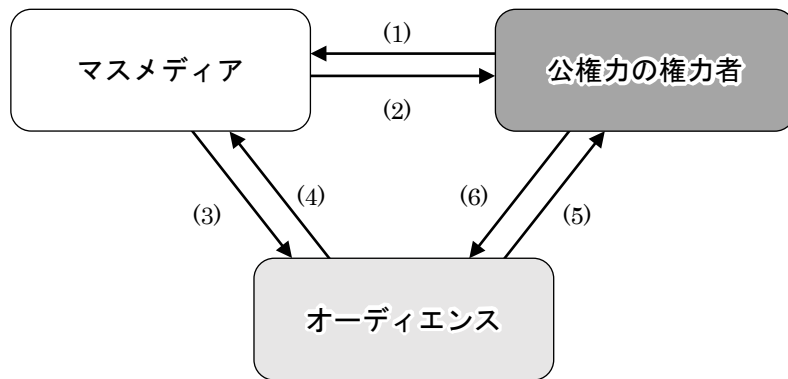


図 1-6 マスメディア、公権力、オーディエンスの
3者の権力関係のイメージ (朱 2022 : 33)

5.1. マスメディアと公権力の権力者

まず、マスメディアと公権力の権力者の間には、相互に (1) と (2) という 2つの権力関係が発生する。(1) の方向に示したように、公権力の権力者はマスメディアに対して、法律に則って規制また管理をすることや、情報源としてマスメディアに情報提供をしたり (伊藤 2010 : 34)、取材上の便宜——例えば記者クラブ (駒村 2006 : 50) ——を与えたりすることなどを指すものである。法律による制裁、情報提供の拒否というような「否定的なサンクション」付きの選択肢を、マスメディアは可能な限り回避する必要がある。そのため、公権力の権力者がこの選択肢を使ってマスメディアを脅かすことができるようになる。他方、(2) で示されるように、マスメディアは完全に受動的な位置づけに立っているとは言えない。公権力の権力者に対して、ジャーナリズム活動を通して社会的な権力を行使することができるのである。具体例を挙げれば、伊藤 (2010) のモデルで示された、ジャーナリズムの枠に囲まれている「メディア世論」が、ここに当てはまる。これを受けて「政治エリート」は、「マスメディアの報道、解説、論評を予期しながら自らの言動を調整、さらに修正する」ことが多い、という状況は既に指摘されている (大石 2006 : 5 ; 2014 : 14)。ゆえに、マスメディアが持つ「否定的なサンクション」はここに当たる。現実社会において、政治家はマスメディアの報道がもたらす影響を考慮に入れて、自分の言動を注意しなければ、マスメディアからのバッシングを受けてしまう可能性が高くなるのである。

5.2. マスメディアとオーディエンス

続いて、マスメディアとオーディエンスの権力関係は、(3) と (4) の部分である。(3)

に示した権力関係¹²は、既に大石（2006；2014）によって詳しく解説されている。ジャーナリズムは「マスメディアという組織」と「ジャーナリスト」によって構成される「権力行使主体」であり、「情報源に対するアクセス可能性」が高く、「入手した情報を報道、解説、論評」という形式で、オーディエンス・社会に発信する「専門的な技能や技術」を持っている（大石 2006：4-5；2014：13）。また、マスメディアはアジェンダ設定（議題設定）機能を通して、社会に影響を及ぼす（大石 2014：25）。そして、「出来事の世界化」を通して「一定の価値観を提示」する「権力作用」が見られる（大石、2006：9；2014：27）。そうであるならば、マスメディアは「社会的な影響力、すなわち社会に対する権力を行使している」（大石 2006：5）。インターネットの普及により、マスメディアの影響力は限定されつつあるものの、「社会における情報の共有という観点から」（大石 2014：13）、あるいは近年顕在化してきた情報の信憑性の問題から考えれば、マスメディアの地位は簡単には代替されないだろうと考えられる。オーディエンスの側からすれば、個人の SNS アカウントから発信された内容が世間の共感を呼び、その内容自体が刺激的で注目になる場合、社会的な関心を集めることができるかもしれない。しかし信憑性があるかどうかという問題では、マスメディアによる事実確認というステップを飛ばすことはできないと考えられる。

その反対に、(4) に示されるように、マスメディアが提供する情報に、オーディエンスが「反応することで、ジャーナリズムに影響を及ぼしている」（大石 2006：5）。マスメディアも「政治エリートやオーディエンスの反応を事前に予測し、それを参照しながら日々活動するのがつねである」（大石 2014：15）。こうしたマスメディアに反映されていない「オーディエンスの反応」や世の中の声は、伊藤（2010）のモデルの中では、「市民」の枠に入る「外部世論」として位置づけられている。既に駒村（2006）の先行研究で見てきたように、ジャーナリズム自体がオーディエンスからの影響を受ける可能性もある（駒村 2006：55-57）。さらにわかりやすい例を挙げれば、オーディエンス側の読者は、新聞の購読をやめるといったような不買の権利（否定的なサンクション）を持っている。そのため、オーディエンスからマスメディアに対する権力も存在することが確認できるのである。

5.3. 公権力の権力者とオーディエンス

最後の権力関係は、公権力を司る権力者と、有権者の市民が大半を占めるオーディエンス

12 (3) の権力関係をルーマンの「権力コミュニケーション」概念で説明しつくすことができるかどうかは、第 5 章の 4.1 でより踏み込んで検討することになる。ここでは大石の説明を援用することで、論旨の整合性を取るにとどめておく。

との関係性で、(5)と(6)で示される。これに関しては既に伊藤(2010)の研究で三角関係という形で現れている。例えば公権力を司る権力者は権力資源を使って国家を管理する。権力資源に関しては、既に4.5で言及したように、ルーマンの「権力コミュニケーション」論の中の「否定的サンクション」と理解することができる。(6)に示されるように、国家権力が有効である理由は、強制力を使用する可能性が、否定的なサンクションとして現れるからである。なぜ「可能性」と言わなければならないのかと言えば、既に4.5で言及した通り、回避選択肢が実現されると、権力コミュニケーションの構造が崩壊することになってしまうからである。「可能性」のままであるからこそ、否定的なサンクションが介在しているアクターの選択を操縦する過程、つまり権力コミュニケーションは、機能しはじめる。権力を持つ側が、権力を受ける側を「期待選択肢」を選ぶように働きかけることが可能となる。

続いて反対側の(5)は、特に民主主義国家を想定した場合、より明白である。例えば選挙の時、選挙権を有する市民が「有権者」と呼ばれる理由はここにある。立候補者の演説やパンフレットなどで、有権者は直接的に情報を獲得することができるが、マスメディアを経由し、立候補者の政策主張、例えば税率の増減、福祉政策、経済政策、就職支援などの情報にアクセスすることが一般的である。施政方針の善し悪しは、有権者の身近な生活に関わるため、有権者自身の判断によって、投票による多数決で議員、公権力の指導者を任免することができる。また、伊藤(2010)のモデルの「外部世論」は本論のこの部分と重なり合う。世の中の評判は、すべてが「メディア世論」に反映されているわけではない。しかし、公権力の権力者がオーディエンスの声——その中で有権者の数は決して少なくはない——を完全に無視してしまうと、その結果として、政策執行に支障を来すことは想像に難くない。

以上で考察した内容をまとめたものが表1-3である。(1)～(6)の6つの権力方向はそれぞれ図1-6に対応しており、またその権力現象を代表する例を挙げておく。

表 1-3 6つの権力方向およびその代表例 (朱 2022 : 36)

番号	方向	権力現象の例
(1)	公権力の権力者→マスメディア	法的規制、情報提供
(2)	マスメディア→公権力の権力者	否定的報道と論評、メディア世論
(3)	マスメディア→オーディエンス	議題設定機能、出来事の物語化
(4)	オーディエンス→マスメディア	オーディエンスの反応、外部世論、不買の権利
(5)	オーディエンス→公権力の権力者	選挙権、外部世論
(6)	公権力の権力者→オーディエンス	強制の力または物理的暴力の使用可能性

6. 結論と残される課題

本章では、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスといった3者の双方向的にやり取りされる権力構造を提示し、ルーマンの権力コミュニケーション論に基づき、先行研究を援用しながら、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の関係を総括することができる理論的枠組みを作り上げた。ルーマンの「権力コミュニケーション」論を採用する理由は、否定的なサンクションを介在させたアクターの行為の説明が、「正当性」のような外部の影響を排除しているため、要素を絞って現実的かつ理論的な整合性が高く、経験的な叙述と比べ、権力の概念をより明快的に把握できるからである。本章で提出される理論的枠組みの独自性は、権力コミュニケーション論の概念を土台にして、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンス3者の関係を、6つの権力関係に分けて総合的に説明している点にある。この理論的枠組みは、後述の事例研究を分析するための枠組みとして利用される。

ただし、本章では2つの課題が残される。

一つ目は、6つの権力関係を表す理論的枠組みにおいて、6つの力のそれぞれの大きさが論じられてはいないことである。力の強弱の問題は時代や地域によって大きく変化する。したがって、本論の事例研究の部分において、本章で作り上げる理論的枠組みを利用し、力の強弱に関しては重ねる論考が必要となる。

二つ目は、「マスメディア→オーディエンス」というものが、先行研究では権力現象として解釈されるものの、ルーマンの権力コミュニケーション論の場合であれば理解しがたいということである。マスメディアの技術的側面、つまり不特定多数に向けて同時に発信するという特性から考えると、マスメディアはオーディエンスの需要を事前に予想しなければならない。マスメディアのコミュニケーションは、権力コミュニケーションと同じ、コミュニケーションを通して、すなわち情報、伝達、情報と伝達との差異の理解といった三重の選択の総合を通して成立する。にもかかわらず、マスメディアのコミュニケーションと権力コミュニケーションとは選択の基準が異なる。「マスメディア→オーディエンス」ということは、マスメディアは自分自身が期待する現実を実現させる、というような直接的なものではない。マスメディアはオーディエンスの求めに応えるために、マスメディア自身が観察している世界の現実を提供しようとするが、その結果は、マスメディアが観察している現実そのものが、オーディエンスの世界認識において基礎を築き上げているということになる。そこで第2章では、ルーマンの「2つのリアリティ」論を提起することで、マスメディアが持つ

「権力」をより立体的に説明することとする。

第2章 構築されるマスメディアのリアリティと権力コミ

ュニケーション

1. 本章の目的

本章では、マスメディアと公権力との力関係に関連する 2 つの論点を、ルーマンの社会理論を援用しながら展開する。

前半では、ルーマンの『マスメディアのリアリティ』から由来する「2 つのリアリティ」論が中心的論点となる。また、「2 つのリアリティ」論を裏付けるルーマンの社会理論の基本概念、つまりオートポイエーシス・システム概念を取り上げることとする。いわゆるオートポイエーシスとは、システムは自分自身と環境との差異化を通して得た情報をシステムに再参入し、システムの中で自己言及的にしながら自己産出をし続けているということを示す。「2 つのリアリティ」とオートポイエーシス・システム概念を説明することで、市民社会論とは異なる捉え方でオーディエンスにアプローチすることができるのである。「2 つのリアリティ」論でマスメディアのリアリティのことを論じることによって、第 1 章で言及した、基本型の権力コミュニケーションはさらに変化し、マスメディアのリアリティは権力資源と見なされ得るということになる。

後半では、法が権力の第二コードとして如何に要請されてきたのかを解説する。法によって規範化された権力が、権力コミュニケーションにおける相手の行動を動機づけることができる。故に、法は、「権力を持つ側は権力を受ける側を服従させる蓋然性を確実にする」という見通しを立てることができる。第 1 章で言及した権力コミュニケーションの基本型と比較すれば、第 2 章で展開するメタレベルの権力コミュニケーション論では、法による第二コード化が、建前上、上位的に位置づけられる。「建前上」といった限定条件を付け加える理由は、次のような事情が考えられるからである。権力コミュニケーションの理論では、「誰が権力を持つのか」ということを判断する際、最終的に政治システムの権力コミュニケーションに回帰しなければならない。すなわち、権力コミュニケーションの基本型で見られる法則を利用することになるのである。この法則は、アクターの間力関係のバランスが重要視され、その都度の力関係の進み具合、言い換えれば力関係における強弱のバランスはどちらに偏っているかを基準にして判断しなければならない、ということなのである。

2. ルーマンの「2つのリアリティ」論の展開

本節ではルーマンの「2つのリアリティ」論を次のように展開する。

2.1 では、マスメディアが成り立つにあたっての2つの前提条件を提示する。ひとつは、活字印刷術を代表とする伝播技術の進歩としての技術的前提である。もうひとつは、対面または手書き文字で行われる直接的なインターアクションの不在という状況的前提である。

2.2 では、ルーマンの社会理論とマスメディア論において重要な概念、情報（インフォメーション）の概念を論じる。ルーマンの「情報は差異である」という概念を援用し、マスメディアの「インフォメーション」とルーマンのコミュニケーション論における「情報」が、同じ概念であるということを論じる。

前項の考察に基づいて、2.3 ではルーマンのシステム理論における中核的概念を取り上げる。閉鎖的に ^{オペレーション} 作動する ^{オートポイエティック} 自己産出的システムは如何に形成しているのか、また作動（オペレーション）、観察の概念を、詳説する。

続いて、2.4 では、本章で主要な論点のひとつとなる、「マスメディアのリアリティ」の概念に踏み込む。マスメディアシステムを皮切りにして、マスメディアのリアリティが作り上げられるプロセス、および2つのリアリティの形成過程について、詳しく解説する。2つのリアリティの関係性から、マスメディアのリアリティが権力資源としての性質を有するということが分かる。

さらに、2.5 では、2つのリアリティ理論から、世論を再考する。2つのリアリティ理論は、第1章で提起した「メディア世論」と「外部世論」とは親和性が高い。

また、2.6 では、マスメディアが追求している「真実」と学術領域で求められている「真」とは異なるものであると最初に提起する。報道活動で積み重なる経験から凝縮している「ニュースバリュー」は実はニュースの選択装置なのであるという論点を提示する。

最後、2.7 では、以上の考察をまとめた上、「オーディエンス」を「市民社会」の概念から区別する理由を説明する。コミュニケーション・システムのスタンスに立ち、社会のリアリティはマスメディアのリアリティという前提をもとにして構築してきたという過程から議論を広げる。その上で、オーディエンスがマスメディアと公権力との力関係を観察する視座になるという論点の根拠を明示する。

2.1. マスメディアとしての技術的前提

マスメディアが「不特定多数」の人々に対し、同時に発信する能力を持つようになったのは、活字印刷術の発達と普及によるものである。従来のコミュニケーションの仕方、つまり

対面で行うコミュニケーションまたは言語に基づいて行われる文字でのコミュニケーションを、根本的に変えたからである。この技術的革新により、複数の人々に対して同時に発信できるようになるが、「不特定」の受け手に対してどのような内容を発信すれば適切なのかという課題が浮上する。この課題はマスメディア自身で乗り越えなければならない。

まず、活字印刷術を代表とする伝播技術の進歩によって、直接的なインターアクションを介在せずに、コミュニケーションが行われる技術的前提が整った。この段階では、ルーマンの言葉を借りれば、「インターアクションは技術が介在することによって排除されている」という初発的状況であり、「送り手と受け手の関係で同時に存在している者たちどうしのインターアクションというものが発生しない」という（ルーマン 2005：9、傍点は著者）。このような直接的なインターアクションが生じない中、発信者側の「送信しようとする意志」と、受信者側の「受信しようとする興味」が生じる。

発信者側では、マスメディアは、「受け手にどこまで要求できるか、そしてどこまで受け入れられるか、それらの程度を予想し、その予想に依存しているのである。このことによって番組のスタンダード化、そして差異化が促される。」（ルーマン 2005：9）すなわち、マスメディアのコミュニケーションを生産する組織（新聞、テレビなど）は、受け手ではどのようなものが要求されるか、どのような伝え方が受け手に受け入れられるかを、事前に「予想」しなければならない。その上で、活字をはじめとするコミュニケーションを生産する形で、不特定多数（マス）に発信していくのである。

それに対して、受信者側では、マスメディアのコミュニケーションにあたって、「ひとりひとりの参加者は、自分にあったもの、あるいは自分のおかれている境遇（たとえば政治家として、とか、教師として、とか）において知る必要があると信じるものをそこから受け取ることができるのである。」（ルーマン 2005：10）つまり、マスメディアのコミュニケーションを生産する組織が提供してくれた、画一化している内容に対して、個人は個人で、自分の好み、自分のニーズに合わせて受け止めることになる、ということである。

『不特定』な受け手に対してどのような内容を発信すれば適切なのか」という課題に対しては、マスメディアは「受け手」像を事前に「予想」して、言い換えればマスメディア自身が知っている受け手像をもとにして、受け手の全体像を構築しながら、発信していくのである。

2.2. 差異に基づく情報の概念

まず、「情報（インフォメーション）」はルーマンの社会理論とマスメディア論において重

要な概念である。差し当たり、ルーマンのマスメディア論では、マスメディアシステムのコードは、「インフォメーション／非インフォメーション」と規定されている（ルーマン 2005：30）。インフォメーションの機能に関して、ルーマンは「インフォメーションはポジティブな価値であり、その価値が指示して、システムが自己のオペレーションの可能性を記述する」と述べる（ルーマン 2005：30）。

ところが、「インフォメーション／非インフォメーション」という二値コードには、パラドックス問題が潜む。つまり、「何がインフォメーションではない」というインフォメーションは、またインフォメーションでもある。もし「なぜこれはインフォメーションではないか」というような質問を続ければ、終わりが見えない「無限の逆行の問題」となってしまう。

それに対して、ルーマンは次のようなパラドックスの解消法を提案した。この解消法は「二段階のセレクション」を経て判断する方法となる。まず、領域（スポーツ、宇宙物理、政治、現代美術、事故、災害など）を確定しておく。次に、この領域では何がインフォメーションとして期待され得るか、また何がインフォメーションとしてはそれほどの価値がないだろうという、「二段階のセレクション」で判断する方法なのである（ルーマン 2005：31）。

次に、「情報（インフォメーション）とはいったい何なのか」ということを考えなければならない。結論から言うと、「情報は差異である」。

ルーマンによると、「インフォメーションとは、意識とコミュニケーションが働いているあらゆるところで処理されているのである。インフォメーションがなければコミュニケーションもない。なぜならば、結局は伝達するに価することについて話さなければならないのだからである。このように、意味をもつあらゆるオペレーションにおいてインフォメーションの普遍的な存在が確認できる。」（ルーマン 2005：31-32）

故に、インフォメーション（「伝達するに価する」、前述した「ポジティブな価値」を持つもの）とコミュニケーションが、共生している関係性が見られる。「インフォメーション」は、コミュニケーションの三要素の中の「情報」と対応する。「①情報②伝達③情報と伝達との差異の理解」という 3 つの選択の総合があってはじめて、コミュニケーションが成り立つのである。その中で、送り手から伝わってきた情報は、そのまま受け手のところまで伝送されていたり、あるいはコピーされていたりしてはならない。「③情報と伝達との差異の理解」を経てから、「情報（インフォメーション）」はようやく受け手のところで理解されることになる。結局、受け手が理解しているインフォメーションが、受け手自分自身のところで生み出されるのであると言わざるを得ない。

マスメディアシステムで考えれば、システムの中で、「情報／非情報」という二値コードに準拠し、情報の理解と生成はなされている。この過程は、システムの中での、閉鎖的な作動においてのみ存在する。それ故、「情報はシステムからシステムへと運ばれるもの」という存在論的観点を拒否しなければならない¹。ルーマンからすれば、1) 物の授受のメタファーを使う「移送」は不適切である。送り手は「自身が何か失う」という意味で手放すというわけではないからである。2) 「移送」メタファーを使うことで、移送される情報の同一性を誇張している。つまり、送り手と受け手が全く同じものを取り扱うことになり、移送される者自体は何の変形もなく届いているということの意味しているのである（ルーマン 2020a : 189-190）。

したがって、ルーマンはグレゴリー・ベイトソンの情報（インフォメーション）の概念を採用することにした。情報とは、「後から起こる出来事に際して差異をなすような、何らかの差異」であるとする（ルーマン 2005 : 32）。

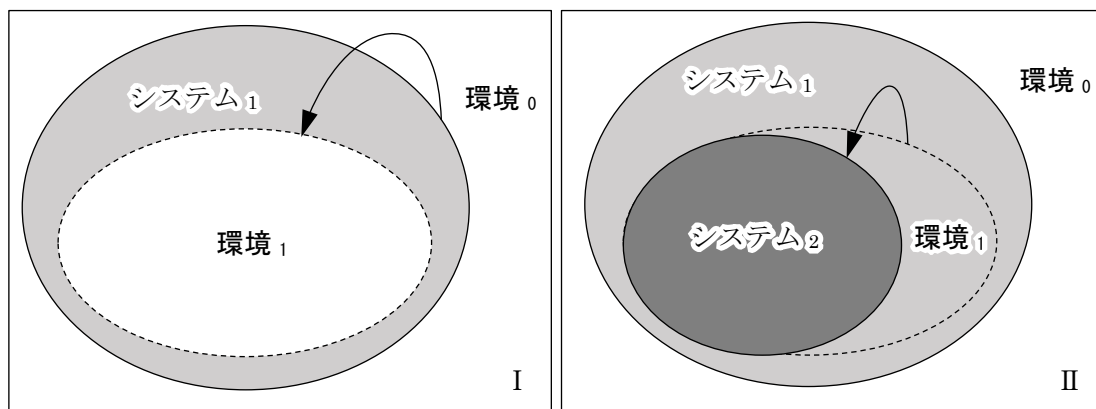
「情報＝差異」と規定する理由に関して、「選択的」ということはポイントなのである。厳密的な言い方だとすれば、「情報を処理する能力は、区別に定位する能力に依存している。すなわち、得られた知らせが情報と見なされるのは、予期されたこととの差異に基づいてである。したがって、情報は差異である。」（GLU : 189）『マスメディアのリアリティ』での、ルーマン考え方を分かりやすく説明すると、次の通りである（ルーマン 2005 : 33）。人間は、人間の知覚、言葉、文章に溢れるほど存在する区別・差異を、常にアップツューデートして反応することはない。人間の記憶に残る差異のみが、継続する作動の前提として使われている。つまり、差異は人間のところで選択的に反応しているということである。だからこそ、ルーマンは「インフォメーションが選択的に獲得される」ということを述べている。言い換えれば、選択されて獲得される差異が、情報である。

「情報＝差異」を、システム論的に見れば、情報はまた、「差異を作り出す差異」である。「システムの実際の状態と予期された状態との差異は、システム自身の構造のなかで数多くの調整を強い、構造は情報を考慮して変化するのである。情報は、さらなる差異をシステム内に生み出すのである。」（GLU : 189）もし 2.1 で述べたマスメディアシステムの例で説明すれば、次の状況が考えられる。

システム論的な考え方からすれば、マスメディアシステムは「システム」である故、「環

1 例えば、伝言ゲームの場合、一人目の参加者はお題に対する自分なりの理解を、お題以外の形で必死に次の人へ伝えようとするが、次の人は自分が見えていることを自分の頭の中で情報を生成してそれを理解することで、お題を当てるしかできない。最後の人が出した答えは、最初のお題からかけ離れている場合が多い。

境」側のことをすべて分かっているというわけがない。その結果、「環境」側のことを、「予想」せざるを得なくなるのである。したがって、マスメディアのコミュニケーションを生産する組織（新聞、テレビなど）は、自分自身の中にある「受け手」像をもとにして、受け手の全体像を構築しなければならない。つまり、受け手の欲求を予想し、受け手のニーズに応じるニュースを発信しなければならない、ということなのである。長年にわたって積み重ねてきた経験を踏まえて、ニュースのあり方は「ニュースバリュー」の形で定着しており、マスメディアシステム自身の「構造」の一部として組み込まれ、継続的に自己言及をされつづける。しかし、「ニュースバリュー」をはじめとするシステムの構造は、全く変改しないというわけではない。予期される状態（報道する前に予想していたオーディエンス＝環境からの反応）と実際の状態（実際に報道した後のオーディエンス＝環境からの反応）との差異を考慮して、システム自身の構造は自分自身の中で、絶え間なく調整を強いられているという状況なのである。



図の解説：

1. (図 I) システム₁は環境₀のことを意識している。システム₁と環境₀との差異を観察しはじめる。
2. 上記の観察を通して、システム₁は、自分が把握している環境₀に関するすべての情報を、つまりシステム₁と環境₀との差異を、システム₁の中に取り入れる。
3. その結果、環境₁が、システム₁が知っている環境₀の「像」として、システム₁の中で作られる。
4. (図 II) システム₁と環境₁ (システム₁にとって、これが環境₀である) との差異化によって (矢印)、システム₂が同定されるようになる。

図 2-1 「システム／環境」の差異化する過程およびその再生産する過程のイメージ

「情報は差異である」ということを前提としながらも、時間との関係において「情報／非情報」を判断する最も重要なコード、「新しい／古い」に言及しなければならない（ルーマ

ン 2005 : 35)。

プログラムがニュースである場合、情報を繰り返す価値は、それほどではない。「二度目に流されるニュースは、その意味はそのままとしても、その情報価値は失われている」。システムのレベルでは、システムの作動は常に、「インフォメーションを非インフォメーションへと変換する」(ルーマン 2005 : 34)。なぜなら、「マスメディアはインフォメーションを幅広く頒布するので、次の瞬間にはすでにそれが皆に知られている状態を仮定しなくてはならない。」マスメディアは、不特定多数に対して同時に発信する能力を持つからである。「マスメディアは社会全体にわたって社会的重複、つまり直接的に接続する形で新しいインフォメーションに対する需要を創出する。」次第に、「マスメディアは古くなったインフォメーションを新しいインフォメーションへと代替していくのである。」(ルーマン 2005 : 36)

ニュースの場合とは対照的に、プログラムが広告、つまりコマーシャル領域の話になると、情報は繰り返す価値を持つようになる。広告は初めて流されると、インフォメーションは非インフォメーションとなるが、「非インフォメーションのインフォメーション価値」を再利用しなければならない。情報を繰り返すことによって、受け手に「プロダクトの価値についてインフォメーションを与える」ことができるのだからである (ルーマン 2005 : 35)。

2.3. 自己産出的システムの生成

次に、マスメディアの「情報 (インフォメーション)」に関するルーマンの論点を踏まえ、ルーマンの機能システム論の中核を成す自己産出 (オートポイエーシス)²の概念を説明する。さらに、本項の後半では、作動 (オペレーション)、観察の概念をも解説する。

いわゆる「オートポイエーシス」とは、チリの生物学者、ウンベルト・マトウラーナによって定式化され、生物の有機構成を定義する際に使われる概念である。「生命システムはシステムを成り立たせている要素をみずから生産し、かつ再生産し、そのことをとおして自己の統一性を定める、そういう能力によって特徴づけられる」、ということである。生命システムの要素である個々の細胞は、「外部からの介入の産物」ではなく、「システム内部の作動のネットワークの産物なのである」(GLU : 50)。故に、佐藤 (2023) は、オートポイエーシスの概念を「自己産出」と和訳している。

このような自己言及をしつづけることで、自己の統一性を継続的に産出する概念は、社会システムの理論に取り入れられている。生命システムでのオートポイエーシス概念の使用とは対照的に、社会システムでは、「社会システムの作動はコミュニケーションであり、そ

² 参考文献の関係上、本論では「オートポイエーシス」を使うことにする。

それは他のコミュニケーションに基づいて再生産され、それによってシステムの統一を作り出す。社会システムの外部にはコミュニケーションは存在しない」、という（GLU：50）。すなわち、生命システムであれ社会システムであれ、いずれも次のようなオートポイエーシスの状況、つまりシステム自分自身を構成している基本的要素は自分自身の中で生産し再生産し続けている、閉鎖的かつ自己完結的な状況を示しているのである。

ひとつ補足しておくが、オートポイエーシス概念に現われる「自己言及」の概念は、トートロジー（同語反復、例えばA=Aのような）の概念ではない。自己自身に関係するものを、他の何かから区別することができるような差異そのものが、自己言及を可能にする根元なのである（GLU：149）。つまり、自分は「〇〇ではない」と否定することを通して、自分は「〇△なのだ」と解釈している。この過程では、自分自身を言及する情報量はどんどん増えていくのである。このような自己言及の過程とは相対的に、同語反復の場合は、情報価値を持たなくなる。「A=A」はどれくらい繰り返されたとしても、情報量はまったく増えてこない。その結果、自分自身を他の物から区別できないため、差異化することができなくなる。この同語反復の状況は、システムにとっては致命的である。

表 2-1 オートポイエーシス・システム（自己産出的システム）の3つの類型
 (『GLU』の「オートポイエーシス」「社会システム」「心的システム」項目を参照)

オートポイエーシス・システム	システム作動および基本的要素	作動上の閉鎖性の表現：システム内	作動上の閉鎖性の表現：システム外
生命システム	細胞	有機体の内部における他の細胞によって自ら産み出される	有機体の外部ではその有機体の細胞が存在しない
社会システム	コミュニケーション	他のコミュニケーションに基づいて、新たなコミュニケーションが再生産される	社会システムの外部ではコミュニケーションは存在しない
心的システム	思考	有機体、またはコミュニケーションから刺激を受けることができるが、思考は単純な継起の中で盲目的に再生産される	ある意識の思考の流れに、外から直接に入っていくことができない

オートポイエーシスの概念と、作動（オペレーション）および観察の概念は、原理において強い関連性を持つが、互いに区別している概念グループである。また、作動と観察とは、ともに「コミュニケーション」の概念と結びついている。

作動の基本定義は、「オートポイエティックなシステムの要素を同一システムの要素によって再生産すること」である。作動は、システムそれ自体が存在する前提条件である。システムを継続的に存在するために、「システムのあらゆる作動に新たな作動が接続し」なければならない (GLU : 137)。このように、「作動はつねに盲目的に進行する」ということが、キーポイントである。また、「作動にとっては、時間さえも存在しない」³。作動の進行を観察するためには、観察者が必要となる (GLU : 137)。

観察の基本定義、および作動と観察との関係は次のとおりである。「観察とは、区別を用いて、その区別のいずれか一方を指し示す、そういう特別な作動様式である。」(GLU : 138)
 「したがって、作動について語るができるのは観察者だけである。とすれば、作動の次元と観察の次元を区別することは——観察それ自体も作動であるにしても——きわめて重要である。」(GLU : 138)

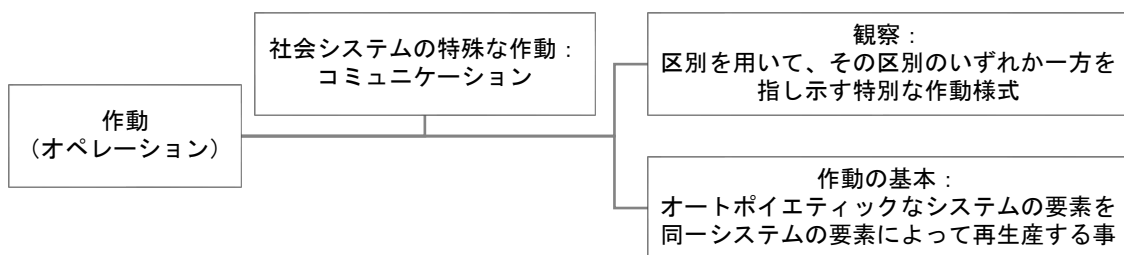


図 2-2 作動／観察、コミュニケーションの関係

作動と観察との関係をより理解するために、2.2で「インフォメーション／非インフォメーション」という二値コードを提起する際に言及した、「パラドックス問題」の解消方法を思い出してもらいたい。ルーマンが言う「コード化とプログラム化」の区別は、作動のレベルと観察のレベルと対応している。マスメディアシステムで例えるなら、まずは観察のレベルで、マスメディアシステムと、環境におけるさまざまな領域（プログラム化）との区別を踏まえて差異化を行う。情報価値を持っている「インフォメーション」をシステムの中に取り入れ、今度は作動のレベルでは「インフォメーション／非インフォメーション」に準拠し、つまり何が情報であり何が情報ではないと決めることで、インフォメーションであること

3 「時間が存在しない」という理由は、2点から考えられる：ひとつは、作動の概念から考えれば、作動がなければシステムが存在しなくなる。この意味では、システムは常に現在であり、時間とシンクロナイズして存在する。もうひとつは、ルーマンの「時間」の概念、すなわち「過去と未来の差異に基づいた現実の観察」(GLU : 144)ということに関わる。つまり、時間の次元は既に観察の次元に位置付けられており、作動の次元では、時間はまだ考慮されないと筆者は考える。

を生産し再生産する。

また、コミュニケーションは、社会システムの最終要素であり、社会システムの特殊な作動でもある（GLU：123）。すなわち、「(1) 伝達、(2) 情報、(3) 情報と伝達の差異の理解、という3つの選択の総合から成り立つもの」は、ひとつの特殊な作動である。「社会システムは環境を観察することができる」（GLU：127）。つまり、社会システムのコミュニケーションではないすべてのものは、社会システムによって観察される、ということになる。第1章の4.4で述べたように、(1) 伝達とは、コミュニケーションにおいて、相手は「言う／言わない」から選択された結果であるという。故に、伝達は、コミュニケーション・システムの選択に帰属するとなる。(2) 情報とは、相手が他の情報を排除した後の、選択した結果であるという。しかし、情報の内容は、環境からの刺激を受けて作られるものだから、環境を指し示すことになる。したがって、情報と伝達の差異を理解することは、自己言及（システムへの言及）と他者言及（環境への言及）が区別されて再結合されることと、対応している（GLU：127）。これまで出てきたいくつかの概念には、次のような大まかな対応関係が存在していると筆者は考える。

表 2-2 概念の間に大まかな対応関係

システムのレベル	作動	コード	自己言及	伝達
環境のレベル	観察	プログラム	他者言及	情報

2.4. マスメディアシステムに構築されるリアリティ

システムは、システムと環境との差異化を通して環境を観察し、言い換えれば、システムへの自己言及と環境への他者言及との差異を情報としてシステムの中に取り入れて、「A／非A」という二項図式に準拠することで、システムを再生産する作動をしつづけている。この過程はオートポイエティック的である。つまり、前のコミュニケーションから次のコミュニケーションへの接続はすべてがシステムの中で完結しており、システムは自分自身を構成するコミュニケーションを自分自身の中で生産して再生産することで、コミュニケーションの継続とシステムの維持を可能にするのである。

「マスメディアの機能とは結局、社会システムの自己観察の司令塔という点にある」（ルーマン 2005：143）。故に、マスメディアシステムは、全体社会（ゲゼルシャフト⁴）に対

4 全体社会（ゲゼルシャフト）の概念は、3.2を参照されたい。

する観察と作動をし続けているのである。マスメディアシステムのコミュニケーションを生産する組織としてのマスメディアは、その仕事は、「単に一連のオペレーションとしてだけでなく、一連の諸観察として捉えられる。もっと正確に言うならば、観察しているオペレーションである」という（ルーマン 2005 : 12）。マスメディアシステムにおける観察と作動との過程の中で、次の通り 2 つのリアリティが構築されてくる。

一つ目のリアリティは「マスメディアのリアリティ」である。リアルなリアリティ⁵に対する観察の上で構築されるものとして、マスメディアのリアリティは、マスメディア内部で発生するコミュニケーションに由来する。

ルーマンの言葉を借りれば、「マスメディアのリアルなリアリティは、マスメディアの内部で、そしてそれを貫通して発生するコミュニケーションである」（ルーマン 2005 : 10）。コミュニケーションの三要素（(1) 伝達、(2) 情報、(3) 情報と伝達の差異の理解）の選択の総合をもって、マスメディアのコミュニケーションが進行し、マスメディアのリアリティは構築される。ルーマンのシステム一般論と同様に、マスメディア（自己、従来のマスメディアのリアリティ）と環境（他者、リアルなリアリティ）との差異化をする方法で観察した差異を、「情報／非情報」コードという二項図式に当てはめる。この作業を通して、差異は情報として扱われ、マスメディアシステムの中に取り入れられる。このプロセス、つまりマスメディアシステムの統一性を維持する「情報／非情報」（ニュースバリューという自己言及⁶）に照準し、情報の取捨選択を行うプロセスを通して、マスメディアのリアリティは構築されるのである。差し当たり、マスメディアのリアリティが構築されるこの観察の段階を、「一段階の観察・ファーストオーダーでの観察・一次観察」と記しておく。

二つ目のリアリティは、ルーマンによれば、「マスメディアにとって、あるいはマスメディアを通じてその他のものにとって、リアリティがいかなるものとして立ち現れるか、という意味においてである。」（ルーマン 2005 : 11）言い換えると、既に形成しているリアリティ（前述したマスメディアのリアリティのことではあるし、他のリアリティのことでもある）は、マスメディア自身、あるいは他のマスメディアを利用する人々（受け手）にとって、またいかなるものとして立ち現れてくるのか、ということである。上記の通りマスメディアのリアリティの第二段階の構築、およびマスメディアのリアリティに対する観察をもとにし

5 この「リアルなリアリティ」は「実社会」を指し示すが、それを観察している者次第で、異なる様子で人の目に映る。そのため、リアルなリアリティは存在論的意味において一義的ではない。

6 佐藤（2023）は「ニュースバリュー」のことを、「ニュース価値のあり／なし」という二項図式の形で表現している。佐藤からすれば、「ニュース価値のあり／なし」の方はマスメディアシステムの境界を維持するコードであり、マスメディアの作動が準拠している二項図式である（佐藤 2023 : 169-171）。このことから、ニュースバリューはマスメディアの自己言及であると考えられる所以である。

て、社会のリアリティの構築は、「二段階の観察・セカンドオーダーでの観察・二次観察」と呼ぶことにする。

一段階の観察で、マスメディアシステムのコミュニケーション（作動）は、一つ目のリアリティを構築する。しかしシステムの作動は止まることはなく、引き続き進行していく。マスメディアが構築したリアリティを含めて、他のリアリティ（例えば既に存在している社会のリアリティ）と一緒に、再び観察される。その中で、再度「情報／非情報」というコードで、差異と見なされる情報が、システム（マスメディアシステムまたは社会システム）の中に再参入することとなり、システムの統一性を維持する二項図式に準拠してシステムの再生産を行なっていく。このようなオートポイエティック的過程を経て、新たなリアリティが次から次へと生み出されていく。

また、上記の 2 つのリアリティの関係から考えれば、マスメディアのリアリティは権力資源としての性質を有するのだと分かる。マスメディアのリアリティは一段階の観察の成果として、新しいマスメディアのリアリティおよび社会のリアリティを構築する基礎（二段階の観察の基礎）を成している。そして、新しいマスメディアのリアリティはまた、次のマスメディアのリアリティおよび社会のリアリティが作り上げられる基礎となっており、オートポイエシス・システムの再生産過程が不断に継続していくことに貢献しているのである。このような状況が、マスメディアのリアリティは権力資源と見なされる理由となるのである。

2.5. 世論に対する再考

上記のリアリティの二重化理論は、第 1 章で提起している「メディア世論」と「外部世論」との概念の整合性を担保する。筆者からすれば、世論は 2 種類があり、それぞれが 2 つのリアリティに対応している。

マスメディアのリアリティの形態で現れる「メディア世論」は、典型的「世論」である。新聞の社説、ならびにマスメディアが「受け手」像を予想しながら、ニュース価値に準拠して（＝マスメディアの自己言及）選んだ専門家の観点や読者の声は、それらをアレンジしたオピニオンコラムの内容が、マスメディアのリアリティである。しかし、マスメディアに掲載する「メディア世論」は、世の中のすべての人々の考えを反映することはあり得ないから、いつもオーディエンスの考えを予想しながら「メディア世論」を作らなければならないのである。

他方、オーディエンスのリアリティ、社会のリアリティの形態で現れる「外部世論」は、

「巷のうわさ話」のような、世の中の一般的な見方ないし偏見が当てはまる。マスメディアのリアリティの構築方法と同様に、自己と他者（マスメディアのリアリティ）との差異化をする方法で、観察した差異を情報として自分の中に取り入れて、ひとりひとりの「自己／他者」の二項図式に準拠しながら、自分のリアリティを構築し続ける。いわゆる「外部世論」は、このような無数の自分のリアリティによって固まってきたものだと考えられる。

2.6. セレクターとしてのニュースバリュー

オーディエンスの目線からすれば、マスメディアの報道は真実（リアルなリアリティ）でなければならない。もし誤報であるならば、マスメディアはその誤報を訂正せねばならず、ありのままの真実を伝えなければならない。

しかし、マスメディアが注目している「真実（＝リアリティ）」と、学術研究の領域で追い求める「真実（＝真）」とは、大きく異なる。マスメディアシステムにおいては、学術システムとは異なり、独自の選択基準に準拠して、つまり「情報／非情報」に準拠して、「真実」を選択しているからである⁷。これまでの論旨によれば、「情報」の概念は抽象的である。「情報は差異である」といい、「情報は伝達に価する」もの、「ポジティブな価値」を持つものだと捉えることができる。

既述したように、マスメディア組織は、オーディエンスが欲求する「真実」を予想しながら、受け手のニーズに合わせて、ニュースを提供しなければならない。経験的な観点からすれば、「ニュースバリュー」のある「真実」を提供しなければならないということになるのである。いわゆる「ニュースバリュー」とは、日常的報道活動を通して積み重ねてきた経験の塊として、「ニュースになり得る真実」を規定しているものである。その結果、ニュースバリューはマスメディアシステムの中で、真実を選択されている選択装置（セレクター）に過ぎないと言わざるを得ない。

ニュースのセレクターはまた、スキーマ（schema）と関連される（Luhmann 2000: 36-37; ルーマン 2005: 61）。つまり、ニュースのセレクターは一種の図式とも見なされる。ルーマンによると、セレクターによって選択されるものは脱コンテクスト化され、特定のアイデンティティ（＝同一性）に凝縮される。そして、このアイデンティティは、何かに遡及しようとする意志があって初めて付与されるのであるという。「何か遡及しようとする意志」ということは言い換えれば、「確認と一般化」のことである。その結果、ニュースのセレクト

7 ということは、システムの機能的分化の観点から、つまり、マスメディアシステムと学術システムといった、機能的に分化した2つのシステムの役割を踏まえる観点から解釈される。システムの機能的分化に関しては、3.2で詳しく説明する。

ターでなされる選択ということは、個々の出来事がスキーマ化されるということに導かれる。

ルーマン（2005）はニュースのセレクトターを10項目に整理している。これらのセレクトターは経験的なものとして、時代や地域の変化によって変化しつつ、すべてのマスメディア組織に適用しているというわけではない（第10項目）。にもかかわらず、「どのような真実は情報となり得るのか」という質問に際し、以下の選択基準がプログラムの役割を果たし、「ニュースバリュー」の有無を判断する際に使える経験的な手がかりとなる。

表 2-3 ニュースの典型的なセレクトター (selector)
(Luhmann 2000: 27-35; ルーマン 2005 : 48-59 に抜粋、傍点は著者)

1	驚きは著しい非連続性によってより強化される。インフォメーションは新しくなければならない。それはすでに期待されているものを裏切ったり、限られた可能性を擁するオープンなスペース（たとえばスポーツ・イベント）を決定したりしなければならない。（筆者注：驚きの出来事またはスタンダード化するニュースシリーズ）
2	コンフリクトというものも好まれる。
3	とくに効果的に注目を集めるのは、量である。量はずねにインフォーマティブである。
4	ローカルとの関連性もインフォメーションに重要性を与える ⁸ 。
5	規範違反も特別な注目の対象となる。
6	規範違反は、そこにモラル上の価値判断を混ぜ合わせることができるときに、とくに選択されて報道される。つまり、人に対する尊敬または侮辱するきっかけがあったとき、である。
7	規範違反を明らかにするために、そして読者／視聴者に自らの意見形成をしやすくするために、メディアは規範違反を行為に、すなわち行為者に関係づけようとする。
8	時事性に対する要請のために、ニュースは個別のケース、つまり事件、事故、障害、崩壊などへと集中していく。報道されるのは、知らされる時点までにすでに起こった出来事である。回帰性に対する要請によって、その出来事が後続するニュースにおいて再び言及されることがある。（筆者注：出来事のシリーズ化）
9	意見の表明もまた、ニュースとして報道されうるということである。
10	これらの全ての選択肢は、その選択を取り扱い、そのためのルーティーンを発達させていく組織となることによって強化され、いっそう補完されていく。

8 ローカル情報の重要性について、ルーマンは次のように述べている。「人は自分が住んでいる場所のインフォメーションに精通していて、より以上のどんなインフォメーションでもありがたいと考えるからであろう。」（ルーマン 2005 : 50）

2.7. オーディエンスの位置づけ

本論の第1章で構築している理論的枠組み、つまりマスメディア、公権力（の権力者）、オーディエンスといった三角関係の理論モデルでは、「市民」ではなく「オーディエンス」で表記されている理由は、次の通りである。

第一に、合意論ではなく、コミュニケーション・システム論の立場による認識が、オーディエンスを採用する理由である。まず、マスメディアを成り立たせる技術、つまり不特定多数に対して同時に発信することができるものが、議論の前提である。次に、マスメディアシステムは以下のオートポイエーシスの過程をたどる。システムと環境との差異を情報としてシステムの中に取り入れ、この情報をシステムへの自己言及と環境への他者言及との区別に準拠し、その結果をシステムの中に取り入れることで、新たなコミュニケーションへの接続とマスメディアシステムの再生産（更新）を継続する、ということなのである。経験的レベルでは、次のような状況が認知されている。各マスメディアの組織は、ニュースバリューに準拠して情報の取捨選択を行い、受け手のニーズに応えるマスメディアのリアリティのみを生産して再生産し続けている。マスメディア⁹が社会に浸透している状況を鑑みて、社会のリアリティは、マスメディアのリアリティに基づいて二次観察（＝マスメディアによる観察に対する観察）で構築されなければならないのである。このような社会のリアリティの構築過程はミクロ的視座、つまり個々のオーディエンスの視点から見れば、合意論的観点ではなく、コミュニケーションの概念に帰結した方が妥当性を有する。すなわち、社会のリアリティの構築は、市民の間に理性に基づく話し合いによって、合意が成り立っているというものではなく、オーディエンス同士の間になされているコミュニケーションが、つまり3つの選択（(1) 伝達、(2) 情報、(3) 情報と伝達の差異の理解）の総合によって、成り立っているものなのであると考えられる。

第二に、オーディエンス同士の間でのコミュニケーションは、その生起と継続が、何らかの合意や共同価値などによって担保されているというわけではなく、マスメディアのリアリティが、コミュニケーションの前提を提供してくれる。つまり、ひとりの日常生活では体験しきれない幅広い経験を、マスメディアのリアリティのみが、提供してくれているのである。コミュニケーションの概念においては、既に第1章の4.4で、コミュニケーション行為で見られる相互的「入れ子構造」のことを言及した。相互的「入れ子構造」とは、自分側のコミュニケーション行為の理解は、相手側のコミュニケーション行為に基づき、相手側も全く同

9 新聞、テレビをはじめとする狭義的マスメディアのみならず、SNSのようなネット時代のインフラストラクチャーも広義的マスメディアであると考えられる。詳しくは第5章の3.4を参照されたい。

じ状況であるということを示している。この相互的「入れ子構造」の下に、自分は相手側がマスメディアのリアリティを受け止めていると想定していると同時に、相手側も同じような想定をしているはずなのである。もしそうではなかったとすれば、マスメディアのリアリティを知らない側は社会人としての常識が欠如しているのではないかと思われ、それが故に非難されたり怠慢されたりすることも普通である（馬場 2020 : 10）。マスメディアが作ったリアリティのおかげで、後続するコミュニケーションが可能となってくる。マスメディアのリアリティは役に立つものなのか、それとも挑発的なものとして受け止められるのか、個々のオーディエンスがこのリアリティを下敷きにして出発し、マスメディアのリアリティそのものを評価したり、自分の意見や将来の見通しを描いたりしているのである（ルーマン 2005 : 100）。社会のリアリティの構築に必要な前提をマスメディアのリアリティが提供しているという事情は、個々のオーディエンスのレベルでしか考えられないのである。

第三に、市民ではなく、オーディエンスが、マスメディアと公権力との力関係を観察する視座に位置付けられる。その理由は、次のようなより大きな相互的「入れ子構造」が見られるからである。マスメディアと公権力との力関係において、マスメディア側と公権力側は、オーディエンスに観察されていることを意識する。反対的に、オーディエンス側も、逆に観察されることになるという事態が起こっていると意味する。その結果、両者の間に観察し合っている相互的「入れ子構造」が生成されるのである。

第一と第二の論点では、「オーディエンス」を採用する理由を、社会のリアリティが構築される観点から説明した。すなわち、社会のリアリティは「市民による合意」のようなものではなく、マスメディアのリアリティに基づいて二次観察をしたものなのである。しかし原理的には、社会のリアリティは、社会システムが「環境」を観察し、社会自身への自己言及と環境への他者言及との差異を情報として社会の中に取り入れて得た成果であり、社会が見えているリアルなリアリティなのである。故に、社会はマスメディアのリアリティをはじめとするシステム外側の環境におけるさまざまなこと（社会システムから分化してきた政治、経済、法などのサブシステム）を、観察し続けて社会のリアリティを構築している、ということなのである。このような観察が成立するというならば、観察する側と観察される側は、互いに相手の「環境」に位置しなければならない。つまり、社会（システム）はマスメディアのリアリティなど（環境）を観察して社会のリアリティを作ること、また、マスメディア（システム）は社会（環境）を観察してマスメディアのリアリティを作ること、という状況なのである。マスメディアのリアリティそのものは社会を観察する成果であるにもか

かわらず、社会は自己生産（システムのオートポイエーシス）のために、この前の段階で観察した成果をまた観察しなければならない。つまり「観察」の観察、すなわち「二次観察」に当たるのである。ここでは、より大きな相互的「入れ子構造」が現れ、社会システム内のコミュニケーションとマスメディアシステム内のコミュニケーションとが、この相互的「入れ子構造」の中で継続していくのである。また、いわゆる「マスメディアと公権力との力関係」は、厳密に言えば、マスメディアシステムのコミュニケーションに存在しているひとつのリアリティでもあり、このリアリティはまた、マスメディアシステムと政治システムとの権力コミュニケーションを通して構築されてきたものである。「マスメディアと公権力との力関係」というリアリティは構築される際に、今度はオーディエンス側が観察されることになるのである。このような事情から考えれば、「記述的」意味をもつ「オーディエンス」の表現が適切である。

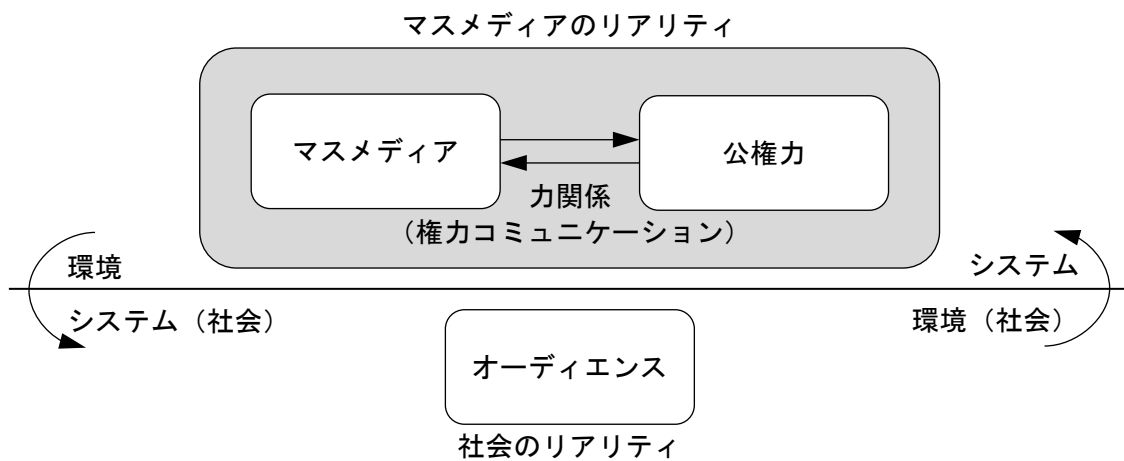


図 2-3 マスメディアのリアリティと社会のリアリティとの間に見られる相互的「入れ子構造」のイメージ

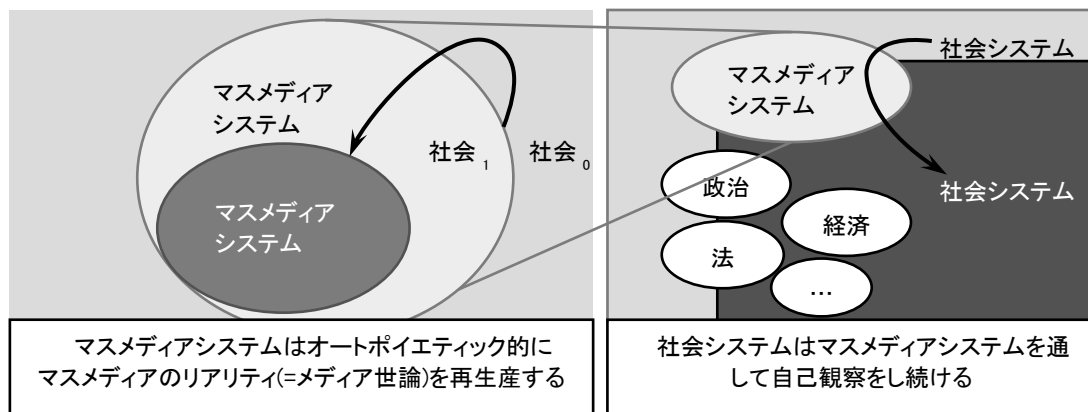


図 2-4 マスメディアシステムと社会システムとの相互関係

上記の論点の故に、「オーディエンス」という表現が的確である。「オーディエンス」という表現を通して、個々のオーディエンスのコミュニケーションの過程が強調されている。マスメディアの受け手に位置する個々のオーディエンスは、マスメディアのリアリティによる影響を受けながら、マスメディアのリアリティを前提にして二次観察を行い、すなわちマスメディアのリアリティという観察の成果を観察して社会のリアリティを構築する。他のオーディエンス同士とのコミュニケーションは、二次観察の成果を再び観察することとなり、社会のリアリティの自己再生産を不断に継続する過程なのである。

他方、「市民」が強調しているのは、自治の精神に沿って、自分が暮らしている地域における出来事の全般に対して最終的決定権を有する側面である。その上、「知る権利」の確保や、住民の自律性を発揮して、理性による話し合いによって合意を形成することが強調される。「市民」のアプローチを前提とすると、ハーバーマスの公共圏理論を採用する必要となるのである。第5章の3.1で、本論は公共圏理論を採用しない理由を詳述するが、ルーマンとハーバーマスの理論上の衝突は結局のところ、「図と地」の問題にたどり着くことになるのだと筆者が考えている。

2.8. 小まとめ

これまでの内容のまとめると、第一に、活字印刷術をはじめとする伝播技術の普及によって、対面的コミュニケーション、手書き文字でのコミュニケーションから、新たなコミュニケーションの方法が確立する。すなわち、マスメディアシステムの分化、ならびにマスメディアの誕生を意味するのである。

第二に、「情報は差異である」という論点は、確固たる理論的基礎に担保されている。「情

報／非情報」という二項図式は、マスメディアシステムにのみならず、ルーマンのシステム理論一般にも適用される。マスメディアシステム側は、環境側のことをすべて分かっているということはあるにない。同様に、マスメディア（送り手）は「受け手」像を予想しながら、その予想の状況と、マスメディアが実際に見ている状況との差異を取り入れる。このように自分自身を調整しながら、マスメディアのリアリティの発信をしつづけている。

第三に、ルーマンの自己産出（オートポイエーシス）の概念を取り入れ、またシステムでの作動（オペレーション）と観察の仕方を把握することで、オートポイエーシス・システムということが明らかになった。オートポイエーシス・システムは常に、自己言及と他者言及との差異化をして、システムの内部でその差異化の結果をシステムと環境との差異と見なす。またこの差異を情報として取り扱い、システムの統一性を維持するのに機能する二値コード（システムの作動が準拠している「A／非A」の二項図式）に基づき、情報を取捨選択する。このように、システムは自分が観察して得た情報を自分自身の中に再参入させることで、自分を構成する要素を自ら生産し、かつ再生産し続けているのである。

第四に、上記のようなマスメディアシステムにおける自己産出的な仕方によって、二重のリアリティが構築される。一段階の観察で生み出される一つ目のリアリティは、自己産出的システムの中で、システムへの自己言及と環境への他者言及との差異化の中で、構築されるマスメディアのリアリティである。二段階の観察で生み出される二つ目のリアリティは、新たなマスメディアのリアリティ、および社会のリアリティである。二つ目のリアリティはそれぞれ、マスメディアシステムおよび社会システムにおいて、一つ目のリアリティとの差異化の中で、自己言及的に再参入することで、構築されるものである。また、このような2つのリアリティの関係性は、マスメディアのリアリティをマスメディアの権力資源と見なす根拠でもある。

第五に、「ニュースバリュー」に準拠して生産されるニュースは、マスメディアシステムの選択基準に従い、選択されている「真実」であるに過ぎない。言い換えれば、マスメディアシステムの統一性を維持する「情報／非情報」とは裏腹に、マスメディアが構築している「真実」（＝マスメディアのリアリティ）を制御する「ニュースバリュー」とは、真実を選択している選択装置（セレクター）に過ぎない。ニュースの典型的なセレクターは、ニュースバリューの有無を判断するのに使用する手がかりとなっているのである。

最後に、「受け手・オーディエンス」は市民社会論のような捉え方を採用せず、マスメディアと公権力との力関係を観察する視座として想定されるのである。その理由はまず、コミュニケーション・システム論を援用するからである。次にマスメディアのリアリティがコミ

コミュニケーション¹⁰の進行に前提を提供しているため、社会のリアリティの構築が可能となるのである。その上で「マスメディアと公権力との力関係を観察する視座」という想定は、マスメディアのリアリティと社会のリアリティの間に見られる大きな相互的「入れ子」構造が考えられているからである。マスメディアでのコミュニケーション、および公権力でのコミュニケーションはオーディエンスの外に位置するが故に、オーディエンスが両者の力関係を環境として観察し、社会のリアリティを構築することができるのである。

確かに、本論でのオーディエンスは、マスメディアの「受け手」である同時に、公権力にとって、投票権を有する「有権者」とも見なされる。市民社会論の文脈では、「ブルジョア」「市民」「有権者」は、近代社会の一極を占めて、主体性を持ち、社会の合意を形成している自律的グループの射程に入っているものである。しかし根本的な問題、つまりすべての始まりは、マスメディアのリアリティが社会のリアリティの構築に影響を与え、社会の二次観察に調達される素材となっているということである。このような状況の下、投票権を有する有権者は投票行動において不誠実な権力者に対してノーを突き付けることができるのではないか。

3. メタレベルの権力コミュニケーション

「2つのリアリティ」論の導入とともに、第1章で述べた権力コミュニケーションでは新たな変化が生じる。マスメディアのリアリティは、構築される社会のリアリティの基礎（二段階の観察の基礎）となっている為、マスメディアの権力資源としての性質を持ち始める。本項は次の問い、「権力コミュニケーション論において、権力資源と見なされるマスメディアのリアリティは、公権力との力関係で、どのような基準で決着が付くのか」ということをめぐって、議論を展開する。

3.1 では、「権力」はコミュニケーション・メディアである、ということをはっきりさせる。権力が持つこの「メディア」性質を理解するために、コミュニケーションが進行する際に直面する3つの困難、およびその困難に対応する3つのコミュニケーション・メディアをまとめる。コミュニケーション・メディアという道具があってはじめて、コミュニケーションは、拒否される可能性を乗り越え、蓋然的に進行し続けていく。また、コミュニケーション・メディアが機能する前提、つまり言語の否定機能を基盤とするコードの機能をも紹介する。

3.2 では、システムの機能的分化という重要な論点を提起することによって、次のことを

10 個々のオーディエンスとマスメディアとの間で行われるコミュニケーション、およびオーディエンス同士のコミュニケーションが含まれる。

はっきりさせる：権力コミュニケーション、およびマスメディアシステムにおけるコミュニケーションは、いずれも「全体社会（ゲゼルシャフト）」という共通のシステムに位置付けられる。そのため、マスメディアシステムのコミュニケーションは、権力コミュニケーションと同様に、共通の理論的基礎に立っていることを明らかにする。

3.3 では、権力コミュニケーションは、政治システムのコミュニケーションが蓋然的に進行し再生産するのに使われる、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアである、という論点を取り上げる。同時に、権力コミュニケーションというメディアは、政治システムでのコミュニケーションにとって、唯一決定的なものではなく、法という第二コードが存在するというを明らかにする。

3.4 では、法システムによって用意される「合法／不法」コードは、権力のコード「劣位／優位」とは並行的に使われる、ということ論じる。コミュニケーションのレベルで、法が権力の増大に貢献する理由を、「権力の特定可能性と予期可能性」「権力の普遍的適用性」「権力の信憑性」の3つに分けて説明する。さらに、政治システムは、社会における権力の産出、管理、統制を、如何に引き受けることができたのか、ということについても論じる。

3.1. コミュニケーションが直面する困難および対応策

第1章では、二重の偶発性からコミュニケーションの生起までの過程を述べた。コミュニケーションにおけるアクターは互いに絶えず相互観察を行っている。しかし、二重の偶発性という初期段階の困難を乗り越えたとしても、コミュニケーションの継続を確かなものとするには、次のような3つの困難（＝蓋然性の低さ）を乗り越えなければならない。

表 2-4 コミュニケーションの3つの困難に対応する3つのコミュニケーション・メディア
 [(ルーマン 2020a : 213-221) を参照した上で作成]

3つの困難	困難に対応するメディア	代表とされるメディア	メディアとしての欠点
理解の困難	理解のメディア	言語	否定されやすいこと
到達の困難	流布メディア	活版印刷術	動機付けにはできないこと
成功の困難	動機付けメディア	象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア	N/A

第1の困難は、相手がコミュニケーションを理解してくれる蓋然性が低い、ということである（ルーマン 2020a : 214-215）。なぜかという、第一に、自己と他者では、身体と意識は完全に分離されているのだから、相手と全く同じように理解することは難しいものである。第二に、コミュニケーションを理解するには、文脈と結びつく必要がある。そのためには各人の知覚野、各人の記憶を用意しなければならない。つまり、人によって、知覚野、記憶は全く異なるものであるのだから、相互に理解することが難しい、という状況になってくる。第三に、理解というより誤解となってしまうことは、追加の前提に依拠しない限り、かなり多く起こり得ることになる。

コミュニケーションの理解が困難となっている状況を打破するために、「メディア」という媒介の要請が必要となってくる。この「メディア」は、「蓋然性の低い事柄を蓋然性の高い事柄へと変換するために働く進化上の諸成果」と定義される（ルーマン 2020a : 217）。

第1の困難に対応するメディアは、「言語」である。言語は、聴覚的、視覚的記号の使用に規則を設けることに機能する。言語はまた、「コミュニケーションの理解を、知覚される事柄を大幅に超えて増幅するメディア」である。意味を表す記号に対して、記号の使用の規則に当たって規制を行い、複雑性を縮減することに機能する。そうして初めて、コミュニケーションの「両者ともが、同じ意味での記号使用を通して、同じことを考えているという見解を強めていく」に至るのである（ルーマン 2020a : 217）。

しかし、言語はメディアとして、否定され得るという性質がある。「言語とは、まさにイエスとノーの両方の可能性を保証するもの」である（ルーマン 1986 : 8）。言い換えれば、「言語はどの肯定的な表現（イエス - ヴァージョン）にも、それに対応する否定的な表現（ノー - ヴァージョン）を相関させる」という性質を持つ（GLU : 94-95）。例えば、その場に不在する対象は、その時点ではその対象を知覚することができなかつたとしても、否定する表現で、該当対象を語ることもあり得る（GLU : 94）。その結果、言語的コミュニケーションでは、いつも対抗表現を指示することができるのである（GLU : 95）。故に、言語だけでは、コミュニケーションにおける「イエスとノーの選択を制御することができない」、ということになってしまう（ルーマン 1986 : 8）。

言語の否定される性質を分かりやすい事例として、性的暴力をなくす目的で世界中に広がった「No Means No」のことが挙げられる。「No Means No」の文脈では、「No」が言語として、性的交渉を明確的に拒絶しているという意味が、改めて強調している。一方で、従来の性的被害の事件では、「No」という否定表現は肯定的表現に関連されてしまい、「No」という否定表現だけでは、性的暴力を排しきれないケースが多いだらうと考えられる。

第 2 の困難は、コミュニケーションが多くを受け手にまで到達する蓋然性が低い、ということである（ルーマン 2020a : 215）。コミュニケーションのゼロ・ポイントに戻れば、相互行為システム、つまり対面的な場面や手書きでのコミュニケーションに限ると考えられる。コミュニケーションは、歪曲されずに多くの人格に到達するということが、もともとは蓋然性の低い事情なのである。

言語を基礎とする流布メディア（文字、印刷、放送）は、この第 2 の困難を克服した。流布メディアは、コミュニケーションの継続的進行を制限していた、時間的不自由、空間的不自由から解放した。流布メディアのおかげで、「コミュニケーション過程の射程が著しく拡張」することができている（ルーマン 2020a : 218）。

ところが、流布メディアは、動機付けることができないという欠点がある。すなわち、相手がコミュニケーションを受容するように、相手に動機をつけることができるかどうか、疑わしいままである（ルーマン 2020a : 218）。なぜならば、従来 of 生活世界の自明性は、身近な人々によって共有され、相互行為システムの場面、つまり対面的コミュニケーションでは通用している。しかし、「相互行為システムの境界の向こう側では、このシステム内で通用している [コミュニケーションに注意を払うべしという] 規則を強いるわけにはいなくなる」（ルーマン 2020a : 215）。すなわち、従来 of 生活世界から離れている遠いところで、非対面的なコミュニケーションが行われる場合、この生活世界の自明性は、通用しなくなる可能性が高い。

第 3 の困難は、上記した流布メディアでは解決できていない困難である。すなわち次のような状況である。コミュニケーションを受容してもらうために、相手を動機づけることで、コミュニケーションを成功させるという策略が考えられるが、この策略は成功する蓋然性が低い。ルーマンによれば、「コミュニケーションが或る人に到達して理解されるとしても、それだけではまだ、そのコミュニケーションが受け入れられ従われもするということまでもが、確実になるわけではない」という（ルーマン 2020a : 215）。第 3 の困難を克服したメディアは、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアである。本論では何度も提起している「権力」は、このメディアの一種である。

象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアは、「説得技法を求める努力が強いられる」中、雄弁術、修辞学、論争術などと随伴に発生しているという（ルーマン 2020a : 218）。機能に関して、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアは、「選択と動機づけ」の連関を象徴するための、言い換えれば「選択と動機づけ」を「統一性として描出するため」の、一般化されたメディアである（ルーマン 2020a : 218-219）。「権力」を含め、

真理、愛、所有／貨幣も、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアである。

故に、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアのメリットは、幅広いコミュニケーションの場面（言語では否定され得ない、非対面的、非同時的場面にも対応できる）で現れている。象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアは、「コミュニケーションの選択を条件づけて、同時に動機づけ手段としても働くようにする、つまり当該の選択案に〔受け手が〕従うだろうと、十分確実に見込めるようにすることである」（ルーマン 2020a : 219）。

コミュニケーションの 3 つの困難を克服したコミュニケーション・メディアが機能する前提は、「コード」と名付けられた、ある「A／非 A」の二重化規則である。「コード」の最大のメリットは、このような二項図式の規則は普遍的に適用される同時に、それぞれのコミュニケーションの特殊性をも確保している、ということである。

ルーマンの言葉で解説すれば次のようになる。「コードのもとに次のような構造、すなわち、自己の関連領域内にある任意のどの項目に対しても或る補完的な別の項目を探してきて、それを付属させることのできる構造を、理解することにしよう」（ルーマン 1986 : 50）。このような「A／非 A」のコード形式においてのみ、「普遍主義と特殊化を結合することができる」（ルーマン 1986 : 65）。つまり、社会で分化されているさまざまな部分システムの内部で、特定されるコードをもって、「否定の操作を容易にし、条件づけ」をすることができる。それと同時に、このような図式主義的操作は「社会に普遍的にかかわっている諸機能を各部分システムが独自のやり方で、実践できるようにする」ということである（ルーマン 1986 : 66）。言い換えれば、「A」に対して具体的に規定することによって、コミュニケーションを同定するようになるとともに、コードという二重化規則は、他の機能システムにおいても、一般的に適用することができる、ということである。

「A／非 A」という二項図式は、複雑性を縮減することを目的とした方法として、コミュニケーションそのものを明確化にするのに役に立つ。「コードは、あらゆるコミュニケーションを否定的な値と肯定的な値の区別という形式に縮減することで、システムがあらゆるコミュニケーションを区別として——したがって、情報として——処理することを可能にするのである」（GLU : 119）。すなわち、情報は「A／非 A」というコードを通して選択される。「コード化された出来事はコミュニケーション過程の中で情報として」取り入れる一方、「コード化されない出来事は攪乱（騒音、ノイズ）として」取り除くことになるのである（ルーマン 2020a : 194）。

また、コードの分類に関しては、前述したコミュニケーションの 3 つの困難を克服した 3

つのコミュニケーション・メディアに、それぞれ対応している。最初のコードは、言語が持つ特殊なコード、「イエス／ノー」という（GLU：94-95）。「言語は否定の能力と結び付けられる」から、「言語の重要な機能として、ある言明に正確に対応したひとつの否定言明が自由に使える」、ということである（ルーマン 1986：50）。文字は、言語の第二コードとして登場する。「社会のコミュニケーション過程を社会的な状況や自明性との結びつきから最初にはっきり解き放ったのは、文字による第二コード化であった」という（ルーマン 1986：10）。最後に、一般的に言及している「コード」は、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアに適用されるものである。原理的には、コードは、言語コードが持つ「イエス／ノー」という否定能力を基盤にして働いている。

コミュニケーションレベルでは、コードは標準化の作業を行い、情報を伝達に使えるように加工することで、自己と他者とも、情報を同じ意味で取り扱うことができるようになる（ルーマン 2020a：194）。また、「システム／環境」にとって、システムの同一性を確立することにあたって、コードは大きな意義があると筆者は考える。コードは、環境に対する否定を通してシステムの閉鎖性を確立することができると、システムの統一性を定め、システムを同定することもできるようになるのである（ルーマン 2020b：234-235 を参照）。

3.2. コミュニケーション・メディアによる機能システムの分化

近代伝播技術の発明によって、マスメディアが誕生した。それと同時に、マスメディアシステムは機能システムとして、社会システムから分化されている。ルーマンが指摘した通り、「マスメディアというシステムが分化することを決定的にしたのは、やはり伝播技術の発明が達成されたことであつたと言えるだろう。」（ルーマン 2005：27）ルーマンの社会理論では、「マスメディアシステムの分化」という事情は、社会システムにおいて機能に基づいた分化である。原理的には同じように、近代以降、社会システムから機能的に分化したのは、経済システム、政治システム、法システムなどの部分システムが挙げられる。分化した機能システムはオートポイエティック的であり、つまり自分自身の中で、システムのコミュニケーションが生産されて、コミュニケーションの接続を続けていくのである。

この意味からすれば、分化した機能システムは自分の中で自己完結しているから、自律的性質を有する。例えば、政治システムのコミュニケーション、つまり権力コミュニケーションでは、権力保持者側は否定的サンクション付きの選択肢の組み合わせによって、権力服従者に動機付けをし、権力保持者自身に服従させるように働きかけるのである。権力は貨幣で買えるものではないし、政治システムのコミュニケーションは、経済システムのコミュニケ

ーションの論理に従うことがない。賄賂を受け取って政治的権力を取引することがあるが、第1章4.5で言及したように、ポジティブの給付の取り消しによって発生する否定的サンクションである。賄賂行為そのもの自体は、政治領域の不正行為と見做され、容認されていない。また、法システムのコミュニケーションは政治システムに影響されることがあるが、政治システムの論理に完全に従うことがない。大きな政治的権力を持っている者が定めていることは自動的に法律となる、ということは前近代的法なのである。

つまり、マスメディアシステム、政治システム、法システムは、同じ理論的基礎に準拠している。この理論的基礎は、「コミュニケーション」が基本単位として、環境への他者言及（環境に対する観察によって実現する）と、システムへの自己言及（「A/非A」という二項図式でシステムを同定する）との区別を、システムに再参入させることで、オートポイエーシス・システムが継続的に生産することを可能にするという原理である。



図 2-5 ルーマンのシステム理論の全体的イメージ

[ルーマン (2020a) p.14 の参照の上で作成]

上記の図では、社会システムから機能に基づいて分化している、部分システム間の関係を表している。この図についてさらに簡単に説明する。

相互社会、組織、全体社会（ゲゼルシャフト）といった3者の関係は、並列的ではない。全体社会の概念は、社会的なものすべてが持っている統一性を指し示す概念に位置する。「全体社会は包括的な社会システムであり、社会的なものすべてを自身の内に含んでいる」といい、「全体社会とは、オートポイエティックな社会システムそのものである」とルーマンが定義する（ルーマン 2020b : 189）。故に、全体社会はやや超然的で、「他のすべての社

会システム（相互作用、組織）の作動に対する前提を作り出す」のであるという（GLU：219）。その結果、相互社会、組織、全体社会は、異なる基準に準拠しており、社会システムの3つの分け方であるに過ぎない。長岡（1986）が指摘した通り、システムと環境との境界を、いかなる基準で線引きをするかということによって、相互行為、組織、全体社会といった3つのタイプのシステムが現れる、ということなのである（長岡1986：226）。

相互行為システムの場合、人々がその場に居合わせているかどうかによってシステムの境界が決まるという。相互システムは、「コミュニケーションの相手が現に目の前にいることを要求する社会システム」である。対面的な2人の身体の知覚が、既述した「二重の偶発性」の下に、コミュニケーションの基盤を形成する（GLU：222）。

組織システムの境界は、組織のルールによって決まっている。人員の参加か脱退かということは、組織の規則、組織に参加する条件に準拠する。組織システムは、「承認規則、とりわけ人員の募集採用と個々の役割の明確化によって定められる成員規則に基づいて形成される」システムである。例えば、企業、研究所、施設が組織システムである（GLU：231）。

全体社会システムは、同一の時間、同一の空間でなければならないという限界を打破している。全体社会システムは「その場に居合せない者同士の間での可能なコミュニケーション、あるいはその場に居合せない者とのコミュニケーション」を同時に確保しなければならないからである。全体社会システムの境界は抽象的であるが、「可能で有意義なコミュニケーションの境界」によって構成される（長岡1986：226-227）。

このようなすべてのコミュニケーションを確保する役割があるからこそ、全体社会（ゲゼルシャフト）は、「あらゆるコミュニケーションを包摂する社会システム」と定義されるのである。また、「全体社会の外部にコミュニケーションは存在しない」ため、社会システムの分化も、全体社会の中で行わなければならないということになっている（GLU：219）。

3.3. 政治システムにおける権力コミュニケーション

本項では、政治システム概念、また政治と権力との緊密な関係性を、つまり権力は政治システムのコミュニケーション・メディアであるということを明示する。結論を先に言うと、権力はコミュニケーション・メディアではあるが、政治システムの一般的等価物として受け捉えることはできない、ということである。

政治システムは、「機能的に分化した社会の部分システム」として、「集团的拘束力を有する決定を行う権限を保証する機能を持つ」のである。しかし、この機能を発揮するためには、次のような前提条件が欠かせない。つまり、「拘束力のある決定の受容を動機づけることが

できる権力が確立されるときだけ」、政治システムが分出し、上記の機能を発揮するのである（GLU：207）。故に、「動機づける」ことをするために、政治システムのコミュニケーションでは、媒体のようなもの——象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア——が欠かせない¹¹。政治システムの中では、権力のコードは「劣位／優位」という二項図式に準拠し、「優位に立つ」方を選ぶことで、政治的なコミュニケーションの再生産を可能にしている。

政治システムと権力とは、緊密な相互関係を有しているが、権力は貨幣のような一般的等価物のように受け止めてはいけない。一方では、「政治は権力の所有と行使に密接に結び付いている」。「政治的機能は権力というメディアを必要とし、権力は政治システムを必要とする」。他方では、「政治的コミュニケーションのすべてが権力の行使あるいは権力による脅しというわけではない」（GLU：207、傍点は筆者）。議会内の討論、または政党内の議論では、原則的には、討議するコミュニケーションのテーマに応じて、該当するコミュニケーションの自己言及（いわばケースバイケース）に準拠し、是々非々で判断すべきである。だからこそ、政治システムにおける「権力」は、経済システムにおける貨幣の役割と類するが、貨幣のような明快的かつ決定的なものではない。

また、権力コードとしての「劣位／優位」は選好コードである。ということはつまり、自分が「劣位」の立場に立っているという状況を素直に受け止めて、「劣位」に甘受する人はどこにもいない。故に、単なる「劣位／優位」の理由で、相手に動機づけることもできない。詳しくは次の通りである。

「実質的な権力コードは、〈劣位／優位〉という区別である。優位であることは有利であり、劣位であることは不利なので、これは選好コードである。しかし、コードそれ自体は、コミュニケーションの受容を動機づけることはできず、したがって自己に劣った立場を受け入れるよう動機づけることはできない」という（GLU：99）。

このような動機づけの問題を踏まえて、「（合）法／不法」は、政治システムの第二コードとして要請され、動機づけの問題を解決する。その場合、合法的な権力コミュニケーションのみが受け入れられることになる。すなわち、「自己が正当な法を不当な法から区別することを可能にし」「正当なコミュニケーションを受け入れようという動機づけを可能にする」、ということである（GLU：99）。

ところが、「合法／不法」は第二コードとして、動機づけの問題を解決するのに使用され

11 マスメディアシステムの場合は事情が異なる。マスメディアのコミュニケーションを生産する組織は、不特定多数に対して発信している。媒体のようなものを利用して成功の蓋然性を追求するやり方ではなく、受け手が欲求する情報を予想しながら発信しており、オーディエンスからのフィードバックを参考にし、発信する内容や方法を調整しつづけている。

るが、「合法／不法」という第二コードは「権力を持つ／権力を持たない」という第一コードの上位に位置づけられ、優先的に準拠されるもの、というわけにはいかない。どちらに準拠するかに関しては、一義的ではなく、政治システムの中に再帰しなければならない。ルーマンによると、「第二コード化は」「権力／無権力という選言と法的な正義／不正という選言を互いに関連づける」。「この構造のもとでは、結着のつけ方は場合ごとに異ならなければならない。したがって機会主義的にしか解決できないであろう。」すなわち、「権力を優先するか、法を優先するかという問題は、システムのなかで再帰反省化されなければならない、(…)(the question of the precedence of power or law *must be reflected in the system*, (...))」(ルーマン 1986 : 86 ; Luhmann 2017: 161)。「再帰反省化」という言い方は、やはり政治システムの中に回帰し、政治システムの統一性を踏まえて考えることである。すなわち、具体的な場面において、権力コードか法コードかどちらに準拠するかということに関しては、その都度の権力コミュニケーションの状況に応じて、両方のアクターの間展開している力関係の進行状況から、「劣位／優位」という二項図式をもって、総合的に判断しなければならないのである。一義的ではない状況を、ルーマンは「機会主義」と呼ぶのだと考えられる。このような機会主義的な解決は、白虹筆禍事件で現れたことがある。詳しくは第 3 章で論じるが、当時のマスメディアと公権力との力関係の下で、法は完全に政治的権力によって道具化されていた。

3.4. 権力コミュニケーションに貢献する「法／不法」コード

本項では、コミュニケーションのレベルから、「法／不法」というコードが要請される理由を説明する。法システムの機能は一言でいえば、「予期」を維持することである。「法とは、近代社会の機能的に分化した部分システムであり、予期が外れた場合でも安定した予期を維持するという機能を持っている。こうした予期は、ときとして起こりうる侵害に左右されることなく安定的であり続ける規範である。法の作動を主導するコードは、〈(合)法／不法〉の二分的な差異にある」(GLU : 285)

既述した通り、コードという二項図式に準拠することで、「普遍主義と特殊化の結合」を可能にしている。そして、「普遍主義と特殊化」を結合する意味において、言い換えれば、「権力コミュニケーションは如何にして、自分自身を増大して、普遍的に現れると同時に、自分自身を同定するのか」という課題において、法は権力を大きく促進している。故に、「法による第二コード化は、政治的権力の成立の条件なのである」と言っても過言ではない(井口 2011 : 148)。ルーマンの社会理論に準拠した上で、次のように論点を展開する。

3.4.1. 法は権力コミュニケーションに貢献する

一方では、権力コミュニケーションを促進する意味においては、法が権力の増大に貢献する理由を、下記のように3つに分けられる。(1) 法は、権力を特定する(特殊化)のに機能する。(2) 法は、権力の普遍的適用(普遍主義)に機能する。(3) 法は、権力の信憑性を確保する。

第一に、法は、権力を特定する(特殊化)のに機能する。井口の言葉を借りれば、「法は、合法/不法の区別によって権力を合法的な権力と不法的な権力とに分割する。そしてこの分割が権力に対する特定可能性と予期可能性を高めるのである。」(井口 2011 : 148)

「権力の特定可能性」には、権力を特定することで、権力を同定することができるように期待される。権力は法システムに依存することで、権力を特定することができる。「権力は、〈その本性によって〉あちこちへと拡散する性質をもっており、変動しつつ散在している。だから、適法的な権力か違法的な権力かという区別を用いることによるのみ、権力を明確なあれか/これかという分類に持ち込むことができるのである。」(ルーマン 1986 : 65)

このような権力の特定可能性はまた、「権力の予期可能性」に直結する。ルーマンが言う「あちこちへと拡散する性質」とは、法が介入する前の権力の初発状態のことを指す。この状態での「権力を持つ/権力を持たない」は、実質的に、第一コードである。「権力は、伝達しようとして行われている行為選択のそれぞれに一对一の対応で回避選択肢を付属させ、そうすることで考慮に入れられる諸可能性を二重化するというかぎり、コードである」(ルーマン 1986 : 51)。つまり、権力の初発状態・未加工状態では、「権力保持者の意に沿う方向とこれに逆らう方向という、二つの進行方向に向かって開く」ことになる。その際、「回避選択肢の可能な組み合わせの任意性が、まだ大きすぎるのである」。権力服従者は権力保持者の意に逆らう行動をすることが、まだ起こり得る、ということである。故に、権力保持者に反抗する可能性が含まれる「この権力の任意性を」「期待可能な型式に限定しなければならない」とルーマンが主張する。法を使うことで、「許容される組み合わせ」と「許容されない組み合わせ」とを、第二コード化する。伝統の中では、法による「正義(法)」と「不正(不法)」という二項的図式化によって行っている(ルーマン 1986 : 52)。すなわち、権力の任意性を権力保持者が期待する方向に制限するという意味が、権力の予期可能性を高めるのである。

第二に、法は、権力の普遍的適用(普遍主義)に機能する。この過程を、井口(2011)は

次のようにまとめている。「法というそれ自体普遍主義的なコードと権力が結合することによって権力の適用や運用に関するより高度に一般化された規準が作り出される。」(井口 2011 : 148) 結果として、「潜勢力としての権力の一般化を促進するのである」(井口 2011 : 149)。ルーマンによれば、その中の「潜勢」を、「可能性」「チャンス」「傾性 (ディスポジション)」に言い換えることができる (ルーマン 1986 : 38)。

権力は法の力を借りて、普遍主義において充進する過程は、次のようになる。相対的に権力を持っていない人であったとしても、法を通して権力を動員することによって、権力を持つことになる、という過程である。この過程は、ルーマンが言うところの権力の技術化 (脱文脈化) の話とつながっている。

「権力コードを法的な正当と不当という二項的図式主義と」結び付けると、「文脈から相対的に自由な権力適用」ということが可能となる。例えば、権力コミュニケーションにおける参加者が、「誰一人として自分の権力源泉の力では他の人々に対する一義的な権力格差 (definitely has power over the others) を持てない状況においても」、その都度「その状況にあまり関係のない権力保持者にに基づき、法によって媒介された権力格差に訴えることが可能になる」。その結果は、「法的な権利を有する人が、権力を動員する権力を持つことになる」のであるという。法は国家権力の行使にとって必要かつ十分な根拠であるということが、〈法治国家〉のコード規則であるとルーマンは指摘する (Luhmann 2017: 155-156; ルーマン 1986 : 74)。

第三に、法は、権力の信憑性を確保する。「法は、権力の計算可能性あるいは可視性を高め、権力の『信憑性』を増大させる」(井口 2011 : 149)。比較的に単純な社会で、権力の信憑性を如何に確保できているのか。権力保持者は自分の力の強さを誇示することで、権力に対する挑発を抑止できると、ルーマンは指摘する (ルーマン 1986 : 77 ; 井口 2011 : 149)。それに対し、今日の高度に複雑な社会で、権力の信憑性を確保するならば、「力の強さの誇示」だけでは通用しない。権力の信憑性を確かなものにするために、ルーマンは (1) 権力の法的な図式化 (= 「法/不法」というコード) と (2) 技術化 (= 脱文脈依存) という 2 点を挙げている (ルーマン 1986 : 77 ; Luhmann 2017: 157)

法的図式化 (legal schematization) とは、ルーマンによると、「権力保持者がおこなう諸選択肢の条件的な結合が、法そのものによってもういちど条件的にプログラム化される」ということである。ここでルーマンは前述した権力の初発状態から発生する「法による権力の第二コード化」のことをもう一度提起している。また、「条件的」にすることで、権力コミュニケーションの結果を制御することができるのである。このような法的な図式化によって、「結合の偶発性は規制され、そのことを通じて計算可能なものにかえられる」。すなわち、

不法な可能性は排除される状態であれば、権力コミュニケーションの見通しが良くなってくる、ということである（ルーマン 1986 : 77）。故に、「法は、権力行使や回避選択肢の実現を条件づけ明確化し権力を捉えやすくすることで信憑性の増大に貢献するのである」と言っている（井口 2011 : 149）。このように、法は権力を補うことができるのである。

技術化（technization）に関して、ルーマンは次のような見解を示す。上述した法的図式化を通して、信憑性の問題は完全に解決されるには至っていないが、この時点ではもはや問題ではない。代わりに問題となるのは、「プログラム化される権力装置の情報問題」である。すなわち、「権力服従者は」「或ることがそうなったきっかけについて権力保持者には情報が欠けているのではないか、と思ひ巡らす」ことになる、という状況である¹²。その際、権力服従者は「公然たる権力闘争を引き起こす傾向」に至らず、法の下に、「平和との両立性が」可能な権力の「適用回避の規則」に傾くことになりやすい。言い換えれば権力服従者は権力保持者に服従せず、異議を申し立てることができるようになる（ルーマン 1986 : 77）。

したがって、法による権力の第二コード化とともに、権力コミュニケーションにおいては、「合法的権力」の方が、相手をより効果的に動機づけることができるのである。「合法／不法」に準拠する権力コミュニケーションでは、権力はもはや特定する統治階層が占有して専売するものではなく、法的権力を有する人であれば、権力を動員することができるようになる。

3.4.2. 法は特定の人と権力との連結を切り離す

他方では、法と関連づけられる政治システムは、特定する統治階層の権力者と分離し、最終的に、「社会のための権力の産出、管理、統制を引き受ける」ことになる（ルーマン 1986 : 75）。この事態はまた、恣意的な権力行使から、非恣意的な権力行使までの過程である（ルーマン 1986 : 103）。すなわち、個々の権力保持者は恣意的に権力を行使したり運用したりする、ということから、権力はコードの強化によって、より高度な首尾一貫性を実現するが、恣意的に行使されなくなる、ということまでの過程である¹³。次の 3 つのステップに分け

12 「情報が欠けている」という技術化の問題に関して、ルーマンは次の事例をもって補説する（Luhmann 2017 : 166 ; ルーマン 1986 : 185-186）。ある日の新聞の報道によると、あるグラフ雑誌の編集局は検察庁によって捜査された。この捜査は適法であるか否かに対し、どの党の政治家も検察側とは異なる見解を示しており、時のドイツ連邦首相ブランド氏さえも、検察庁のやり方に対して疑問を公にしているという。ルーマンからすれば、検察庁の捜査を疑う見解を示す政治家たちの行為は法の信用を落とすことになり、権力保持者の信頼性は、法によってしか支えられないのである。他方、ルーマンが提起したこの事例は、法治国家（constitutional state）ならでは社会的・政治的な状態、つまり、政治権力が既に法によって技術化していることを、示しているのではないか。

13 コードの強化による権力の亢進は、さらに、物理的暴力を基盤とする法制国家の成立、および正当性の問題とつながっているが、このテーマに関して、本論においては立ち入らないものとする。

てこの過程を説明する。

第一に、法による権力の第二コード化は、権力保持者を不自由にさせる。権力の初発状態から、権力の法による第二コード化が発生すると、高度文明の場合は次のような状況が起こり得る。権力保持者は自分の権力の正当性の神話を守るためには、権力を継続的に投入せざるを得なくなる、という状況である。その結果、権力保持者は自身を不自由にするのである。「権力保持者は、自分の権力を善のためや正義（法）の擁護のために、また貧しき人の保護のために使うべきだと命じられる」一方、「場当たりの機会主義と状況への適応性が犠牲にされる」ということである（ルーマン 1986 : 72）。すなわち、例えばある国の君主としての権力保持者は、正当性の正義名分を守るためにさまざまな義務を果たすべきだと大きく期待される一方、場当たりの、自分の権力保持にとって都合の良いやり方はできなくなっている、という状況を指している。

第二に、普遍主義においては、権力は「法」そのものに準拠せず、「内的無矛盾性の原理」の実現が優先される。すなわち、もし権力というコミュニケーション・メディアが、誰に対しても使える二項的な図式であるとするれば、その都度の法律での規定に一致するか否かとは関係なく、「内的無矛盾性の原理」そのものが、優先的に実現されなければならない。例えば「真理」の場合、誰にとっても検証可能なものでなければ、真理とはならない。たとえ真理の定義は神の奥義であると、ある国の法律ではこのように規定されていたとしても、「誰にとっても」という普遍可能性が実現されない限り、「神の奥義」のような押しつけられた内容は、排除されなければならない（ルーマン 1986 : 73）。権力の場合も同様に、「内的無矛盾性」を実現するためには、「誰にとっても」受け入れられるものでなければならない。次第に、その権力は「普遍主義的な妥当要求」と結びつけるように求められる。多くの人々の願望や要求、例えば「法の簡易化と公開性、所有分配、失業の撲滅、等々といった改革政策への願望や要求」は満たされることで、その権力は正当化され、合法的権力と見なされることになる（ルーマン 1986 : 73）。

第三に、法をもって権力を動員することは、法制国家のコードが要請されるようになり、権力の政治システムへの集中現象が生起する。権力の普遍的に適用される状況は、法的な権力を有する人が、権力を動員することができるようになっている、ということの意味する。その際、法制国家のコード規則が要請される。法治国家のコード規則とは、法は、国家権力が行使される時の必要かつ十分な根拠であるという（ルーマン 1986 : 74）。また、法制国家のコードの下で、「さまざまな権力源泉のあいだでの協力、とりわけ経済的権力と政治的権力と軍事的権力のあいだでの協力を秩序づける働きをする」（ルーマン 1986 : 75）。ルーマンからすれば、法は権力コミュニケーションの第二コードとして利用され、「さまざまな権

力源泉の間での協力」を秩序づけることは、「合法（正当）／不法（不当）」の二項図式をもって、合法的なものを選択している。というように「権力源泉の間での協力」を条件づけることで、法は、正当性を「構造的に」生み出すのであるとルーマンは考える（ルーマン 1986: 75）。ルーマンの正当性論に関しては終章では再び言及するが、本項では、政治システムは、社会から局所的な権力を奪い取って政治システムに集中させているという状況をまとめて伝えておきたい。

4. 本章の結論

本章の前半では、ルーマンの「2つのリアリティ」論を詳しく解説した。

「情報は差異である」という論点に基づいて、マスメディアのリアリティは次のように構築される。マスメディアシステムのコミュニケーションを生産する組織が、自分が把握している「受け手」像に基づいて「受け手」像の全体を予想しながら、受け手が欲する事柄を調べてから、マスメディアのリアリティを作り出している。このようなマスメディアのリアリティの生産過程は、その妥当性は次のようなオートポイエティック・システム論の理論的基礎によって担保される。すなわち、システムは環境を観察することを通して、システムへの自己言及と環境への他者言及との差異化を行い、この差異化した結果をシステムと環境との差異として取り扱い、新たな情報としてシステムの中に取り入れる。システムはこの情報をシステムの同一性を規定する二項図式、「A／非 A」に準拠し、自己同一性を規定している「A」に一致する情報のみを保持する。このような自律的に作動することを通して、システムは自己言及をしながら自己生産をし、再生産しつづけている、ということである。

故に、マスメディアシステムと社会システムの中においては、このオートポイエティックな観察と作動の過程に従い、マスメディアのリアリティと社会のリアリティが構築され、また、リアリティの二重化現象が生起している。そして、2つのリアリティ論で見られるオートポイエティック的観点から出発し、マスメディアのリアリティが、社会のリアリティを構築する基礎を成しているのであると考えられる。そのため、マスメディアのリアリティは権力資源と見なされ得るのである。また、このオートポイエティック・システム論の故に、マスメディアのリアリティと社会のリアリティは相互的「入れ子構造」を形成しているため、「受け手・オーディエンス」は市民社会論のような捉え方を拒否することになる。その代わりに、オーディエンスは社会の一部として、マスメディアと公権力との力関係を観察する視座に位置すると想定されるのである。

ところが、マスメディアのリアリティが権力資源と見なされるか否かに関しては、その都

度の歴史的文脈の状況に応じて論じなければならない。第3章の白虹事件と、第4章のロッキード事件を通して2つの事例研究を行い、マスメディアのリアリティにおける歴史的变化を示したい。

本章の後半では、「法」の要素を導入し、メタレベルの権力コミュニケーション論を展開した。

権力をはじめとする、象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアは、コミュニケーションの3つの困難を克服し、コミュニケーションの相手の行動を動機づけることでコミュニケーションの成功の蓋然性を高めることができる。また、政治システムはマスメディアシステムと同様に、社会システムの中から分化した機能システムに位置する。故に、政治システムとマスメディアシステムは、コミュニケーションという共同の理論的基礎を有している。権力コミュニケーションは政治システムにおいて、媒介の役割（象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアとして）を果たしているが、権力コミュニケーション（「劣位／優位」の二項図式に準拠するもの）だけでは、相手の行動を動機づけることができない。この状況の下で、法システムに由来する「合法／不法」が、第二コードとして、権力コミュニケーションに条件づけられることで、合法的権力コミュニケーションのみで相手を動機づけるのである。

しかし、このような「合法／不法」の選言は、必ずしも一義的に上位に位置づけられるというわけではない。第二コード化する過程では、「権力／無権力」「合法／不法」は関連づけられて、最終的にどちらで決着をつけるのかに関しては、政治システムの中で再参入され、反省されなければならないのである。つまり、政治システムの権力コミュニケーションに回帰し、すなわち両方のアクターの間で展開している力関係の進行状況に回帰して、「劣位／優位」という二項図式をもって、総合的に考えなければならない、ということである。

この力関係が変化する過程を歴史的事件において捉えるために、第3章で白虹事件、第4章でロッキード事件を取り上げる。2つの事件ではその決着の付け方は、政治システムに再参入することで機会主義的に解決しているのである。法的権力の強弱の度合いが、マスメディアのリアリティの権力資源化に影響を与える結果、マスメディアと公権力との力関係における進み具合に影響を及ぼす、ということが見られる。

また、法は、権力コミュニケーションを促進するという意味、つまり権力服従者の行動を動機づけることで、権力保持者の期待選択肢を実現するという点において、貢献している。権力の特定可能性と予期可能性、権力の普遍的適用、権力の信憑性を実現するために、必然的に法を要請しなければならない。他方、法による第二コードの導入とともに、恣意的な権

力行使から非恣意的な権力行使へという変化が現れる。すなわち、個別の場面で恣意的に行使され得る権力から、幅広い文脈で行使され得る政治的権力に変化するというならば、法による高度な首尾一貫性が実現するのである。その一貫性の故に、権力はもはや恣意的に運用され得なくなってくるのである。

第3章 白虹事件における大阪朝日のリアリティと権力コ

ミュニケーション¹

1. 本章の問題意識と研究目的

第1章と第2章での理論的考察を踏まえて、本章は、次の問いからスタートする。マスメディアと公権力とのせめぎ合いが起こる権力コミュニケーションでは、マスメディアのリアリティが持つ権力性は、公権力との対決をするならば、どのような基準で決着がつくのか、ということである。

白虹筆禍事件は、戦前の公権力に位置する政府当局と大阪朝日新聞というマスメディアとのせめぎ合いを反映する事例である。当時の大阪朝日新聞は、リベラルな立場から政府批判の言論を積極的に展開していた。同紙の記事に使用した「白虹日を貫く」は、戦前の文脈からすれば天皇制反対と捉えられかねない不穏当な表現であった。この編集上のミス²は政府が大阪朝日に言論統制を実施する理由となった。

本章は、白虹事件を題材にして事例研究を行うことを目的としている。まず、マスメディアのリアリティが持つ権力性を考慮に入れて、権力コミュニケーションにおける「マスメディアと公権力とのせめぎ合い」の状況を考える。次に、第1章で作った理論的枠組みを援用し、この事件を分析することで、マスメディアと公権力との対決における力関係を考え、理論的枠組みの有効性を検証する。

各節の内容は、次のように展開する。

第2節では、白虹事件の歴史的経緯を詳説する。政府が言論統制の法的根拠となる新聞紙法の規定と、この白虹事件に対する社会の反応を振り返る。また、戦後GHQによる占領

1 本章の内容は、下記の査読付き論文に基づいて再構成したものである。朱（2023）『『不偏不党』の両義性と権力コミュニケーション：白虹事件を例として』『国際広報メディア・観光学ジャーナル』No.36, pp.37-53

2 「白虹日を貫く」という表現を編集上の「ミス」と判断する理由は、朝日新聞社史における次のような記載に基づいているからである。「白虹日を貫く」自体の意味合いについては、次の注を参照されたい。「もっとも、編輯局内でも、この記事がそのまま素通りしたわけではなかった。関係者の記憶を総合すると、最初、社会部長長谷川如是閑が記事に手を入れていた。が、所用で席をはずしたため代わりが点検した。しかし、『白虹貫日』の意味がわからず、居合わせた記者たちに質問し、なかには『穏やかでない』と指摘した者もあったが、締め切りが迫っていたため、そのまま工場へおろし、その一方で、社会部長をさがしたが見つからなかった。試し刷りをみて社会部長の後醍院正六が物騒だと気づき、監工課長の辰井梅吉もあぶないと注意してきたので、すぐに輪転機を止めたが、3万部あまりが刷りあがっていて、うち1万部はすでに発送済みだった。組み直しの余裕がないので、あぶなそうな4行を鉛板で削り（引用者注：付録3の図6-5および図6-6における枠線で囲まれた部分）、そのまま印刷した。」（朝日新聞百年史編修委員会 1991：97）

初期に発生していたメディア統制の事例も取り上げる。

第3節に入ると、3.1では、白虹事件の問題点を考える。先行研究で見受けられる新聞の営利主義・商業主義的なパースペクティブとは異なるアプローチをし、「メディアと権力」との力関係そのものに焦点を絞る。

3.2では、米騒動に関するマスメディアのリアリティの形成、およびマスメディアのリアリティが、権力資源と見なされ得る理由と、権力資源としてはその制限を説明する。

3.3では、第1章で提起したルーマンの権力コミュニケーション論の基本型、および第2章で分析していた、メタレベルの権力コミュニケーションにおける法の位置づけ、法と政治との関係を、おさらいとして簡単にまとめておく。

3.4では、第1章と第2章でまとめている社会理論を活用することで、マスメディアと公権力とのせめぎ合いの状況を分析する。白虹事件の決着の付け方に、社会理論の視点から、理論的基礎を提供する。社会理論の視点から白虹事件を解釈する作業を通して、言論統制という背景の中、大阪朝日が屈服する必然性、および寺内内閣が退陣する必然性のことを、本論の主張とする。

以上の考察を踏まえて、第1章と第2章でまとめている理論の有効性を確認し、第4節では次のような結論をする。本論では、白虹事件は起こるべくして起きたと主張する理由は、大阪朝日側は有効な脅し（否定的サンクション）を持っていなかったため、力関係のバランスは一方向的に偏っていたからである。また、第2章で言及した、法と政治的権力とは互いに関連づける関係が、確認できている。「合法／不法」の選言は、一義的に上位的なものではない。権力の選言か法的選言か、どちらで決着をつけるのかに関しては、政治システムの中に再帰的に反省し、力関係の進み具合を見て、「劣位／優位」に準拠し、機会主義的にしか解決できない。

2. 法が道具化される言論統制

2.1. 白虹事件の歴史的経緯

白虹事件は、1918年の米騒動の際、大阪朝日が非立憲的寺内内閣の無策を非難することから発端する。当時、第一次世界大戦がもたらした好景気によって、日本国内では経済のインフレ、貧富の格差の拡大が同時に起きていた。賃金労働者によるコメの消費拡大と、コメ相場の投機によって、コメ価格が高騰していた。夏の休漁期と重なり、やがて富山地方から日本全土まで広がる米騒動へと発展した。同時期、日本政府はチェコ兵団救出という理由でロシア革命に干渉し、シベリア出兵を決定した。当時の寺内内閣は、非立憲的な成立事情が

あった上、度重なる言論弾圧によって言論機関から強く非難されていた。時の大阪朝日新聞の編集局長鳥居素川は、段祺瑞援助、西原借款、米価値上がり、シベリア出兵など、寺内内閣の任期中に起こった一連の問題に対し、陣頭に立って激しく批判した（春原 2003 : 155）。

全国に波及した米騒動は深刻な政治・社会問題となったため、1918年8月14日深夜、寺内内閣は米騒動の記事を禁止することを通告する。しかしこの措置は直ちに春秋会や大阪朝日、大阪毎日などの大阪系新聞社の猛反発に遭った（佐々木 1999 : 247）。春秋会は在京の有力新聞社幹部によって構成される団体として、粘り強く政府と交渉する一方、大阪朝日、大阪毎日などの新聞各社は、近畿を中心に一連の記者集会を開くことにする。

その後、寺内内閣に反対し、言論の自由を守る目的で「関西記者大会」が開かれた。この記者大会を報道する8月26日の大阪朝日の夕刊記事で、執筆者の大西利夫は「白虹日を貫く」³という表現を使った。この文言は兵乱の予兆と受け取られ得る為、新聞紙法第41条「安寧秩序ヲ紊シ」の証拠とされ、大阪朝日はまもなく大阪府警によって告発された（朝日新聞百年史編修委員会 1991 : 97-98 ; 同上 1995 : 90）。

以上が白虹事件に至るまでの歴史的経緯である。その後、大阪朝日は大幅な人事刷新を行い、鳥居素川、長谷川如是閑をはじめとするリベラルな記者たちが、退社を余儀なくされ、社長の村山龍平も上野理一に交代した。12月1日、大阪朝日は朝刊1面での謝罪文「本紙の違反事件を報じ、併せて我社の本領を宣明す」（本論付録を参照）を掲載し、従来の言論方針は「偏頗」^{へんぱ}していたことを認める。「不偏不党」を同紙の編集綱領に書き入れることで、今後の言論は偏らないようにすると誓う。12月4日、「白虹日を貫く」の記事の執筆者、大西利夫は禁固2か月、発行人兼編集人の山口信雄は禁固2か月という判決が言い渡され、大阪朝日は発行禁止を免れた⁴。白虹事件は大阪朝日が時の政権に屈服する形で収まったのである。また、新聞紙法は政府当局の都合により、言論統制を実施する法的根拠であると同時に、道具として使われていたことも明らかな事実である。

3 「白虹日を貫く」の出典は『史記』や『戦国策』に見つけられる。かつて君主が刺殺されるほどの凶悪な事件が起こった際、「白虹日を貫く」天象が現れるという民間伝説がある。日本では、天保年間の飢饉が起こった時に彗星が出たり、安政年間の地震が襲った時に日が真っ赤になったりしていたという（朝日新聞百年史編修委員会 1995 : 103）。自然現象と社会事象を結び付けるという昔によくある発想からすれば、天皇制の転覆を示唆するメタファーと解釈され得る。

4 12月8日の原敬日記によれば、発行禁止を免れる経緯は次の通りであるという。12月1日大阪朝日の謝罪文が朝刊一面で掲載された後、大阪地裁は「発行禁止」の必要がないとの意見を示した。首相兼法相の原は「社長を呼出して其真意を慥（たし）かむる」必要があると考え、後継社長の上野理一と面会した。原は上野から「如此過失を再びせざる事」また「今回寛大なる判決に付て」「決して控訴をなさざる事」の保証をもらい、大阪朝日の謝罪文に書いた内容は本物だと確認できた（原 1950 : 106-107）。

2.2. 新聞紙法の規定と社会からの反応

1909年『新聞紙法』の歴史的成立過程を振り返ることで、新聞統制に関する法的規制は概ね2つの特徴に帰することができる。ひとつは安定的な社会秩序を乱す言論に警戒すること。これは新聞紙法の第41条、「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項」⁵という形で記載されている⁶。もうひとつは「国体」、即ち天皇制政治体制を乱す言論に警戒すること。これは新聞紙法の第42条、「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ政体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊乱セムトスルノ事項」⁷という項目に対応している。大阪府警の告発は第41条、つまり「安寧秩序」を乱す理由に準拠していたが、右翼団体は「白虹日を貫く」の表現を「国体」の問題として受け止めていたのである。

白虹事件は社会における右翼の反感を買うこととなった。9月28日、黒龍会の会員で組織した「皇国青年会」の7人は大阪中之島公園で、大阪朝日の社長の村山龍平を襲撃した。それに続いて、黒龍会、浪人会も抗議運動を行った。大阪朝日のライバル、大阪毎日には犯人の犯行動機を詳報したが、言論への暴力的圧力を非難し大阪朝日に声援を送ることはしなかった（有山1995：294）。大阪毎日の内部では、大阪朝日の危機を喜んで傍観していた人もいたという（辻田2018：106）。そのような中、吉野作造は「言論自由の社会的圧迫を排す」（『中央公論』1918年11月号）という評論を発表し、村山龍平襲撃事件と、暴力制裁をおびやかす浪人会の言論を批判した（吉野1918：51-52）。それに加え、11月に浪人会との公開弁論会に参加することで、吉野は言論の自由のあるべき姿を公に見せていたのである。

2.3. 戦後占領期のメディア統制

日本は敗戦後の1945年、GHQ／SCAP（the General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers 連合軍総司令部、以下はGHQで省略）が主導する占領期に入り、「言論の自由」という大義名分の下で、厳しい言論統制が1949年10月末まで続いた。GHQに与えられた「自由」は、軍国主義の影響を除去するための、自由という名の

5 類似する表現は既に1893年『出版法』の第19、20条に「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノ」とある。さらに1869年『新聞紙印行条例』に規定される「凡事無害者」、また1873年「新聞紙発行条目」の「害ナキ者」という項目から、連続性があると見られる。

6 また、同法の第23、24条では、内務大臣は「安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノ」に対して、掲載の差し止め、新聞紙の差し押さえ、掲載する新聞の発売禁止をすることができるとされる。これは行政（政府）に権力を付与するものであり、新聞紙自体の発行停止、新聞責任者に対する禁固または罰金を規定する41条とは異なるものとする。

7 第41条の状況と類似し、1893年『出版法』の第26、27条に「政体ヲ変壊シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスル文書図画」「風俗ヲ壊乱スル文書図画」という表現がある。「国体」の初出は1873年『新聞紙発行条目』に見られる。その後1875年『新聞紙条例』には「政府ヲ変壊シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントスル者」を懲役する条項が設けられる。

新しい統制と言わざるを得ない。実際に、GHQ は朝日新聞に対して、48 時間発行停止を命じたこともある。

発行停止となった原因は、占領初期の「二重権力状況」に帰結する(有山 1996:150-151)。GHQ は、マスメディア統制を徐々に強化してきた。一方、「国体護持」、つまり天皇制を存続させる信念を持つ日本政府は、8 月 9 日御前会議でポツダム宣言を受け入れる方向が決まった時から、8 月 15 日の「玉音放送」を聞いた国民は感情が混乱することになるという状況を予想し、「国体護持」のために一連の「国民輿論指導方針」を制定していた(有山 1996:79-116)。「二重権力状況」の下で、マスメディアは自律性を発揮するどころか、日本政府によるメディア統制は敗戦前と同様に機能していたのである。

この「二重権力状況」を打破するために、GHQ は 9 月 10 日、「言論及新聞ノ自由ニ関スル覚書 (SCAPIN-16)」を頒布した。14 日に同覚書の「公共の安寧を妨げる (to disturb public tranquility)」との理由で、同盟通信社に業務停止を命令し、翌日の 15 日には、同社の国内ニュース配信の 100% 検閲という条件付きで、業務再開を許可した。続いて、GHQ は朝日新聞に、9 月 18 日から 20 日まで 2 日間の発行停止令を出した。19 日、GHQ はプレス・コード (SCAPIN-33) を頒布し、中には「公共の安寧を妨げる (to disturb public tranquility)」という項目が継承された。

9 月 25 日、昭和天皇はアメリカ記者と面会し、27 日、アメリカ大使館にいる GHQ マッカーサー最高司令官を訪問した。天皇の記者会見の詳細とマッカーサー訪問の写真が 29 日に日本国内のマスメディアに公開されることになる直前の 28 日、内務省は新聞紙法 23 条「安寧秩序ヲ紊シ」⁸の理由で、朝日、毎日、読売の天皇記者会見報道を発売禁止と差押命令を出した(有山 1996:181; 同上:185)。報道の詳細を読んだ日本国民が、天皇は記者会見を通して戦争責任を東条英機に転嫁している、というように受け止める可能性があり、ひいてはこの報道は公的秩序を乱すものだと見なされたからである(有山 1996:174-175; 同上:182)。これを受けて GHQ は、29 日午前、「新聞及言論ノ自由ヘノ追加措置ニ関スル覚書 (SCAPIN-66)」を、27 日付で日本政府に発した。この追加措置は、明治以来『新聞紙法』をはじめとする一連の言論統制の法規定を撤廃するものとなる。しかも 27 日に遡って適用されるため、新聞紙法による 29 日の 3 大紙への発売禁止令は、この「追加措置」のため直ちに無効となった(有山 1996:186)。これより、日本のマスメディアに対する統制の権限は GHQ に移転されたのである。結局、戦後初期の朝日新聞は、「自由」という名のメ

8 前述した新聞紙法第 41 条、42 条と異なり、同法の第 23、24 条は内務大臣に次のような行政的権力を付与していた。例えば報道掲載の差し止め、新聞紙の差し押さえ、掲載する新聞の発売禁止をすることが挙げられる。

ディア統制を従順に受け入れ、自律的に言論の自由を求めることはしなかったのである。

3. マスメディアと公権力とのせめぎ合い

3.1. 白虹事件に関する先行研究と問題点

白虹事件において大阪朝日が、「不偏不党」を発表する形で公権力に屈服したことは、近代日本言論史における大きな転換点として、後世に多大な影響を与え続けている。例えば、事件は「政府との力関係に一悪例を残した」（佐々木 1999 : 250）。事件を転機として、「政府や権力を監視し批判する新聞のジャーナリズム性は後退」した（井川 2018 : 32）。事件を契機に、不偏不党は「新聞界全体で規範」となり、「現在も多くの新聞社の編集綱領や放送法で」使われている（有山 2004 : 116）。

そして、白虹事件で確立された「不偏不党」に関して、さまざまに解釈されているが、白虹事件に至るまでの言論史を踏まえ、不偏不党は新聞の営利主義・商業主義的な観点から解釈されることが多い。山本（1967 ; 1973a ; 1973b=1994 ; 2005）と有山（1986 ; 1995）は、朝日新聞の創立史、明治以来日本の新聞の発達史に注目し、不偏不党が確立された理由を、歴史的な文脈から読み取っている。山本は、明治以来の新聞が持つ商品性の一面に焦点を当て、営利的動機から朝日新聞の不偏不党を捉えている。一言で言うならば、不偏不党の本意は、新聞をできる限り多くの階層、つまり大衆に売れるようにするためである。他方、有山は朝日新聞社の歴史に注目し、朝日の企業的体質が不偏不党に反映していると主張する。有山（1986）によると、かつての朝日は、裏では政府による極秘の資金援助を受けつつ、表では中立を装っていた時期があった。また有山（1995）は、朝日新聞社の企業体質を歴史的に掘り下げた精緻な考察を行い、不偏不党、天皇制国家観、企業的論理が、緊密に関連しているという結論を得ている。

また、門奈（2013）によれば、「不偏不党」は、戦前と戦後とは全く異なる方向性で解釈されているとなっている。戦前の大阪朝日の「不偏不党」は「新聞の商業主義と重層関係をなし、特殊日本的なジャーナリズム状況を生み出す素地をつくる。それは資本主義的体裁を整え終えた新聞が統制された自由の中で政治権力に妥協し、産業的に発展していった帰結として日本の帝国主義体制に組み込まれた状況である」という。しかし、戦後になると「不偏不党」は変化し、「脱政治、無党派的」な曖昧なものになっている（門奈 2013 : 52）。

白虹事件に関する研究は概して、不偏不党研究に収束される傾向がある。以上の先行研究に沿って考えてみれば、白虹事件の最中に政府に屈する遠因は、この「不偏不党」の言葉に集約され、新聞の営利主義・商業主義に帰結されていると言えよう。この不偏不党は、商業

的論理に従う朝日新聞社の企業的論理に要請され、内生したものとされている。

しかし筆者からすれば、「新聞の商業主義が政府に屈する遠因である」という観点には問題がある。この観点は「新聞は商業的理由で政府に屈すべきではない」という前提に基づいている。もしそうであるならば、「言論弾圧を受ける新聞は、潰されるまで抵抗し続けるべきだ」という、状況を見越した結論へと導かれるだろう。そこには自己満足的な「正義感」しか見えない。

このように、新聞の商業性は問題視される一方、最も重要なマスメディアと公権力との力関係そのものに対しては、公権力による言論弾圧を批判し、マスメディアの屈服を問題視するという、表面的でありきたりな図式に当てはまざるを得ない。経験的な研究を行うことで、個別の事例において、具体的でまとまった知見が得られるが、「なぜこのような結果となってきたのか」という問いに対して答えるためには、理論的なアプローチが必要となってくる。

したがって、本論では、新聞の営利主義・商業主義は大阪朝日の屈服につながる一因としては認められるが、主要な問題点は「マスメディアと公権力との力関係」そのものにあると主張する。筆者がこのように考える理由は、新聞の運営を支える営業的側面がなければ、新聞は今日のように発展し存続することはあり得ないからである。もし、この営業的側面を問題点として反省し、言論の自由のみを全面に押し出せば、新聞そのものが犠牲になる可能性がある。故に、大阪朝日新聞はなぜ屈服したのかという問題を「メディアと権力」という視点に立ち返って、理論的に解明する必要がある。

そこで、白虹事件で現れるマスメディアと公権力とのせめぎ合いをめぐって、次の 5 つの問題点から論考する。

第一に、言論統制を実施する政府の動機を考える。なぜ政府当局は 8 月 14 日（寺内内閣発米騒動報道禁止令）、8 月 26 日（「白虹日を貫く」記事を大阪府警が告発）の 2 回わたって、言論弾圧をしたのか。

第二に、大阪朝日をはじめとする日本のマスメディアが、「言論の自由を守る」という大義名分を掲げて公権力に反発することは、何を意味しているのか。

第三に、第一次護憲運動以来、社会が「政治関与の拡大」を追い求める傾向は、何を意味しているのか。

第四に、政府当局による言論弾圧が成功した理由は何なのか。

第五に、マスメディアと公権力とのせめぎ合いでマスメディアを制圧し、言論統制に奏功した寺内内閣は最後、なぜ退陣することになったのか。

3.2. 白虹事件におけるマスメディアのリアリティの構築

白虹事件に至るまでの米騒動の経緯は、構築されているマスメディアのリアリティと深く関連している。当時の日本国内では、経済のインフレ、貧富の格差の拡大を背景に、賃金労働者によるコメの消費拡大と、コメの相場の投機行為という、2つの要因が重なって、コメの価格が高騰してきた。それと同時に、時の寺内内閣の非立憲的に成立した事情や、任期中の内政と外交など、次々と問題が指摘されていた。そのため、当時の朝日新聞をはじめとする日本のマスメディアは、コメの価格高騰、各地の騒動などを報道し、政府批判の論陣を張っていた。ところが、8月15日、寺内内閣の水野内務大臣は、米騒動関連記事の頒布禁止令を出した。この事態を受けて、新聞各社は言論の自由の旗印を掲げ、集会を行っていたのである。その後の8月26日に行われる関西記者大会を報道する記事の中で、「白虹日を貫く」という表現が使用された。

当時のマスメディアのリアリティは、米騒動の事実（日常生活とは変わっている状況＝差異＝情報）に基づいて、マスメディアの米騒動を報道する関連記事によって構築される。本論の付録に添付した東京朝日および大阪朝日の紙面（付録3を参照）の、8月14日の記事のタイトルにあるように、先に騒擾し始める大阪ではこの時点で、戒厳令が出されている。この混乱は東京まで波及し、正常な社会秩序が崩壊しつつあったことが読み取れる。しかし、8月15日の大阪朝日の紙面では、騒動関連の記事は鉛板から削られて、行政官僚の談話、米の供給状況の改善などの記事のみが載っていた。マスメディアの8月15日以降の米騒動に関する記事を禁止することによって、政府当局が行政権力の力で「リアリティ」を変えようとしたのである。

米騒動の事実に基づいて構築されているマスメディアのリアリティは、既にインパクトを持っていたため、行政権力にとって都合が悪いものであった。米騒動の状況が伝わるマスメディアのリアリティは、不特定多数の大衆を受け手とするため、事態がエスカレーションし深刻化への一途をたどる可能性は懸念される（図3-1）。一方、政府は米騒動による混乱の状況を收拾し、一日も早く事態を鎮静化する必要に迫られていた。秩序を立て直す政府の努力によって、米騒動の状況を報道し続けるマスメディアのリアリティは不安定要素に他ならない。故に、8月15日に米騒動関連記事の差し止め命令を出した政府の行動、および8月26日の「白虹日を貫く」記事が掲載された際の政府の行動は、いずれも言論弾圧を通して事態のエスカレーションする可能性を中断し、秩序の立て直しを目指したものである。

言論の自由の原則のでは、当時の政府が米騒動の記事に対して差し止めをする行為は決して容認されるものではない。しかしながら、マスメディアのリアリティという客観的事実

が持つインパクトを鑑み、ひたすら「言論の自由」を謳って政府の非行を批判する言動は、事態をさらに深刻化させる恐れがある。もちろん、法律条項を引用することで、公権力の拡大行使をする動きは、常に警戒する必要がある。それと同時に、マスメディアのリアリティの形成にあたって、エスカレーション現象は注目に値する。図 3-1 で示されるように、実社会で生じている変化が情報として読み取られ（①と②）、マスメディアのリアリティとして構築されて（③と④）、その上で社会のリアリティが生み出される（⑤そして①と②まで変化する可能性）。そして構築された社会のリアリティの上で、また新たなマスメディアのリアリティが形成される（③と④）、という現象である。

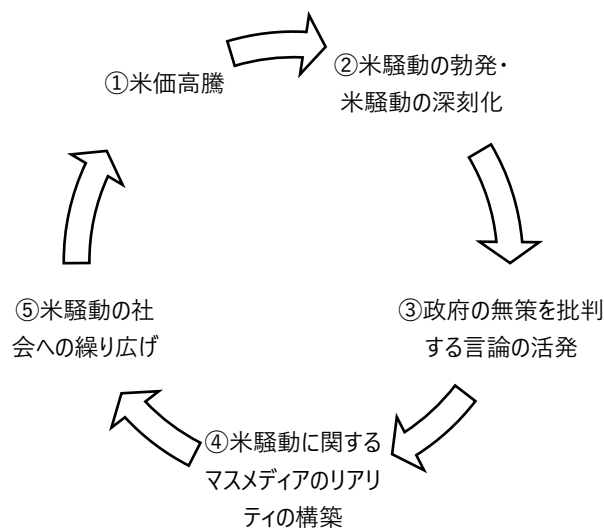


図 3-1 マスメディアのリアリティの構築で考えられるエスカレーション現象

また、第 2 章で「マスメディアのリアリティは、権力資源とも見なされ得る」という論点を提起したが、白虹事件の場合、この論点は成立し難い。マスメディアのリアリティは権力資源として機能するためには、以下のような一連の流れが必須となる。まず、マスメディアの報道は、社会でのリアルなリアリティに対する観察に基づいて作られていなければならない。次に、マスメディアの報道は、マスメディアのリアリティとして構築され、マスメディアを經由し、同時に不特定多数の受け手（マス）に発信され続ける必要がある。こうして不特定多数に対して発信することによって、マスメディアのリアリティは多大な影響力を発揮することになり、社会のリアリティを構築するための基盤を成すのである。このことが、マスメディアのリアリティは権力資源として見なされる理由である。

しかし白虹事件ではマスメディアのリアリティが権力資源として見なされない理由は、「有権者としてのオーディエンス」の不在が挙げられる。普通選挙制度がまだ成立していな

かった時代だからである。マスメディアに影響を受けるオーディエンスは有権者のみが、選挙を通して平和的に政権交代をすることができるのである。一方、戦前のマスメディアのリアリティは、白虹事件のように、公権力による言論弾圧を受けて消されてしまう可能性がある。それ故、ある程度の影響力を持っているが、影響力の大きさからいえば、やはり限られている。その結果、マスメディアのリアリティが、直接的に公権力を脅かすことができず、権力資源としての有効性が限られている。この状況を踏まえて、マスメディアと公権力との力関係は、アンバランスであることが分かる。大阪朝日の屈服は、まさにこの権力コミュニケーションにおけるアンバランス状況に根差している（図 3-2 を参照）。

したがって、本章冒頭の「マスメディアのリアリティが持つ権力性は、公権力との対決をするならば、どのような基準で決着がつくのか」という質問は、白虹事件の場合だと、答えは確かに「法律」あるいは「法律で担保される権力」となっている。しかし、当時の「新聞紙法」は言論統制の目的で作られるものではあるし、政府当局に利用される道具となっているのも事実である。また、法が道具化される背景の中、白虹事件の直後に提出される「不偏不党」は、報道の中立公平を誓うアナウンスメントでもなく、ただの建前の言葉に過ぎないと言わざるを得ない。故に、マスメディアと公権力との力関係に呈示しているアンバランスの状況こそが、問題の中核なのである。

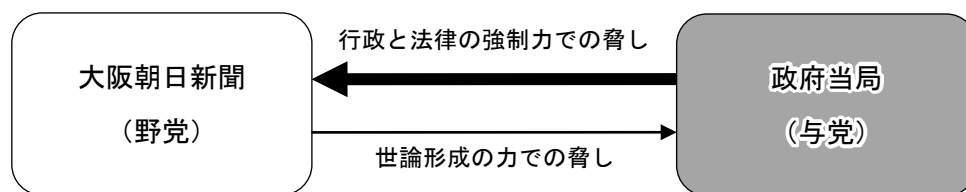


図 3-2 白虹事件の時点で、大阪朝日と政府当局のサンクションのバランスを示す図
(朱 2023 : 48)

3.3. 権力、法、政治との相互関係

白虹事件におけるマスメディアと公権力との力関係を見極めるためには、これまでの考察を踏まえて、権力、法、政治の相互関係をもう一度まとめる必要がある。ここでは「権力コミュニケーションの基本型」「メタレベルの権力コミュニケーション」「政治システムにおける権力と法との相互関係」の順で展開する。

権力コミュニケーションの基本型は、第 1 章の 4.5 で提起している。権力保持者は権力服

従者に対して、否定的サンクション付きの選択肢と、期待している選択肢という、2つの選択肢の組み合わせを提供することで、期待している選択肢が選ばれるように権力服従者に対して働きかける。否定的サンクション付きの選択肢による「脅し(=実現される可能性)」が存在するが故に、権力服従者は動機づけられ得る。この選択肢の組み合わせのストラテジーで、期待している選択肢が選ばれる可能性は高まってくるのである。

メタレベルの権力コミュニケーションは、法システムの「合法/不法」という二項図式によって再び条件づけられる。故に、法は「権力の第二コード化」に位置付けられる。第2章3.4.1で言及した通り、法は次の3つの理由から、権力コミュニケーションに貢献する。

第一に、法は、権力を特定する(特殊化)ために機能する。法があってはじめて、権力に対する特定可能性と予期可能性が高められるのである。「特定可能性」が高められる理由は、「合法/不法」のコードによって、権力コミュニケーションは条件づけられ、「適法的権力/違法的権力」として区別されることが可能になるからである。「予期可能性」が高められる理由は、「特定可能性」が高められる理由と直結している。「適法的権力/違法的権力」で条件付ければ、権力保持者が権力の任意性を期待する形式に限定することができる。このような権力の任意性を制限するという意味から、法が安定的な予期可能性をも提供することができると言っているのである。

第二に、法は、権力を普遍的に適用するように機能する。相対的に権力を持っていない人であったとしても、法を通して権力を動員することで権力を持つことになるのである。法に訴えらるゝとするならば、権力を動員することができる。このことは、権力の技術化(脱文脈依存)へとつながる。

第三に、法は、法的図式化(「合法/不法」というコード)と権力の技術化(脱文脈依存)を通して、権力の信憑性を確保する。「合法/不法」というコードをもって、権力コミュニケーションを条件付けることで、権力コミュニケーションの結果を制御することができることになる。このような法的図式化を通して、不法の可能性を排除することによって、権力コミュニケーションの見通しが良くなっていくのである。また、法の下では、権力服従者は権力保持者に対し、「権力の技術化」の側面から異議を申し立てることができる。例えば、権力保持者が持つ情報は欠けているのであれば、この状態の下で権力保持者が持つ権力の信憑性が疑われることになる⁹。権力服従者は騒乱などの権力闘争に至ることなく、平和的に権力の適用回避を取ることができる。

9 詳しくは第2章3.4.1の注を参照されたい。

政治システムにおける権力と法の相互関係は、既に第2章3.3で指摘した。権力コミュニケーションは、政治システムで象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディアとして、政治システムのコミュニケーションが成功する蓋然性を確実にするように働きかける。権力コードの「劣位／優位」の条件付けにより、「権力を持つ／権力を持たない」という二分化図式を使用することができるようになる。このような権力コードは、政治システムにおいてコミュニケーションを継続し、「集団的拘束力を有する決定を行う」という政治システムの機能の実現を担保している。しかし、「劣位／優位」が選好コードであるため、権力服従者に動機付けをすることができない場合、「合法／不法」という第二コードが、動機付けのことを引き継ぐことになる。すなわち、政治システムがコミュニケーションに条件付けを行うことは、合法的なコミュニケーションが受け入れられるように働きかける、ということなのである。

また、「権力を持つ／権力を持たない」と「法／不法」とは、互いに関連づけられる関係性であるが、どちらが上位に位置づけられなければならない、ということはない。なぜなら、権力の選言あるいは法的選言は、どちらで決着をつけるかに関して、政治システムの中に再帰的で反省（reflect）しなければならないからである。言い換えれば、政治システムの統一性を踏まえ、権力コミュニケーションにおける力関係の進み具合を見て、「劣位／優位」という二項図式から考えなければならないのである。そのため、具体的な場面では、権力コードか法的コードかを採用し、機会主義的に解決するしかない、ということになる。

3.4. 社会理論の視点から白虹事件での「メディアと権力」の対決を見極める

白虹事件では、「権力コード」あるいは「法的コード」の間に、如何にして機会主義的に決着をつけたのか。本論で提示した理論を利用して、当時の状況を再考しよう。

白虹事件の核心は、政府当局が、否定的サンクション付きの選択肢との組み合わせを提供することで、大阪朝日を屈服させる、ということである。すなわち、政府が公権力を行使し、「白虹日を貫く」という編集上のミスを利用することで、異論を唱える大阪朝日に、否定的サンクション付きの選択肢——大阪府警が大阪地裁に起訴することで、大阪朝日の新聞発行を停止させる可能性を示唆すること——を与え、大阪朝日の屈服を動機づけるということによって、同新聞を弾圧することができたのである。

ここからは、3.1の最後で提出した5つの問題点から、「メディアと権力」の対決を論じることとする。

第 1 の問題点、政府当局が言論統制を実施する動機に関しては、既に 3.2 でも触れている。政府当局にとって都合の悪いマスメディアのリアリティが、支障を来すと見なされる。寺内内閣が非立憲的に成立した事情があったにせよ、米騒動による混乱の状況を收拾し、秩序を立て直すことは、政府当局にとって回避できない課題であった。政治システムでは、「集团的拘束力を有する決定を行う」ことが、コミュニケーションの前提とされている。政府当局の立場からすれば、大阪朝日をはじめとするマスメディアが異論を唱え、米騒動の報道によって構築されるマスメディアのリアリティは、「集团的拘束力を有する決定を行う」目的の達成にあたって妨げとなっていると言わざるを得ない。故に、政府の動機は、その妨げを取り除くことにある。

第 2 の問題点に、大阪朝日をはじめとするマスメディア側が反発する理由としての「言論の自由を守る」ということは、新聞の営利主義・商業主義からの理由はさておき、次の 2 つのことを意味している。(1)「権力資源としてのマスメディアのリアリティ」を守ること、(2)「合法的」政治的権力を追い求めること。

その一、マスメディアは、マスメディアのリアリティを権力資源として、脅しというサンクションを獲得しようとする。既に 3.2 で述べたように、普通選挙はまだ実施されていなかった時代では、メディア世論と外部世論（マスメディアのリアリティと社会のリアリティ）を形成する機能をもって、政府をプッシュする「脅し」は、あまり有効なサンクションではない。にもかかわらず、当時の大阪朝日の内部では、暴力革命の可能性を示唆することで¹⁰、政府をプッシュする「脅し」を手に入れることができるのではないか、という考え方が推測され得る。故に、マスメディアのリアリティの構築を通して、社会のリアリティの構築に影響を与えることで、権力コミュニケーションのイニシアチブを取る方法である。このような迂回戦略、すなわち、普通選挙という平和的な方法で政権交代を実現することができないという事情があったとしても、代わりに暴力的革命によって政権交代を実現させる可能性を示唆することができる。そうすることで、政府をプッシュする脅し（否定的サンクションの実現される可能性）を獲得する見通しを立てるのである¹¹。

10 「白虹日を貫く」の記事のみならず、その前の年の 1917 年 3 月 19 日、20 日に掲載する大阪朝日の社説「革命の心理的基礎」が挙げられる。この社説では、近年の中国、ロシアで起こった暴力革命に言及することで、日本でも革命が起こる可能性を示唆している。批判の矛先は寺内内閣をはじめとする官僚層であり、大阪朝日は大衆を代弁する立場から、時の寺内内閣が民意を無視する姿勢を激しく批判した。

11 白虹事件の判決文はこの論点を裏付ける。ロシアとドイツの君主制がこの時期に終焉したことに重なって、白虹事件の判決文で示す裁判所の見解は、公権力側の危機感を示している。判決文によると、「白虹日を貫く」は、「悲観ト恐怖ノ情調」に溢れて「予言的暗示的」な表現であり、国が「凶変襲ヒ動揺ノ末遂ニ滅亡」に至ることを読者に連想させる、ということである（朝日新聞百年史編修委員会 1995:103）。

その二、マスメディア側が反発するもう一つの理由は、「合法的」な政治的権力を追い求めることである。大阪朝日をはじめとする日本のマスメディアは、米騒動にあたって非立憲的寺内内閣の無策、および当局の言論の封じ込めを、批難して言論の自由を守ろうとしていた。このような行動は、第一次護憲運動以来のコンテキストの射程に入れて考えなければならない。非立憲的寺内内閣に反対する理由は、法の下で、近代的民主政治を目指し、普通選挙をはじめとする、より開放的な政治参加を追い求めることなのである。

第3の問題点、「より開放的な政治参加を追い求める」ということは言い換えれば、社会が求めていた「政治関与の拡大」のことを意味している。既述した権力と法との関係性（第2章3.4、本章3.3）から考えれば、次のような傾向が考えられる。すなわち、(1) 政治権力のさらなる特定化；(2) 権力の普遍的適用に伴う権力の増大；(3) 権力の予期可能性（合法的権力）の要請、ということである。

第一に、「政治関与の拡大」に伴い、権力の再帰的適用および政治権力のさらなる特定化が要請される。この状況では、権力保持者自身が持つ権力が増大することを意味しているわけではなく、ヒエラルヒーの頂点に位置付けられる権力保持者自身（言論統制を発動できる権力を持つ寺内内閣であろうとも）も、政治システムの中に再参入することが要請される。ということつまり、権力の連鎖が進行しているヒエラルヒー構造の中で、「最高位にある権力者をも権力連鎖の項にし、こうしてすべてに優越する力に彼をさらすことによって、彼にも及ぶことになる」という事情である（ルーマン 1986 : 61）。絶対主義君主制から憲法に基づく民主主義政治までの転換は、権力の再帰的適用の典型例である。最高位にある権力者が権力の再帰的適用の対象とされることは、政治システムのさらなる機能的分化をも意味する。政治システムのさらなる分化に伴い、政治権力はいつそう特定されるようになり、政治権力のあり方（最高位の権力者も適用対象）がより明確になる、ということである。

第二に、権力が普遍的に適用されることで増大した権力は、法に基づく適用が求められる。例えば、憲法に基づく近代的民主政治の形成過程はその一例である。法による担保がなければ、権力の普遍的適用に伴う権力の増大は全く考えられない。非立憲的寺内内閣がどのくらい大きな政治的権力を持っていたとしても、「非立憲」である以上「不法」と見なされるはずである。故に、当時のリベラル系ジャーナリストたちは、「不法」と見なされる権力への服従を受け入れるわけにはいかない。

第三に、以上のような合法的権力を追い求めることは最終的に、予期可能な権力、信憑性のある権力を要請する、ということにたどり着く。すなわち、法は予期を維持するものとして、権力を予期可能なものにする、ということである。また、この予期可能な権力は、技術

的には問題のなく、人々に疑問を持たせるものではないのであるが故に、「合法的」ものとして受け入れられる。寺内内閣が発動した言論統制は、公権力側の都合次第に実施され、予想の付かないタイミングでやってきた。この点が技術的には問題視される所以である。政府当局側が常に優位に立つことになり、一方的に制圧する状況となった。その結果、マスメディア側は自分が一方的に制圧される状況に対して疑問を持ち、それ故に権力の適用は技術的問題があると考え、「不法」と主張することになる。言論統制に反対する理由は、この状況を変えなければならないからである。

第4の問題点、寺内内閣は言論弾圧のことに成功した理由は、一言で言えば、「脅し（現実となる可能性）」の大きさが一方的に偏っているからである（前掲した図3-2を参照）。政府が持っている行政権力による脅し、および政治権力によって道具化された新聞紙法による脅しが、圧倒的に強かった。政府側が持つ行政権力と、政府によって道具化される法律権力は、いずれも物理的暴力で担保されるものだからである。故に、権力保持者（政府当局）は、上記の否定的サンクション付きの回避選択肢と、期待選択肢（大阪朝日の屈服）との組み合わせを、提供することで、権力服従者（大阪朝日）に動機付けをすることができ、権力服従者が期待選択肢を選択するように働きかける（権力服従者の選択を操縦する）。

前述したように、大阪朝日は、暴力革命の可能性を示唆することで、脅しを獲得し、政府とのやり取りの中で、機先を制しようとしたと推測される。しかし、実際は逆効果となってしまい、政府に言論統制を発動する口実を与えただけなのである。理想的状況では、マスメディアは政府を監視したり批判したりすることで、マスメディアのリアリティの力で、世論（＝社会のリアリティ）に影響を与え、選挙によって平和的に政権交代を促す。しかし、当時は政権交代を可能にする普通選挙の時代にまだ到達していなかった故に、有効なサンクションとはならない。

第5の問題点、寺内内閣は最終的に退陣することになった理由は、法の「内的無矛盾性の原理」と、政治的権力の再帰的適用から説明できる。法の「内的無矛盾性の原理」とは、政治的権力の普遍的適用において、法で定められる具体的な内容に則するというより、法の「内的無矛盾性の原理」が優先される、ということである。寺内内閣が責任を取る形で1918年9月29日に退陣した。このように、法の「普遍的適用」に抵触するものは、最終的に排除されることになった。また、政治的権力が普遍的適用される前提は、法によって担保されるということである。そして、法によって担保される権力は、必ず再帰的に連鎖的権力過程そのものに適用される。その際、ヒエラルヒー構造の頂点にいる権力保持者（寺内内閣）でも

「合法／不法」で適用されることになるのである。

以上の論点は、次の表でまとめられる。

表 3-1 マスメディアと公権力との対決状況を一覧する表

	マスメディア（大阪朝日新聞）	公権力（寺内内閣）
初期段階の行動目的	「合法的」政治（第一次護憲運動の延長線）を追い求める為	政治システムにおいて「集団的拘束力を有する決定を行う」支障を取り除く為
行動目的にあたって調達され得る権力資源	マスメディアのリアリティ	行政（内務大臣の差押権力、大阪府警の告発）法律（新聞紙法、大阪地裁）
権力コミュニケーションにおける相手に動機づけをすることができること	マスメディア→公権力 間接的に脅しを獲得する下記の方法が考えられる： （1）マスメディアのリアリティは世論（構築される社会のリアリティ）の基礎であるから、世論に影響力を与えることで、普通選挙を通して政権交代を行う（当時は不可能） （2）暴力革命の可能性を示唆することで、政府に対する脅しを獲得しようとする。	公権力→マスメディア 次の2つの選択肢の組み合わせの提供で脅しをかける： （1）否定的サンクション付きの選択肢：新聞紙法 41条を発動し、大阪朝日新聞の発行停止をすること （2）期待される選択肢：新聞社のこれまでの言論のスタンス（政府を批難するスタンス）を変改してもらうこと
権力コード「権力を持つ／権力を持たない」の判定	権力を持たない 理由：物理的暴力によって担保される行政権力と法律権力が実現される可能性は充分にある。それに対抗できるほどの手段を、普通選挙が実現されるまで、マスメディア側が持たない。	権力を持つ
法による権力の第二コード化「合法／不法」(当時の結果)	不法 理由：「白虹日を貫く」という表現は戦前のコンテキストでは論争的表現とされて、編集上のミスとも見なされる。後で出荷される新聞では「白虹」前後の文が削除されたという事実（本論付録3に図6-5、6-6を参照）から、当時の大阪朝日自身も承知している ¹² 。	合法
法による権力の第二コード化「合法／不法」(将来の傾向)	合法 理由：実際の歴史では、非立憲的で成立した寺内内閣は、1918年の9月、責任を取る形で辞職することになった。憲法に基づく近代的民主政治において、政治権力の普遍的適用されるようになるならば、法によって担保される権力でなければならない。 また、法によって担保される権力は必ず再帰的に連鎖的権力過程そのもの自体に適用されなければならない。その際、ヒエラルヒー構造の頂点にいる権力保持者（寺内内閣）でも「合法／不法」で適用され得る。ここでは、法の「内的無矛盾性の原理」が機能しているとも見なされる。	不法

12 本章の注2を参照されたい。

4. 本章の結論

白虹事件を丹念に掘り下げることで、いわゆる「マスメディアと公権力とのせめぎ合い」という状況を、具体的に分析することができた。第1章と第2章の理論的研究での成果を利用し、理論的枠組みの有効性を確認すると同時に、次の結論を導き出す。

第一に、白虹事件で大阪朝日は屈服することになったという決着の付け方は必然性がある、と本論は主張する。公権力側が持つ否定的サンクション（行政と法律）は、物理的強制力によって担保されて、有効的なサンクションであるが故に、大阪朝日の屈服する行動を動機づけたのである。それに対して、大阪朝日は有効な「脅し」（否定的サンクション）を持っていなかった。マスメディアのリアリティは、社会のリアリティが構築する基礎であり、新聞は世論に対して社会的な影響力を与える所以であるが、公権力側に平和的な政権交代を実現させるほどの、有効な「脅し」とはならなかった。確かに普通選挙制度の不在という制度上の原因もあるが、マスメディアと公権力との力関係におけるアンバランスの状態が、問題の核心であると考えられる。このアンバランスの状態において、戦前のマスメディアのリアリティは弱かったということが分かる。

第二に、本章の冒頭で次の問いを提起した。「マスメディアのリアリティが持つ権力性は、公権力との対決」は、どのような基準で決着をつけたのか、ということである。「機会主義的にしか解決できない」と言っているが、正確に言えば、マスメディアと公権力との、力関係における状況を基準にして、決着をつけるのである。政治システムにおける個々の権力コミュニケーションが進行する状況次第で決まる、ということである。この論点の整合性は、法と政治的権力が互いに関連づけられる関係性によって、担保されている。

一方では、政治的権力は法によってはじめて、規範化されて、増大することができるが、白虹事件の例から分かるように、新聞紙法は、政治的権力によって道具化されて利用されていた。法的権力は弱かったという状況が見られる。他方では、法の「内的無矛盾性の原理」が優先的に実現される。法の「普遍的適用」に支障を来すものは最終的に排除される傾向があることになる。非立憲的な寺内内閣は最終的に退陣することになったのは、法の「内的無矛盾性の原理」が働いているのだからである。

ところが、かつて政府当局の言論統制に加担していた新聞紙法が、戦後占領期になってはじめて、外来的権力、GHQによって強制的に廃除された。法の「内的無矛盾性の原理」の実現は容易に実現されるものではない、ということがわかったのである。故に、法は常に一

義的に上位に位置付けられるものではないと言っている。法は政治的権力の規範化と増大化に貢献している反面、政治的権力によって作られたり壊されたりすることも、戦前の白虹事件と戦後占領期の言論統制から見えるのである。

第4章 ロッキード事件において構築されるリアリティと権

力コミュニケーション

1. 本章の問題意識と研究目的

1976年に発覚したロッキード事件は、マスメディアの報道を通して社会に知れ渡り、日本の政界に激震が走った。ロッキード事件は白虹事件と同様に、マスメディアと公権力とが正面から対決する構図から捉えるならば、両事件には何かしら類似する点があると言えよう。また、ロッキード事件と関連性のある、1974年に発覚した田中金脈問題は、マスメディアが政府を批難する言論から発した事件であるが、マスメディアは白虹事件のように明らかな言論弾圧を受けなかった。ここで注目すべき問題は、ロッキード事件と白虹事件との、相反する方向で決着を迎えている点にある。権力コミュニケーションという理論的枠組みから見れば、マスメディアと公権力とのせめぎ合いにおいて、どのような要因が決着の方向性を変えるのかという問いが浮かび上がる。

そこで、本章の研究目的は、マスメディアと公権力との力関係に議論の焦点を絞り、戦前の白虹事件を念頭におき、ロッキード事件について検討し、それを通して日本の戦前と戦後の権力コミュニケーションにおけるマスメディアと公権力との力関係上の違いを明らかにすることである。同時に、ロッキード事件の分析作業を通じて、第1章で作りに上げた理論的枠組みの事例研究における有効性を検証する。

各節での内容は次の通りである。

第1節（本節）では、本章の問題点と研究目的を明確にする。

第2節では、田中金脈問題・ロッキード事件の歴史的経緯、事件と関連する政治資金規正法の改正に関する歴史背景を概観する。

第3節では、田中金脈問題・ロッキード事件で構築されるさまざまな「リアリティ」を取り上げ、マスメディアのリアリティの権力性を考える。

第4節では、マスメディアと公権力との力関係における、戦前と戦後との根本的な違いを明らかにする。本節では、権力コミュニケーション論の視座から、マスメディアと公権力との両方それぞれが持つ否定的なサンクション（脅しとしての権力）を精緻に分析することで、ロッキード事件を検討する。この分析作業を通じて、ロッキード事件と白虹事件との違いを、戦前と戦後におけるマスメディアと公権力との力関係上の根本的な違いに基づき、権

力コミュニケーションの視点から説明することを目指す。

第5節では、全章の考察を踏まえ、結論を導き出す。

2. 田中金脈問題・ロッキード事件の歴史的経緯

2.1. これまでの歴史背景

自由民主党は1955年の結成をメルクマールにして、保守合同の体制を維持してきた。吉田茂—池田勇人—佐藤栄作という保守本流の系譜を受け継ぎ、1972年7月に田中角栄政権が誕生する。田中内閣は積極的財政政策を推進し、角栄は『日本列島改造論』を出版した。同書の内容は政府による国内の開発計画の青写真と見なされ、その結果、地価の暴騰を招くこととなった。田中内閣の経済政策が、物価、地価の上昇をもたらし、有権者の不評を買い、やがて選挙結果に反映される羽目になった。1972年12月の第33回衆院選で、自民党は大敗し、共産党が大きく躍進する結果となった。

1973年10月、第4次中東戦争による石油危機が、インフレ傾向に拍車をかける。石油危機は物価狂乱を引き起こし、田中政権の内閣支持率は右肩下がりでも下落し続ける。経済危機の真っ只中、田中内閣で経済問題に取り組んでいる愛知揆一蔵相は急死してしまった。角栄は止むを得ず、自分の政敵、保守傍流の代表者とされる福田赳夫に蔵相の就任を要請し、自分の失政の尻拭いをしてもらわざるを得なかった。蔵相就任後の福田赳夫は「総需要抑制政策」を打ち出し、列島改造論の撤回と、公共事業を抑える方向に切り替えることとした。

2.2. 田中金脈問題の発覚と角栄の首相辞任

田中流の選挙対策は、よく「金権選挙」「企業ぐるみ選挙」だと言われている。1974年7月の参院選の時まで、この選挙戦略は継続していた。具体的には、若月（2020）によると、「タレント候補¹を自民党から多数立候補させ、選挙資金をふんだんにばら撒く『金権選挙』を展開する」ことと、大企業に候補者を割り当てて集票する「企業ぐるみ選挙」を敢行する、ということである。また、角栄は選挙で派閥間の調整を行わず、三木武夫の地元・徳島選挙区で三木派の議員を差し置き、後藤田正晴を立候補させたため、三木と三木派の強い恨みを買って、三木の離反という事態に陥ることになる。衆院選後、三木は「反金権」の大義名分で閣僚を辞任し、福田もまもなく大蔵大臣を辞任することになった（若月 2020：291-292）。

1 タレント候補とは、芸能やスポーツなど政治以外の分野で知名度が高く、そのことを利用して選挙活動を行う候補者のことである。

しかし、金をばら撒いて立候補を支援するという田中流の選挙戦略は、行き詰まるどころとなり、「金権選挙」「企業ぐるみ選挙」が批判の矛先となる。社会党成田知巳委員長は「大企業や商社が企業ぐるみで自民党候補の選挙を買って出ている現状は、政治をカネで買うことであり、議会制民主主義に対する挑戦である」と批判した²。また、中央選挙管理委員会の堀米正道委員長は、「企業ぐるみ選挙の行きすぎに対する国民の批判は高まっており、雇用関係や取引関係を利用した企業選挙は、憲法で保証した思想・信条の自由、公職選挙法の投票の自由の原則を事実上阻害するおそれがある」と異例の警告を発した³。その結果、1974年7月参院選は与野党伯仲の情勢となった。早野によると「自民党公認の当選は62人、過半数に足りなかった。非改選組とあわせて129議席、オール野党との差はわずか7議席だった」という（早野2012：279）。

その後、田中金脈問題が発覚し、裏金問題が表面化することになる。10月9日に発売された文藝春秋1974年11月号では、立花（1974）は「田中角栄研究：その金脈と人脈」という論文で、田中金権政治のリアリティを裏付けるいくつかの事実を指摘し、金権政治の正体を暴いた。「裏金」とは、ヤミで集められ、ヤミで配られる政治資金のことである。その対義的概念としての「表金」は、政治資金規正法の定めるところに従う、政治活動用の正規資金のことに当てはまる。田中金脈問題が社会的に注目される理由とは、政治資金の使用をめぐって、裏金は有権者の監視の目が届かないルートを通るため、政治の腐敗とつながるのだからである。立花の論文で「政治とカネ」に関して、次のような裏金についての暗黙のルールが説明される。(1) トンネル機関を経由し、企業から献金を受け入れること、(2) 派閥の集金を田中派議員と田中系政治団体のみならず、他派閥の議員に対しても政治資金を配当すること、(3) 幽霊企業の名義で、土地投機や株式売買での経営活動によって利益を吸い取ること、などが挙げられている。

顕在化した金脈問題は、田中角栄を首相の辞任に追い込んだ。10月22日、外国人記者クラブの首相記者会見では、角栄の金脈問題が初めて質問された。これを機に日本の主流メディアは、田中金脈問題を一気に報道しはじめる。田中の退陣後、大平正芳と福田赳夫は、自民党総裁の後継としての有力候補と見なされるが、党内での意見がまとまらない。そのような状況の中、椎名悦三郎副総裁の裁定によって、「反金権」のイメージで「クリーン三木」と呼ばれる三木武夫が自民党総裁に任命された。三木を起用した理由は、角福戦争による党

2 『『企業ぐるみ選挙』を批判 総評などと『摘発隊』結成 成田社党委員長 全野党の団結も訴える 成田委員長』朝日新聞東京朝刊，2頁，1974年6月12日

3 「企業ぐるみ選挙 選管委員長が異例の批判 良識ある行動を 投票の自由侵す恐れ 個人見解の形」朝日新聞東京朝刊，1頁，1974年7月3日

内の激しい競争と分断を緩和し、党内の結束を維持することにあつた。田中角栄政権で失墜した自民党のイメージを回復する意図も読み取られる。政権発足後、三木は政治改革を試みたが、政治改革の一角を占める「政治資金規正法」の改正は頓挫した。「三木は当初、企業献金全廃の法制化を目指したが、足元の自民党からの反発を受けて、早々に断念する」ことになったという（若月 2020 : 294）。企業からの政治献金は、自民党の政治資金の中で大きな割合を占めているからである。

2.3. ロッキード疑獄と「三木おろし」

ロッキード事件の「ロッキード」は、アメリカの軍需企業ロッキード社の名称を指す。ロッキード事件が起こった背景には、ベトナム戦争後のロッキード社の経営方針の転換と大きく関わっている。ロッキード社は第二次世界大戦中、戦闘機を生産しはじめ、戦後はトップの軍需企業に成長していた。同社は多国籍企業を設立し、世界中の販売ネットワークを駆使し、NATO（北大西洋条約機構）から日本までのアメリカ同盟国に向けて、「相互運用性」のある仕様の武器を販売しまくっていた。ところが、1968年以降、ベトナム戦争による特需景気が冷え込むと、ペンタゴン（アメリカ国防総省）からの受注にあまりにも依存しているロッキード社は、民用旅客機の開発と販売へと経営方針を転換せざるを得なくなる。しかし、旅客機の開発は困難に陥り、開発コストが想定以上に上昇し、経営危機に直面する。ニクソン政権の支援を受け、同社は銀行から2億5千万ドルの、連邦政府が担保する緊急融資を受け、開発を継続することができた。西欧の旅客機市場で失敗し続けてきたロッキード社は、日本での売り込み作戦を成功しなければならない状況に追い詰められていた（春名 2021 : 96-100）。

ロッキード事件を一言で言うと、ロッキード社が民用旅客機を売り込むために、仲介を経由して政府高官に賄賂を渡した事実が発覚した事件である。1976年2月4日、民主党議員チャーチが委員長としての、米上院委員会の多国籍企業小委員会が、企業の不正を調査するための公聴会を開催する。同委員会で明らかにされたリストによると、米航空機メーカー、ロッキード社は、自社のジャンボジェット機L-1011 トライスターを売り込むために、右翼のフィクサー、児玉誉士夫と、エージェントの丸紅を通し、日本の高官に賄賂を渡した事実が発覚した。事件の取り調べの最中、児玉誉士夫が死去したが、田中角栄は丸紅ルートで合計5億円を受け取り、ロッキード社指定航空機の受注に働きかけていた事実が、最終的に明らかになった。1976年7月27日、田中角栄は外為法違反の容疑で東京地検によって逮

捕され⁴、検察側は8月16日、5億円の受託収賄罪と併せて田中を起訴することにした⁵。しかし翌日の17日、角栄は保釈金2億円を支払い保釈された⁶。

「クリーン三木」を自負する三木武夫は積極的に、ロッキード事件を明らかにする姿勢を示した。しかし、三木の姿勢は、自民党の結束に亀裂が生じる動きとも捉えたのである。その結果、椎名をはじめとする自民党の主要派閥は、三木武夫に退陣を迫る「三木おろし」に動きはじめる。1976年12月、任期満了に伴う第34回衆院選（ロッキード選挙）まで、三木は首相を辞めず、政権の運営を継続していた。選挙後、福田赳夫は念願であった首相の座に就き、後継政権を担うこととなる。一方、田中角栄は「無所属」で出馬し、地元の新潟三区で再当選することができたのである。

2.4. ヤミ将軍としての復権と失権

田中角栄は、首相の座から降りたが、1978年大福戦争で、ヤミ将軍として復権する。2年前の「三木おろし」時から、保守本流の大平正芳と、保守傍流の福田赳夫は提携することになり、大平は自民党幹事長を務める形で福田政権を支えてきた。「2年前の『三木おろし』の過程での2年経ったら首相の座を禅譲する」ということを主旨とする二人の間の約束、いわゆる「大福密約」の存在が、安定的な政権運営を担保していた。しかし、福田は密約を破り、衆院解散をすることで続投を狙おうとした際、大平は「党利党略に基づく名分のない解散はできない」と反対したため、解散はできなかった。その後、大平と福田は自民党総裁選に立候補することとなった（若月 2020 : 301-302）。いわゆる「大福戦争（第二次角福戦争とも）」と呼ばれる政権の奪い合いが始まったのである。

こうした大福戦争の下、田中角栄は、1978年総裁選で大平を支援し、「キングメーカー」として復権を果たす。1978年11月の自民党総裁選では、大平正芳は田中派からの強力な

被疑者田中角栄は衆議院議員であり、四十七年七月七日から四十九年十一月九日まで内閣総理大臣であったものであり、本邦に住所を有する居住者であるが、根本欲天と共謀のうえ、法定の除外事由がないのに、四十八年八月九日から四十九年二月二十八日ごろまでの間、前後四回にわたり、東

田中逮捕 容疑事実 (要旨)

京都府において、居住者である松山広から非居住者であるアメリカ合衆国カリフォルニア州パームク所在のロッキード・エアクラフト・コーポレーションのためにする支払いとして、現金合計五億円を受領し、もって非居住者のためにする居住者に対する支払いの受領をしたものである。

図 4-1 「外為法違反」の容疑事実に関する説明
(出典：1976年7月27日朝日新聞東京夕刊1頁)

4 「田中逮捕容疑事実」(要旨) 朝日新聞東京夕刊, 1頁, 1976年07月27日
5 「田中を受託収賄で起訴 贈賄の松山・大久保・伊藤と一括 ロッキード社の五億円を受領 トライスターにからみ 外為違反も」朝日新聞東京朝刊, 1頁, 1976年8月17日
6 「田中、二億円積み保釈 21日ぶり 松山、大久保ら四人も」朝日新聞東京朝刊, 1頁, 1976年8月18日

支援を得て、自民党総裁に選ばれたのである。この「強力な支援」とは、「田中は、後藤田正晴をはじめ自派の議員から各地の有力者に至るまで、あらゆる人脈を通じて大平票を固めた」ということである。田中角栄は「ここに『キングメーカー』として復権する。『田中支配』の幕開けであった」と言われている（若月 2020 : 302）。

1978 年 12 月に発足した大平政権は終始、政争に明け暮れた。大平は大蔵省出身の所以に、田中、三木政権の蔵相を歴任してきた。大平は財政再建の問題を着手しはじめ、財源不足の問題を解決するために、大蔵省の進言を受け入れ、一般消費税の導入を決意する。ところが一般消費税の導入は、自民党内外からの強い反対に遭っていた（若月 2020 : 302-304）。一般消費税の導入反対を受け、大平は解散総選挙に踏み切ることを決意した。しかし、1979 年の解散総選挙（第 35 回衆院選）で自民は大敗を喫し、議席数は過半数割れの 248 議席まで下がり、3 年前の「ロッキード選挙」の 249 議席にも及ばなかった。自民の非主流派閥は大平の引責辞任を求めたが、田中角栄が大平支持を強固に打ち出した。次期の首相候補に関して党内の意見は一本化できず、自民党の主流派閥を代表する田中、大平派と、非主流派閥を代表する福田、三木、中曽根派などが激しく対立し、両方はそれぞれ大平と福田とを推していた。この自民党内で起こった激しい対立状態は、約 40 日間に及んだため、「40 日抗争」と呼ばれる（若月 2020 : 304）。

自民党内の分断は収まることはなかったが、田中角栄の政治的影響力はさらに拡大し、「田中院政」と言われる時期があった。1980 年 5 月 16 日、野党側は自民党内部の政争を利用し、内閣不信任案を提出した。この不信任案は、自民党非主流派閥の欠席によって可決された。それを受けて、大平は解散総選挙に打って出る。いわゆるハプニング解散が起こったのである。選挙戦では大平の身体は限界に達し、6 月 12 日に急死することになった。結果的に、選挙戦は弔い合戦となり、6 月 22 日の衆参同日選挙（衆院選は第 36 回）では、自民党は大勝した。後継の自民党総裁に関して、田中・福田・大平派の合意の下に、大平派の鈴木善幸は選ばれることになる。鈴木政権の間、田中の院政が続いた。その後、鈴木善幸が次期の自民党総裁選への不出馬を決めたことで、田中角栄は再び「キングメーカー」として中曽根康弘を支持することに転じ、中曽根政権の誕生を後押ししたのである。故に、当時の「田中曽根内閣」という揶揄される表現が、田中角栄の政治的影響力を物語るのである（若月 2020 : 306-308）。

田中角栄の政治家人生の転換点は、ロッキード裁判で実刑判決を受けたことである。1983 年 10 月 12 日、ロッキード裁判丸紅ルートの判決では、田中角栄は、受託収賄罪、外為法

違反の事実が認定され、懲役 4 年と追徴金 5 億円の実行判決が宣告される⁷。首相職務の権限で運輸大臣を指揮するか、または全日空に働きかけるかということで、ロッキード社旅客機トライスターの購入を実現する、といった趣旨で、田中角栄は丸紅会長の桧山広からの請託を受けた。田中は桧山と密約を交わし、秘書の榎本敏夫を使って、5 億円の報酬を収受したということである⁸。

ロッキード裁判後、ヤミ將軍の失墜が始まる。表 4-1 で示されるように、ロッキード判決が言い渡された後、田中角栄は権力を失いつつあるという状況がはっきり見える。1984 年自民党総裁選を向けて、長年にわたって田中角栄を支えてきた二階堂進を擁立することで、中曽根の総裁再選を阻止しようとする党内の動きがあったが、失敗に終わった。1985 年 2 月、竹下登は田中に反旗を翻し、田中派の大部分を引き連れて自派閥を結成する方向へ動きはじめる。竹下の造反を受け、角栄は脳梗塞で倒れ、政治の表舞台を去った。これで田中支配は幕を閉じたのである。

表 4-1 当時の中曽根康弘、田中角栄両氏の動き（敬称略）⁹

1983 (昭和 58) 年	10 月	12 日	田中、ロッキード事件 1 審判決。懲役 4 年、追徴金 5 億円の 実刑 田中が所感発表「不退転の決意で戦い抜く」
		28 日	中曽根一田中会談。終了後に双方が談話を発表 中曽根「一人の友人として出来る限りの助言を行った」 田中「自重自戒、国民各位の期待にこたえるべく全力を尽くす」
		31 日	田中が「所懐」発表「一身を国家、国民にささげ尽くす信念は、 今後も変わることはない」。
	11 月	3 日	中曽根、田中に議員辞職求める手紙
		11 日	中曽根、日の出山荘でレーガン米大統領と会談
		28 日	衆院解散
	12 月	18 日	衆院選投開票。自民過半数割れに
		24 日	中曽根、自民党総裁声明発表「いわゆる田中氏の政治的影響を 一切排除する」
		27 日	第 2 次中曽根内閣発足。新自由クラブと連立
	1984 (昭和 59) 年	10 月	31 日

7 「田中に懲役 4 年実刑 ロッキード事件核心の判決 東京地裁 5 億円受託収賄と認定 首相職務権限絡む受領」朝日新聞東京夕刊, 1 頁, 1983 年 10 月 12 日

8 「判決理由の骨子」朝日新聞東京夕刊, 1 頁, 1983 年 10 月 12 日

9 「中曽根元首相 100 歳 『友情』の陰で神経戦 田中角栄元首相への手紙 中曽根康弘氏『闇將軍』に勝てず」産経新聞ニュースサイト, 2018 年 5 月 28 日, <https://www.sankei.com/article/20180528-QZPSYDXU3ZLPDDTRRDLFTQPFEA/>, 2024 年 3 月 15 日閲覧

1985 (昭和 60) 年	2	7	創政会が発足
		27	田中、脳梗塞で倒れる

2.5. 昭和後期政治資金規正法の改正

ロッキード事件と政治資金規正法の改正を時系列で追うと、次のようになる。1970年代以降、政治資金規正法は2度改正され、第一次の改正は1975年7月15日に実施された。田中金脈問題の発覚は1974年10月、ロッキード事件の発覚は1976年2月であり、その間の三木内閣で行われる法改正となる。前述したように、三木内閣で行われた政治改革は党内からの反発を受けた故、「政治資金規正法」の改正は頓挫した。当時の新聞報道によると、「参院本会議での政治資金規正法改正案の採決では全野党の反対に自民党内反対派の欠席が加わり、賛否が117票と同数になるという事態が起きた。これに対し、河野議長が憲法第56条に基づき、議長の裁決権を行使してようやく成立させた」¹⁰という。この政治資金規正法改正案は辛うじて成立することができたが、改正案の中身は、当初の三木構想より「かなり後退した内容」¹¹となっていると言われるのだから、「頓挫した」ということになるのである。

一回目の主な改正内容は、次のように2点でまとめられる。

ひとつは、寄付に制限を設けたこと。政治献金を行う企業・団体などは、該当企業や団体の大きさに応じて、寄付金額の上限が設けられている。個人からの寄付も年間2千万円までに制限される。政党・政治団体に対する寄付と、派閥などのその他の団体への寄付に関しては、後者への寄付金額が前者の2分の1までに制限される。

もうひとつは、収支を公開すること。寄付を受けた政党や派閥などは、収支の明細を公開しなければならないと義務付けられる。しかし、派閥、後援会などへの寄付収入に対する制限からすれば、不徹底的な法改正と見なされる。「寄付の全部を百万円以下にとどめる帳簿操作をすれば、透明度はゼロになるといった問題点も残った」¹²と言われたのである。

2年後の1977年9月10日に公表される「昭和51年政治資金収支報告書」は、政治資金規正法改正の成果を反映している。一方では、企業からの献金は明らかになっており、与党自民党の政治資金が32%減っていると報告される¹³。他方では、派閥などの政治団体への

10 『政治資金』は可否同数 現憲法下で初 議長採決で可決 参院本会議 朝日新聞東京朝刊, 1頁, 1975年7月5日

11 「(解説) 選挙二法成立 今よりは『一步前進』 首相に『参院改革』の重荷」朝日新聞東京朝刊, 2頁, 1975年7月5日

12 「政治資金規正法 会費報告も義務 操作次第で不透明」朝日新聞東京朝刊, 4頁, 1975年7月5日

13 「自民の政治資金32%減 昨年の収支報告 響いた法改正 企業献金明るみに 鉄鋼や銀行ずらり」朝日新聞東京朝刊, 1頁, 1977年9月10日

政治献金は、2年前の不徹底な法改正の故に、大部分は「ヤミの中」のままだと考えられる¹⁴。

政治資金規正法の第二回の改正は、1980年12月8日に行われた。当時、大平正芳内閣に対する不信任案が可決されることを受け、大平は衆院を解散することにした（ハッピーニング解散）。6月22日の衆参同日選挙の直前に大平首相は急逝したが、自民党は圧勝することができた。その後、角栄と近い関係を持つ鈴木善幸が、組閣して政権を担うことになる。1983年10月のロッキード事件丸紅ルート公判で有罪判決が出るまで、田中角栄の影響力はまだ続いていたのである。

主な改正内容としては、政治家個人への政治献金の流れを明確化するために、政治家個人への政治献金は収支報告書への記載をも義務付けられる¹⁵。次に、政治家と政治資金を寄付する政治団体とのつながりを明確化するための措置として、政治家の選挙区と自治省に、該当政治団体の写しが提出されねばならない、ということである。また、政治家に対する政治献金には、有価証券も政治献金と見なされるとされた¹⁶。

しかし、今回の法改正はまだ問題点が2つ残されている。ひとつは、政治資金の明朗化にはまだ不十分であること。政治家個人としての経済と、政治活動に使う経費とを明確に記載することで、政治資金を明朗化にするという法改正の目標は、達成されているとは言い難いと指摘される¹⁷。もうひとつは、企業献金が存続すること。政治や選挙はそもそも、お金がかかるものであるから、企業献金は当面の間、全面的に禁止することができず、しばらく温存され続けると見込まれた¹⁸。

政治資金規正法の2つの法改正は、その効果が限定的であると言わざるを得ない。法改正によって期待される規制の効果は、時間が経つと薄れるようになる。1983年8月31日に発表される昭和57年の政治資金収支報告書では、政治資金の総額は1976年（第一次法改正の1975年の翌年）以来史上2位の1094億円まで上がってきた（史上1位は1980年の衆参同日選挙の年である）¹⁹。また、今回の政治資金規正法の法改正は、中途半端な状態

14 『抜け道』懸念も現実に 政治資金 点検できぬ派閥分 受けザラ数も制限なし」朝日新聞東京朝刊，2頁，1977年9月10日

15 「政治資金規正法改正 参院委で可決」朝日新聞東京朝刊，1頁，1980年11月27日

16 「二点改正で政令 政治資金規正法施行令」朝日新聞東京夕刊，2頁，1980年12月23日

17 「(解説) 明朗化は不十分 政治資金規正法の成立」朝日新聞東京朝刊，2頁，1980年11月27日

18 同上。

19 「57年政治資金 史上2位の1094億円 自民総裁選に巨費 派閥の総収入20%増」朝日新聞東京朝刊，1頁，1983年8月31日

である。政党などの収入の中身は、法改正によって透明度が上がってきたが、一方では、政治家個人や派閥の政治団体が受けた寄付の内容は、不透明のままであったと言われる²⁰。

表 4-2 「政治とカネ」をめぐる事件と政治資金規正法²¹

1948年	政治資金規正法制定
75年	企業献金を1企業あたり年間最高計1億5千万円に
76年	ロッキード事件。航空機選定をめぐり田中角栄元首相を逮捕
78年	ダグラス・グラマン事件
80年	政治家個人への献金の収支報告を義務づけ
88年	リクルート事件。未公開株を用いた贈収賄
92年	東京佐川急便事件。金丸信・自民党副総裁に5億円ヤミ献金
	政治資金パーティーの規制強化
95年	政党交付金制度導入
99年	政治家個人への企業・団体献金の禁止
2004年	日歯連ヤミ献金事件
05年	政治団体間の寄付に年5千万円の上限規制
06年	事務所費・光熱水費問題
07年	資金管理団体の5万円以上の支出に領収書を添付
	国会議員にかかわる政治団体の支出の領収書を原則公開
09年	陸山会事件（西松建設による違法献金など）

3. ロッキード事件で構築されるリアリティ

3.1. ロッキード事件で構築されるリアリティ

ロッキード事件に対する報道、ロッキード事件の真相を解明しようとするさまざまな論文や著書は、ロッキード事件に関するマスメディアのリアリティを構築している。例えば、書類の誤配がロッキード事件は発覚した原因であるという「誤配説」、アメリカの利権事情を背景にして、アメリカ側の策略で田中角栄に罠を仕掛けて、ロッキード事件を起こしたのだという「陰謀説」が、マスメディアのリアリティを構築し、社会のリアリティを基礎付けている。

20 「(解説) 政治浄化 限界示した現行法」朝日新聞東京朝刊, 1頁, 1983年8月31日

21 「(「政治とカネ」を問う) 裏金横行、志どこに 無申告なら『税逃れの可能性』」朝日新聞東京朝刊, 37頁, 2023年12月9日

3.1.1. 大手新聞社が作った「誤配説」

「誤配説」は、朝日新聞と毎日新聞の誤報から広がった。その「誤配説」が誤報であったことが判明したのは、19年後、読売の取材によるものである（服部 2016：237-238）。当時の朝日の報道によれば、「ロッキード社のバーバンク（カリフォルニア州）本社が同社ワシントン事務所にあてて送った膨大な資料袋が間違っ」チャーチ小委に配達されたという²²。また、当時の毎日の報道では、「同小委は『この書類が誤って配達されてきた』ことを明らかにしたが」、なぜ「誤配」となってしまったのかに関して、毎日は「いまのところ全くミステリーといえよう」とのみ記した²³。

1995年、チャーチ小委の首席法律顧問を務めるレビンソンは、読売新聞の取材を受け、当事者として事実を証言し、いわゆる「誤配説」を否定した。「ロ社の会計監査をしていた会社が、同委とロ社の板挟みの中で、“誤配”の形で取り繕ったというのが真相だった」と証言している²⁴。また、2010年、朝日は過去の出来事を回顧する記事コラム（検証 昭和報道）の形で、当時の「誤配説」を修正した²⁵。レビンソンは当時、ロッキード社の会計監察人に文書提出命令を出した。この命令に対し、監察人の弁護士があっさりと応じたということなのだ、レビンソンは証言している。

3.1.2. 利権事情が背景となっている「虎の尾」陰謀説

一方、田原総一郎は、アメリカの利権事情を背景にして、日本の海外利権パイプで作られた、「日本—海外—日本」といった政治資金の環流構造を指摘し、ロッキード事件の陰謀説をほのめかす。田原のリアリティは、1976年の『中央公論』で発表された「アメリカの虎の尾を踏んだ田中角栄」と「北京の晴舞台で田中角栄は何を見たか」によって構築されている。

田原（1976a）の「アメリカの虎の尾を踏んだ田中角栄」によれば、角栄の資源取得外交の目的は、日本の石油資源を確保するということがある他、ウラン鉱の開発をはじめとする原子力開発にも、日本の将来のエネルギーのための布石を打とうとしていた、ということだ

22 「ロッキード献金 黒いパイプ 偶然が暴く 勘違い、上院へ配達 袋にぎっしり極秘資料」朝日新聞東京夕刊，11頁，1976年2月6日

23 「新証拠、更に暴露も ロ社の秘密書類詰めて 昨年夏、小委に小包届く」毎日新聞東京朝刊，1頁，1976年2月6日

24 「ロッキード事件発覚ミステリー 資料誤配は真相隠し チャーチ小委元調査官証言」読売新聞東京夕刊，14頁，1995年2月22日

25 「(検証 昭和報道：207) ロッキード事件：1 「田中」の名前」朝日新聞東京夕刊，11頁，2010年2月12日

ある。田原はこの論文の中で、角栄の「南北構想」のひな形を指摘している。従来の「東西的発想」で行ってきた政治、つまりアメリカとヨーロッパの中間でバランスを取る政治を、変える試みのことが「南北構想」であるという。この南北構想の下では、欧米経由の政治をせずに、アジアの国々が直接的につながり、協力し合って結束しようという狙いがあると見られる。

利権パイプで作られた政治資金の還流構造に関して、田原は次のように読者に提示している。インドネシアへの援助プロジェクトを通して、もらった利権やリベートが、両国の政治家、高級官僚、日本の商社などによって「山分け」され、その中で日本国内に還流したお金は、今度は政治資金に充填されて選挙活動に使用される、といったやり方である。

田原（1976b）の「北京の晴舞台で田中角栄は何を見たか」は、前篇の続きとして、次号の中央公論に掲載される。タイトルの「何を見たか」とは、田原は取材対象に提出した質問ではあるが、文章の趣旨を伝えるための、ひとつ暗喩の修辞でもある。ロッキード事件に関する取材の中で、著者の田原のこの質問に対し、殆どの取材対象は「何も見てはいない」と答えた。「北京で何を見たか」という田中角栄の視角を借りて、日中関係正常化のことも、実は日本の対米従属体制の下に位置付けられる。田原はこのような自主性が奪われている日本の外交の現状を、読者に伝えようとするのである。

また、前篇で提起した南北構想と利権パイプの話の続きとして、田原は次のようなリアリティを提示する。いわゆる「南北構想」とは、新たな利権パイプを作ることだと見受けられる。新たに利権パイプを作らなければならない理由を、岸信介の息のかかった利権パイプは既に台湾、インドネシア、韓国に展開されているのだからと田原は述べている。新たな利権パイプを作るために提出した「南北構想」から、自民党内の保守本流（田中）と保守傍流（岸）との競争が連想させられる。

論文では、田原はロッキード事件を「政治とカネ」の問題として捉え、全ての原因は「カネ」であると帰結する。取材を受けた政治家は、対米従属体制は変えようがないという認識を持つが、にもかかわらず、あまりにも古色蒼然な者が多く、大義だとか信義だとか理念だとか、白々しい虚言ばかりを言う者なのだと、田原は言っている。田原からすれば、政治家たちは、「入口と出口のない金」で動かされている限り、彼たちは白々しい虚言、古色蒼然から抜け出すことができるわけがない。そして、第二第三のロッキード事件はまた出てくるはずであり、自民党は衰亡の一途を辿ることになるのだろう、と田原は全篇を締めくくるのである。

田原論文の特徴は、「政治とカネ」の問題を、日本の対米従属の現状と連結して考えると

いうことである。日本国内での金権政治と、日本国外での利権パイプによって構成される国際的「政治とカネ」の還流構造を提起し、この還流構造は日本の外交に組み込まれているのだと読み取られる。ニクソン訪中、日中国交正常化が行われる中、田中角栄の目に映る日本の外交が、積極的な資源取得のための外交努力であったとしても、外交の自主性が奪われている。田中の外交は日本が対米従属体制の中に位置付けられていると見られるのである。田原は次のような陰謀論的仮説をほのめかし、この仮説はマスメディアのリアリティの形で、読者に届けられている。取材を受けた政府関係者、番記者などの証言と併せて、角栄は日本とアメリカとの利害関係に触れたことこそが、ロッキード事件の遠因なのではないか、ということである。中曽根康弘の回顧録『天地有情』では、このような「陰謀説」の視点も見られる。「田中君は、国産原油、日の丸原油を採るといってメジャーを刺激したんですね。そして、さらに、かれはヨーロッパに行ったとき、イギリスの北海油田からも日本に入れるとか、ソ連のムルマンスクの天然ガスをどうするとか、そういう石油取得外交をやった。それがアメリカの琴弦に触れたのではないかと思います。」(中曽根 1996 : 275)

田原論文の真偽について問うこと、つまりどれほどの内容が他の一次資料によって裏付けられる事実なのかということに関しては、本論の目的ではない。本論で注目しているのは、マスメディアのリアリティが社会のリアリティを構築している、ということである。『中央公論』というマスメディアで掲載される以上、田原論文の内容が、捏造された事実によって書かれたものだと考えにくい。ロッキード事件に対して、社会のほとんどの人はマスメディアを通して知ることになるため、マスメディアには信憑性が要求されなければならない。そして、マスメディアは不特定多数の受け手に向けて同時に発信することができるのであるから、田原の論文で構築されるマスメディアのリアリティが、社会のリアリティの構築に大きな影響を与えるのである。すなわち、マスメディアのリアリティの権力性が見て取れるのである。

3.2. 事件に関する先行研究

3.2.1. 構造疑獄論と金力二面性論

ロッキード事件の先行研究において、まず、立花(1976a ; 1976b)は『田中角栄研究 全記録(上、下)』で、事件に関するマスメディアのリアリティを提供している。1974年10月『文藝春秋』で掲載した「田中角栄研究」は、田中金脈問題が露呈し、ロッキード事件の前兆となっている。しかし、立花は、「『田中角栄研究』が田中氏を退陣させてしまったような形になったが、どうも、それが私にはピンとこない」と、自分の論文の影響力に対してや

や予想外な感じがしたのだと見受けられる（立花 1976a : 147-148）。

『田中角栄研究 全記録』では、著者の立花は、自分が雑誌に発表した 2 年間に及ぶ調査報道を収録し、それぞれの調査報道の後ろに、新たに解説文を増補している。ロッキード事件での田中の 5 億円の授受は、構造疑獄の氷山の一角であると、立花は指摘する。「ロッキード事件というのは、田中金脈全体のごく一部で、その重なる部分にあたるのが五億円の「ピーナッツ」「ピーシーズ」²⁶の金です。田中金脈全体は百億単位の話なんです。」（立花 1976b : 346）つまり、田中金脈問題・ロッキード事件は、時系列に沿って発覚した個々の疑獄ではなく、それらの事件が重なりあって、より大きな構造疑獄の中に組み込まれているのであると指摘されている（図 4-2）。

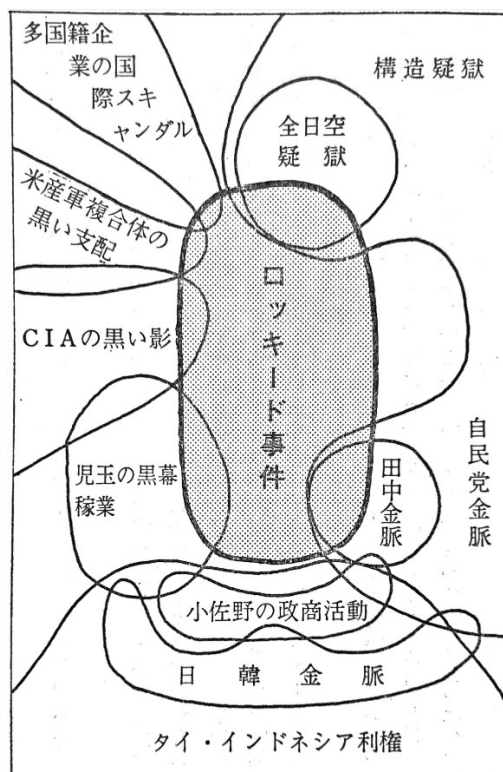


図 4-2 ロッキード事件の概念図（立花 1976b : 347）

「政治とカネ」に関して、立花は「金力の 2 面性」の観点から論じている。彼によると、政治的権力は、カネで非法的に拡張されて、短い時間のうちに強くなり得るが、脆くて崩れ

26 「ピーナッツ」「ピーシーズ」、または「ユニット」は、ロッキード事件において金銭の受け渡しの際、領収書の金額の単位に使用された。「ピーナッツ」「ピーシーズ」は「丸紅ルート」で使用され、田中角栄が丸紅を経由して五億円を受領した。

やすいものだ、という。「田中内閣が倒れたのは、金力でつなぎとめていたものが一斉に離反しはじめた結果、自壊したとみるのが正しいだろう。田中政権が史上最強の権力といわれながら、史上最ももろい倒れ方をしたのは、この金力の二面性を典型的に示した事例として、政治史上に残るだろう。」（立花 1976a : 147-148, 『田中角栄研究』の内幕」により）この金力の 2 面性が田中内閣の盛衰を物語っている。田中角栄が退陣させられた理由はいくつかあり、立花は「自民党反主流派の造反、マスコミ・野党の攻撃、経済政策の失敗によるかねてから国民各層の怨嗟などなど」を挙げている。しかし立花は、『君主論』の著者マキャヴェッリが金権政治を厳しく戒めていることを引き合いに出し、田中の退陣の根本的理由は金権政治にあると主張する。マキャヴェッリによると、金力は部下の信頼をつなぎとめることができる反面、それを維持しようとするば常に多くの金を与え続ける必要がある。そうでなければ部下に離反されやすくなるからである。その結果、為政者は権力を維持するためには、また政治を利用して金を儲ける悪政をしなければならないということになってしまう、という。

政治活動の現実から考えれば、選挙に立候補した政治家は、選挙活動に使う必要なお金を集めなければならない。雄弁で説得力のある政策や主張を持つが集金力には劣る政治家の方が、集金力に優る政治家に勝てる蓋然性は低いだろう。既に第 1 章 4.5 で考察したように、「カネ」のことは、「ポジティブの給付の取り消しによって発生する否定的サンクションである」という視座から論じれば、立花が指摘する「金力の 2 面性」と「構造疑獄」の観点には、権力コミュニケーションの特性の一部を重なり合うのではないか。

3.2.2. 「玄人論」と「書生論」との対決

次に、ロッキード事件に関する筑紫の先行研究を取り上げる。筑紫（1983）は著書『新版総理大臣の犯罪：田中角栄とロッキード事件』の中では、ロッキード事件は、「玄人論」の敗北と「書生論」の勝ちである、という見方を提示する。「書生論」と「クロウト（玄人）論」とは、それぞれの意味は次の通りである。書生論は、価値判断を前面に出して、いかなる場合でも不正を反対する姿勢を指している。一方、玄人論は、政治の領域では特殊な事情があつて正邪の別がはっきり明確にし得ない姿勢を言っている。

玄人論が敗北したと筑紫が主張する理由は、第一に、有権者の政治に対する不信感である。政治の世界の「内なる論理」（玄人論）が「外部の論理」（書生論）を凌駕することで、有権者が政治に対して不信感を持つようになった。このことは、外部の論理が内部の論理を否定してしまうことを意味するのだと筑紫は主張する。第二に、民主主義の現状は、既に官僚が

主導する政治（玄人論の政治）に様変わりしており、素人の「民」の意志を優先させる原則を意味する民主主義の原点（書生論の政治）から、だいぶかけ離れているのだと、筑紫は論じる。

上記立花と筑紫との両研究は、ロッキード事件の成り行きを見ながら書かれてきた論文である。批判的な雑誌論文として、両者は共通点を有している。事件に関しては「何があった」、そして「何で悪かった」という意味においては、両者の論文には十分な価値がある。一方、社会理論の視座からマスメディアと公権力との力関係を見る、という本論の中心的なテーマからすれば、立花と筑紫の研究はやや物足りなさを感じる。

確かに、「構造疑獄体制」というレベルにまで掘り下げ、金権政治の旧習を一新しなければならぬという考察は評価に値する。しかし、ロッキード事件を単に規範的観点から論じるのではなく、ルーマンの社会理論の視座から出発して考えるのであれば、どのように記述できるのであろうか。つまり、あえて価値判断的な観点とは異なる方向からロッキード事件を捉えることによって、事件に対する理解をさらに深めることができるのではないか。

3.3. 近年の先行研究：事件に関するリアリティの再構築

ロッキード事件において流れている裏金に関しては、今日になってもその全容は分かっていない。ロッキード事件の黒い霧は、上訴期間中に亡くなった児玉誉士夫が CIA と関わっていたため、今日になってもまだ解明されていない部分があると言われる。他方、有罪判決を受けた田中角栄は、アメリカの仕掛けにはめられたのではないかというような、田原をはじめとする「陰謀論」的な考え方は、社会のリアリティの一部として定着している。

近年開示されたロッキード事件の関連文書に基づき、新しい研究が行われている。その中で、結論が分かれる 2 つの著書を、近年の先行研究として取り上げる。

3.3.1. 奥山の考察から「虎の尾」の影響力を考える

まず、奥山（2016）の『秘密解除 ロッキード事件：田中角栄はなぜアメリカに嫌われたのか』では、角栄の資源取得外交を背景に、田原が提起した「虎の尾」陰謀説の真偽を検証している。結論から言うと、田中角栄はアメリカ、特にキッシンジャーに嫌われたことは確かに事実であるが、嫌われた理由は、あくまでも田中個人の性格にあり、資源取得外交や日中関係正常化のことと関連する理由は見当たらない（奥山 2016：273-274）。公開される書簡記録を見る限り、角栄の名が入っている高官名リストの公表を仕掛けたのは、キッシンジャーではないと、奥山は主張する。また、アメリカ側がロッキード事件を追及する狙いは、

田中角栄ではなく、右翼の大物、児玉誉士夫であるという。

奥山はこの著書で、「虎の尾」陰謀説が社会のリアリティとして定着している背景に、「虎の尾」と「日本人のトラウマ」との関連性を提起している。「虎の尾」を裏付ける決定的な事実は見当たらないにもかかわらず、「米国を敵に回すことをタブーとする思考が、少なからぬ数の日本人政治家の潜在意識の底に沈殿した」と指摘している（奥山 2016 : 279）。タブー視するのは、心の奥底に弱みを握られているという意識があるからだ。日本の保守政党や有力政治家、右翼、野党の一部政治家たちにとって、CIA のカネを受け取った事実が、アメリカに対する弱みとなってしまうのである。故に、実際、金を受け取った政治家をおびやかす材料として利用される可能性が考えられるのである（奥山 2016 : 284-285）。

「虎の尾」というマスメディアのリアリティの影響を受け、日本人は弱腰の心理が生じていると考えられる。また、この影響力の構造から、日米間の権力関係が垣間見える。実際、「虎の尾」説が発表される前の 1976 年 2 月 15 日、朝日新聞はすでに同紙の社説において、「日本政界の弱み」に次のような懸念を示している。「見落としてならないことは、米国に日本政界の弱みを握られていて、果たして日本の国益が保てるのか、という懸念が国民の間に長く尾を引くことである。米国の真相秘匿で政治生命を永らえた政治家が、かりに政権の座についたとき、米国に対して大きな負い目を持ち、いわば首根っこを抑えられるおそれが出てくる。」²⁷朝日新聞の社説は、ロッキード事件に関与する日本政界の闇を、アメリカ側に公表するように求めているという立場である。このロッキード事件が発覚したばかりの時点で、日本の弱みはアメリカ側に握られるように見えている。もし事件の真相が闇に葬られたということになれば、日本の国益にとって、この状況は決して都合がよいことではない。この朝日の社説は、差し当たり「書生論」としておく。

朝日の「書生論」に対して、当時の政府側の観点は、「玄人論」であると言わざるを得ない。朝日新聞の社説が掲載された 4 日後の 2 月 19 日、中曽根はロッキード事件の高官名リストの公表をめぐって、アメリカ側に「もみ消し」を要請していた²⁸。時の三木武夫首相は表で、事件の真相解明に前向きな姿勢を表していた。一方で、時の自民党幹事長の中曽根康弘は裏で、事件の「もみ消し」を要請していたのであるが、こちらが政府側の本音であったかもしれない。仮にロッキード事件の高官名リストが公開されてしまうと、自民党政権が崩壊しかねない。その結果、ひいては日米安保の枠組みも瓦解してしまう恐れがあると中曽根

27 「社説 ロッキード疑獄と日米関係」朝日新聞東京朝刊，5 頁，1976 年 2 月 15 日

28 『中曽根氏から、もみ消し要請』ロッキード事件、米に公文書」朝日新聞東京朝刊，1 頁，2010 年 2 月 12 日

が懸念している。故に、日本政府側の立場は「玄人論」であると筆者が言う。もし日米安保の枠組みを維持する立場から考えれば、朝日の「書生論」は必ずしも日本の国益にとって有益であるとは限らない。実際、アメリカ側は政府高官名リストを含む資料を東京地検に渡し、田中角栄の有罪判決に至るのである。後ほど詳論するが、アメリカが高官名リストを渡す理由は、同じく日米安保の枠組みを維持するためであると見られる。

3.3.2. 春名の考察：陰謀説の検証

他方、春名（2021）は「ロッキード疑獄：角栄ヲ葬リ巨悪ヲ逃ス」の中で、世の中に流布する5つの陰謀説を検証した上、キッシンジャーこそが、「角栄を葬る」張本人であると結論する。タイトルの「巨悪」が指し示している人々は、かつて巣鴨拘置所に拘留されていた「戦犯容疑者」から転身し、日米安保体制強化を旗印にした、巨額の米国製武器を日本に導入する利権に群がる者達である。児玉誉士夫が、この「巨悪」の代表者と見られる。

春名は主な5つの陰謀説（春名 2021：7-8）を整理した上、次の（1）～（4）の陰謀説を悉く否定した（春名 2021：399）。

（1）「誤配説」：前述したように、朝日新聞と毎日新聞との報道で広く知られる説である。ロッキード社の文書が誤って配達されたため、事件が発覚した。

（2）「ニクソンの陰謀」：米ニクソン大統領は、ロッキード社の旅客機トライスターの購入を田中に求め、購入に承諾した田中を嵌めた。

（3）「三木の陰謀」：田中角栄は時の三木武夫首相の政敵である。故に、三木はロッキード事件を契機にして角栄を強く追及していた。

（4）「資源外交説」：前述したように、日本独自の資源供給のルートを確保するために、角栄は資源取得外交を展開する結果、アメリカの「虎の尾」を踏んでしまった。

（5）「キッシンジャーの陰謀」：本書では唯一否定されなかった陰謀説である。ロッキード事件の背景と経過をたどって、キッシンジャーこそが、角栄の名が入っている高官名リストを公表することを仕掛けていた人であると春名が主張する。

春名によれば、キッシンジャーが角栄を葬る動機は、田中角栄に対する長年の怒りによるものであるという。「長年にわたる取材で、実は田中角栄は、日中国交正常化以後、首相在任中の外交課題で繰り返しキッシンジャーらの激しい怒りの対象になっていたことが分かった。怒りは雲散霧消することなく、憎しみに深化していったとみられる」という（春名 2021：268）。しかし、「日中国交正常化」そういう事情自体が、キッシンジャーを怒らせる

原因ではない。アメリカ側は、「日中国交正常化」を公式的に反対する態度を示したことがない。

キッシンジャーの怒りは、「日中国交正常化」の交渉が進行している中で増幅されていたという。その原因は、アメリカ抜きで日中国交正常化が実現したことにある。「コンピューター付きのブルドーザー」と呼ばれる田中角栄が、素早い実行力を見せたことで、中国側はこの新しい樹立する田中政権に対して期待感を持つことになり、その後は突然、積極的で前向きな姿勢を示した結果、日中国交正常化が実現した。春名の考察（春名 2021 : 321 ; 340）を参照すれば、中国側が田中角栄に期待感を持つ理由は次のような事情から考えられる。自民党内の岸信介ならびに岸の実弟、佐藤栄作、そして角栄の政敵、保守傍流の福田赳夫といった 3 人は、台湾と深い関係を持つと政治家の代表と見られるが故に、田中角栄の方はそれらの台湾派の政治家と比べれば、異なる政治勢力なのであるから、期待することに値するのである。その結果、「日中国交正常化」は実現し、アメリカは先を抜けられてしまった状況に至ったのである。

以上春名の考察を踏まえれば、筆者は次のように推論する。日中国交正常化の過程では、これまでアメリカの戦略に従い、アメリカ側の予期通りに行動してきた日本は、突然アメリカの予想外の行動をしているように見える。アメリカ側からすれば、日本に対するコントロールが一時的であっても効かない状態であり、このことがキッシンジャーをひどく憤慨させたのではないか。

ロッキード事件の発覚を巡り、春名は次のような疑問を抱く。『政府高官名』を含む資料が「情報保護」されたはずなのに、なぜ SEC（引用者注：米証券取引委員会）に提出され、最終的に東京地検に渡されたのか。恐らく、何らかの抜け道が隠されているに違いない。」

（春名 2021 : 159）この問題点を踏まえ、春名はキッシンジャーの関与を疑う。当時、キッシンジャーは国務長官であり、米国務省の裁量権に主導的役割を果たす人である。彼がトップを務める国務省は外交・安保領域において豊富な情報や知識を備えており、司法省に対して「助言」する立場であった。故に、キッシンジャーが「助言」を「秘密兵器」として利用することができるのである（春名 2021 : 162）。その後、国務省から司法省に送られた「意見書」で、非常に慎重な言い回しではあるが、国務省は「非公表」の方針ではなかったと見られる。春名の推論によれば、違法行為に対して法執行が必要な場合は、米証券取引委員会（SEC）に高官名を提供すべきだ、ということである（春名 2021 : 163）。

ロッキード事件の高官名の公表、非公表に関わらず、自民党政権への衝撃は避けられない。春名によれば、もし「非公表」の方針により、政府高官の名前入りの資料を日本側に渡さな

いこととするならば、「国民の不満は『ガス抜き』できなくなる。『日米結託』で事件を隠した、と国民は反発し、自民党政権は一層不安定化する、ともみられた」（春名 2021 : 188）。逆に、政府高官の名前入りの資料を日本側に渡すこととするならば、「ロッキード社から賄賂を受け取っていた大物の派閥領袖が複数いて、いずれも逮捕された場合、自民党政権が総選挙で壊滅的な敗北を喫する可能性があった。新しい非自民の反米政権が登場すれば、日米安保体制は危うくなり、在日米軍基地の維持も難しくなる」という（春名 2021 : 187-188）。

結局、政府高官名前入りの資料は、SEC に提供され、その後アメリカ司法省を経由し、最終的に東京地検に引き渡された（春名 2021 : 171 ; 269）。国務省では、ロッキード事件の沈静化が優先課題として見られていた。「実は、キッシンジャーを中心とするグループは、自民党政権の崩壊の可能性もあることは認めていた。それと同時に、事件を沈静化させるには大物逮捕が必要、との状況判断もしていた。彼らは、田中角栄と田中派の行方はそれほど懸念していなかったようだ。」（春名 2021 : 187）つまり、大物逮捕を受けて自民党政権が崩壊し、非自民の反米政権が誕生することになれば、日米安保の枠組みに深刻な影響を及ぼすだろうと予想される。それにもかかわらず、資料の提供により大物逮捕につながるならば、国民の怒りを鎮めることができる。ロッキード事件はこのように収束すれば、日米安保の枠組みに対する衝撃を最小限に抑えることができる、という思惑なのである。

3.3.3. 評価と問題点

奥山と春名の研究において共通する点は、近年アメリカで公開された一次資料を駆使し、ロッキード事件に関する陰謀論的仮説の真偽を検証しているということである。このことは高く評価しなければならない。

しかし問題点は、両者が異なる結論を導き、ロッキード事件に関する 2 つの新しいマスメディアのリアリティが構築されている点、いわば「リアリティ」が定まらない点にある。すなわち、ロッキード事件は観察者ごとに異なる視座から解釈されるため、それぞれの観察者が独自のリアリティを自由に構築することができるのである。こうした研究ごとに異なるリアリティが構築される状況を踏まえた上で、筆者は何らかの確定可能なものを見出したいと考える。そのためには、事例研究とは異なる方法論、すなわち社会理論の視座から田中金脈問題・ロッキード事件の問題点を丹念に探究し、分析する必要がある。

3.4. 田中金脈問題・ロッキード事件の問題点

本論でまとめているルーマンの社会理論を踏まえて、田中金脈問題・ロッキード事件の間

題点を次のように提示する。

第一に、ロッキード事件、スキャンダル、ニュースバリューの間に存在する「当たり前」を、改めて見直す必要がある。なぜロッキード事件は「ニュースバリュー」を有したのか。また、なぜ同事件は「スキャンダル」の形で報道されたのか。それらの理由を考える必要がある。つまり、首相在職中の汚職事件がスキャンダルと見なされるのは当たり前であるが、スキャンダルはニュースバリューを有することも当たり前である理由、ロッキード事件に関する報道は「スキャンダル」の形を採用する理由が問われる。

第二に、権力コミュニケーションにおけるマスメディアと公権力との力関係に注目する。白虹事件とは対照的に、田中金脈問題・ロッキード事件では、事件を報道するマスメディアは、言論統制を受けなかった理由が何なのか。

第三に、田中金脈問題・ロッキード事件と白虹事件との根本的な違いは何なのか。ここでは、マスメディアが公権力より優位な権力コミュニケーションを展開できた深い理由は問われる。つまり、マスメディアのリアリティは権力資源として運用され得る状況とは何を意味しているのかを、さらに掘り下げなければならないのである。

第四に、マスメディアのリアリティの構築性およびその権力性を考える。例えば、土建屋出身の平民宰相田中角栄が失脚する過程で、マスメディアのリアリティは如何なる役割を果たしていたのか。また、「アメリカの虎の尾を踏んだ田中角栄」というストーリー（物語）はなぜ、人々に受け入れられるのか。

第五に、合法的権力の枠組みの中でこの事件を分析する。マスメディアが田中角栄の金権政治を批判することができる根拠が何なのか。ロッキード事件の判決後、政界の「脱田中」の傾向はなぜ止められなかったのか。

第六に、政治システムにおける「機会主義的解決」を考える。つまり、ロッキード事件と似たように汚職事件は発覚したとすれば、必ず「合法／不法」の二項図式で解決することになるのか、という問いを考えるのである。

4. 考察：権力コミュニケーションにおける力関係

4.1. ニュースバリューとスキーマ：田中金脈問題・ロッキード事件の図式化

経験的な視座から、田中金脈問題・ロッキード事件がスキャンダルの形で報道される理由は「ニュースバリューがあるからだ」と考えられる。「ニュースバリュー」は、日々の報道活動を通して得た知見であり、これまで人々によって受け入れられているマスメディアのリアリティから、練り上げをしなければならない。そのため、ロッキード事件がニュースバ

リユーを有する理由は、第 2 章の 2.6 で提起している「ニュースの典型的なセクター」（表 2-3）と照合すれば分かる。ロッキード事件ではその表の多くの「セクター」の項目に当てはまる。

まず、この事件は「ニュースの典型的なセクター」の中の「規範違反も特別な注目の対象となる」という第 5 項目に適合する。首相在職中の汚職事件は明らかな「規範違反」であり、また、スキャンダルは「規範違反」の図式として、オーディエンスにとっては非常に分かりやすい捉え方であるから、スキャンダルで報道される。また、首相在職中の汚職事件は報道される際に、田中角栄をはじめとする汚職行為の当事者たちに、焦点が当てられることは、ニュース報道の常道である（第 7 項目）。事件の当事者、田中角栄その人に対して「責任追及」をすることは、ニュースバリューの観点から優先順位が高い。

次に、ロッキード事件は、それ自体がインパクトを持つ。事件がもたらした驚きは、著しい非連続性によって強化される（第 1 項目）。言い換えれば、田中角栄の汚職事件は、めったにない出来事として、日常に異常を来すのである。このような日常から異常への変化で生じる差異が、情報（インフォメーション）の価値、または「ニュースバリュー」を有する所以である。ロッキード事件の報道が続くことは、ロッキード事件関連のニュースがシリーズ化されることになる。このようにしてロッキード事件に関連するニュースは何度も言及され続けることになる（第 8 項目）。

そして、ロッキード事件で見られるコンフリクトが、オーディエンスに好まれる（第 2 項目）。田中角栄を中心とするスキャンダルを報道することで、自民党内に派閥間のコンフリクト、マスメディアと公権力とのコンフリクト、および事件をめぐる与野党の攻防から見られるコンフリクトなどが明らかになる。また、田中角栄が授受した 5 億円は、その「5 億」という額の多さにとりわけ注目が集まる（第 3 項目）。さらに、ローカルとの関連性も注目される（第 4 項目）。すなわち、オーディエンスは自分が住んでいる場所の情報を注目することである。ロッキード事件が日本でこれほど重大な関心事となったのは、事件の当事者が日本の元首相だったからである。また、ロッキード事件をめぐるさまざまな「意見の表明」もマスメディアの報道に取り入れられる（第 9 項目）。

以上のように、ロッキード事件はニュースバリューを持つ理由は、ニュースの典型的なセクターを多数含んでいたためである。既に 2.6 で述べたように、ニュースのセクターは一種の図式、すなわちスキーマと見なされる。言い換えれば、ロッキード事件に関する報道は、「スキーマ」という図式の上に構築されたのである。一方、ロッキード事件はスキャンダルの形で報道された理由は、次のように考えられる。ニュースバリューは、人々に受け入れられるマスメディアのリアリティから練り上げられるものでなければならない。その上

で、「スキャンダル」で構築されたマスメディアのリアリティが、オーディエンスにとって理解しやすく、受け入れられやすいストーリーとなる。そのため、報道において定着している図式として使用され、結果的にロッキード事件は「スキャンダル」というスキーマで報道されたのである。

したがって、ロッキード事件に関する報道（マスメディアのリアリティ）は、ニュース典型的なセクターが数多く含まれ、スキャンダルという図式をもって構築されたものであるという結論に至る。

4.2. 否定的サンクション：脅しで示される権力性

本項の考察内容は問題点のその 2 と対応し、権力コミュニケーションにおけるマスメディアと公権力とのせめぎ合い状況を踏まえ、両者の力関係をめぐって考察する。

マスメディアが言論統制を受けていなかった理由は、権力コミュニケーションの観点から考えれば非常にシンプルである。マスメディアと政府の行政権力との力関係において、両方の否定的サンクションによって生み出される脅しが、ある程度バランスをとっているからである（図 4-3 を参照）。それぞれの「脅し」に関する詳細な説明は、本節の最後に添付される表 4-4 を参照されたい。

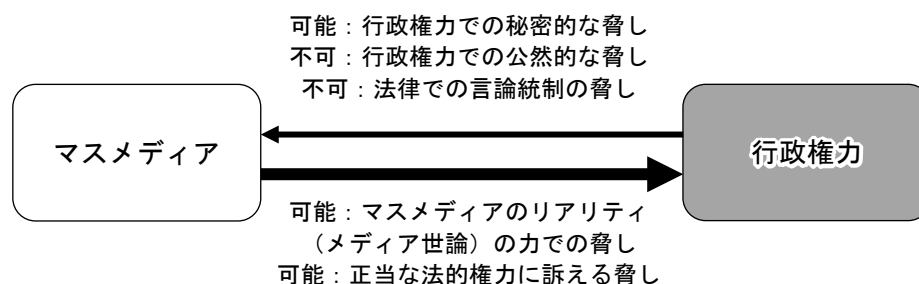


図 4-3 ロッキード事件の時点で、マスメディアと行政権力との力関係を示す図

マスメディアと公権力との力関係がバランスを保つ要因は、次のようなことが考えられる。戦後の日本では、マスメディアは社会的に浸透しており、マスメディアのリアリティは社会的影響力を有している。マスメディアが社会的影響力を有し、公権力を監視することができる理由はまた、マスメディアのリアリティが権力資源として調達され利用されることになるからである。

しかし、マスメディアのリアリティは権力資源として利用されるには、次のような 3 つ

の前提条件が欠かせない。

第一に、言論の自由が確実に保障されなければならない。言論の自由は、戦後の憲法で保障されており、不動の原則である。

第二に、法の脱道具化である。原則的に、司法は政治から独立していなければならない。白虹事件のように、政府当局によって法が道具扱いされる行為は、戦後では認められない。政治権力からの介入を排除し、法的権力の独立性を確保することで、法の正当性を維持することができる。

第三に、普通選挙の定期的実施である。戦後、普通選挙が行われるようになり、与野党は平等な地位を有し、議会での議席を確保しなければならない。与野党の議席数を左右する権力が、有権者の一票に付与される。すなわち、有権者は自分の意志に従い、立候補者の誰に投票するか、または投票しないこととするか、といった選択肢を有する故に、否定的サンクションを持ち始める。また、有権者はマスメディアのリアリティを通して、政治に対する自分なりの認識、つまり有権者自分のリアリティを構築している。故に、普通選挙の定期的実施は、マスメディアのリアリティは権力資源として機能するための前提条件になるのである。

4.3. システムの高度な機能的分化：ロッキード事件と白虹事件との本質的違い

問題点のその3、戦前の白虹事件と比べて、ロッキード事件で見られる最も根本的が違いは、前項の論考に踏まえ、マスメディアと公権力との力関係の変化にあるとはっきり分かる。マスメディアのリアリティはロッキード事件に関する社会のリアリティの構築に影響を与え、さらにオーディエンスとしての有権者を經由して次回の選挙結果に影響することになる。一方、マスメディアが構築しているこのリアリティは野党および自民党内の反田中の派閥に批判のネタを提供し続けている。このような状況を担保しているのは、法的脱道具化、つまり法的権力は政治的権力からの独立である。にもかかわらず、マスメディアのリアリティが権力資源として利用されることが、マスメディアと公権力との力関係の進み具合に変化をもたらす最大な要因なのである。そのため、ロッキード事件と白虹事件との根本的な違いは、マスメディアのリアリティは権力資源として運用され得るか否かということにある。

マスメディアのリアリティが権力資源として運用され得るには、既述した3つの条件、つまり言論の自由の確立、法の脱道具化、普通選挙の実施といった前提条件が不可欠である。しかも、この3つの条件は互いに関連している。ロッキード事件の時点では、言論の自由は法的権力によって制度的に保証されており、またこの法的権力は政治的権力から独立し、普

通選挙の定期的実施に法的根拠を提供する。それに対して、白虹事件の時、このような前提条件は整えていなかった。

しかし、マスメディアのリアリティの権力資源としての運用、または上記した 3 つの制度的条件は、両事件における異なる決着を付けた根本的な原因にはならない。権力資源として運用されるマスメディアのリアリティがマスメディアと公権力との力関係の進み具合変化をもたらす、という結論から出発すれば、さらにシステムの機能的分化の観点から考えなければならない。

マスメディアシステムが機能的分化を遂げているということが、マスメディアのリアリティを権力資源化することにつながる。マスメディアシステムは高度な機能的分化を遂げているというならば、自己言及的なオートポイエティック・システムとして、自律的でなければならない。既に第 2 章の 2.3 で言及したように、オートポイエシスの概念は、自分自身を構成している基本的要素は、自分自身の中で生産し再生産しているという状況を指し示す。また第 2 章の 3.2 で言及したように、機能システムの分化は、近代社会ではさまざまな「機能」ごとに、さまざまなシステムが成立している状況を指しており、ある機能システムのコミュニケーションが別の機能システムのコミュニケーションに対して決定的役割を果たすという事情はない。したがって、「自律的」とは、ある機能システムは他の機能システムから（例えばマスメディアシステムは政治システムから）の干渉を受けない、という状況を意味しているのである。

マスメディアシステムの機能的分化する状況は下記の表 4-3 で確認できる。白虹事件とロッキード事件を比較することで、システム分化の度合いが、マスメディアのリアリティの強さに反映されていることが分かる。故に、白虹事件からロッキード事件にかけて見られるマスメディアと公権力との力関係上の変化が、実はルーマンの社会理論におけるシステムの機能的分化が進行しつつある状況をも説明できるのである。

表 4-3 マスメディアシステムの機能的分化の視座から考える
白虹事件とロッキード事件との違い

	白虹事件	ロッキード事件
分化の度合い	低い。 マスメディアシステムは不完全的な機能的分化の故に、マスメディアシステムのコミュニケーションを生産する組織(新聞)は完全な自律性は持たない。	比較的に高い。 マスメディアシステムは、完全な機能的分化が遂げている故に、マスメディア組織は自律性を有し、明らかな言論弾圧を受けることはあまり見られない。

マスメディアのリアリティ（報道）の制限	あり。 政治的権力によって禁止されていないものしか書けない。報道は政治的な状況に合わせて書かれる必要がある。	ほとんどない。 オーディエンスのニーズに合わせて、読者が望んでいること、不特定多数の受け手が知りたいこと、読みたいことを事前に予想し、事実関係を調べてから書くのである。
政治的権力による干渉	あり。 マスメディアのリアリティはある程度形成されているが、政治的権力によって干渉されることもあるから、独立しているものではない。	ほとんどない。 マスメディアのリアリティは独立しているものと見なされる。言論統制のような、政治的権力による明らかな干渉は禁止されている。

4.4. マスメディアのリアリティ：構築される権力性

問題点のその4、マスメディアのリアリティの構築性と権力性について論じる。ここでは「マスメディアのリアリティ」「構築性」「権力性」という順番で説明する。

マスメディアのリアリティについて、筆者はすでに第2章の2.4のところ、「2つのリアリティ」で言及した。マスメディアのリアリティは、リアルなリアリティに対する観察の上で構築されるものであり、マスメディア内部で発生するコミュニケーションに由来する。情報、伝達、情報と伝達との差異の理解というコミュニケーションの3要素から考えれば、マスメディアのリアリティは次のように作り上げられている。マスメディアシステムと環境とを差異化する方法で観察した差異は、すなわちマスメディアシステムへの自己言及と、環境への他者言及といった両者の区別は、情報として取り扱われ、システムの中に再参入する。その後、マスメディアシステムの統一性を維持している「情報／非情報」というコードに準拠して作動する（＝理解する）、ということである。

マスメディアのリアリティの構築性は、まず、個々のマスメディア組織が、差異化を通してマスメディアのリアリティを構築しているということを指し示す。

このような差異化に伴い、「2つのリアリティ」は構築し続けており、マスメディアは「田中角栄」というリアリティの構築と再生産に絶えずに機能し続けている。田中角栄の出世から転落までの政治家人生を振り返って、田中角栄に対する認識の形成（リアリティの構築）は、いつも次のようなマスメディアが主導する「差異化」と随伴してきた。まず、平民から出世し、若いうちに国の指導者になるということは稀なケースであるから、マスメディアは田中を「平民宰相」、戦後最年少（安倍晋三以前）の首相として報じた。次に、一般的な政治家にとっては、政策の推進に伴う意見交換や各方面との協調といった根回し工作が欠かせない。しかし、田中角栄は他の政治家とは反対的に、その政策推進はブルドーザーのよう

に素早い行動力を持つため、「コンピューター付きのブルドーザー」と名付けられた田中角栄はマスメディアに注目されることになるのである。そして、戦後日本の政治では、「政治とカネ」の問題は他にも存在したはずである。しかし、田中金脈問題・ロッキード事件によって、田中角栄が「金権政治の代表者」と見なされた。角栄と金権政治が結びつけられる理由は、マスメディアの報道を契機に社会的に議論されることになったからである。また、「ヤミ将軍」「キングメーカー」「今太閤」²⁹などのメタファーは、角栄が持つ政治的権力の大きさと角栄の政治的地位との、稀有なマッチング状態にあったことを指し示す。もしロッキード事件での汚職行為が発覚しなければ、田中角栄は党内屈指の実力者として、党総裁、そして首相の座に返り咲く可能性が非常に高かったであるから、このようなメタファーが使われることはなかっただろう。

また、マスメディアは報道される対象に対して、さまざまなメタファーを使いながらその人のイメージを作り上げていく。ルーマンの社会理論から考えれば、マスメディアシステムへの自己言及（マスメディアが構築した「田中角栄」というリアリティ）と、環境への他者言及（さまざまなメタファーの使用）をし続け、田中角栄のイメージを豊かにし、より多面的なものにしていく。しかしその一方で、このやり方の故に、そのイメージは本人の実像から乖離する傾向が生じる。例えば、田中角栄のイメージは、「土建屋」出身の「平民宰相」から始まり、「コンピューター付きのブルドーザー」と呼ばれ、政治家人生の後半には「ヤミ将軍」「キングメーカー」「今太閤」と名付けられている。角栄を表すイメージのラベルはどんどん変化し続けていく。どれも田中角栄ではあるが、どれも田中角栄の全部を描写することはできないのである。

次に、マスメディアのリアリティの構築性のもう一つの側面は、ストーリーとしての特質である。すなわち、マスメディアの報道（＝マスメディアのリアリティ）そのものは「ノンフィクションのストーリー」に近い、ということである。

例えば、「アメリカの虎の尾を踏んだ田中角栄」というマスメディアのリアリティは、確実に構築され、多くの人々に受け入れられている。戦後の日米安保の枠組みの下で、安全保障において日本はアメリカに従属している。マスメディアの報道が、この事実関係を多くの人々に知らしめるのである。この対米従属体制を背景に、佐藤栄作の政治勢力を受け継いだ田中角栄は、従来の首相と比べれば異質だとされている。それと同時に、田原の論文では、田中角栄は保守本流に組まれる政治勢力として、アメリカとの安保枠組みを作った岸信介

29 「ヤミ将軍」と言えば、名実相伴う「将軍」ではない。「キングメーカー」と言う時、本当の「王」を指し示していない。「今太閤」と呼ぶなら、幕府政権を樹立し日本を支配する「征夷大将軍」に類比する意味合いはない。筆者からすれば、この3つのメタファーは、いずれも大きな権力を持ちながら、それに相応しい地位に就いていない状況を示唆している。

をはじめとする保守傍流と対立する構図が、鮮明的に描かれている。日米間の権力関係をテーマとするコミュニケーションにおいて、「ロッキード事件で田中角栄は有罪判決を受けた」という事実では、他者言及（有罪判決を受けたこと）は、自己言及においては差異が生じる（他の人ではなく、日本の元首相が）。この差異を、「日本はアメリカに従属している」というコミュニケーションの自己言及に照準して理解したとすれば、田中角栄はアメリカが仕込んだ罠に嵌められたのではないかと受け止められることになるのである。したがって、日米間の権力関係の現状を踏まえて、「虎の尾」をはじめとする、ロッキード事件の陰謀論的観点は、説得力を有するのだと見られる。

マスメディアのリアリティの権力性は、上述したマスメディアのリアリティの構築性と、不特定多数に対して同時に発信する能力を有するということから、考えなければならない。戦後の日本では、マスメディアのリアリティが構築される過程において、外部からの干渉（例えば政治権力による言論統制のこと）は禁止されている。また、不特定多数に対して同時に発信する能力を加えれば、マスメディアのリアリティは、マスメディア組織が調達することができる権力資源となり、政治権力に対して影響力を持つようになるのである。

マスメディアのリアリティの権力性が有効になるためには、前提条件が必要である。既述したように、マスメディアが普及している環境の中、普通選挙が定期的に行われ、選挙権を持つ有権者が欠かせない。すなわち、マスメディアのリアリティの権力性は、上記した前提条件と表裏一体の形で考えなければならない、ということである。

4.5. 合法的権力：権力が充進するための必要な形態

問題点のその5では、合法的権力のことを考える。第2章の3.3、3.4と、第3章の3.3での考察を踏まえて、正当な法的権力は：

(1) 権力コミュニケーションにおいて、権力保持者の期待する選択肢が、権力服従者に受け入れられることをするように動機づける。

(2) 権力に対する特定可能性と予期可能性を高め、正義（合法）の権力を、不正（不法）な権力から差異化することができる。

(3) 上記の(1)の故に、潜勢力（可能性）としての権力の一般化を促進し、一般人でも正当な法に訴えることで権力を動員する。そのため、比較的脱文脈的に、一般人は権力を持つことになるのである。

(4) 上記の(2)の権力の法的図式化（「法／不法」というコード）と、(3)の技術化（脱文脈依存）によって、権力の信憑性を確保する。

(5) 必ずしも一義的に、終始上位的に位置づけられるわけではない。「権力を持つ／権力を持たない」と「合法／不法」とはどちらが優先するかに関しては、また政治システムの中で再帰反省化し、すなわち政治システムのコミュニケーションにおいて、その都度の力関係の進み具合に準拠して、機会主義的 (opportunistic) に解決しなければならない。

ということである。

「合法的権力」の枠組みの中で田中金脈問題・ロッキード事件を分析すると次の通りである。田中金脈問題・ロッキード事件が発覚するまでは、「政治とカネ」の結びつきで、政治的権力を拡張しようとするやり方は「不法」ではない。しかし田中角栄時代の「金権政治」は、抜け道を悪用していると見られる故、民主主義の本義に背く行為となる。このような金権政治は時間が経てば有権者 (オーディエンスの受け手でもある) に疑問視されることは当然である。この事態を受け、マスメディアは自分のオーディエンスが有権者である立場を予想しながら言論活動を行わなければならない。つまり、マスメディアは「世論を代弁する」立場に立つことになる。田中角栄の金権政治を批判する根拠は、このような立場から由来する。

一方、政界の「脱田中」の傾向は止められなかったのは、次のような事情が原因だと考えられる。田中金脈問題・ロッキード事件が発覚してから、「政治とカネ」の問題が指摘されることになる。政治資金規正法が代表とする、「政治とカネ」を厳しく制限する法律は、継続的に改正されることによって、法律の抜け穴を塞ぐことができると、田中角栄個人に関して、角栄流の金権政治は、有権者に「不法」と見なされてしまう。この状況が続いていく限り、自民党は党として「脱田中」の方向に進まなければならない。田中のマイナスイメージによる政治的悪影響を少しずつ排除しなければ、将来の選挙では勝つことができなくなると予想される。中曽根康弘は「戦後政治の総決算」「いわゆる田中氏の政治的影響を一切排除する」と言った時点では、田中角栄の政治的影響力は既にある程度まで衰退していたのだと考えられる。

4.6. 機会主義的解決：二重の偶発性とのつながり

問題点のその6では、田中金脈問題・ロッキード事件から、政治システムにおける「機会主義的解決」を考える。もしロッキード事件はアメリカで発覚しなかった場合、あるいは田中金脈問題が発覚した経緯と同様であった場合、果たして現在と同様な結末に至り、すなわち田中角栄は有罪判決を受けることになったのだろうか。

政治的権力の拡張・充進をめぐって、法律は建前上、上位に位置づけられると一般的に考

えられる。しかし、既に第2章の3.3で述べたように、政治システムの中での権力は、「権力を持つ／権力を持たない」と「合法／不法」とのどちらで決着をつけるのか、常に機会主義的である。この「機会主義」とは、政治システムの中で再帰反省化し、すなわち政治システムのコミュニケーションにおいて、その都度の力関係の進み具合に準拠して解決する、ということである。

田中金脈問題・ロッキード事件は、実は二重の偶発性の中で、ロッキード事件を契機に、偶発的に「合法／不法」の二項図式で決着が付いたのである。

田中金脈問題の段階では、コミュニケーションにおけるマスメディアと公権力は、自分がどのような振る舞いをするかは相手の出方次第だと考え、相手も全く同様な考えを持っている。立花の『田中角栄研究』が掲載してから外国人記者クラブの首相記者会見になるまでの間、両方がほとんど睨み合っている状態にとどまり、事件の表面化するまでは時間がかかった。田中金脈問題がマスメディアで掲載された日付は1974年10月9日、すなわち「田中角栄研究」が掲載された『文藝春秋』誌11月号の発売日である。しかし、主流の新聞にこの記事の趣旨が掲載され始めたのは、読売新聞が10月16日（朝刊の7頁のコラムに言及）から³⁰であり、朝日新聞は10月19日から「田中角栄研究」で暴かれた田中金脈の事実を報道し始める³¹。さらに、10月22日に東京で開かれた外国人記者クラブ会見で、外国人記者の質問を受けたことで、田中金脈問題はようやく表面化することになるのである。その後、田中角栄は首相を辞任させられたが、「ヤミ将軍」に変身し、多大な政治的権力を持ち続けている。

しかし、ロッキード事件がアメリカで発覚したことは、日本の公権力側が不利な状況に追い込まれる重要な契機となる。この契機により、政治システムのコミュニケーションにおけるマスメディアと公権力との力関係では、公権力側が直ちに劣位に立つことになる（前掲した図4-3を参照）。その後、マスメディアと公権力とのせめぎ合いは「合法／不法」の二項図式で決着が付いた。ロッキード事件が表面化するまではそれほどの時間がかからなかった。事件はチャーチ小委が開催する公聴会で発覚し、事件の震源地が日本ではなかったからである。日本の『文藝春秋』誌と比べれば、アメリカ上院委員会の公聴会の方が世界的に注目されているのだから、事件の関係者たちがロッキード事件を誤魔化すことは極めて困難であろう。このような状況において、マスメディアは公権力との対決で勝ちを取ることが可能となるのである。

30 「[世界の論調] オドロキ田中首相の“金脈” 読売新聞東京朝刊, 7頁, 1974年10月16日

31 「文春の田中首相資金源特集 自民内に驚き・衝撃 若手議員ら 事実の究明迫る」朝日新聞東京朝刊, 3頁, 1974年10月19日

故に、事件の表面化が、公権力側が不利な状況に追い込まれた契機であり、マスメディアと公権力とのせめぎ合い構図を浮き彫りにする重要な前提である。また、事件の表面化すること自体が、偶発的であり予測が困難である。もしロックード事件がアメリカで発覚しなかったとするならば、あるいは田中金脈問題のような展開であればどうなっていくのか。マスメディア側が機先を制して、権力コミュニケーションにおいてイニシアチブを取ることは非常に難しいだろう。その結果、曖昧なままでだんだん注目されなくなった可能性がある。田中角栄は自分が持つ権力資源を利用してロックード事件の証拠を隠蔽したり、関係者に偽証させたりすると、数年後、総理総裁の座に再び咲くことにもなっただろう。

したがって、法的権力はあくまでも建前上の上位である。厳密に言えば、法によって規範化された政治的権力の方が、権力コミュニケーションにおけるアクターの行動を動機づけることを可能にしている。田中金脈問題・ロックード事件に関するマスメディアのリアリティは権力資源として運用される際、既に法によって規範化された政治的権力を持っているのである。故に、田中金脈問題・ロックード事件は、外観的には法律の力で決着が付いたようだが、結局のところ「機会主義的解決」であると筆者は主張する。

表 4-4 マスメディアと公権力との対決状況を一覧する表

	マスメディア	行政権力
事件が発覚されるまでの状況	田中流の「企業ぐるみ選挙」「金権政治」はネガティブな目線で見られる。	主流派閥に躍進した田中派はいわゆる「金権政治」のやり方で、自派閥の勢力を拡張する。同時に、選挙戦に臨み、自民党という組織全体を牽引し、国会議席多数を維持し与党の地位を確保しなければならない。
事件発生後、それぞれの行動目的	事実の裏付けがある報道をもって、政治領域における不正を暴く。	田中派および事件関係者：スキャンダルの影響がいつそう拡大しないよう、捜査に対抗し、証拠の隠蔽をしたり偽証をしたりする意図が見られる。 反田中派(福田・三木等)：「金権政治反対」の大義名分の下で乗り出し、田中による政治的影響力を排除しはじめる。
行動目的に当たって調達される権力資源	マスメディアのリアリティ	行政権力(ほぼ利用不可)
権力コミュニケーションにおいて相手の行動を動機づける方法	マスメディア→公権力 マスメディアは、マスメディアのリアリティを構築し、選挙権のある有権者を意識しながら発信する。社会を向けて事件を公にすると、下記2つの方向からの動機づけが可能である。 (1)マスメディアのリアリティは、世論(=構築される社会のリアリティ)の基礎であるから、世論に影響を与えることで、普通選挙を通して政権交代を行うことが考えられる。 (2)国会での野党からの追及に、および与党内の反田中派閥に、弾薬(批判のネタ)を提供する。	公権力→マスメディア 行政権力をもって、事件関係者に圧力をかけることや、口頭でおびやかすことなど、水面下での働きかける工作は可能だと考えられる。 しかし、公然的に言論弾圧する行動は、許されない。
権力コード「権力を持つ/権力を持たない」の判定	権力を持つ	権力を持たない
判定理由	田中金脈問題・ロッキード事件で、暴かれる政治的スキャンダルを報道すればするほど、行政権力にとって都合の悪いマスメディアのリアリティが、社会のリアリティとして受け入れられる可能性が高くなる。 故に、マスメディアの継続的追及の中で構築される、マスメディアのリアリティそのもの自体が、否定的サンクション(脅し)と見なされ得る。	行政権力をもって、水面下で非公開的な形で、捜査を抵抗することは考えられる。 しかし、既に社会的関心を寄せられる中、田中派自身に対する衝撃を小範囲にとどまり、最終的に事件をもみ消すという企みは、もはや困難になる。 反対に、田中角栄は「金権政治」のシンボルと見なされる中、与党自民党は、角栄からの政治的影響に対し、距離を置くこととしない限り、国会での議席を失いつづける状況が見込まれる。
動員され得る法的権力	あり	なし
権力の第二コード「合法/不法」の判定	合法	不法
判定理由	法で規範される権力は、すでに政治的権力を持つ者(=行政権力を司る者)に対しても適用可能である。法で規範される権力を動員することで、汚職事件の関係者に責任を追及することができる。	司法権力は、行政権力から独立するように求められる。この司法独立の原則の下で、スキャンダルは公にされる以上、検察機関の捜査行動を、公然的に干渉したり阻止したりしてはいけない。

5. 本章の結論

本章では、ロッキード事件を対象として、権力コミュニケーションの理論的枠組みの下で、マスメディアと公権力との力関係を丹念に分析した。この作業を通じて、ロッキード事件に関するリアリティが「定まらない」状況を乗り越え、「マスメディアのリアリティの権力資源化—法的権力による動機づけ」を中心に結論を導き出した。

戦前の白虹事件と戦後のロッキード事件を比較することで、事件の決着の付け方を左右する要因は、力関係にあるということが分かった。マスメディアと公権力との力関係の進み具合に、力関係のバランスが一方的に偏らない状態ではない限り、白虹事件とは異なる決着の付け方が期待されるのである。

マスメディアと公権力との力関係の進み具合を左右するのは、マスメディアのリアリティが権力資源として利用されるか否かということである。戦後、マスメディアが社会的に浸透する中、権力資源としてのマスメディアのリアリティは、社会のリアリティが構築する基礎を成している。また、この権力資源の有効性は、法的権力によって担保されているが、この法的権力は権力コミュニケーションにおけるアクターを動機づけることができるから、本質上、法によって規範化された政治的権力である。故に、ロッキード事件に関するマスメディアのリアリティは、公権力にとっては脅しとなり、次第にマスメディアが公権力に対して権力を持つということが見られる。

上記のマスメディアのリアリティが権力資源として利用されることになるためには、3の前提条件が必要である。一つ目は、言論の自由の原則が保障されていることである。二つ目は、法の脱道具化、すなわち、法的権力が政治的権力から原則的に独立している状態である限りで、法的権力は一般人によって動員され得る、ということである。三つ目は、普通選挙が定期的な実施され、マスメディアの受け手にあたるオーディエンスの中、有権者が投票行動によって公権力の権力者に脅しをかける、ということである。

3つの前提条件が成立していることは、戦後の日本において法によって規範化された政治的権力の有効性を説明している。田中角栄の「金権政治」は、制度の抜け道を悪用していると見られ、民主主義の本義を背く行為とされた。これに関するマスメディアのリアリティはオーディエンスに伝えられ、結果として「金権政治」は有権者に疑問視される。その後の法改正により、「金権政治」のやり方は「不法」と見なされ、合法的権力のみが要請されることになる。このような状況の下で、角栄の「金権政治」は時代遅れとされ、排除されることとなった。

ロッキード事件で見られたこの経験、つまり、法によって規範化された政治的権力のみが合法的権力として要請されたことを、システムの機能的分化の観点から理論的解釈をすることができる。故に、白虹筆禍事件と田中金脈問題・ロッキード事件との本質的違いは、システムの機能的分化の度合いの高さにもある。マスメディアシステム、政治システム、法システムが高度に分化しているほど、それぞれが自律的な機能システムとして成立し、他システムからの干渉を受けにくくなる。同時に、システムはより高い自己同一性を維持することができる。

マスメディアのリアリティが持つ権力性はまた、その構築される過程の中で見られる。田中金脈問題・ロッキード事件に関するマスメディアのリアリティは、オーディエンスにとって受け入れやすい「スキャンダル」というスキーマによって図式化される。ロッキード事件のような特ダネはニュースバリューがあるとされており、このニュースバリューは、報道活動の中で蓄積された経験から形成されるものであり、ニュースの典型的なセクターとして機能し、一種の図式とも見なされ得る。また、マスメディアのリアリティは、常に自己言及と他者言及との差異化を通じて構築される故、リアリティ性を有するとされる。そして、不特定多数に対する同時発信を通じて、マスメディアのリアリティは権力性を持つようになるのである。

白虹事件と田中金脈問題・ロッキード事件において共通することは、事件の「表面化」である。事件の表面化は偶発的で予測につかないが、マスメディアと公権力との対決を浮かび上がらせるために欠かせない大前提である。この対決を経て事件が決着し、行政権力の交代・刷新は行われることになるのである。また、事件の表面化が前提となっはじめて、マスメディアと公権力とのせめぎ合い構図が浮かび上がり、権力コミュニケーションの枠組みで、機会主義的解決に導かれるのである。事件が表面化、つまり世間に知れ渡る、という状態になっていなかったとするならば、権力コミュニケーションが、必ずしも「合法／不法」というコードで判定されるとは限らない。事件の関係者らはコネを使って、法的裁きから逃れるという可能性があるからである。

故に、ロッキード事件は一見「合法／不法」の選言で決着したように見えるが、相変わらず「機会主義的解決」であったと筆者は主張する。ロッキード事件がアメリカ上院の公聴会で発覚した途端、事件は世界中に知れ渡る状態となった。この事件の表面化は、マスメディアと公権力との対決構図を浮き彫りにしたのである。このような状態の下で、法的裁きから逃れようとするいかなる不法な行動が注目されて排除されていく。故に、ロッキード事件の権力コミュニケーションの枠組みの中で、全ての要素を取り入れて力関係の進み具合を考えれば、公権力側が劣位に立っていることが分かる。「権力を持つ／権力を持たない」とい

う二項図式で、公権力側は「権力を持たない」と判定するに至る。したがって、いわゆる「機会主義的解決」とは、政治システムの権力コミュニケーションに回帰して解決することである。白虹事件であろうとロッキード事件であろうと、マスメディアと公権力との力関係の進み具合に準拠することで、権力コミュニケーションでの「劣位／優位」という二項図式の中どちらになるのかが判断される。こうした権力コミュニケーションの枠組みの中で、両事件では異なる決着の付け方が可視化されるのである。

第5章 権力コミュニケーション論を通しての理論的統合

1. 本章の目的

終章の第5章では、まず、序章で提出している問題点と研究目的を振り返り、各章の結論をまとめる。次に、ルーマンの社会理論を援用しなければならない理由は、ハーバーマスの社会理論を参照しながら、その理由を説明する。そして、権力コミュニケーション論の理論的枠組みの検証、統合、および修正を行うことにする。この作業を通して、理論的枠組みの妥当性を確認することができる他、マスメディアのリアリティと法的権力において生じる歴史的变化が把握される。また、ルーマンの社会理論の視座から、「コミュニケーション」という共通の理論的基礎を確認し、この理論的枠組みが他の事例にも応用できる可能性について論じる。

2. 各章の結論の要約

本論は、筆者が注目する「不偏不党」の歴史に起因する。現在の朝日新聞の編集綱領に記載されている「不偏不党」という言葉は、実は戦前の白虹事件をきっかけに編集綱領に盛り込まれたものである。戦前と戦後の社会環境の変化に伴うマスメディアと公権力との力関係に見られる変化は、如何に科学的に探求して記述すれば妥当であるのか。そこで、本論は、社会理論の視座から新たな理論的枠組みを作り上げ、この新たな理論的枠組みをもって、マスメディアと公権力との力関係を記述することを目的とする。この記述する過程を通して、戦前の白虹事件と戦後のロッキード事件で見られる、マスメディアと公権力との決着の付け方と、権力コミュニケーションにおけるマスメディアと公権力との力関係が生じた歴史的变化を分析したい。

第1章では、ルーマンの権力コミュニケーション論に基づき、マスメディア、公権力の権力者、オーディエンスといった3者の間、双方向的にやり取りする権力構造を、総括する理論的枠組みの形で提供している。権力コミュニケーション論の基本型とは、権力保持者（権力を持つ側）は否定的サンクション付きの選択肢と期待する選択肢といった、2つの選択肢の組み合わせを提供することで、権力服従者（権力を持たない側）に期待する選択肢を選ぶように働きかける、ということである。このように、ルーマンの権力コミュニケーション論は、権力による働きかけが生じるシチュエーションを明確化しているのである。故に、権力服従者が権力保持者に服従する理由は、特定の歴史的文脈にある物事の働きに帰結するわ

けではなく、その都度の権力コミュニケーションの状況に応じて考えなければならない。したがって、この権力コミュニケーション論に基づいて作ったこの理論的枠組みは、経験的叙述からまとめられたものではなく、抽象化した社会理論に基づく成果である。この枠組みは、マスメディアと公権力との力関係を記述する際、できる限り主観性を排除し、合理的記述を可能にするものである故、妥当性を有している。そのため、この理論的枠組みは本論全体の論述に対して基礎づけるものとなっている。

第2章では、第1章の理論的枠組みで残される課題を解決している。

まず、ルーマンの「2つのリアリティ」論、およびその論点を裏付けるルーマンの社会理論の基本概念、すなわちオートポイエーシス・システム概念を取り上げる。この作業を通して、「オーディエンス」を市民社会論とは異なるパースペクティブからアプローチすることができる。オーディエンスは社会の一部として、マスメディアと公権力との力関係を観察する視座を提供する。(1) コミュニケーション・システム論に立っている認識があること、(2) マスメディアのリアリティがこのコミュニケーションが進行する前提を提供していること、また(1)と(2)の故に、(3) マスメディアのリアリティと社会のリアリティは相互的「入れ子構造」を形成しているのだと考えられる。上記する3つの理由から、本論では市民社会論的な捉え方を採用しないこととする。マスメディアのリアリティが権力資源として利用され得る理論的根拠は、マスメディアのリアリティは社会のリアリティを構築する基礎を成しているという点が挙げられる。

次に、「法的権力」を取り入れることによって、メタレベルの権力コミュニケーション論を展開する。第1章で提起した権力コミュニケーション論の基本型は、「権力を持つ／権力を持たない」という二項図式に準拠している。第2章では、「合法／不法」という二項図式が第二コードとして利用され得るということが中心的論点となる。その理由は、「合法的」権力コミュニケーションが、相手の行動を動機づけることを可能にするからである。このように、権力コミュニケーションを促進するという意味においては、法は貢献していると言っている。ところが、「合法／不法」という選言はいつも「権力を持つ／権力を持たない」の上位に位置付けられるとは限らない。法的選言または権力的選言のどちらかに準拠して決着を付ければよいのかに関しては一義的ではなく、政治システムのコミュニケーションに反映されなければならない。すなわち、権力コミュニケーションの基本型に回帰して、その都度の力関係の進み具合に準拠し、機会主義的に解決しなければならないということなのである。

第 3 章では、権力コミュニケーションの理論的枠組みの下で、白虹事件をマスメディアと公権力とのせめぎ合いの状況を通して把握する。

白虹事件で大阪朝日は政府当局に屈服する理由は、マスメディアと公権力との力関係上のアンバランスな状況に帰する。当時の権力コミュニケーションにおいて、大阪朝日側のみが、有効な「脅し」（否定的サンクション）を持っていなかったというアンバランスな状況が見て取れる。大阪朝日は政府当局に屈服するという決着の付け方は、このようなアンバランスの力関係の下では当然の帰結である。またこのような力関係の下で、大阪朝日はマスメディアのリアリティを権力資源として利用することで公権力をおびやかす、つまり当時の政府に圧力をかける意図があったと筆者は推測する。しかし、報道で使用していた「白虹日を貫く」という修辞表現は、政府側が新聞紙法を適用し、言論統制を発動する理由となってしまう。白虹事件から、戦前のマスメディアのリアリティが脆弱だったことが垣間見える。

白虹事件におけるこの新聞紙法の適用は、法の道具的使用であると筆者は主張する。新聞紙法という権力は一見すると盤石に見えるが、政治的権力を司る側の都合に合わせて運用されていたと言わざるをえない。故に、戦前の日本においては、法的権力は弱かったと結論する。また、法的権力が高度な首尾一貫性を持つという観点に立てば、白虹事件での新聞紙法の適用は法の道具的使用であるという結論にもたどり着く。第一次護憲運動以来、大阪朝日をはじめとするマスメディアは、普通選挙の早期実現を呼びかけ、より開かれた政治参加ができる環境を目指していた。このような合法的政治権力を追求する立場から、朝日新聞は非立憲的寺内内閣を反対していたのであるが、ただひとつ編集ミスで「不法」と見なされることになる。一方、批判の矛先となる寺内内閣は批判の陣頭に立つ朝日新聞に新聞紙法を適用し、言論統制を実施したが、一連の失政で不評を買ったため、引責辞職を余儀なくされた。このような法の高度な一貫性と法の適用とが乖離している状態が、「法の道具扱い」と主張する所以でもある。

第 4 章では、ロッキード事件を対象とする事例研究を行った。戦前の白虹事件とは異なる決着の付け方になっている理由は、マスメディアのリアリティと法的権力とが、いずれも白虹事件の時より強くなっているからである。第 3 章と同様に、権力コミュニケーション論の視座から、マスメディアと公権力との力関係を分析した。マスメディアのリアリティは権力資源として利用されることにより、上記の力関係の進み具合を左右する。マスメディアのリアリティが権力資源として利用されるならば、言論の自由の確保、法の脱道具化、普通選挙の実施という 3 つの前提条件が欠かせない。この 3 つの条件は、白虹事件の時点ではまだ整っていなかったのである。ロッキード事件の時点では、マスメディアのリアリティの

権力資源化、および法の脱道具化は歴史的変化が生じ、ロッキード事件での異なる決着の付け方を担保しているのである。

第2章で提起した「機会主義的解決」とは、厳密に言えば、政治システムの権力コミュニケーションに回帰して解決することを意味する。つまり、権力コミュニケーションにおける両方のアクターが持っているすべての「脅し」(否定的サンクション)が揃っている状態で、力関係のバランスの進み具合に準拠しつつ、「劣位／優位」という二項図式を通して判断するのである。白虹事件の場合、マスメディアと公権力との力関係上のアンバランスな状態、すなわち大阪朝日が政府当局に対して「劣位」にあったため、政府当局に屈服することで決着を付けた。ロッキード事件の場合、事件が発覚した当初から、公権力側が不利な立場に追い込まれることになるため、マスメディアと公権力との力関係の状況は、もはや白虹事件のような一方的に偏っていた状態ではなかった。その上、マスメディアと公権力とは権力コミュニケーションに回帰し、真正面から対決することになる。その結果、田中角栄は有罪判決を受け、事件は「合法／不法」という二項図式に準拠して解決しているように見えるが、筆者からすれば、政治システムにおける権力コミュニケーションに回帰して「機会主義的解決」が行われたのである。その理由は、事件の表面化にある。ロッキード事件がアメリカで発覚したことを契機に、事件が世間に知れ渡る状態になったため、田中角栄をはじめとする事件の関係者は証拠を隠蔽したり偽証を行わせたりして事件を誤魔化すことは極めて困難であった。その上で、公権力側が不利な状況に追い込まれたことに対し、マスメディアのリアリティが権力資源化され、法によって規範化された政治的権力を持つことになる。これにより、権力コミュニケーションにおいて公権力が「劣位」にあったため、田中角栄は有罪判決を受けることになったという異例な結末に至った。

これまで論じてきたように、第1章で提起した理論的枠組みは、「マスメディアと公権力との力関係」を科学的に記述することができることが分かる。マスメディア、公権力、オーディエンスといった3者の間にある6つの権力関係を可視化すれば、今度は「マスメディアと公権力との力関係」そのものに対し、見通しを立てることができる。

また、本論は戦前から戦後までの社会環境における変化を、コミュニケーションを基本とするルーマンの社会理論の視座から解釈している。この解釈は、特定の人間の功績を重要視したり特定の歴史的文脈に依存したりすることで得られた経験的ものではない。ルーマンの社会理論は、個々のコミュニケーションによって組み込まれているシステムの視座から抽象化した一般的法則である故、その科学的性質を利用して、本論で作り上げた理論的枠組みをもって社会を記述したり見通しを立てたりすることは妥当性がある。

3. ルーマンの社会理論を採用する理由

3.1. 公共圏理論を採用しない理由：ハーバーマスとルーマンとの違いから

3.1.1. 「図と地」の問題

マスメディアと世論、政治と権力に関する議論において、ハーバーマスの公共圏論をはじめとする社会理論は注目に値する。しかし本論では、ハーバーマスの公共圏論を採用しない。その理由は、公共圏論はマスメディアそのものではなく、公共圏が問題の中核になるからである。しかし、公共圏論を代表とする理論のアプローチ（方法論）を否定する意図はない。筆者からすれば、「マスメディアか公共圏かどちらが先か」に関しては、「図と地」の問題と類似する。

いわゆる「図と地」の問題は、次のような図形で人間の顔（白いシルエット）と杯（黒いシルエット）が見られる状況を指し示す。このような多義図形は、デンマークの心理学者・E. ルービン（Edgar John Rubin）が考案したものであるという（野林 2015：51）。黒い杯が見えている場合、黒いシルエットが意味を持つ「図」であると認識されている理由は、隣の白い部分は背景に後退して「地」となり、「黒い杯」という「図」の有意味性を支えているのだからである。反対に、2つの人間の顔が向き合っている構図が見えている場合、今度は黒いシルエットが背景に後退して「地」となり、「向き合っている顔」という「図」の有意味性を支えることになるのである。

こうした「図と地」の問題が、ハーバーマスの公共圏論とルーマンのマスメディア論との関係を説明するのに適合する。

公共圏の概念は、本論第1章で作ったのマスメディア、公権力、オーディエンスといった三角関係の理論的枠組みの、マスメディアと公権力との力関係において影響を及ぼす「オーディエンス」に位置することになる。しかし、公共圏の概念でのマスメディアは、あくまでも社会的インフラストラクチャーに位置付けられる。平等性、自律性、公開性を有する公共圏において、理性的討議を通して得た合意

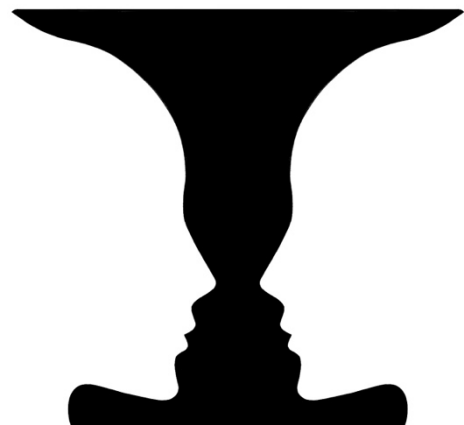


図 5-1 ルービンが考案した「図と地」の反転図形（筆者作成）

は、マスメディアを經由して社会的に拡散しているのだと想定される。その結果、「公共圏」側は意味の生成が行われており、「図」と見なされる。マスメディア側は社会のインフラとして背景に後退し、公共圏側の有意味性を支えている「地」と見なされるのである。

一方、機能的に分化したシステムの観点からすれば、個々のマスメディアは集合してひとつのマスメディアシステムに組み込まれ、このマスメディアシステムこそが、意味を持つ「図」と見なされることになる。この「図」の有意味性を支えるために、「公共圏」と見られ得る部分が今度は背景に後退して「地」と見なされなければならない。マスメディアシステムが自律性を有し、オーディエンスが知りたいことをあらかじめ予想しながら、システムと環境との差異を情報としてシステムの中に取り入れる。この情報をマスメディアシステムの統一性を維持する「情報／非情報」（ニュースバリューあり／なしという意味上の）二項図式に準拠し取捨選択を行い、マスメディアのリアリティを生産し再生産する。この自己言及的プロセスを通して構築されるマスメディアのリアリティは、オーディエンスの認識に影響を与え、これから構築されるオーディエンスのリアリティの基礎を成している。

故に、「自律性を有する公共圏」と「自律性を有するマスメディアシステム」とは、いったいどちらか先にできて、もう一方に影響を与えるのか。各人によって見方がそれぞれ異なる。公共圏という概念は非常に重要であるため、ハーバーマスとルーマンとの2人は、互いに相手の理論の長所を自分の理論に取り入れ、公共圏の概念を再解釈している。2人の再解釈における違いを比較することで、ハーバーマスとルーマンとの違いをより鮮明に描き出すことができるのではないか。

3.1.2. 古典の公共圏の概念

まず、公共圏の概念が指し示す一般的な状況と、ハーバーマスが主張する「公共圏の構造転換」に言及しなければならない。吉田（2000）によると、公共圏（public sphere）の概念は次のようにまとめられる。「文化的・政治的その他様々な問題をめぐって、市民が平等な立場で自由に議論をおこない、公の意志＝公論＝世論（public opinion）を形成していく空間である」という（吉田 2000：172）。また、「公共圏」は「公的（public）」な場ではあっても、「公権力」とは一線を画するものである（同上）。公共圏は、その早期形態の「文芸的公共圏」の時から、平等性、自律性、公開性といった3つの制度的基準に特徴づけられる（吉田 2000：177）。18世紀まで、文芸的公共圏を母胎に形成される政治的公共圏は、活字メディアを媒体として、市民社会の側の意志を世論として形成して国家の側に伝達する、というルートが成立したという（吉田 2000：178）。

19 世紀以降、いわゆる「公共圏の構造転換」の状況にあるとハーバーマスは主張する。「構造転換」の背景には、「マスメディアの発達によって公衆の範囲が拡大」することや、公衆では「社会諸制度や教養水準による連帯」が失われたことが挙げられる（吉田 2000 : 181）。これまでの公共圏は「国家と市民社会の分離」を大前提にして、「市民社会—国家」という方向性の意見伝達に機能してきた。しかし 19 世紀以降、「社会の国有化」と「国家の社会化」とが進展し、国家と市民社会の分離は曖昧になっている（吉田 2000 : 182）。このような状況の下では、自律性を有する個々の人が平等で開かれた討議を経て得た理性的合意は、大衆によって支配される世論に圧倒され、同調圧力の影響で画一的意見に収斂されることになる。その結果、公共圏はマスメディアが作り出した「見かけ上の公共圏」に様変わったのであるという。

私的（民間）領域	公権力の領域	
市民社会 （商品交易と社会的労働の領域） 小家族的内部空間 （市民的知識層）	政治的公共性 文芸的公共性 （クラブ・新聞） （文化財市場） 「都市」	国家 （「内務行政」の領域） 宮廷 （貴族的宮廷的社交界）

図 5-2 18 世紀における市民的公共性の基本構図
 (Habermas 1991 : 30 ; ハーバーマス 1994 : 49)

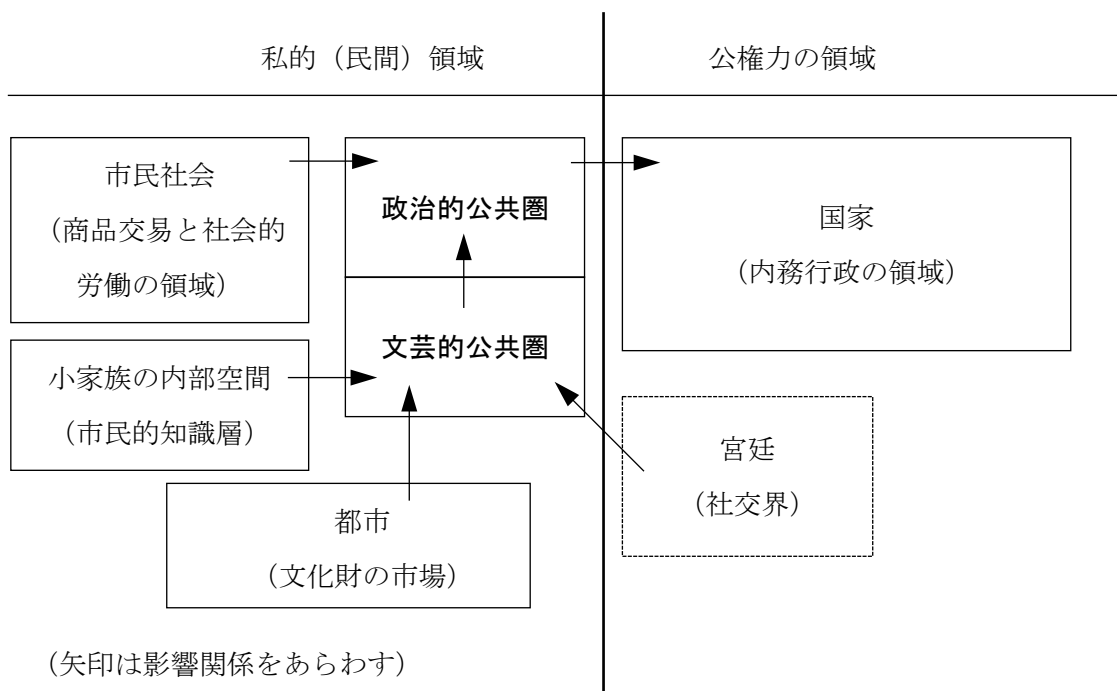
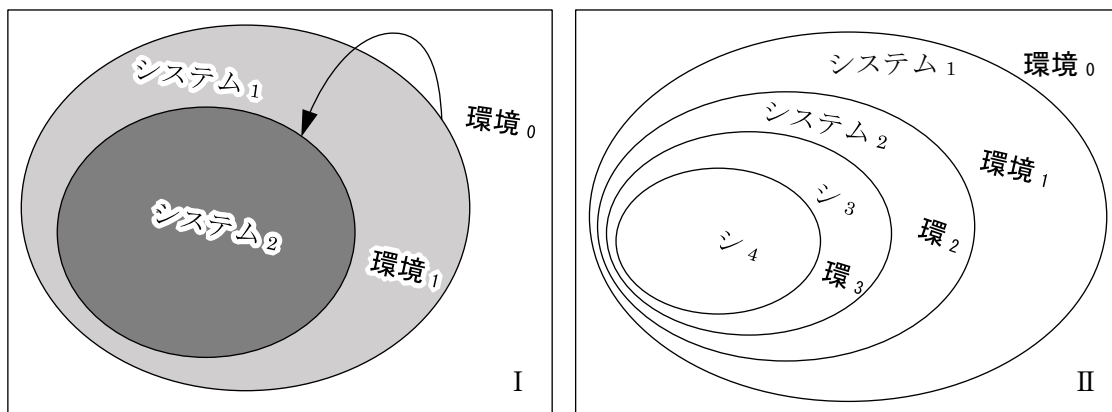


図 5-3 吉田が再構成した 18 世紀における市民的公共圏の基本構図
(吉田 2000 : 180)

3.1.3. ルーマンの社会理論に位置する「公共圏」

次に、ルーマンの公共圏の概念を見てみよう。ルーマンからすれば、公共圏は「社会的部分システムの社会内部の環境」に位置付けられ（ルーマン 2005 : 153）。つまり、公共圏はシステムではないが、システムによって環境からシステムの中にコピーされてきた、システム内の「環境」像に当たる。このシステムの「環境」は媒質として、システムの自己観察、自己反省がなされる時に使われる（ルーマン 2005 : 154）。システムの自己観察、自己反省はまた、システムの自己同一性の維持およびさらなる明確化につながる。公共圏と同じように、「市場」は経済組織とインターアクションの回りにある経済システム内部の環境であり、また「世論」は政治組織とインターアクションを囲む政治システム内部の環境であるという（ルーマン 2005 : 153）。



図の解説：

1. (図 I) システム₁は環境₀のことを意識している。システム₁と環境₀との差異を観察しはじめる。
2. 上記の観察を通して、システム₁は、自分が把握している環境₀に関するすべての情報を、つまりシステム₁と環境₀との差異を、システム₁の中に取り入れる。
3. その結果、環境₁が、システム₁が知っている環境₀の「像」として、システム₁の中で作られる。
4. システム₁と環境₁(システム₁にとって、これが環境₀である)との差異化によってシステム₂が同定されるようになる。
5. 矢印に関して：システム₂の境界線は、システム₁と環境₁との差異化する産物であるが、環境₁はシステム₁に映っている環境₀の「像」であるため、この境界線は実は「システム₁/環境₀」の境界線を流用しているものだと見なされ得る(第2章2.2にある図2-1を同時に参照されたい)。
6. (図 II) 上記の「観察/作動」の過程は止まることなく、「入れ子」構造を形成し続けていく。

図 5-4 「システム/環境」の差異化によるシステムの再生産、
およびその再生産で見られる「入れ子」構造のイメージ

ハーバーマスが想定している18世紀以降の公共圏に関して、ルーマンからすれば、18世紀以降の公共圏は憲法論的な公共圏であり、既に狭隘化されているものだという(ルーマン2005:155)。ルーマンの考察によれば、16、17世紀まで印刷された文学は「秘匿」「仮装」「偽装」「偽善」のテーマが多く、社会的な状況を反映していた。当時の政治システムは、上記の秘匿や偽善などを戦略的に使い、自己観察しつつ自己同一性を確立していたと考えられる。ところが、18世紀以降、上記した秘匿や偽善などの戦略は拒否され、開かれた場での理性的な合意形成の空間としての公共圏が、強く要請されるようになった。つまり、政治システムはこの公共圏(=政治システムの内部にコピーされた「環境」像)という媒質を通して、自己観察しつつ自己反省をすることで、政治システムの自己同一性を確立しなければ

1 「印刷」された文学であるから、ルーマンの定義に従えば明らかにマスメディアである。ルーマンによるマスメディアの定義は、本章3.4を参照されたい。

ばならない、ということである。その上で、言論の自由、検閲の廃止などが要求されるようになるのだという（ルーマン 2005 : 154-155）。故に、18 世紀以降の公共圏は「憲法論的な公共圏」であるとルーマンは主張する。

また、世論の概念に対して、ルーマンも全く異なる考え方を示している。ルーマンからすれば、世論というものは「政治的出来事に関する最終審級として登場した」が、印刷機の助けが欠かせない。17、18 世紀のイギリスとフランスでは、国王あての請願書や抗議文は公共的反響を巻き起こすために大量印刷されることがあった。その際、「公共的反響」は個人の政治的野心のためにも利用されていたものだとルーマンは述べている。機能的システムの観点からすれば、公共圏は政治的に決定を下せないから、政治システムの境界の外側にあるべきだ。まさに「システムの境界の外側」に位置するとされているが故に、公共圏は政治的に利用されて、システムの内部にコピーされていくのであるという（ルーマン 2005 : 155）。

したがって、ルーマンによる公共圏の定義は、「社会的な再帰的省察の一般的な媒質」である（ルーマン 2005 : 155）。また、公共圏がシステムに特化していない理由は、「すべての部分システムが、あるいはすべての人間が参加できるもの」であり、「ある特定のやり方でそれに対応していくべきだとするような義務がそこから生じない」からである（ルーマン 2005 : 156）。

3.1.4. 公共圏の再定義

まるでルーマンの社会理論に対抗しているように、ハーバーマスは公共圏を再定義している²。ハーバーマスによると、「公共圏とは、一方では政治システム、他方では生活世界の私的領域と機能的に特殊化された行為システム、これらを媒介する中間的構造をなしている」のである（ハーバーマス 2003 : 104-105）。この定義は、ルーマンが言う「システムの中の環境」に位置してシステムの自己観察のための媒質のようなものではなく、マスメディアシステムや政治システムのような機能システムでもない。ハーバーマスが再定義している公共圏は、コミュニケーションによる公共的意見形成が問題の中核にある。私的領域と公権力の領域は区別しているという大前提が変わらないため、公権力を対象とする公共圏の規範志向が読み取られる。

まず、公共圏の両隣にある「生活世界の私的領域」と「機能的に特殊化された行為システ

2 ルーマンの社会理論の観点からすれば、この「再定義」は、まさに次のような状況となっている。ハーバーマスは自分の公共圏の概念と、ルーマンの社会理論や他の社会理論との差異を、つまり自己言及と他者言及との差異を、ハーバーマス自身の公共圏概念を解釈しているコミュニケーションのシステムに取り入れることで、公共圏概念を新たに解釈している、ということになる。

ム」は、それぞれが何を指し示すのかを明らかにしなければならない。ハーバーマスの「生活世界」は、「相互行為の貯蔵庫」である。一方、システムについてハーバーマスは「生活世界から分化・独立してきた特殊な行為システムおよび知識システムも、根幹では生活世界と結びついたままである」と述べている（ハーバーマス 2003 : 90）。故に、ハーバーマスが言っている「システム」は、ルーマンが主張する「機能的に分化している」ものから区別している。ハーバーマスの言うシステムでは、その再生産が生活世界で行われる（ハーバーマス 2003 : 90）。そのため、システムは「生活世界と結びついたまま」でなければならない。他方、ルーマンの機能的に分化したシステムでは、その自己観察、自己反省、自己再生産のことは、システムと環境との差異化を通してシステムの中に再参入することで行われており、すなわち、すべてがシステムの中で完結しているのである。

次に、「中間的構造」に位置する「公共圏」は、制度、組織、規範構造体、またはシステムとして受け捉えられることはしないと、ハーバーマスは主張する（ハーバーマス 2003 : 90）。(1) 公共圏の機能に関して、公共圏は「内容と態度決定、つまり意見についてのコミュニケーションのためのネットワーク」であり、その中でのコミュニケーションの流れは、特定の主題のために「公共的意見」をまとめ上げることに機能する（ハーバーマス 2003 : 90, 傍点は著者、以下同）。(2) 公共圏の再生産に関しては、「自然言語の流通で十分可能となるコミュニケーション的行為によって、自らを再生産する」ということである。「自然言語の流通で十分可能」と規定するが故に、ハーバーマスの公共圏は「日常実践のもつ一般的了解可能性」に依拠しなければならない（ハーバーマス 2003 : 90）。(3) 公共圏は上記した「一般的了解」の故に、「社会的空間」「コミュニケーション構造」に特徴づけられ、特殊化された機能は持たない。そのため、「公共圏が政治的に重要な問題を対象とする場合には、その特殊化された処理を政治システムに委ねるのである」ということである（ハーバーマス 2003 : 91）。

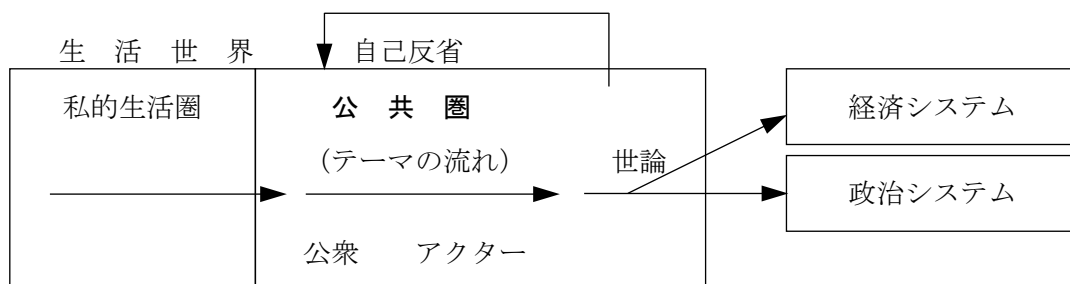


図 5-5 ハーバーマス社会理論における公共圏の位置 (吉田 2000 : 196)

故に、ハーバーマスの政治的公共圏は、民主主義的観点から出発する概念である。すなわち、公共圏は「問題を知覚し同定するだけでなく、説得力がありかつ影響力をもちうるかたちで主題化し、論議の対象として提示し、議会によって取り上げられ処理されるよう、練り上げなければならない」という（ハーバーマス 2003 : 89）。他方、ルーマンの政治システムにおける民主主義は異なるアプローチを持つ。「集団的拘束力を有する決定を行う権限を保証する機能」（本論第 2 章 3.3 を参照）を実現するために、たとえ国を君臨する君主のような権力保持者であったとしても、法によって規範化される政治的権力に従わなければならない³。この状況が続ければ、民主主義は自ら要請されるようになる。完全に機能的に分化している機能システムである限り、誰かの意志に左右することはあり得ない。

最後に、公共圏理論を採用しない理由は、「マスメディアと公権力との力関係」という本論のテーマが挙げられる。本節の冒頭で提出した「マスメディアか公共圏かどちらが先か」という問いにおいて、「マスメディアと公権力との力関係」をテーマとする本論の場合、マスメディアと政治権力のことを問題の中心に設定すべきである。ハーバーマスの「公共圏」で発生するすべての「コミュニケーション」は、ルーマンの社会理論におけるさまざまな機能的分化したシステムに帰属することができる。マスメディアや政治権力というテーマに関する話も、マスメディアシステムか政治システムかに帰属されることになる。したがって、ルーマンの社会理論の視座を採用すれば、本論のテーマと関連する公共圏は、ハーバーマスとは異なる方法論で、既に本論の理論的枠組みに内包されていると筆者が主張する。

3.2. ルーマンの社会理論を採用する理由：方法論的視座から

3.2.1. 記述するための脱規範的社会理論

ルーマンとハーバーマスとの社会理論は、公共圏をめぐる異なる見方が示されている。その中、もっとも大きな違いは、「価値判断」をするか否かということである。価値判断から距離を置く姿勢が、本論でルーマンの社会理論を採用する最大の理由である。

3 本論第 2 章 3.4.2 および第 3 章 3.4 の第 3 の問題点ではある程度論じている。要約すると、政治システムにおける「権力の再帰的適用」、またこの再帰的適用の故、政治システムのさらなる特定化が行われる。つまり、ヒエラルヒーの頂点に立つ権力保持者自身が、政治システムの中に再参入されなければならない。この場合、政治システムの「集団的拘束力を有する決定を行う権限を保証する機能」が最高位の権力者に対しても適用されることになる。すなわち、政治システムにおいては、最高位の権力者でさえ例外ではないため、政治システム自身はより高度に分化し特定化していることを意味する。法は権力コミュニケーションの第二コードとして機能するようになると、法治国家が要請されるようになり、民主主義政治の成立に必要な前提条件が整備されていくのである。

ハーバーマスの理論は「未完のプロジェクトとしての近代の救済への強固な志向」を有し、「コミュニケーションの合理性」、つまり「市民のあいだの理性的なコミュニケーションによる意志形成をめざす合理性を擁護」するものである（吉田 2000 : 171）。市民の間の「コミュニケーションの合理性」を期待するが故に、私的領域は公権力の領域から区別しなければならないのである。私的領域の上で形成される公共圏は、批判的、規範的に特徴づけられている故、「政治的出来事に関する最終審級」として要請されなければならないということになるのである。

しかしルーマンの社会理論の視座からすれば、いわゆる「政治的出来事に関する最終審級」ということがあったとしても、この最終審級のことは既に政治システムの中に組み込まれなければならない。そもそも政治システムは、政治に関するコミュニケーションに対して特化されているものだからである。故に、ルーマンが考えている「公共圏」は、公権力の領域から区別しているものだとしても、政治システムの中にコピーされている「環境」に位置づけられなければならない。「環境」から由来する批判的、規範的、価値判断的なものすべては、最終的に、政治システムが自分自身を同定する素材として、システムの中に取り入れられ、揚棄されることになるのである。この意味からすれば、ルーマンの社会理論の方が、社会のことをより多く「記述」することができるのである。

したがって、ルーマンが規範性志向から発する価値判断に依拠しない理由は、社会理論は社会を記述することに優先すべきだということにある。大澤（2019）の言葉を借りれば、ルーマンの社会理論は次のように特徴づけられる。「社会学ができることは、事態を記述することだけで、何が善いとか、何が正しいとかいう権利はない。しかもこの記述も、『社会の社会学』に 관련된 相対的な『真理』であって、普遍的な妥当性は要求できない」ということである（大澤 2019 : 566）。ルーマンの相対的な「真理」は、「ユニバーサル」や「万人向き」などの表現が内包する何らかの「絶対的強制性」を意味しない。

ルーマンの社会理論は「普遍的な妥当性」には要求されないにもかかわらず、社会を観察するための、「コミュニケーション」に基づく統一性を有する視座を提供している。この「統一性」は、異なる領域の間に共通するアプローチする方法（＝方法論）にあるため、本論において理論的枠組みを作成する際にルーマンの社会理論を援用する理由となる。既に第1章の4.4で言及したように、コミュニケーションは、「情報、伝達、理解」といった三重の選択の統一体である。マスメディアシステム、政治システム、法システムでのコミュニケーションは、各自の統一性が、「A/非A」という二重化規則によって維持されている。それを踏まえて、システムと環境との差異を、伝達されてきた情報として、「A/非A」のコードに準拠して理解するという観察と作動の過程が、各自のコミュニケーションでは共通している。言

い換えれば、このような自己言及をし続けている自己産出的（オートポイエティックな）過程は、すべてのコミュニケーションでは同様である。その上、権力資源として利用されるマスメディアのリアリティにせよ、または権力コミュニケーションで相手の行動を動機づけることに貢献する法的権力にせよ、いずれもコミュニケーションに基づいているものである。この意味からすれば、ルーマンの社会理論は首尾一貫している。

3.2.2. 合意論的権力論のアプローチにおける問題点

ルーマンの社会理論を採用する第2の理由は、ルーマンの社会理論はパーソンズと同様に、「強制による支配」であるか「合意による支配」であるかといった二者択一の局面（第1章の2.1で言及）を乗り越えているということである。その上で、ルーマンの社会理論は、具体的な権力コミュニケーションにおける力関係のバランス状況に注目することで、出来事に理論的解釈を与えるのである。

それにもかかわらず、詰まるところ、どちらかというところ「合意による支配」に帰着する権力論の場合、前述したハーバーマスの社会理論と似たような局面に入る。すなわち、実体的政治機構の外側に位置付ける市民の合意が、政治の出来事を判断する最終審級と見なされる状況である。この状況の中ではまた、マスメディアに代表されるマス・コミュニケーションは、市民の声を代弁するものとされている故に、社会的権力を有すると見られる。その結果、「合意による支配」の上で「メディアと権力」理論を構築するというアプローチが見られるのである。

このアプローチが説得力を持つものとして、「ヘゲモニー」という観点である。本節では、ヘゲモニー概念とカルチュラル・スタディーズ、および言説分析と結びつけられている近年の動きを概観する。ヘゲモニー概念がマス・コミュニケーション理論に適用されることに対して、筆者は本論の立場からその方法論の問題点を指摘する。

ヘゲモニー概念はイタリアのマルクス主義者アントニオ・グラムシに由来し、「一定の社会集団の知的・文化的な指導能力という意味」で使用され、その中の「強制力にもとづかない自発的な合意（コンセンサス）形成の能力」が重要である（松田 2014 : 282）。「強制による支配」であるか「合意による支配」であるかといった命題においては、グラムシは「現代社会においては強制力による支配の契機より知的指導による合意形成の契機が優位性をもつ」とし、「合意による支配」の優位性を主張する（同上 : 283）。

ヘゲモニーの観点から出発してマス・コミュニケーションを論考すれば、マスメディアの受け手に位置するオーディエンスは、より自律的、能動的であると想定される。送り手が設

定している解説のコードを反して、つまり反対の立場で解説することさえもできるのだと考えられる。例えば、カルチュラル・スタディーズの代表者、スチュアート・ホールは「送り手／受け手」といった従来の単純化されてきた図式を「エンコーディング／デコーディング」で修正している。テキストを生産する過程は「分節化された諸契機の複合的な過程」で捉えられる一方、テキストを消費する過程の中も、さまざまな解釈コードが作用するからである。故に、ホールはデコーディングにおける読み手の立場を、「支配的＝ヘゲモニック」「折衝的＝ネゴシエーティブ」「対抗的」と、3つに分けている（Hall 1980; 吉見 2012b : 91-94）。その結果、テキストの生産者とテキストの消費者との間には、言説（discourse）上のせめぎ合い局面が存在することになる。ホールが再構成したこのようなマス・コミュニケーションは、山腰（2017）には「意味づけをめぐる政治」と呼ばれる。これはホールが提起した「意味の政治学——言説における闘争（politics of signification —the struggle in discourse —）」（Hall 1980: 127）のことを指し示していると筆者が考える。

ヘゲモニーの観点からマス・コミュニケーションを捉えるこのアプローチに対し、問題点を見てみよう。

第一に、この方法論は、「合意による支配」の重要性を強調する傾向性があるため、より広義の「メディア」を議論しなければならなくなる。その結果、議論の焦点がずれてしまうのではないかという懸念はどうしても払拭できない。例えば、ホールをはじめとするカルチュラル・スタディーズの研究では、「メディアと権力」のテーマにおいて、新聞、テレビのような伝統的マスメディアの範囲を超えて、ポピュラー文化、サブ・カルチャーなど広義の「マスメディア」も視野に収める（山腰 2017 : 48）。

カルチュラル・スタディーズが脚光を浴びるようになる社会的背景に、新自由主義⁴が多くの先進国で採用されたことが挙げられる。1980年代頃から広がりを見せてきた新自由主義は、現在もその影響が続いているが、2008年のリーマンショックによる金融危機を契機に、行き詰まりを見せているように思われる。民主主義の原理に従い、選挙という合意によって成立した先進国の民主主義政権が、これまでの政治経済政策を抜本的な見直しするこ

4 新自由主義（ネオリベラリズム）は、1980年代頃から広まり、米レーガン大統領と英サッチャー首相が主導していた一連の政治経済政策が最も知られている。ケインズ経済学に基づき、政府が積極的な支出によって需要を喚起し、福祉国家の成立を推し進めた時代に対する揺り戻しである。市場競争の原理を十分に働かせるために、資本の自由な移動、民間企業に対する規制を緩和することで景気の回復を図る一方、公共サービスの民営化と社会福祉、社会保障費の削減により、赤字財政の立て直しを目指すのであるが、貧困率の上昇、格差の拡大などの新たな問題が生じている。また、仁平（2017）によると、古典的な自由主義（リベラリズム）と比べると、新自由主義の下では、市場メカニズムが経済以外の領域にも適用されていることがひとつ大きな違いである。例えば、これまで国が担ってきた福祉、公教育、行政サービスが民営化されたことが新自由主義の特徴であると指摘される（仁平 2017 : 161）。

とができず、多くの有権者が抱える問題を解決できない場合、「合意による支配」という前提が成り立たなくなる可能性がある。例えば、具体的な政策決定の場面で、ひとりひとりの有権者は、自分が期待している立候補者の政策公約（マニフェスト）から、どれくらいの恩恵を実際に受けているのか。言い換えれば、ひとりひとりの有権者は毎回の選挙活動で投票権を行使することで自分の生活をどれくらい良くしていると言えるのか。毛利（2020）はイギリスの EU 離脱とアメリカのトランプの大統領就任を取り上げ、この 2 つの事例において国家が二つに分断しているように見える点を指摘し、この現象は「新自由主義の失敗を示しているのではないかと述べている。それに対して、毛利は中国やロシアといった旧社会主義国家が、ヘゲモニー的な合意形成を要請せず、トップダウンの政治的決定を通して国家主導型の資本主義市場に参入していることを指摘している（毛利 2020：244）。

一方、社会では市民による「草の根運動」が繰り広げられる光景が見えているが、この現象は必ずしも「合意による支配」の論点を裏付ける根拠とは限らない。「草の根運動」は例えば、性的少数者の権利、ジェンダーの平等、種族差別の解消などにおいては、一定の成果を上げている。社会の中では何らかの問題に対して一定の合意に基づき、繰り広げる「草の根運動」のような市民的連帯には、確かに何らかの問題を改善する力を持っているようである。しかし、有権者は種族や性別などによって縦の分断が細くなくなっているため、市民の連帯によって個別の分野で一定の成果を上げていたとしても、全体として見るとその人数は少なく、その結果、『合意』による支配が成立するかどうかについては、なお議論の余地が残されているのではないだろうか。

したがって、狭義的には「メディアと権力」というテーマ、すなわち、本論で議論しているマスメディアと公権力との力関係に論点を置くテーマにおいては、「合意による支配」のアプローチは適さないのである。確かに民主主義的先進国においては、有権者は公権力に対して大きな影響力を持つが、この影響力が即座に「合意による支配」の力に変換されることは想像も付かないからである。

第二に、「言説」からマス・コミュニケーションを捉えるこのアプローチは、概ね構造主義的な方法論が採用される。しかし、言説分析によってその言説の背後にある論理を正確的に把握できるか否かということは少し懐疑的である。

例えば、マルクス主義を批判的に継承したエルネスト・ラクラウは、言説理論と結びつけて、「ヘゲモニー」の概念を再構築している。方法論的には懐疑的な目を向けられるにもかかわらず、ラクラウは、「論理は文脈に依存する」ものだと主張する（ラクラウ 2002：374）。

「政治学でいえば、あらゆるヘゲモニー編制にはそれ自身の内的な論理があり、それはその

なかでプレーすることを可能にする言語ゲームのまとまり以外のなにものでもない」という（同上：375）。すなわち、言説の表現は言説に内在する論理を反映している以上、言説自体を分析して内在する論理に接近しようとする方法に対する疑義が指摘されるべきではない。このような方法の下で、ラクラウはヘゲモニーを言説理論の観点から、「政治的なもの」と「社会的なもの」という2つの意味作用の原理を提起することで、政治社会の秩序化する過程を説明している（山腰 2017：53-54）。簡単にまとめると次のようなものとなる。

一方では、「社会的なもの」はアイデンティティ、社会関係、組織原理などの意味構築を可能にする「地平」として機能するが、別のアイデンティティや社会関係の意味構築の可能性をも抑圧したり排除したりする。社会的なものは、「政治的なもの」を通じて秩序化され、定着することになる。この秩序化の過程を経て、この社会的なものを可能にしていた、ある特定の「編制原理」、「政治的起源」が、次第に忘却され当たり前のようなものとなる。このように、政治的なものが社会的なものを秩序化して、その後、不可視化されることになる過程は「沈澱化」と呼ばれる。

他方では、対立や紛争、社会運動、改革など、既存の社会秩序に対して異議を申し立てる行動は、今まで隠れていた「編制原理」「政治的起源」を再び顕在化させる。その結果、顕在化されたこの編制原理は、別の編制原理と競合しなければならない状態に入る。このような「沈澱化」とは逆方向で作用する過程は「再活性化」と呼ばれる。その際、個別の異議申し立てによる「政治的なもの」の場合は、小範囲で動いた後、再び沈澱化することになり、既存の「社会的なもの」は変わらないままである。しかし、異議の申し立てが相互に「節合」して、広範囲で展開される「政治的なもの」になる場合は、既存の「社会的なもの」を覆すほどの「ヘゲモニー闘争」の局面へと発展することになる。このように、ラクラウが提起したヘゲモニー概念は、マルクス主義から起源し、グラムシが提起した「強制力にもとづかない自発的な合意形成の能力」に基づいて構築されているものであると筆者が考える。

言説分析から社会の構造を明らかにするアプローチは、社会現象について部分的に論理的解釈を与えることができるというメリットがある。しかし、社会全体のあり方が見えず、さらに社会の本質を見失うデメリットもあるのではないか。ラクラウが再構築しているヘゲモニーの概念、つまり「政治的なもの」「社会的なもの」といった2つの意味作用が「活性化」したり「沈澱化」したりして往復している過程は、社会の複雑性を1つのパターンで単純化する恐れがあるのではないか。

例えば、最近20年あまり、旧ソ連加盟国や中東諸国で発生した、政権交代を要求する民主化運動、いわゆる「カラー革命」「アラブの春」のようなことは、その全てが、国民による自発的な合意のみで、既存の「社会的なもの」を覆した革命であるというように、ひとつ

のパターンで断言できるのか。石郷岡（2015）のウクライナに対する考察や酒井（2023）の「アラブの春」に対する考察を踏まえれば、「合意による支配」は過大評価されてはならないのではないか。

ウクライナの西半分と東半分はそれぞれ、ポーランド・リトアニア連合とロシアに領有される歴史が17世紀まで遡る。それが故に、ウクライナが独立して以来、国内で見られる東西対立はこの歴史的状況を踏まえ、次のような地政学的な考え方で受け捉える必要もある。2004年の「オレンジ革命」で西ウクライナが支持基盤とする親ヨーロッパ勢力が選挙で勝利したが、2010年の大統領選で、東ウクライナが支持基盤とするヤヌコーヴィチ政権は、ロシアとの協力関係を組むことになる。2013年末、首都キーウで政変が起こり、ヤヌコーヴィチ政権が倒れて親ヨーロッパ政権が樹立された結果、クリミア半島はロシアに占領され、ロシアに隣接するドネツィク州とルハーンシク州は叛乱が起きていた。この叛乱戦争がさらに2022年ロシアのウクライナ侵攻とつながる。

他方、2010年、「アラブの春」の中ではチュニジア、リビア、エジプトの長期独裁政権が崩壊したが、シリアやイエメンは未だに内戦状態から脱出しておらず、中東では期待される民主化の時代に至っていない。独裁政権が倒れる決定的要因は、「市民の合意によって形成される支配」に帰結するばかりではない。酒井（2023）の考察によれば、米軍または北大西洋条約機構（NATO）のような外国軍の介入、本国の軍隊が持つ性格、志向および国内利権の関与が、決定的要因とも考えられる（酒井2023：42-45）。つまり、軍隊は暴力機関として、政権側に立って反政府運動を鎮圧するか、それとも反政府運動を見過ごして独裁政権を見捨てるか、軍隊の行動が力関係のバランスを左右しているのである。また、酒井（2023）は、社会運動が強くなってきたから独裁政権を倒したのだのではなく、むしろ独裁国家が自壊して機能しなくなったということこそが原因であると指摘している（酒井2023：45）。政府抗議運動が強まり、恰も政権を倒しているように見えているに過ぎない。したがって、本論では「合意による支配」という論点に対して、慎重に検討しなければならないと筆者は主張する。

3.2.3. 個別の経験的研究を統合する理論研究の必要性

ルーマンの社会理論を採用する第3の理由は、その社会理論的アプローチは、個別の経験的研究における制限を乗り越え得るということである。主流のマス・コミュニケーションの理論は、アメリカ発の経験的研究が源流であり、第二次世界大戦の前後から始まるマス・コミュニケーションの受容過程の研究に遡る。新聞、ラジオが大衆に普及する状況の中、

マスメディアの受け手に対する政治的プロパガンダの効果を測ろうとする関心から、マス・コミュニケーションの受容理論は発展してきた経緯がある。マスメディアの受容効果に対する認識は簡潔に言うと、概ね3つの段階を経る。(1) 強力効果論の段階と呼ばれ、弾丸理論・皮下注射効果モデルが代表的な理論となる。(2) 限定効果論の段階であり、オピニオン・リーダー、コミュニケーションの2段の流れ、選択的接触論などの仮説が代表とされる。(3) マスメディアの効果は再認識されている段階となる。従来の「限定効果論」が反省されて、議題設定機能、沈黙の螺旋モデルなどの有名なマス・コミュニケーション理論が次々と登場している時期なのである。

経験的研究でメリットと見られることが、経験的研究自身自身に制限を加えている。経験的研究は多くの場合、量的研究方法を採用し、アンケート調査、対照実験などの手段を用いて計算可能なデータを入手する。その結果、研究で得た結論はデータで示される結果で裏付けるため、説得力が高いと見られるということが、確かにメリットである。しかし、計算可能なデータ自体の問題点が挙げられる(郭2011:253)。第一に、マスメディアの受容効果を数的方法で測定できる研究対象は限られているから、社会の真実はわずかに一部しか反映され得ない。特に人間的理性、精神的活動は、経験的材料で説明しきれないところがある。第二に、アンケート調査や対照実験で得られた計算可能なデータが科学的であるとされるにもかかわらず、これらのデータはあくまでも「確率論的意味で科学的」と見なされ得る。条件が限られているシンプルな環境で得た経験的結論は、複雑な環境を有する社会全体の真実を推測したり解釈したりすることができないのである。

一方で、アメリカ発の経験的研究自体も、研究者が生活している社会のイデオロギーの影響を受けているということが指摘されている。マスメディアの「効果」のみが問題にされると、ラジオ、テレビがいかなるイデオロギーと結び付き、資本主義のいかなるシステムの中で作動しているのか(吉見2012a:66)、すなわち、マスメディアの効果研究(=マスメディアに対する観察)に対する観察、ルーマン的言い方にすれば「観察の観察」「二次観察」が欠けているということである。また、学者は皆、自分が成長してきた文化的背景による影響を受けて、特定の価値観やイデオロギーを持っているはずである。こうした状況を踏まえて、アメリカ発の経験的研究自体は、アメリカ社会における実用主義的伝統、また多元主義的観点による影響を排除できないため、純粹に「客観的研究」とは言うべきではないのである(郭2011:254)。

3.2.4. 「主観／客観」を代替している「システム／環境」論

ルーマンの社会理論は構成主義⁵的アプローチを採用している故、「ラディカル構成主義」、またはひとつの認識論ではないかと誤解されやすい。本節では、梅田(2018)の考察を踏まえて、ルーマンの社会理論における「システム／環境」という観察方法を取り上げる。この「システム／環境」論の角度から、筆者はルーマンの社会理論を採用する理由を説明する。

ラディカル構成主義は次のようにひと言で解釈され得る。つまり、「われわれが知っていることやそこにあると思っているもののすべてが、われわれ認識主体の認識という働きによって作りあげられたものであると主張する認識理論なのである」、という(梅田2018: 91)。認識主体が作り上げた認識そのものは、客観的存在のあり方を優越しているという観点が、多くの研究分野にわたって影響を及ぼし、多くの閉鎖的システム理論はこの「ラディカル構成主義」の観点で成立してきたのである。ラディカル構成主義的メディア論は次のような認識論が多く、またこの認識論の故に、既存のジャーナリズム理論とメディア理論を否定している。

(1) ラディカル構成主義認識論は、客観的世界の存在を否定し、故にジャーナリストの報道も主観的な虚構であると主張する。その結果、ジャーナリストの職業倫理、つまり報道の客観性や中立性を守り、事件の真実を追求すべきである姿勢といったジャーナリズムの価値観が、ラディカル構成主義認識論者に批判される対象となる。(2) ジャーナリズムの実践において準拠する対象となってきたジャーナリズムの価値観は否定されると、代わりに何を基準にしてジャーナリズムの実践的活動を指導すべきなのか、ラディカル構成主義認識論者はジャーナリストの実践的活動に反省を促す。(3) ラディカル構成主義的観点から、ジャーナリストの報道が作られた虚構的現実であると思われる以上、ジャーナリズムの政治的役割が破壊されることになる。つまり、ジャーナリズムが客観的で中立な報道を行うことは、その全てが主観的虚構であるならば、有権者はマスメディアの報道を通じて政治家や政府を、つまり公権力に対して監視の目を光らせることができなくなる。ラディカル構成主義認識論者にとっては、メディア理論自体こそが反省的に再構築すべきだと主張する(梅田2018: 92-93)。しかし、このようなラディカル構成主義認識論は、民主主義社会の前提条件であるジャーナリズムに、多大な影響を与えることになるのである。

ルーマンの『マスメディアのリアリティ』で見られるマスメディア理論は、「ラディカル

5 本論では constructivism に関することは、「構築」「構築主義」の表現を採用してきた。「構成主義」もその同義語であり、constructivism のことを指し示しているのである。

構成主義」を批判的に継承し構築される。つまり、ラディカル構成主義で見られる認識論による制限を克服している。ルーマンのマスメディア理論は、(1) 反認識論的 (2) 反規範論的 (3) 機能的分化した社会という観点から出発してマスメディアの機能を接近する構成主義である。

第一に、「反認識論的」は、従来の「主観／客観」といった区別を拒否し、「システム／環境」という区別から始めるということである（梅田 2018 : 95-96）。認識論は、従来の「主観／客観」といった区別の下で、個人による主観的認識が優越し、客観的存在を否定することになる。それに対して「システム／環境」という区別から出発するルーマンのマスメディア理論は、複数の認識主体間で行われているコミュニケーションが社会システムを構築していると想定する。つまり、個々のジャーナリストが書いた報道は作られた「虚構的」現実の集まりではなく、ジャーナリスト、デスクをはじめとする新聞社や放送局の従業者、読者や視聴者という複数の認識主体の間で、自律的コミュニケーションが構築している「マスメディアのリアリティ」なのである。したがって、ルーマンのマスメディア理論は、旧来の認識論の個人による主観的偏見を克服する一方、社会という客観的存在を認識し、その客観的存在をシステムの形で構築しているのである。

第二に、「反規範論的」ということは、マスメディア理論はジャーナリズムを批判することでジャーナリズムの反省を促すべきであるという、規範論的議論を拒否し、記述的議論に位置付けることになる（梅田 2018 : 96-97）。この点に関しては、既に本章の 3.2.1 で述べている。補足として、ルーマンのマスメディア理論が規範論的議論を拒否する理由は、ルーマン（2005）の『マスメディアのリアリティ』で提起している 2 つの例を見ればより理解できるはずである。ひとつは、「マスメディアは現実を歪めて虚構な現実を作っている」という、とある学者の主張のようなもの自体は、ひとつの構築であるに過ぎない、ということである（ルーマン 2005 : 16）。この学者が構築しているリアリティは、マスメディアが構築しているリアリティを優越しているという話は、成立するわけがない。もうひとつは、湾岸戦争に対する報道である。当時のマスメディアに流れる湾岸戦争に関する情報は、軍による検閲を受けているとされており、「ピンポイント爆撃」の映像が流れている一方、戦争による犠牲者の姿はマスメディアから消されているのではないかと、強い批判を浴びていた。しかし、ルーマンの指摘によれば、「戦争では多くの犠牲者が出ている」というイメージ自体はまた、以前のマスメディアによって構築されているものでもあるという（ルーマン : 2005 : 18）。戦争が起きると多くの犠牲者が出るということは、ほとんど常識的な考え方であり、この考え方をわざわざ否定する必要がない。にもかかわらず、戦場から離れている一般人にとっては、マスメディアが戦争に関する情報を取得する唯一のアクセス方法である限り、

「戦争=多くの犠牲者」というイメージは、マスメディアによって構築されているものなのだと認めなければならないのである。

第三に、ルーマンの構成主義は、反認識論的、反規範論的スタンスを取って、機能的分化した社会システム論という観点から出発し、マスメディアの機能に接近するものなのである。他の機能システムと比べれば、マスメディアシステムがやや特殊であると筆者は考える。他の機能システムは特定する機能を実現するために分化されており、限定されている領域でその機能を果たしているのだというならば、マスメディアシステムは、社会全体という大きい領域まで及び、その機能を実現するのである。

マスメディアの機能は 2 つの側面から捉えられる。マスメディアは「社会システムの自己観察の司令塔」として利用されており、すなわち社会は、「システム自身 (=社会) / 環境」という差異化する方法で自分自身を観察しているのである (ルーマン 2005 : 143)。この社会の自己観察する状態をもとにして、一方では、マスメディアの機能は、アップツーデートされている情報を通して社会の記憶を生産し続けている。社会の記憶はあらゆるコミュニケーションの継続の前提・背景知識に充当されている (ルーマン 2005 : 100 ; 143)。他方では、マスメディアの機能は、四六時中刺激を生成して処理することである。しかもこの刺激は、マスメディアシステムにとどまらず、各システムでも生成される (同上 : 144)。刺激の生成は、システムのオートポイエティック的再生産する過程に大きな意義を持つ。システムはマスメディアからの刺激を受けている限り、情報を差異としてシステムの中に受け入れて、そして自己言及と他者言及との区別を通して、システムの再生産を遂行するのである。刺激を受けることがなければ、システムはトートロジーの状態に陥ってしまう恐れがあり、次第にシステムの自己更新ができなくなるのだと予想される。故に、マスメディアシステムは、「記憶の生産→刺激を受ける状態→情報の処理→リアリティの構築→新しい記憶の生成」といった回帰的自己産出の過程を続けていくのである。他の機能的に分化したシステムは、マスメディアからの刺激を受けるたびに、それぞれの機能に特化しているシステムのコミュニケーションが強化して常態化していくのである (同上 : 145)。マスメディアの機能をひと言でまとめると、各コミュニケーションの継続、各システムの再生産に必要不可欠な諸前提を作ること、および各システムの再生産を促すために刺激を与えること、ということである。

3.2.5. 「価値自由」の問題において試される社会理論

ルーマンの社会理論に見られる姿勢、つまり社会を記述することに専念し、価値判断から

距離を置くという姿勢からは、ひとつのパラドックスが生じる。この姿勢がまたルーマン自身によるひとつの価値判断になっているのではないかというパラドックスである。マックス・ヴェーバー研究の文脈でいえば「価値自由」の問題と重なる。

「価値自由（独：Wertfreiheit；英：Value-freedom）」は概ね次のようなことを指している。社会科学の研究を進める際は、研究者は自らの主観的価値評価を付けないようにする姿勢を保つべきである。また、社会におけるさまざまな価値評価を、自然科学と同様に、客体として科学的に認識し、社会科学の中で説明することができる、ということである。しかし、ヴェーバー自身は Wertfreiheit / Wertfrei に明確な定義をしていなかった故、日本語の文脈では、学問における「価値自由」は「価値判断を交えない」を意味するのか、それとも「自覚的に価値判断をすべき（価値への自由）」なのか、意見が分かれている。前者は「価値判断を排除する」ことを意味する「Wertfrei」の解釈に忠実する主張であり（坂 2014、2019；今野 2021）、後者は「価値からの自由」を実現するための方法で捉えられ、つまり、自覚的に価値判断を充分にしている限り、価値判断の問題から解放して自由になれるという捉え方である（山田 1985）。

ヴェーバー自身は「価値自由」の問題に対し、揺れていたことがあると指摘されている（宇都宮 2020：6-7；今野：2021：143）。すなわち、研究者は研究において自らの価値をもって物事を判断する基準にしてはいけないが、研究者自身はもし何の価値観を持たなければ、素材の選択をすることができず、選択された素材に基づいて個性のある見解を示すこともできなくなるだろう。その結果、ヴェーバーの方法論に従い、研究を通して得た「客観的」な認識が、間接でありながら、どうしても何らかの主観的な前提と結び付けられていると言わざるを得ない。

この「価値自由」の議論は、ルーマンの社会理論の文脈では、システムがパラドックスを克服しながら自分自身を更新し続けている、という形で展開されている。例えば、「ルーマンの社会理論には実はルーマン自身の価値判断が入っている」という情報が、「ルーマンの社会理論の定義」という、ルーマンの社会理論を議論しているさまざまなコミュニケーション（本論もここにある）によって構成されるひとつの「システム」の一部として取り入れられる。一方では、ルーマンの社会理論はルーマンという学者によって作られたものである、とされる。しかし、他方では、この理論は社会を記述するためのひとつの自律的な方法論として、特定の人物の価値判断を基準して動いているわけではなく、ひたすら自己言及と他者言及との区別をシステムに取り入れ、システムの再生産を続けている、と見なすこともできる。その意味においては、「ルーマンの社会理論には実はルーマン自身の価値判断が入っている」というメッセージは、「価値自由」の視座から、ルーマンの社会理論を観察して得た

ひとつの批判的成果であり、この成果はまた「システム」の中に取り入れられることになる。つまり、「ルーマンの社会理論には実はルーマン自身の価値判断が入っている」という情報自体も、「価値自由」の視座からルーマンの社会理論を記述する一部である。その結果、ルーマンの社会理論は「価値判断から距離を置く」ものであることを逆説的に証明しているとも考えられる。

3.2.6. まとめ

最後に、結論として、本論でルーマンの社会理論を援用する理由は、まず、その記述性に重んじる性質があるからである。とりわけ構築主義的アプローチからすれば、価値判断が付いている批判的議論そのものは、批判する矛先と同様に、もうひとつ構築されている認識であるに過ぎないと考えられる。

次に、ヘゲモニー概念が代表とする合意論的権力論のアプローチを採用しない理由は公共圏の概念における状況と類似する。政治の出来事を判断する最終審級の力は、合意による支配力に帰結するからである。このような合意論的権力論のアプローチは、問題点がまだ残されている。故に、カルチュラル・スタディーズのような広義的メディアと政治権力との関係をめぐって議論しようとする方法、または構造主義的観点から、言説分析の手段でメディアと政治権力との関係を接近しようとする方法は、本論は採用しないことにする。

そして、ルーマンの社会理論からのアプローチは、アメリカ発の経験的研究からのアプローチと比べれば、経験的材料による制約を受けない。すなわち、経験的材料は厳密的に言えば、確率論的な意味のみで一般的出来事を解釈することができるのである。主流のマス・コミュニケーション研究のような、経験的研究を積み重ねることで得た知見は、説得力がある理論に一般化することがもちろん可能である。しかしルーマンの社会理論のような、さまざま一般理論に基づいて作られた高度に洗練され論理的思考に基礎付けられる理論を援用し、具体的事例を考えるということは、意義があるのではないか。

最後に、ルーマンの社会理論は認識論による制約を克服し、「システム／環境」という区別をもって、「コミュニケーション」に基づいて社会を観察する視座を提供しているのである。この視座は「普遍的な妥当性」においては要求されないが、代替的な視点としての首尾一貫性がある。ルーマンの社会理論を援用している本論の理論的枠組みでは、権力資源として利用されるマスメディアのリアリティ、およびアクターの行動に働きかける法的権力は、権力コミュニケーション理論に統一されているのである。

3.3. 正当性の概念をめぐる本論としての考え

本論では新たに理論的枠組みを作らなければならない理由は次のようになる。筆者は既に第1章3.4の先行研究の中で提示されている理論的枠組みを評価するが、不十分でもあると述べた。総じて言えば、大石（2006；2014）や駒村（2006）の理論は、ジャーナリズムの日常活動に基づいて総括している経験的なものである。ジャーナリズムと権力との関係性が伝わっているが、もし戦前日本のコンテクストでなければ、その理論は妥当であるとは言い難い。他方、伊藤（2010）は、「正当性」という共通の価値を媒介にする理論的枠組みを提示している。「正当性」は確かに重要な概念であるが、本論では、正当性の概念は採用しないこととする。ここから、正当性に対する筆者の立場を述べておく。

第一に、本論は「正当性」概念のそのものを拒否する意図はない。ただし、正当性の概念は「正当的／非正当的」という区別の下で置かれて初めて意義を持つようになる。ここではルーマンが解説する国家暴力の概念を例として挙げる（ルーマン 2013：240）。国家暴力は、暴力を追放し、秩序を守るために作られたものとして、本来ならば正当性を有していた。しかしその後、国家暴力は正当なものであると主張するならば、「何のために動員されるのか」を説明する「正当な根拠」が、示さなければならないという状況となる。国家暴力の正当性を示す「正当な根拠」は、イデオロギーや、社会におけるさまざまな概念の備蓄としてのゼマンティックによって提供されるが、政治システムの継続的な作動がなければ、それらの根拠を提供することができないのではないか。

故に、筆者からすれば、政治システムと比べれば、正当性の問題は二の次である。まさにルーマンが指摘したように、「政治のほうでは、もし正当化の必要な選択肢がなければ政治など必要なくなるだろうと考えざるをえないのに対し、外部の記述は逆に、分出した政治システムがなければ正統性の問題もないであろう、と見るのである。」（ルーマン 2013：154）

第二に、正当性の概念はそれほど重要ではないという本論の主張は、理性的な討議を経て形成した合意は正当的であるという論点さえも否定していることを意味しない。「理性的な討議を経て形成した合意」は前述したハーバーマスが再定義した公共圏の概念と関連している。この「自然言語の流通で十分可能」な、「一般的了解可能性」に依拠し開かれる「社会的空間」では、もし特定の意見を排除せず、全ての関与者による理性的な合意形成が実現するというならば、最も望まれる状況となる。ハーバーマスが論考しているこの状況は、「主体なきコミュニケーション」であるとルーマンは考える（ルーマン 2013：152）。この「主体なき」の表現から、ルーマンは特定の人による主観的価値判断から距離を取るという姿勢が見られる。

第三に、正当性の概念にある規範的性格と、ルーマンの社会理論にある記述的性格とは相容れない、ということを考えなければならない。「正当性」の概念の展開は、主観的な価値判断とつながっている。ルーマンの社会理論の視座からすれば、正当性の規範的で、理性的な根拠づけの確実性は、「誰か」が調べるものなのか（ルーマン 2013 : 240）、という疑問が生じるからである。つまり、「誰かが調べる」という事態になっているとは言い換えれば、「誰かが調べる」という状態になるまでの、一連の全てのことは正当化されている。すなわち機会主義そのものが正当化している状態なのである。この「機会主義の正当化」が、ルーマンによって問題視される（ルーマン 2013 : 149）。

正当性の概念、つまり「何が正当的だと言えるのか」ということは、社会のあり方を規定し、規範的な性格を持つのである。社会を記述することに志向するルーマンの社会理論にとっては、価値コンフリクトに決着をつける結果は正当的とされること、この機会主義的正当性に、縛られることはない。この正当性は、何らかの必然ではなく、偶発的だからである。ということから、ルーマンは価値狂信のことを拒否する姿勢が見られる。本論の理論的枠組みは、ルーマンの社会理論に基づいているのであるから、ルーマンの社会理論と同様に、記述的性格を有する。故に、正当性の概念を本論では中核に位置付けないことにする。

結論として、正当性をめぐる本論の考えを次のようにまとめる。正当性は、事前に設定しておく前提条件として使用してはならない。換言すれば、「何が正当的である」という主観的確信をもって、出来事の良し悪しに価値判断を下すという立場は、本論では取らない。むしろ本論では、その反対の方向性を持つ。

本論で言及した 2 つの事例で言えば、白虹事件の際に政府当局は新聞紙法を使用して言論を弾圧することは、公権力側の都合のために、法を適用していたのだから、正当的な行動とは言い難い。一方、ロッキード事件では、田中角栄はアメリカ側が仕掛けた策略にハマったから、有罪判決を受けたのだという陰謀説がある。にもかかわらず、ロッキード事件を契機にして「政治とカネ」の関係を見直し、質の高い民主主義を作るための政治改革を推進している。故に、ロッキード裁判が今後の政治領域の不正を防止するという観点からすれば、有権者のための裁判であり、正当性を有するものだと筆者は主張する。

3.4. 現代ネット社会におけるルーマンの社会理論の接点

ルーマンの社会理論、特にルーマンの「2つのリアリティ」論は、ネット社会の現状とは親和性が高い。今日のネット社会では、X（旧 Twitter）、YouTube、TikTok をはじめとする新しいネットメディアの発展により、新聞、テレビが代表例となる従来形態のマスメディ

アは、人気落ちてきているように見られる。しかし、第2章で提起したルーマンの「2つのリアリティ」論の視座からすれば、いわゆる「新しいネットメディア」は広義的マスメディアの概念の射程に入っているのである。

ルーマンはマスメディアの定義を、「複製のための技術的手段を利用してコミュニケーションを伝播する社会のあらゆる装置を包括するものとする」という（ルーマン 2005 : 8）。「複製のための技術的手段」であるから、下記の物はすべて「マスメディア」と見なされ得る。印刷される本、雑誌、新聞はもちろん、不特定多数の相手に向けて作られて、一般消費者向けの写真や電子データ、また誰でもアクセスすることのできる、電波を通して伝達されるコミュニケーション、そして講演会、演劇、コンサート、展覧会などパフォーマンスを記録し、流通するために用意されているフィルムやディスクなどの記憶媒体、などが挙げられる。それに対し、中世の代書工房で手書きした原稿はマスメディアではない。また、公開している場所で行われる講演、演劇、コンサート、展覧会など、一回きりで再生できないパフォーマンスは、マスメディアでもない（ルーマン 2005 : 8 ; 馬場 2020 : 5-6）。

ネットメディアもマスメディアであると主張する理由は2つがある。ひとつは、上記マスメディアの定義の中の「複製のための技術的手段」のだからである。この技術的前提がある限り、インターネットで受け手としてコミュニケーションに参加した人は、今度は送り手として、情報を複製して発信することができる。つまり、コミュニケーションの継続、コミュニケーションの再生産ができるようになるのだということである。

もうひとつは、不特定多数の人々に対して発信する際に、受け手が読みたいことを事前に予想して、受け手のニーズに合わせて発信内容を用意しなければならない。はっきり言うと、「バズる」内容、「いいね」を押してくれる内容、オーディエンスの共感を呼んでくれる内容が、発信されなければならないのである。ネットメディアのこの現状は、従来のマスメディアとは全く同様に、送り手側が知っている「受け手像」に基づいて情報発信しているのである。

このようなネットメディアとマスメディアとの連続性に対して、佐藤（2023）は次のようにまとめている。「ネットメディアは印刷メディアを高次化・高速化したものにあたる。それはいわば『一人でもできるマスメディア』である。そういう意味では、私たちは今も昔も、同じメディア社会を生きている」ということである（佐藤 2023 : 25）。

4. 理論的枠組みの修正と応用例

4.1. 理論的枠組みの修正

第1章で作りに上げた理論的枠組みと、第2章で提起した「2つのリアリティ」のこと、および「合法的権力」に基づき、白虹事件とロッキード事件を対象とする事例研究を行った。権力コミュニケーション論の下で作られたこの理論的枠組みは、有効であると確認されると同時に、一部の修正が必要となる。権力資源としてのマスメディアのリアリティ、並びに合法的権力論は、ひとつの権力コミュニケーション論の枠組みに組み込むことができるからである（表5-1）。

本項では、この理論的枠組みが構成してきたプロセスを改めて整理することとする。この作業を通して、この理論的枠組みの妥当性が確認され得るのである。

第一に、マスメディア、公権力、オーディエンスといった三角関係を表すこの理論的枠組みは、ルーマンの権力コミュニケーション論に基づいている。そのため、(1)～(6)の6つの矢印は、6つの権力コミュニケーションに対応しているのである。権力コミュニケーション論は理論的枠組みの妥当性を担保するということが、他の三角関係モデルから区別できる最大の違いなのである。

第二に、(1)～(6)の6つの権力コミュニケーションは成り立っている理由は、権力保持者が権力資源を有するからである。多くの場合、権力保持者が提供している否定的サンクションが、この権力資源を有効化している。否定的サンクションを実現する可能性を示唆することで、いわば「脅し」を通して、権力服従者の行動を動機づけるのである。その上で、法は第二コードとして要請されて、「合法／不法」という差異化を通して、「合法的」権力も、権力服従者の行動を動機づけることができるのである。

第三に、ルーマンの「2つのリアリティ」論を導入することで、マスメディアの権力資源の本質を明確にしている。個々のマスメディア組織は日常のマスメディア活動で、オーディエンスが読みたい、知りたいことを予想しなければならない。この予想している状況を踏まえて全体社会を観察し、つまりマスメディアシステムへの自己言及と社会システムへの他者言及との差異化を行い、その差異化した結果を情報として取り入れ、マスメディアシステムの内部でマスメディアのコミュニケーションを生産し、マスメディアのリアリティを構築している。このマスメディアのリアリティが、オーディエンス側の社会に対する認識に影響するため、社会のリアリティの基礎を成しているのである。したがって、マスメディアの権力資源の本質は、上記したマスメディアのリアリティのことであると筆者は主張する。この理論的成果は、矢印の(2)と(3)に対応している。

一方、マスメディアのリアリティの影響力は無限に増殖していくわけではない。マスメディアはオーディエンスが必要なリアリティを提供しなければならないのだから、消費者としてのオーディエンスは買ってこないこと、不買運動（ボイコット）は起こるという可能性が予想される。また、事実無根の報道、裏付けのないリアリティをばらまいて、人の名誉を傷つけた場合、該当するマスメディアは法的措置を受ける可能性が高い。以上の 2 つの例はそれぞれ、矢印の (4) と (1) と対応している。(5) と (6) に関しては、下記の表 5-1 を参照されたい。

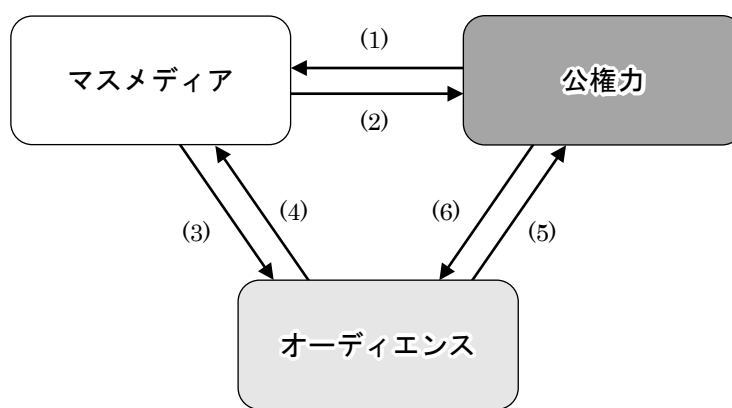


図 5-6 マスメディア、公権力、オーディエンスの 3 者の権力関係のイメージ (修正)

表 5-1 6 つの権力方向およびその代表例 (修正)

番号	方向	権力コミュニケーションの例
(1)	公権力→マスメディア	正当的、または不正的法的規制、 情報提供の拒絶による否定的サンクション
(2)	マスメディア→公権力	マスメディアのリアリティ (メディア世論)、 例: 否定的報道と論評、法的権力を動員する権利
(3)	マスメディア→オーディエンス	マスメディアのリアリティ (メディア世論)、 例: 議題設定機能、出来事の物語化
(4)	オーディエンス→マスメディア	社会のリアリティ (外部世論) 例: オーディエンスの反応 不買の権利 (否定的サンクション)
(5)	オーディエンス→公権力	選挙権、法的権力を動員する権利、 社会のリアリティ (外部世論)
(6)	公権力→オーディエンス	正当な法的権力で規範されている強制の力または物理的暴力の使用可能性

また、第 2 章の 2.7 で言及したように、筆者は市民社会または公共圏の捉え方を採用せ

ず、オーディエンスを、「マスメディアと公権力との力関係」を観察する視座に位置付けている。本論では、オーディエンスは厳密的な概念ではない。公権力の権力者に対して権力を持つのは、有権者であり、マスメディアに対してボイコットすることができるのは、消費者である。このような二面性の下で、言い換えればオーディエンスのことを同定できないという状況の下で、オーディエンスは、マスメディアと公権力との力関係を観察する「外部環境」に位置する、ということが妥当だと筆者は考える。

マスメディアと公権力との力関係の進み具合では、マスメディアと公権力との両方は、常にオーディエンスを意識しながら行動している。なぜならマスメディアと公権力は、常にオーディエンスに注目されたり観察されたりしているように感じているからである。マスメディアと公権力は、オーディエンスからの視線を感じて、オーディエンス側の期待を裏切らないように行動しなければならない理由は、「オーディエンス」という外部環境がシステムの中にコピーされるからである（前掲した図 5-4 を参照）。故に、本論では「オーディエンス」は「市民」のことではないが、マスメディアと公権力との力関係を観察する視座に位置付けられるため、マスメディアと公権力の権力者に対しては、常に抑止力を有するのである。

4.2. 理論的枠組みの応用例

本論で提出した三角関係の理論的枠組みにおいて、最大の特徴は、「普遍主義と特殊化の結合」である。つまり、同じ三角関係の理論的枠組みが、白虹事件とロッキード事件との両方に通用するという点である。(1) から (6) までの矢印の配置は、どの事件においても通用するが、矢印の中身のみが歴史的変化に応じて、自由に配置することができる。この理論的枠組みを利用することで、白虹事件とロッキード事件との比較から見られる歴史的変化は、下の表にまとめられる。

表 5-2 白虹事件とロッキード事件との比較から見られる歴史的変化

番号	方向	白虹事件	ロッキード事件
(1)	公権力の権力者 ↓ マスメディア	法的規制（言論弾圧）	正当的法的規制
(2)	マスメディア ↓ 公権力の権力者	弱いマスメディアのリアリティ（メディア世論） 弱い法的権力を動員する	強いマスメディアのリアリティ（メディア世論） 強い法的権力を動員する
(3)	マスメディア ↓ オーディエンス	弱いマスメディアのリアリティ（メディア世論）	強いマスメディアのリアリティ（メディア世論）
(4)	オーディエンス	社会のリアリティ（外部世	社会のリアリティ（外部世

	↓ マスメディア	論)、 不買の権利 (否定的サンクシ ョン)	論)、 不買の権利 (否定的サンクシ ョン)
(5)	オーディエンス ↓ 公権力の権力者	弱い法的権力を動員する権 利、 社会のリアリティ (外部世 論)	選挙権、 法的権力を動員する権利、 社会のリアリティ (外部世 論)
(6)	公権力の権力者 ↓ オーディエンス	強制の力または物理的暴力の 使用可能性	正当な法的権力で規範されて いる強制の力または物理的暴 力の使用可能性

このように、本論で提出しているこの理論的枠組みは、マスメディア、公権力、オーディエンスといった 3 者の関係性を反映している同時に、歴史的变化に応じて、その都度の時代の文脈をも反映している。表 5-2 で示した 6 つの権力コミュニケーションはその力の大きさが、時代によって変動していることが分かる。白虹事件では、マスメディアのリアリティの力は弱く、法的権力は道具扱いされて、政治的権力の都合に合わせて利用されていた。他方、ロッキード事件は、まずその事件の背景から、戦前とは異なる様相を呈する。憲法で確立している言論の自由の原則、法的権力の脱道具化、普通選挙の定期的実施といったことなどが、制度的背景となっているからである。戦後の日本はいわば「法治国家」として成り立っており、政治的権力による明らかな干渉行為が認められないのである。さらに、マスメディアが社会的に浸透しているという状況を踏まえれば、次のような事実、つまりマスメディアのリアリティが権力資源と見なされているという事実が考えられるのである。

この理論的枠組みの妥当性は、本論で言及していない他の事例においても期待され得る。例えば、リクルート事件およびその後の政治改革で起こっていた一連の出来事を、本論の理論的枠組みからするならば明快に説明できる。田中派に叛旗を掲げ、同派を乗っ取る形で成立した竹下派(経世会)は、昭和末期から平成初期にかけて「経世会支配」と言われるほど、巨大な政治的権力を持っていた時期がある。しかし、リクルート事件の発覚は、その派閥の分裂の遠因となっており、この事件はさらに、政治資金規正法の継続的改正、小選挙区制の導入といった、平成期の政治改革の契機となる。つまり、与党の中に最も実力を有する派閥だとしても、その派閥に所属する政治家の不正が発覚されるとするならば、政治権力のコミュニケーションにおける力関係の進み具合は、必ず変化が生じてくる。しかし、マスメディアに関する次の重要な事実も看過してはならない。すなわち、事件をきっかけとして始まった平成期の政治改革は、もしマスメディアによる継続的な報道がなければ、その改革を最後までやり遂げることは難しくなると考えられる。

故に、リクルート事件はロッキード事件と同じような三角関係が見られる。マスメディア、

公権力、オーディエンスといった 3 者の関係性において、権力コミュニケーションが展開されているのである。ここでは、ロッキード事件という「前例」が非常に重要である。つまり、不正が公に晒されている以上、その不正を正さなければならないということである。その結果、リクルート事件はロッキード事件と似たような「政治とカネ」の問題として認識され、マスメディアによって報道されていたのである。

さらに一歩進めれば、現在進行している出来事も、この理論的枠組で考えてみれば、将来の見通しを立てることができるのではないか。しかし、この「見通しを立てる」ことにおいては、次の 2 点が注意されなければならない。ひとつは、過去の出来事を解釈することとは異なり、この枠組みで現在進行中の出来事に見通しを立てるといふならば、情報の不足が最大の難所である。その出来事に関連する全ての事実が把握され得ない限り、見当間違いの予測も免れない。もうひとつは、本論で提出しているこの「理論的枠組み」をも含め、過去の出来事を解釈するためのさまざまなアプローチは、あくまでもひとつの「観察」の仕方であるに過ぎない。故に、ある特定の「観察」の仕方の下で、過去の出来事に対して新しい記述・異なる解釈を得ていることがある。またこの特定の「観察」の仕方を使って出来事のこれからの行方を考える際、人はそれぞれ、全く違う予測を立てることが起こり得る。もちろん、この特定の「観察」の仕方そのもの自体は、また別の論文では議論される対象ともなり得る。この「観察」に対して「観察」をする論文とは、いわば「観察の観察」ということに該当するのである。

ロッキード事件やリクルート事件の「前例」と、上記した 2 つの点を踏まえて、「政治とカネ」に関連する令和版の事例を見よう。2023 年 12 月から、自民党内派閥のパーティー券収入の一部不記載、パーティー券のノルマの設定、キックバック問題などで、露呈している政治資金の裏金化問題が、再び注目されている。最大派閥の安倍派は、政治資金収支報告書に記載しなかった金額が最も多かったとされる。「政治とカネ」の問題にあたって、政治資金規正法の新たな改正、政治資金の正しい集め方と使い方が、社会的議論されはじめている。これまで自民党の人事を左右し党内部の利害関係を協調するのに機能してきた「派閥」という組織の形式は現在、「麻生派」以外の全てが解消しているようだが、旧派閥でまとまっていたいくつかの勢力は、代わりにどのような形で再編していくのかは不明のままである。2024 年 9 月に行われる自民党総裁選では、立候補する人数が史上最多の 9 人に達している中、これまでの派閥政治に力が弱かったとされる石破茂が選出され、次の首相として政権運営に担当することになる。

石破の選出は、2 回目の決選投票になってから 1 回目の投票で 1 位だった高市早苗を逆

転したのだから、旧派閥のリーダーの指示による動きが、石破が選出されるひとつの要因ではないかと考えられる。今回の総裁選の流れを作ったのは、岸田文雄首相と見られているが、しかし安積（2024）が指摘しているように、すべての票が「ボス」の思惑通りに動いたとは限らず、投票しに来た自民党議員はそれぞれ、自分の議員選挙のことをも視野に入れて考えなければならなかったのではないかと。つまり、石破総裁の誕生は、自民党内部のキングメーカーが決めたことではなく、パーティー券政治資金の裏金問題が発覚してから一連の出来事による影響で、石破が総裁に選ばれたという結果になっているのである。

その後、パーティー券政治資金の裏金問題は2024年の衆議院総選挙（第50回）において、自民党にネガティブな影響を与え続けている様子である。これまで長い間政権運営を担当してきた自民党と公明党の連立政権は、2009年以降初めて過半数を割り込み、有権者から厳しい審判を受けた。それに対して、立憲民主党や国民民主党は議席数が大きく成長した。続投を表明した石破は総裁として、党の結束を維持して一致団結するように努力する一方、パーティー券政治資金の裏金問題で失望させられた有権者を向けて、信頼回復のために具体的な改善策、再発防止策を提出しなければならない。特に、首相を経験した野田佳彦が立憲民主党の代表として選出された最近の状況を鑑み、自民党は強力な論敵を向き合わなければならない。自民党が民主主義の原則に相応しい新たな政治改革の案を提出して、改革の見通しを立てることができなければ、自民党内部をはじめとする日本の政界では、より大きな政治勢力の再編が現れるのではないかと。2024年の衆院選後、自公連立政権が過半数を維持できない状況を受け、与党は野党に協力を求めざるを得ない状況に追い込まれる。その結果、自公連立政権が「少数与党」として組閣することとなり、今後の政権運営は綱渡りの状態が見込まれる。一方、自民党はその内部の対立や争いが続き、党全体が不安定な時期に突入する可能性が高い。

他方、世界平和統一家庭連合に関する問題が、予想外の銃撃事件で表面化されており、マスメディアによる継続的な報道に伴い、政治と特定の宗教団体との不正な関連が問題視され、この宗教団体との関係を是正するように求められた。事件が突然に表面化したという点においては、ロッキード事件とは類似する。銃撃事件を契機にして、この宗教団体と政治との不正な連結が、マスメディアを経由して世の中に知れ渡る。マスメディアの報道が、公権力側を不利な立場に追い込む所以である。

保守傍流の代表とされる安倍晋三は、2012年末に発足した第二次安倍内閣から2020年までの間、歴代首相の連続在職日数を更新し、稀な政治的統治力を示した。2022年夏の銃撃事件に遭って命を落とすことになるまで、安倍は自民党内最大派閥である清和会（通称：安倍派）を率い、積極的に政治活動を展開していた。銃撃犯の山上徹也は、宗教団体「世界

平和統一家庭連合」の被害者である立場から、該当団体と密接な関係を持つと見られる代表的な政治家、安倍を銃撃することに決断したという。この事件を契機に、自党内複数の政治家とこの宗教団体とは癒着していた事実が表面化し、マスメディアの報道を通じて、社会的問題として浮上した。この予想外の銃撃事件で、同宗教団体は解散する方向に導かれている。政治と特定の宗教団体との関係にある不正は、いったん沈静化しているように見られる。事件の影響で、最大派閥の安倍派は集団指導体制の転換を余儀なくされたが、また前述したパーティー券政治資金の裏金問題の影響を受け、安倍派自体が解散することになった。今回の衆議院選挙（第 50 回）で旧安倍派に所属していた複数の議員は逆風を受け、過半数が落選する結果となった⁶。

最近起こった両事件はまだ進行中であるため、明確な結論が出せないが、本論の理論的枠組みを利用すれば、次のような展望が見込まれる。一方では、自党内における「派閥」という形式は、麻生派を含め、すべてが解消されていくだろう。政治資金の使用をめぐる、さらなる厳しい規範が定められる。他方では、政治家は自分と宗教団体との関係を見直し、その関係をより慎重に維持していく。しかし、「世界平和統一家庭連合」のような宗教団体はなくなっていくとは考えにくい。憲法で定められる「信教の自由」の下で、如何なる基準で特定の宗教法人を「カルト」と認定することができるのか、他国の事例を参照するばかりではなく、蓄積された研究と議論をアジェンダに盛り込み、そのアジェンダを着実に推進しなければ何も始まらない。事件から 2 年を経過した現在、銃撃事件は現状を変える契機とはなっていないようである。

また、この両事件を取り上げることで、マスメディアのリアリティが持つ権力性を筆者は改めて強調する。戦後の日本において、法的権力を動員することで政治領域の不正を正すことは可能だと見られるが、マスメディアのリアリティが権力資源として機能する側面は看過されてはいけぬ。マスメディアの報道で世間に知れ渡ることこそが、権力コミュニケーションにおける力関係上の進み具合を変化させる契機なのである。この現象は、既に本論で提起しているいくつかの事件で見られるのではないか。

5. むすび

マスメディアと公権力との力関係を如何にして理論的記述をすれば妥当であるのか、こ

6 「旧安倍派、当選は 2 2 人 勝率 4 割、裏金事件が影響【2 4 衆院選】」時事ドットコム, 2024 年 10 月 28 日, <https://www.jiji.com/jc/article?k=2024102801082&g=pol>, 2024 年 10 月 31 日閲覧

の本論冒頭の問いを振り返り、筆者は、ルーマンの社会理論に基づいて新しい理論的枠組みを作り上げ、この問題に答えているのである。

権力コミュニケーション理論では、アクターの行動を動機づけることをめぐって、否定的サンクションを実現する可能性を示唆するという「脅し」が、理論の中核に置かれている。両方のアクターの力関係を示す「劣位／優位」は、アクターのそれぞれの「権力を持つ／権力を持たない」で判断する根拠となっている。この権力コミュニケーションの基本型を踏まえて、「合法／不法」という二項図式は権力の第二コードとして要請される。「劣位／優位」は選好コードとしてアクターを動機づけることができない際は、「合法」的権力のみが、アクターの行動を動機づけることができるのだからである。

マスメディアが権力資源を有する理由に関して、よく考えられるパターンは次のようなものが挙げられる。マスメディアは市民の声を代弁する役目があるから、市民から期待を寄せられることで権力を有するのである。そのように考えられる理由は、市民社会が成立している背景の下、民主主義的価値から出発し、公的権力を司る政治的権力と個人的利害を守る市民社会とは対立している構図が想定されているからである。

しかし、「2つのリアリティ」論からすれば、リアリティは如何にして構築されてきたのかに関しては、リアルなリアリティ、つまり事実関係の真相が確かに重要であるが、結局のところ、リアリティはすべてが観察者の見方次第となっている。マスメディアシステムは全体社会（ゲゼルシャフト）を観察し、そのシステムの中で、受け手のニーズに合わせて構築されてきたマスメディアのリアリティが、技術的複製手段を通して社会的に届けられる。故に、マスメディアが権力資源を有する理由は、このようなマスメディアのリアリティの権力性に由来するのだから、という考え方も妥当である。

本論の後半では、日本の戦前に起こった「白虹筆禍事件」と戦後に起こった「田中金脈問題・ロッキード事件」といった2つの事例が、研究の対象となっている。この2つの事例研究を通して、理論的枠組みの有効性が確認される。また、マスメディアと公権力との力関係において、バランスの進み具合を考察することを通して、日本の戦前から戦後にかけての歴史的变化が、把握することができる。この歴史的变化は、一方では、マスメディアのリアリティと法的権力に見られる強弱の度合いが、力関係のバランスの状態を左右するということにある。この強弱の度合いに変化が生じた理由は、法によって規範される政治的権力が、権力コミュニケーションにおけるアクターを動機づけることができる故、マスメディアのリアリティの権力資源化を担保している、ということにある。他方では、白虹事件からロッキード事件にかけて、この力関係で見られる歴史的变化は、ルーマンの社会理論の視座から見るシステムの機能的分化の度合いが、低い状態から高い状態まで変化してきた傾向と重

なる。マスメディアシステム、政治システム、法システムが高度に分化しているほど、それぞれが自律的な機能システムとして成立する。つまり、システムは他システムからの干渉を受けにくくなると同時に、高い自己同一性を維持することができるのである。

本論では、社会学の理論を研究する立場に立ち、このような考察の結果を踏まえ、抽象化している理論的枠組みを利用して出来事を分析すれば、特定の歴史的背景、特定の文脈、特定の価値判断による影響を最小限に抑えることができるのではないかと期待される。もちろん、歴史研究で見られるようなアプローチ、つまり事件の展開に関するさまざまな情報をことごとく整理して考察する方法を否定するつもりはない。逆に、緻密な歴史研究や資料として参照できる先行研究がなければ、本論は研究として成り立たない。そうであったとしても、個別の事例における文脈に執着するだけで、抽象的理論を敬遠することは、経験的研究の積み重ねにとどまる可能性があるかと筆者は考える。

本論で提起した白虹事件とロッキード事件で例えば、天皇的国家観は優位に立っていたこと、あるいは民主主義制度が確立していることで、両事件の決着の付け方は異なっているということが最終的帰結ではない。「二重の偶発性」の下で、機会主義的に形成している力関係の進み具合こそが、中心的問題点なのである。結果として、物事の外見に惑わされることなく、物事の本質に迫るのではないか。したがって、権力コミュニケーション論と「2つのリアリティ」論といったルーマンの社会理論に基づいて作り上げたこの理論的枠組みは、マスメディアと公権力との力関係を分析する際の、妥当な分析装置である。今後、この理論的成果を利用し、他の事例におけるマスメディアと公権力との力関係上のせめぎ合いを分析することが期待される。

参考文献

英語文献

- Bachrach, Peter, and Baratz, Morton S. (1962) "Two Face of Power", *The American Political Science Review* 56(4), 947-952.
- Dahl, Robert A. (1957) "The concept of power". *Behavioral science*, 2(3), 201-215.
- Habermas, Jürgen (1991) Chapter 2 "Social Structures of the Public Sphere", Section 4 "The Basic Blueprint", *The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society*. Translated by T. Burger with the assistance of F. Lawrence. The MIT Press, 27-31.
- Hall, Stuart (1980). "Encoding/ decoding". *Culture, Media, Language: Working papers in Cultural Studies, 1972-79*. Edited by S. Hall, D. Hobson, A. Lowe and P. Willis. Routledge, 117-127.
- Haugaard, Mark (2020) "Introduction: Conceptions of power and an overview". *The Four Dimensions of Power: Understanding Domination, Empowerment and Democracy*. Manchester University Press.
- Konertz, Paul (2020) "Niklas Luhmann's Theory of Power". *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, 106 (3):384-405.
- Kunelius, R., and Reunanen, E. (2012) "Media in Political Power: A Parsonian View on the Differentiated Mediatization of Finnish Decision Makers". *The International Journal of Press/Politics*, 17(1), 56-75.
- Luhmann, Niklas (1995) "The Paradox of Observing Systems". *Cultural Critique*, 31, 37-55.
- Luhmann, Niklas (2000) *The Reality of the Mass Media*, Translated by Kathleen Cross, Stanford University Press
- Luhmann, Niklas (2017) *Trust and Power*, translated by Howard Davis, John Raffan and Kathryn Rooney, ed. Christian Morgner and Michael King, Polity Press
- Lukes, Steven (2005) *Power: A Radical View* (second edition), Palgrave Macmillan. First published 1974
- Parsons, Talcott (1986) "Power and the Social System". *Power*, ed. Steven Lukes. New York: New York University Press. First published June 1963 as "On the Concept of Political Power." *Proceedings of the American Philosophical Society*: 232-262.
- Strömbäck, Jesper (2008) "Four Phases of Mediatization: An Analysis of the Mediatization

of Politics”. *The International Journal of Press/Politics* 13 (3): 228-246.

Thompson, John B. (1995) *The Media and Modernity: a social theory of the media*, Polity Press.

von Foerster, Heinz (2003) “On Self-Organizing Systems and Their Environments”. In: *Understanding Understanding: Essays on Cybernetics and Cognition*. Springer, New York, NY. pp.1-19.

Weber, Max (1946) *From Max Weber: Essays in Sociology*, Translated by H.H. Gerth, Wright C. Mills. Oxford University Press

日本語文献

朝日新聞百年史編修委員会 (1991) 『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』朝日新聞社

朝日新聞百年史編集委員会 (1994) 『朝日新聞社史 昭和戦後編』朝日新聞社

朝日新聞百年史編集委員会 (1995) 『朝日新聞社史 資料編』朝日新聞社

安積明子 (2024) 「総裁選『高市失速→石破大逆転』が起きたなぜ：ノーサイドで最後に笑ったのは誰だったのか」東洋経済オンライン, <https://toyokeizai.net/articles/print/830530>, 2024年9月29日, 2024年10月2日閲覧

有山輝雄 (1986) 『『中立』新聞の形成：明治中期における政府と朝日新聞』『成城文藝』第117号, pp.30-54

有山輝雄 (1995) 『近代日本ジャーナリズムの構造 大阪朝日新聞「白虹事件」前後』東京出版

有山輝雄 (1996) 『占領期メディア史研究：自由と統制・1945年』柏書房

有山輝雄 (2004) 「第4章 『民衆』の時代から『大衆』の時代へ：明治末期から大正期のメディア」『メディア史を学ぶ人のために』有山輝雄, 竹山昭子編, 世界思想社

有山輝雄 (2021) 「幻想のジャーナリズム 『中立』『不偏不党』の名の下での戦争報道」『Journalism』2021年4月号 (No.371), 朝日新聞社ジャーナリスト学校, pp.42-47

井川充雄 (2018) 「第2章 ジャーナリズム史：日本型報道規範の形成史」『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために〔第2版〕』大井真二, 田村紀雄, 鈴木雄雅編, 世界思想社

井口暁 (2011) 「ルーマン権力論の構図：権力概念と政治的権力論を中心に」『社会システム研究』(第23号) pp.119-157

石郷岡建 (2015) 「ウクライナ危機の背景の東西分裂とその行方」『比較経済研究』52 (2), pp.33-50

伊藤高史 (2006a) 「第3章 公的領域としての思想の市場と管理社会論」『「表現の自由」の社会学：差別的表現と管理社会をめぐる分析』, 八千代出版

- 伊藤高史 (2006b) 「第 1 章 権力とジャーナリズム研究の系譜」『ジャーナリズムと権力』, 大石裕編, 世界思想社
- 伊藤高史 (2010) 「第 1 章 ジャーナリズムが社会を動かすメカニズム: 政治社会学的ジャーナリズム研究と正当性モデル」『ジャーナリズムの政治社会学: 報道が社会を動かすメカニズム』, 世界思想社
- 伊藤正徳 (1943) 『新聞五十年史』, 鱒書房
- 井庭崇 (2011) 「序章 社会をシステムとして捉える: 社会システム理論入門」『社会システム理論: 不透明な社会を捉える知の技法』井庭崇 編著, 慶應義塾大学出版会 pp. 1-36
- 今野元 (2021) 「Wertfrei は「価値自由」か——ヴェーバー研究におけるドイツ語解釈を巡って——」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』第 22 号, pp.127-148
- ヴェーバー, マックス (1972) 『社会学の根本概念』清水幾太郎訳, 岩波文庫 (白 209-6), 岩波書店
- 宇都宮京子 (2020) 「価値自由の意味と可能性」『東洋大学社会学部紀要』第 58-1 号, pp.5-19
- 梅田拓也 (2018) 「社会理論とメディア研究: ニクラス・ルーマンのマスメディア理論の再解釈」『マス・コミュニケーション研究』No.92, pp.87-104
- 江藤淳 (1989) 『閉された言語空間: 占領軍の検閲と戦後日本』文藝春秋
- 大石裕 (2006) 「はじめに」『ジャーナリズムと権力』, 大石裕編, 世界思想社
- 大石裕 (2014) 「第 1 章 ジャーナリズムと権力」『メディアの中の政治』, 勁草書房
- 大澤真幸 (2019) 『社会学史』講談社現代新書 2500, 講談社
- 岡満男 (1977) 「第 12 章 新聞の企業化」『改定 近代日本新聞小史』ミネルヴァ書房
- 奥山俊宏 (2016) 「秘密解除 ロッキード事件: 田中角栄はなぜアメリカに嫌われたのか」岩波書店
- 小澤正明 (1988) 『朱熹集註論語全訳』白帝社
- 加藤常賢 (1983) 『新釈漢文大系 25 書経 (上)』明治書院
- 金沢敏子ほか (2016) 『米騒動とジャーナリズム 大正の米騒動から百年』金沢敏子・向井嘉之・阿部不二子・瀬谷實著, 梧桐書院
- 川崎修 (1998) 「権力」『岩波哲学・思想事典』廣松渉ほか編, 岩波書店, p.475
- 川崎修 (2012) 「第 2 章 権力」『現代政治理論 [新版]』川崎修・杉田敦編, 有斐閣アルマ, 有斐閣
- ギデンズ, アンソニー (2004) 「第 14 章 統治と政治」『社会学 (第 4 版)』松尾精文ほか訳, 而立書房
- クニール, ゲオルク他 (1995) 『ルーマン 社会システム理論』ゲオルク・クニール、アルミン・

- ナセヒ著, 館野受男・池田貞夫・野崎和義訳, 新泉社
- 児玉隆也 (1974) 「淋しき越山会の女王」文藝春秋, 1974年11月号
- 小西友七・南出康世編 (2001) 『ジーニアス英和大辞典』, 大修館書店
- 駒村圭吾 (2006) 「第2章 法制度から見た『ジャーナリズムと権力』」『ジャーナリズムと権力』, 大石裕編, 世界思想社
- 最高裁判所 (1969) 「取材フィルム提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告」『最高裁判所判例集』最高裁判所公式サイト, https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50977, 2024年3月15日閲覧
- 酒井啓子 (2023) 「『アラブの春』の挫折と教訓: 中東の反政府抗議運動が向かう先」『中央公論』137 (3) =1672, pp.40-47
- 坂敏弘 (2014) 「Max Weber の‘価値自由’の科学論的意義: テキストの再検討」『社会学評論』65巻2号, pp.270-286
- 坂敏弘 (2019) 「Max Weber の価値自由の由来——H. Rickert と H. Münsterberg」北海道哲学会『哲学年報』64号, pp.19-38
- 坂本治也 (2017) 「第1章 市民社会論の現在——なぜ市民社会が重要なのか」『市民社会論——理論と実証の最前線』坂本治也編, 法律文化社
- 佐々木隆 (1999) 「第4章 日露戦争と新聞の変貌」『日本の近代14: メディアと権力』中央公論新社
- 佐藤俊樹 (2023) 『メディアと社会の連環: ルーマンの経験的システム論から』東京大学出版会
- 下村晃平 (2024) 「2020年前後における『ネオリベラリズム』の使用例に関する考察: アダム・スミス研究所とネオリベラル・プロジェクトを事例として」立命館大学人文科学研究so紀要(139) pp.107-129
- 朱迪 (2022) 「権力概念とマスメディア: 社会学的理論研究の視点から」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』(35), pp.21-38
- 朱迪 (2023) 「『不偏不党』の両義性と権力コミュニケーション: 白虹事件を例として」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』(36) pp.37-53
- 自由国民社編集部編 (1983) 「田中角栄・全視点: ニッポン・デモクラシーの構造」自由国民社
- 鈴木純一 (1999) 「異文化理解とコミュニケーション理論: ダブル・コンティンジェンシーとルーマン」『多文化社会における合意形成』伊藤直哉・鈴木志のぶ編著, 北海道大学言語文化部, pp.85-97
- 鈴木純一 (2015) 「社会システムの環境としての公共圏」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』(20), pp.3-15

- ステイード, ウイックム (1998) 「第 7 章『商業ジャーナリズム』『理想の新聞』浅井泰範訳, みすず書房, pp.207-226
- 外岡秀俊 (2021) 「メディアは『中立・客観』を離れ、開かれた『公正』報道を目指せ:『多事争論』再び」『Journalism』2021 年 4 月号 (No.371), 朝日新聞社ジャーナリスト学校, pp.4-10
- 竹内郁郎 (1990) 『マス・コミュニケーションの社会理論』東京大学出版会
- 立花隆 (1974) 「田中角栄研究: その金脈と人脈」文藝春秋, 1974 年 11 月号
- 立花隆 (1976a) 「田中角栄研究 全記録 上=金脈追及・執念の 500 日」講談社
- 立花隆 (1976b) 「田中角栄研究 全記録 下=ロッキード事件から田中逮捕まで」講談社
- 田原総一郎 (1976a) 「アメリカの虎の尾を踏んだ田中角栄」『中央公論』1976 年 7 月号, pp.160-180
- 田原総一郎 (1976b) 「北京の晴舞台で田中角栄は何を見たか」『中央公論』1976 年 8 月号, pp.257-272
- 筑紫哲也 (1983) 「新版 総理大臣の犯罪: 田中角栄とロッキード事件」サイマル出版会
- 辻田真佐憲 (2018) 「いまま変わらない言論弾圧事件 自由を圧迫する『社会的なるもの』」『Journalism』2018 年 1 月号 (No.332), 朝日新聞社ジャーナリスト学校, pp.100-107
- 鳥塚亮 (2019) 「もしロッキード事件が起きていなかったら全日空はどうなっていたかという仮説」エキスパート, Yahoo!ニュース, <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/4b5a7980ae8b6a37784936109f14a30323dea5a4>, 2024 年 4 月 5 日閲覧
- 内閣官報局 (1909) 「新聞紙法」『法令全書』明治 42 年, 法律の部, 内閣官報局, pp.129-137. 国立国会図書館デジタルコレクション, <https://dl.ndl.go.jp/pid/788064/1/110> (参照 2024-05-06)
- 長岡克行 (1986) 「訳者解説 社会システム論と権力」『権力』ニクラス・ルーマン著, 長岡克行訳, 勁草書房
- 長岡克行 (2006) 「序論 社会の理論の新しい試み」『ルーマン/社会の理論の革命』勁草書房
- 長岡克行 (2006) 「第 1 章 社会の理論に先立つ決定」『ルーマン/社会の理論の革命』勁草書房
- 中曾根康弘 (1996) 『天地有情: 五十年の戦後政治を語る』文藝春秋
- 仁平典弘 (2017) 「第 10 章 政治変容——新自由主義と市民社会」『市民社会論——理論と実証の最前線』坂本治也編, 法律文化社
- 日本新聞協会 (2006) 「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」日本新聞協会公式サイト, https://www.pressnet.or.jp/statement/report/060309_15.html, 2024 年 8 月 15 日

閲覧

- 根津朝彦 (2019) 『戦後日本ジャーナリズムの思想』, 東京大学出版会
- 野林靖彦 (2015) 「図と地の解釈学：意識下に沈む無名存在の探求」『麗澤大学紀要』第 98 巻, pp.51-61
- パーソンズ, タルコット (1978) 『社会システム概論』 倉田和四生訳, 晃洋書房
- ハーバーマス, ユルゲン (1973=1994) 『(第 2 版) 公共性の構造転換：市民社会の一カテゴリーについての探究』 細谷貞雄・山田正行訳, 未来社
- ハーバーマス, ユルゲン (2002) 『事実性と妥当性 (上)：法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』 河上倫逸・耳野健二訳, 未来社
- ハーバーマス, ユルゲン (2003) 『事実性と妥当性 (下)：法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』 河上倫逸・耳野健二訳, 未来社
- 長谷川如是閑 (1919=1990) 「『大阪朝日』から『我等』へ」『長谷川如是閑集 第 6 巻』 岩波書店
- 長谷川如是閑 (1949=1990) 「ジャーナリズム論」『長谷川如是閑集 第 6 巻』 岩波書店
- 服部龍二 (2016) 『田中角栄：昭和の光と闇』 講談社現代新書 2382, 講談社
- 花田達朗 (2013) 「第 4 講 ism としてのジャーナリズム：観察者の思想」『レクチャー 現代ジャーナリズム』 早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編, 早稲田大学出版部
- 馬場靖雄 (2020) 「オートポイエティック・システムとしてのマスメディア：ニクラス・ルーマン『マスメディアのリアリティ』を読む」『社会学研究所紀要』第 1 号, 大東文化大学社会学研究所, pp.1-16
- 早野透 (2012) 「田中角栄：戦後日本の悲しき自画像」 中公新書 2186, 中央公論新社
- 原敬 (1950) 『原敬日記 (第 8 巻)』 原圭一郎編, 乾元社
- バラルディ, クラウディオ他 (2013) 『GLU：ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集』 クラウディオ・バラルディ, ジャンカルロ・コルシ, エレーナ・エスポジト著, 土方透・庄司信・毛利康俊訳, 国文社
- 春名幹男 (2020) 「ロッキード疑獄：角栄ヲ葬リ巨悪ヲ逃ス」 KADOKAWA
- 春原昭彦 (2003) 『日本新聞通史：1861 年-2000 年』 新泉社
- 平田茂樹 (1995) 「宋代の朋党と詔獄」『人文研究』47 巻 8 号, p.553-586
- 福田襄之介・森熊男 (1988) 『新釈漢文大系 49 戦国策 (下)』 明治書院
- 藤田博司 (2013) 「客観性／客観報道」『現代ジャーナリズム：エンサイクロペディア』 早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編, 早稲田大学出版部, pp.46-48
- 文化庁文化財部記念物課 (2015) 「第 1 章 弘道館記碑の沿革」『東日本大震災に伴う弘道館記

- 碑等の復旧事業報告書』2015年3月30日、文化庁公式サイト https://www.bunka.go.jp/earthquake/fukkyu_hokoku.html, 2022年10月5日閲覧
- 毎日新聞社(2002)『「毎日」の3世紀：新聞が見つめた激流130年 上巻』毎日新聞社
- 松田博(2014)「アントニオ・グラムシ」『西洋政治思想資料集』杉田敦／川崎修編著，法政大学出版社
- 水沢利忠(1993)『新釈漢文大系 89 史記九(列伝二)』明治書院
- 毛利嘉孝(2020)「〈書評〉牛渡亮著『スチュアート・ホール——イギリス新自由主義への文化論的批判』」『社会学研究』No.104, 東北社会学研究会, pp.239-245
- 本山彦一(1922=1982)「個人としての余の新聞政策」『日本新聞発達史』小野秀雄著，五月書房
- 門奈直樹(2013)「白虹事件」『現代ジャーナリズム：エンサイクロペディア』早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編，早稲田大学出版部, pp.3-5
- 門奈直樹(2013)「フェアネスとインパーシャリティ」前掲書, pp.48-50
- 門奈直樹(2013)「不偏不党」『現代ジャーナリズム：エンサイクロペディア』早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編，早稲田大学出版部, pp.50-52
- 山腰修三(2017)メディア・コミュニケーション研究と政治・社会理論：ヘゲモニー概念の展開とラディカル・デモクラシー，『マス・コミュニケーション研究』No.90, pp.47-63
- 山田正範(1984)「H・H・ブルーンの「M・ウェーバー価値分析論」研究」『立教経済学研究』, 38巻2号, pp.245-275
- 山田正範(1985)「H・H・ブルーンの「M・ヴェーバー価値自由論」研究」『立教経済学研究』, 39巻2号, pp.53-82
- 山本武利(1967)「明治30年代前半の<東朝><時事>の読者層：商工読者層を中心に」『一橋研究』No14, pp.1-10
- 山本武利(1973a)「意見広告と『不偏不党』」『新聞研究』1973年7月No.264, 日本新聞協会編, pp50-59
- 山本武利(1973b=1994)『新聞と民衆：日本型新聞の形成過程』, 紀伊國屋書店,
- 山本武利(2005)「第1章『不偏不党』と日本の新聞」『叢書 現代のメディアとジャーナリズム 第5巻新聞・雑誌・出版』, 山本武利編, ミネルヴァ書房, pp.2-23
- 山本武利(2013)『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』岩波現代全書007, 岩波書店
- 山本祥弘(2010)「秩序はいかにして可能か：ダブル・コンティンジェンシー」『本当にわかる社会学：フシギなくらい見えてくる!』現代位相研究所編，日本実業出版社
- 吉田純(2000)「付論 ハーバーマスにおける公共圏論の形成と展開」『インターネット空間の

- 社会学：情報ネットワーク社会と公共圏』世界思想社，pp.171-199
- 吉野作造（1918）「言論自由の社会的圧迫を排す」『中央公論』1918年11月号，pp.51-52
- 吉見俊哉（2012a）「第4話 マス・コミュニケーション理論の展開とその限界」『メディア文化論〔改訂版〕』有斐閣アルマ，有斐閣
- 吉見俊哉（2012b）「第6話 カルチュラル・スタディーズの介入」，同上書
- 吉見俊哉（2012c）「第7話 新聞と近代ジャーナリズム」，同上書
- ラクラウ，エルネスト（2002）「普遍性の構築」『偶発性・ヘゲモニー・普遍性：新しい対抗政治への対話』ジュディス・バトラー，エルネスト・ラクラウ，スラヴォイ・ジジェク著，竹村和子・村山敏勝訳，青土社
- ラクラウ，エルネスト（2005=2018）「第4章 「人民」、空虚の言説の産出」『ポピュリズムの理性』澤里岳史・河村一郎訳，明石書店
- リップマン，ウォルター（1922=1987）『世論（上、下）』掛川トミ子訳，岩波文庫（白-222），岩波書店
- 笠信太郎（1955）「言わんでもよいこと」『朝日新聞の自画像』鱒書房
- ルークス，スティーブン（1974=1995）『現代権力論批判』中島吉弘訳，未来社
- ルーマン，ニクラス（1986）『権力』長岡克行訳，勁草書房
- ルーマン，ニクラス（2005）『マスメディアのリアリティ』林香里訳，木鐸社
- ルーマン，ニクラス（2009）『社会の社会』馬場靖雄／赤堀三郎／菅原謙／高橋徹訳，法政大学出版局
- ルーマン，ニクラス（2013）『社会の政治』小松丈晃訳，法政大学出版局
- ルーマン，ニクラス（2020a）『社会システム：或る普遍的理論の要綱（上）』馬場靖雄訳，勁草書房
- ルーマン，ニクラス（2020b）『社会システム：或る普遍的理論の要綱（下）』馬場靖雄訳，勁草書房
- 若月秀和（2020）「第17講 田中角栄の時代」『昭和史講義【戦後篇】（下）』筒井清忠編，ちくま新書1509，筑摩書房
- 渡辺武達（2014）『メディアリテラシーとデモクラシー：積極的公正中立主義の時代』論創社

中国語文献（ピンイン順）

- 郭慶光（2011）『伝播学教程（第二版）』中国人民大学出版社
- 約阿斯，漢斯・克諾伯，沃爾夫岡（2021）『社会理論二十講』鄭作彥訳，上海人民出版社（欧文原題：Joas, Hans & Knöbl, Wolfgang (2004) Sozialtheorie: Zwanzig einführende Vorlesu

ngen, Suhrkamp Verlag)

新聞報道（時間順）

社説欄，東京日日新聞朝刊，2-3 頁，1876 年 7 月 28 日

「本紙発兌之趣旨」時事新報，1 頁，1882 年 3 月 1 日

「時事新報社時事新報定価見本無料送付」(広告)大阪朝日新聞朝刊，4 頁，1886 年 4 月 8 日

「将来の方向」東京日日新聞朝刊，2 頁，1888 年 7 月 10 日

「革命の心理的基礎（上）」大阪朝日新聞朝刊，1 頁，1917 年 3 月 19 日

「革命の心理的基礎（下）」大阪朝日新聞朝刊，1 頁，1917 年 3 月 20 日

「京都柳原町民 大挙して米屋を襲ふ 喊声をあげ大石で表戸を破壊す」大阪朝日新聞朝刊，7 頁，1918 年 8 月 11 日

「京都の米騒動拡大し 遂に軍隊出動す 更に各方面に飛火し 至る処の米屋襲はる」大阪朝日新聞朝刊，7 頁，1918 年 8 月 12 日

「軍隊の出動を仰ぐ 大阪全市騒ぐ 白昼より引続いての群集 夜に入り八方に集団起る 凄じき電車襲撃」大阪朝日新聞朝刊，7 頁，1918 年 8 月 13 日

「騒擾更に拡大 東京市民も亦騒ぐ 神戸市には軍隊と衝突 大阪には米屋焼打始る」東京朝日新聞朝刊，5 頁，1918 年 8 月 14 日

「寺内内閣は斯の如き理由の下に各地の米騒擾に関する一切の記事掲載を禁止せり」大阪朝日新聞朝刊，7 頁，1918 年 8 月 15 日

「騒擾の報道禁止 昨夜突如命令発せらる」東京朝日新聞朝刊，5 頁，1918 年 8 月 15 日

「言論擁護内閣弾劾近畿新聞大会」大阪朝日新聞朝刊，2 頁，1918 年 8 月 18 日

「本日の関西大会」大阪朝日新聞朝刊，7 頁，1918 年 8 月 25 日

「寺内内閣の暴政を責め 猛然として弾劾を決議した関西記者大会の痛切なる攻撃演説」大阪朝日新聞夕刊，2 頁，1918 年 8 月 26 日

「国体擁護の旗幟 浪人会の全国遊説 到る処で勤王の大義を鼓吹せん 内田良平氏談」大阪毎日新聞夕刊，6 頁，1918 年 10 月 28 日

「浪人会熱弁を揮ふ 大阪に於けるその第一回 国体擁護大演説会 危険思想の流布者を 痛烈に攻撃して完膚無からしむ」大阪毎日新聞朝刊，11 頁，1918 年 10 月 31 日

「本社の違反事件を報じ 併せて我社の本領を宣明す」大阪朝日新聞朝刊，1 頁，1918 年 12 月 1 日

「本社違反事件判決言渡」大阪朝日新聞夕刊，1 頁，1918 年 12 月 5 日

『企業ぐるみ選挙』を批判 総評などと『摘発隊』結成 成田社党委員長 全野党の団結も訴え

- る 成田委員長」朝日新聞東京朝刊，2頁，1974年6月12日
- 「企業ぐるみ選挙 選管委員長が異例の批判 良識ある行動を 投票の自由侵す恐れ 個人見解の形」朝日新聞東京朝刊，1頁，1974年7月3日
- 「[世界の論調] オドロキ田中首相の“金脈”」読売新聞東京朝刊，7頁，1974年10月16日
- 「文春の田中首相資金源特集 自民内に驚き・衝撃 若手議員ら 事実の究明迫る」朝日新聞東京朝刊，3頁，1974年10月19日
- 「“田中金脈” 追及へ動き急 国会まず所得を究明 政局に重大影響必至 「文春は公私混同」 首相、外人記者に釈明」朝日新聞東京朝刊，1頁，1974年10月23日
- 「『田中角栄研究—その金脈と人脈』 文春 掲載内容の骨子」朝日新聞東京朝刊，2頁，1974年10月23日
- 「『政治資金』は可否同数 現憲法下で初 議長採決で可決 参院本会議」朝日新聞東京朝刊，1頁，1975年7月5日
- 「政治資金規正法 会費報告も義務 操作次第で不透明」朝日新聞東京朝刊，4頁，1975年7月5日
- 「(解説) 選挙二法成立 今よりは『一步前進』 首相に『参院改革』の重荷」朝日新聞東京朝刊，2頁，1975年7月5日
- 「ロッキード社 丸紅 児玉氏へ資金」朝日新聞東京朝刊，2頁，1976年2月5日
- 「ロッキード社献金問題 政財界に衝撃 国会論戦の焦点に 社党あす追及 特別委設けて米に調査団も」朝日新聞東京夕刊，1頁，1976年2月5日
- 「ロッキード献金 野党きょう一斉追及 児玉氏、召喚せよ 社党が要求へ カネの流れ究明 衆院予算委 政府、米の公聴会注視」朝日新聞東京朝刊，1頁，1976年2月6日
- 「ロッキード献金 黒いパイプ 偶然が暴く 勘違い、上院へ配達 袋にぎっしり極秘資料」朝日新聞東京夕刊，11頁，1976年2月6日
- 「新証拠、更に暴露も ロ社の秘密書類詰めて 昨年夏、小委に小包届く」毎日新聞東京朝刊，1頁，1976年2月6日
- 「社説 ロッキード疑獄と日米関係」朝日新聞東京朝刊，5頁，1976年2月15日
- 「田中逮捕容疑事実」(要旨)」朝日新聞東京夕刊，1頁，1976年07月27日
- 「ピーナツ、ピースズー一覧表」朝日新聞東京夕刊，4頁，1976年7月27日
- 「五億円、単独で田中へ 収賄立証に全力 受領、大筋で認める 桧山資金の目的追及 事情聴取 小佐野氏にも及ぶ？」朝日新聞東京朝刊，1頁，1976年7月28日
- 「田中に「受託収賄」適用 検察首脳会議 16日起訴決定 五億円 「請託」の事実確認 トライスター工作 職務と密接関連」朝日新聞東京朝刊，1頁，1976年8月14日

- 「田中を受託収賄で起訴 贈賄の桧山・大久保・伊藤と一括 ロッキード社の五億円を受領 トライスターにからみ 外為違反も」朝日新聞東京朝刊, 1 頁, 1976 年 8 月 17 日
- 「田中、二億円積み保釈 2 1 日ぶり 桧山、大久保ら四人も」朝日新聞東京朝刊, 1 頁, 1976 年 8 月 18 日
- 「自民の政治資金 3 2 %減 昨年の収支報告 響いた法改正 企業献金明るみに 鉄鋼や銀行ずらり」朝日新聞東京朝刊, 1 頁, 1977 年 9 月 10 日
- 「『抜け道』懸念も現実に 政治資金 点検できぬ派閥分 受けザラ数も制限なし」朝日新聞東京朝刊, 2 頁, 1977 年 9 月 10 日
- 「政治資金規正法改正 参院委で可決」朝日新聞東京朝刊, 1 頁, 1980 年 11 月 27 日
- 「(解説) 明朗化は不十分 政治資金規正法の成立」朝日新聞東京朝刊, 2 頁, 1980 年 11 月 27 日
- 「二点改正で政令 政治資金規正法施行令」朝日新聞東京夕刊, 2 頁, 1980 年 12 月 23 日
- 「57 年政治資金 史上 2 位の 1094 億円 自民総裁選に巨費 派閥の総収入 20%増」朝日新聞東京朝刊, 1 頁, 1983 年 8 月 31 日
- 「(解説) 政治浄化 限界示した現行法」朝日新聞東京朝刊, 1 頁, 1983 年 8 月 31 日
- 「田中に懲役 4 年実刑 ロッキード事件核心の判決 東京地裁 5 億円受託収賄と認定 首相職務権限絡む受領」朝日新聞東京夕刊, 1 頁, 1983 年 10 月 12 日
- 「判決理由の骨子」朝日新聞東京夕刊, 1 頁, 1983 年 10 月 12 日
- 「ロッキード事件発覚ミステリー 資料誤配は真相隠し チャーチ委元調査官証言」読売新聞東京夕刊, 14 頁, 1995 年 2 月 22 日
- 「『中曽根氏から、もみ消し要請』 ロッキード事件、米に公文書」朝日新聞東京朝刊, 1 頁, 2010 年 2 月 12 日
- 「(検証 昭和報道: 2 0 7) ロッキード事件: 1 「田中」の名前」朝日新聞東京夕刊, 11 頁, 2010 年 2 月 12 日
- 「中曽根元首相 100 歳 『友情』の陰で神経戦 田中角栄元首相への手紙 中曽根康弘氏『閣将軍』に勝てず」産経新聞ニュースサイト, 2018 年 5 月 28 日, <https://www.sankei.com/article/20180528-QZPSYDXU3ZLPDDTRRDLEFTQPFEA/>, 2024 年 3 月 15 日閲覧
- 「カルト規制法、日本になじまず 「政治と宗教」、冷静な議論が必要 同志社大・小原教授に聞く【政界Web】」, 時事ドットコム, 2022 年 09 月 23 日, <https://www.jiji.com/jc/v8?id=20220923seikaiweb>, 2024 年 10 月 2 日閲覧
- 「(「政治とカネ」を問う) 裏金横行、志どこに 無申告なら『税逃れの可能性』」朝日新聞東京朝刊, 37 頁, 2023 年 12 月 9 日

「【そもそも】政治資金パーティーの何が問題？ 自民党の裏金事件とは 政治は金がかかるの？」
東京新聞 TOKYO Web, 2024 年 1 月 19 日, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/303387>, 2024 年 9 月 24 日閲覧

「Putin's Interview to Tucker Carlson: Full Video and Text」, Sputni international, 2024 年 2 月 9 日, <https://sputnikglobe.com/20240209/watch-in-full-president-putins-interview-to-tucker-carlson-1116683752.html>, 2024 年 9 月 20 日閲覧

「旧安倍派、当選は 22 人 勝率 4 割、裏金事件が影響【24 衆院選】」時事ドットコム, 2024 年 10 月 28 日, <https://www.jiji.com/jc/article?k=2024102801082&g=pol>, 2024 年 10 月 31 日閲覧

文献資料（時間順）

「新聞紙印行条例」（明治 2 年 2 月 8 日太政官布告第 135 号），1869 年〔出所：伊藤正徳『新聞五十年史』, 鱒書房, 1943 年. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1037800>（参照 2024-03-16）〕

「新聞紙発行条目」『布告類編』1873（明治 6）年，巻 17，記録課，22-26 葉，1873 年国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/787815/1/28>（参照 2024-03-16）

「新聞紙条例」『法令全書』1875（明治 8）年，内閣官報局，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/787955/1/138>（参照 2024-03-16）

「憲法発布に際して黒田首相演説」牧野伸顕関係文書 書類の部，84，国立国会図書館，1889 年 2 月 12 日 https://www.ndl.go.jp/modern/img_1/030/030-0011.html（参照 2024-03-16）

「出版法」『法令全書』，内閣官報局，1893（明治 26）年，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/787990>（参照 2024-03-16）

「新聞紙法」『法令全書』，内閣官報局，1909 年，国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/788064>（参照 2024-03-16）

「SCAPIN-16: Freedom of Press and Speech（言論及新聞ノ自由ニ関スル覚書）」国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/9885078>, 1945 年 9 月 10 日

「SCAPIN-33: Press Code for Japan（プレス・コード）」国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/9885095>, 1945 年 9 月 19 日

「SCAPIN-66: Further Steps toward Freedom of Press and Speech（新聞及言論ノ自由ヘノ追加措置ニ関スル覚書）」国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/9885128>, 1945 年 9 月 27 日

「放送法」『官報（号外）』第 39 号，9 頁，1950 年 5 月 2 日大蔵省印刷局編，国立国会図書館デ

デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2963535/1/12> (参照 2024-03-16)

「朝日新聞綱領」1952年制定，朝日新聞社公式サイト <https://www.asahi.com/corporate/guide/outline/11214445>，2022年10月5日閲覧

「The Asahi Shimbun Credo (朝日新聞綱領)」朝日新聞社公式サイト <https://www.asahi.com/corporate/english/11053824>，2022年10月5日閲覧

「放送法第1条第2号の放送の不偏不党に関する質問主意書」第190回国会 質問第201号，衆議院公式サイト，https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a190201.htm，2016年3月18日

「衆議院議員逢坂誠二君提出放送法第一条第二号の放送の不偏不党に関する質問に対する答弁書」第190回国会 答弁第201号，衆議院公式サイト，https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b190201.htm，2016年3月29日

1. 東京朝日、大阪朝日で掲載した米騒動の関連報道

(C)朝日新聞社 聞蔵Ⅱビジュアル

1918年8月14日 東京 朝刊 5P

北海道大学附属図書館

（五） 第四千五百一十一号 第一 新聞日朝東 日四十月八年七正太

内地米の騒動

騒擾更に擴大

東京市民も亦騒ぐ

神戶市には軍隊衝突
大阪には米屋焼打始る

市内の騒擾

日比谷の群衆

▽解散を命ぜられし
▽より俄に暴れ出す
▽投石しつゝ、米屋町襲撃

深川の大警戒

群衆仲買店に投石
不穏の氣溜し水天宮前

伊藤延

の宅裏の
硝子戸破壊

永代を渡り

柳原倉庫を

襲ふ

花し荷車

七八階宙を飛

活動寫眞焼打

▽米屋より日米を預
▽りたるを憤慨して

浅草

興行早終ひ

正力監察官

負傷す
頭部に投石

憲兵隊出動

隊長出張

六〇名の一團

株式取引所襲撃

爆殺町を迫りし群衆
電車及自動車に暴行

検査者

群衆散す

興行を続け居たり

無事に放水し、群衆散す

大阪大暴動

群衆類りに放火す
鈴木商店支店襲撃

▽暗黒の街に兵士空砲
▽を放つて群衆を追散す

精米所の火災

市外西成郡の焼打
爆音を發して燃焼

岡山でも焼打

富豪の家全焼す
雨降中を義登に
身を晒したる一萬人

群衆兵士の爲に突殺さる

危険なる神戸市中
▽到る處に暴動發生し
▽放火煙々企てる

岡山の騒擾

海兵隊及び
憲兵隊出動

工職工暴動

舞鶴の大混乱
町民の大群衆と共に
精米所其他を襲撃す

静岡暴動

群衆市長を
追つて會見

静岡暴動

群衆市長を
追つて會見

静岡暴動

群衆市長を
追つて會見

図 6-1 1918年8月14日東京朝日新聞朝刊紙面

2. 米騒動の関連報道禁止令が出した後の東朝、大朝の紙面



図 6-3 1918年8月15日東京朝日新聞朝刊紙面

3. 大阪朝日の「白虹日を貫く」表現が削除される前後の対比

寺内内閣の暴政を責め

關西記者大會の

痛切なる攻撃演説

元閣議院大將第一等功一級伯爵寺内正毅閣下なき、殿めし
い金モールの光を以て國民を眩惑し得る時代は既に過ぎ去つた。沐
猴の冠に誰が食教を押し得るか國民は憤怒に苦んでゐる。空倉の雀
は飢に泣いてゐる。

通信社八十六社百六十六人の人々に同じ

一十五日午前十時から大阪ホテルに集つた關西新聞社
顔を持たないが心は一人の如く同じくしないものはなかつた
廣いグエランダはそれ等の熱烈な人々によつて際もなく語つた、
内閣強効の火蓋を切つた。然るに花火の音と共に急激の如き拍手は
湧いた。關西新聞毎日相談の挨拶について村山本社長座長に推さ
れ直に決議文の起草委員が指名せられた、やがて決議文は本社の和
田信天氏によつて朗讀せられる。

陛下下軫念遽かに還幸し民の疾

苦を問ひ給ふも閣臣未だ罪を閣下に謝したる跡なく……期
明たる宣言は誰の如き喝采に埋もれた

終つて大阪電報通信の能島進氏よりその後の経過に就て報告があ
つて各社代表者の熱烈な演説が始まりました。座長と呼んで伊勢
新聞社の松本宗重氏は立つた、伊勢新聞に到着してあつた、大會の
案内状が誰にも知らず開封されて居たこと、地方總が各新聞社に出
席するか否かを各社に對し威嚇的に頻りに問合せて事實なきが暴露
せられた、この内閣にしてこの地方總あるも少しも悔しむに足らぬ
各社代表者の演説が始まつた、大阪朝日の菅原五郎氏、大阪時事
の上杉彌一郎氏、名古屋新聞の小林結川氏を始め代り代り立つ、
十数名の口を開く所舌の動く所内閣の暴政を罵らさ
るはない舌端火を發する熱辯は彼等をして
遂に氣死せしめずんばやまざるの態を示した
終つて倉庫の開かれたるは一時に近い頃であつた。

食卓に就いた來會者の人々は肉の味酒の香に落つてくることが出来
なかつた、金銀無缺の誇りを持つた我大日本帝國は今や恐ろし
い最後の裁判の日に近づいてゐるのではなからうか、

「白虹日を貫けり」昔の人が喰ひて不吉な兆が歎々して肉叉を動
かしてゐる人々の頭に、雷のやうに閃く

やがてデザートコースに入るに神戸又新の酒井清洋氏が熱烈な内
閣強効の聲をあけたのに會衆は感嘆からさめたやうになつた、次で和
歌山日々の山崎隆舟氏、京都通信社の櫻田大我氏、愛媛新報の高橋秀
臣氏、帝國民衆新聞の松川文秀氏等々立つて熱辯を振ふ、最後に
村山本社長座長の發聲で陛下の萬歳を三唱し奉り、雷
の如き拍手喝采の裡に宴を閉ぢ散會したのは午後二時であつた

邦人を

磨殺せんとする

歌百名の支那坑夫
二十四日午前十時伊通縣沙河子旅
驛に於て數百名の支那坑夫は十名
の邦人を包圍し暴行を加へ磨殺せ
んとしつ、ありみの急報に依り將
校以下三十名及び津浦數名救助の
爲同地に急行せり(長春電二十五
日發)

海軍工廠

倉庫焼く

原因不明の怪火

二十五日午前三時頃廣賀川浦町
長浦海軍工廠總司令部附屬にて田
浦驛前に設置しある間口四十間奥
行六間の假倉庫より發火したれば
長浦驛海中の驅逐艦の防火隊並
に防備隊出動し田浦消防隊と協力
消火に努めたる結果該倉庫一棟を
全焼し四百餘噸の火災を起し

決潰堰止工事

應援隊を

茨木方面の浸水
警察隊派つて阻止す
今日決潰せる茨木川堤防は二十五
日午前六時に至り左右兩岸とも全
部應急修理を了り茨木町は全部排
水せりも下流に當る玉瀧村、清津
村及び宮島村の田畑は何れも今猶
浸水しつ、あり決潰箇所は二十三
日以来直に堰止工事に着手せりも
工事の進行捗々しからず下流村落
の被害益々多からんことをより二
十四日午後九時過ぎ玉瀧、清津の
兩村は鐘を鳴らし村民を召集し約
二百の壯丁を派し工事應援に赴か
んせり。打合せ十分なりし爲途
中にて警官に阻止せられ一時紛擾
を生せんせりも相互の意志漸く
疏通し二十五日午前一時より是等
應援隊應援の下に全力を盡して堰
止に着手し漸く完成するを得たり

米騒動以來

米騒動以來

図 6-5 8月26日「白虹日を貫く」の表現

寺内内閣の暴政を責め

寺内内閣の暴政を責め、猛烈として弾劾を決議した

關西記者大會の

痛切なる攻撃演説

元帥陸軍大將從一、佐野、一、等功一、級、伯、爵、寺、内、正、殿、閣、下、な、ま、殿、め、し、い、金、モ、ー、ル、の、光、を、以、て、國、民、を、眩、惑、し、得、る、時、代、は、以、て、過、ぎ、去、つ、た、。、沐、猴、の、冠、に、誰、が、尊、厳、を、擁、護、し、得、る、か、國、民、は、塗、炭、に、苦、ん、で、る、空、倉、の、雀、は、飢、に、泣、い、て、る、。

二十五日午前十時から大阪ホテルに集つた關西新聞社、通信社八十六社、百六十六人の人々に同じ顔を持つたものは、一人の如く同じくしないものはなかつた。廣いウエラシキはそれ等の熱烈な人々によつて際限もなく語つた。内閣彈劾の火蓋を切つた。然るに花火の音と共に急激の如き拍手は湧いた。相原大蔵、毎日相談役の挨拶について、村山本村、長座長に推され、直に決議文の起草委員が指名せられた。やがて決議文は本社、和信、夫氏によつて朗讀せられた。

「……國民の公憤を省みず、權政、官、出、信、を、國、民、に、失、し、て、一、世、の、怨、府、を、な、り、……、陛、下、軫、念、遽、か、に、還、幸、し、民、の、疾、苦、を、問、ひ、給、ふ、も、聞、出、未、だ、罪、を、歸、下、に、謝、し、た、る、跡、な、く、……、一、期、明、た、る、宣、言、は、由、の、如、き、喝、采、に、理、も、れ、た、。

終つて大阪電報通信の徳島兼氏よりその後の經過に就て報告があつて、各社代表者の熱烈な演説が始まらうとする。座長と呼んで伊勢新聞社の松本宗重氏は立つた。伊勢新聞に到着してあつた。大會の案内狀が誰しも知らず開封されて居た。地方總が各新聞社に出席するか否かを各社に對し、威嚇的に頻りに問合せて事實なきが暴露せられた。この内閣にしてこの地方總もある。少しも怪しむに足らぬ。各社代表者の演説が始まつた。大阪毎日、東京、有、五、郎、氏、大、阪、時、事、の上、杉、彌、一、郎、氏、名、古、屋、新、聞、の、小、林、清、川、氏、を、始、め、代、り、代、り、立、つ、。

十數名の口を開く。所内閣の暴政を罵らざるは、ない。舌端火を發する。熱辯は彼等をして遂に氣死せしめずんば、やまざるの概を示した。終つて會堂の開かれたるは一時に近い頃であつた。

食事に就いた來會者の人々は肉の味酒の香に落ちつくことが出来なかつた。

やがてデザートコースに入る。神戸又新の酒井浩洋氏が熱烈な内閣彈劾の聲をあげたのに、會衆は悲憤からさめたやうになつた。次で和歌山、日々の山崎、渡月、京、都、通、信、社、の、櫻、田、大、我、氏、愛、媛、新、報、の、高、橋、秀、臣、氏、帝、國、民、衆、新、聞、の、松、川、文、秀、氏、等、交、々、立、つ、て、熱、辯、を、振、ふ、。、最、後、に、村、山、本、社、長、の、發、聲、で、陛、下、の、萬、歲、を、三、唱、し、奉、り、雷、の、如、き、拍、手、ミ、喝、采、の、裡、に、宴、を、閉、ち、散、會、し、た、の、は、午、後、二、時、で、あ、つ、た、。

邦人を 慶祝せんとする

數百名の支那坑夫

二十四日午前十時伊通縣沙河子炭礦に於て數百名の支那坑夫は十名の邦人を包圍し暴行を加へ、慶祝せんとしつゝ、ありきの金銀に依り將校以下三千名及び警官數名救助の爲同地に急行せり(長春特電二十五日發)

海軍工廠 倉庫焼く

原因不明の怪火

二十五日午前二時、横濱賀川浦町長浦海軍工廠總司令部附屬にて出油驛前に設置しある開口四十間奥行六間の假倉庫より發火したれば長浦海軍工廠中の醫務廠の防火隊並に防備隊出動し出浦消防隊も協力を消火に努めたる結果該倉庫一棟を

決潰堰止工事 應援隊を

茨木方面の浸水 官隊誤つて阻止す

今日決潰せる茨木川堤防は二十五日午前六時に至り左右兩岸とも全部應援修理を了り茨木町は全部排水せらるゝ下流に當る玉瀨村、流津村及び富島村の田畑は何れも全額浸水しつゝ、あり決潰箇所は二十三日以來直に堰止工事に着手せざるも工事の進行捗々しからず下流村落の被害益多からんことをより二十四日午後九時過ぎ玉瀨、流津の兩村は鉤を鳴らし村民を召集し約二百の壯丁を募り工事應援に赴かんとせらるゝに打合せ十分ならず、急遽中止に警官に阻止せられ一時紛擾を生ぜんせらるゝも相互の奮闘を疏通し二十五日午前二時より是等應援隊の下に全力を盡して堰止に着手し漸く完成するを得たり

米騒動以來

米騒動以來

図 6-6 8月26日、「白虹日を貫く」を取り除いた修正済みの紙面

4. 「不偏不党」の朝日新聞編集総領への記入

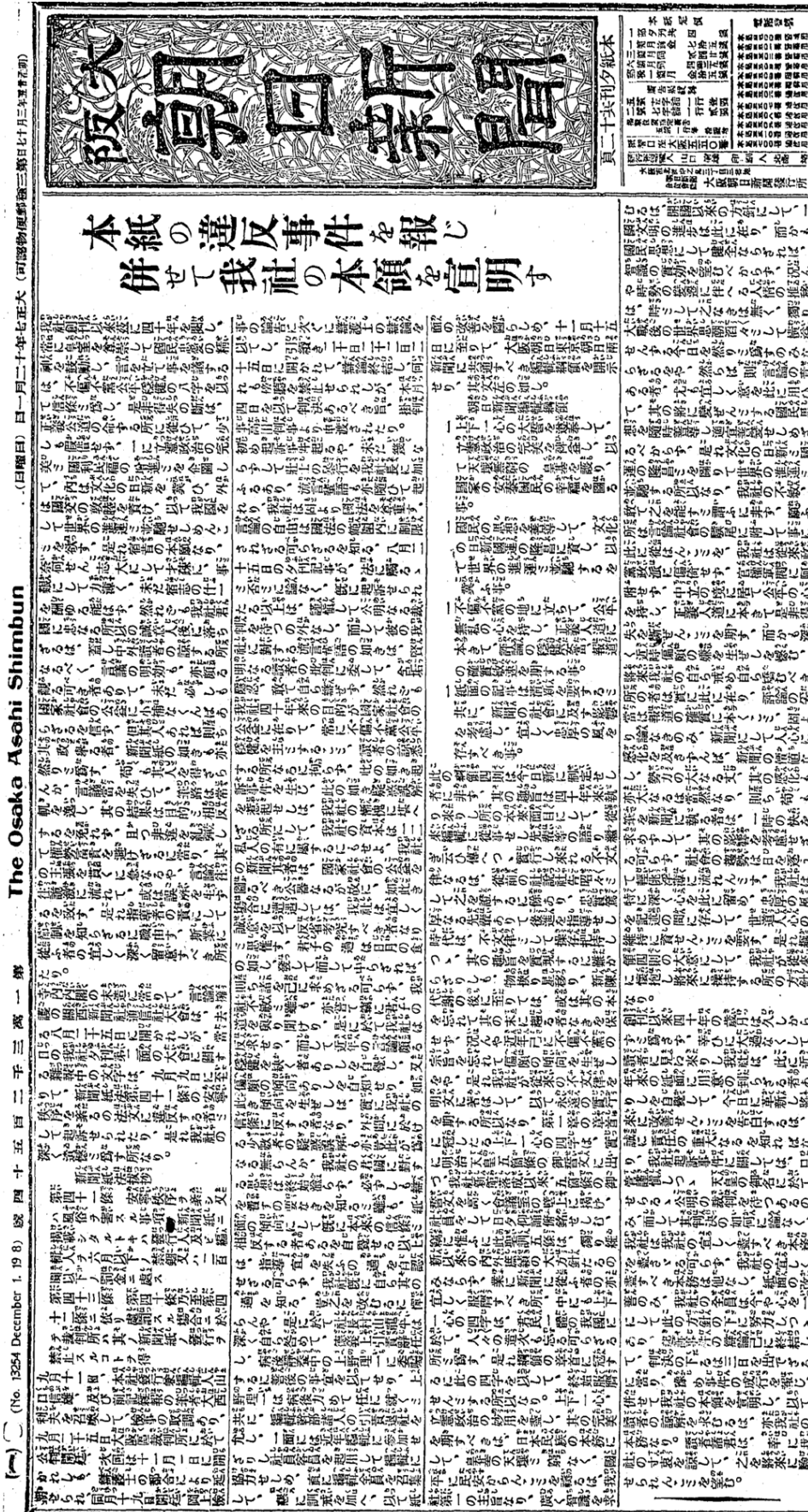


図 6-7 大阪朝日新聞「本紙の違反事件を報じ併せて我社の本領を宣明す」謝罪文の紙面イメージ

我社創刊以来茲に四十年を閲し、常に皇室を尊崇して国民忠愛の精神を鼓勵し、言を立て事を議するは、不偏不党公平穩健の八字を以て信条と爲し、是非得失の断は、正義公道の命ずる所に従ひて、少しも仮借せず、一に立憲政治の完美と国利民福の増進とを企図して、内は文化の日新を冀ひ、外は国交の敦睦を資け、以て我国をして世界の進運と並馳せしめんことを欲す、是れ宿昔の本願なり、奈何せん志大にして才疎に、事艱にして力薄く、未だ宿志の什一を酬ゆる能わず、然れども我社君国に忠なる所以の誠意人後に落ちざるは、蓋し中外読者の諒する所なるべく、言議の明効も、亦頗る觀る可き者ありて、未だ必しも国家社会の公益に小補なくんばあらざるを信ず、但其人あれば則ち其政挙る者、新聞紙の如きも亦然りと爲す、苟も其人を得ざらんか、言議當を失ひて、筆路は常軌を逸し、其の結果は目的と相反するを免れず、且つ非違を糾弾して権勢富貴を避けざるに當り、其の主張を貫くに急なるや、言論往往詭激に流れて、或は誤解を生ずるを致す、是れ指導者の責にして節制を知らざるに職由す、斯業に従ふ者の宜しく深く留意すべき所たり。

寺内内閣の末造に當りて、言論擁護の関西新聞社通信社大会は、去る八月二十五日に開かれしが、当日の我社夕刊第二面の大会に関する雑報中の文字は、九月九日に至りて、新聞紙法第四十一条の安寧秩序を紊るの法文に違反する者として起訴せられたり、是れ我社の深く遺憾と爲す所なり。

新聞紙法抜抄

第四十一条 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人及ビ編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第四十三条 第四十条乃至第四十二条ニ依リ処罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

九月十一日、本社發行兼編輯人山口信雄、及び前記雑報の筆者大西利夫を召喚して、検事の取調あり、九月二十五日大阪区裁判所に於て公判開廷、次回は十一月一日に開かれしも、弁護士の都合により延期せられ、同月十九日開廷、岡上検事の論告に次ぐに弁護士の弁論を以てし、引続き二十日二十二日二十五日に開かれて、弁論終結し、何れも傍聴を禁止せられしが、本月四日を以て判決あるべき旨、掛判事高田判事より申渡されたり。

初め起訴事件起るや、未だ幾ならずして壯士の暴行を我社長に加ふるあり、流言蜚語も亦随ひて起れり、我社は固より国法を尊重す、言論の自由は国法の範囲内に制限されざる可らざるを知る、八月二十五日の夕刊記事が、法に触れると否とに論なく、既に起訴せられたる以上は、謹慎して公明なる裁判を待つの外なし、而して彼の我社に対する流言蜚語の如きは、賢明なる読者の批判に委して、含垢隱忍、敢て自ら弁せず、然れども我社四十年來の目的が国家社会の公益に在りて、常に不偏不党公平穩健を主とすること、読者の諒悉する所なるに拘らず、此の如き起訴事件を生じ、此の如き疑惑誤解を惹起せしは、我社の慚愧に堪へざる所にして、我社の資本は一二私人の有に属するにもせよ、我社の新聞其者は、国家社会の公益を凶るべき公器なるが故に、如此き場合に遭遇しては、我社は宜しく誠意を以て反省考究すべき者なりと思惟す、君子の過は日月の食の如し、發して而して中らざれば、即ち諸を己に求めざる可らず、我社不敏と雖も、亦嘗て竊に君子の道と与り聞けり、是に於て我社は反求せり、而して近年の言論頗る穩健を欠く者ありしを自覺し、又偏頗の傾向ありしを自知せり、如此き傾向を生ぜしは、実に我社の信条に反する者なり、外問に於ける少数者の疑惑誤解も亦豈此が爲なる無らんか、我社の君国に対する思想は終始渝らず、必ずしも弁を費すの要なきを知ると雖も、紙面の傾向にして既に本来の信条と相反する者あるを自覺せる以上は、指導宜を失ふの過を自認せざる可らず、我社既に自ら其の過を知る、豈之を改むるに憚らんや、是に於て社長村山龍平は深く自ら咎めて、徳義上引責辞任し、病後静養中の上野理一に委嘱するに善後の事宜を以てせり、上野理一は病後力めて任に就くと共に、編輯幹部諸人の引責退社を允し、一面には近年編輯に参加せざりし社員客員を起用して編輯に協力せしめ、直に編輯全員を召集して、懇に訓戒を加へ、以て紙面の改善を図らしめ、十一月十五日に至りて、大阪朝日東京朝日両新聞に共通すべき編輯綱領を開示せり、其文左の如し。

朝日新聞編輯綱領

- 一 上下一心の大誓を遵奉して、立憲政治の完美を裨益し、以て天壤無窮の 皇基を護り、国家の安泰国民の幸福を図る事。
- 一 国民の思想を善導して、文化の日新国運の隆昌に資し、以て世界の進運と並馳するを冀ふ事。
- 一 不偏不党の地に立ちて、公平無私の心を持し、正義人道に本きて、評論の穩健妥当、報道の確實敏速を期する事。
- 一 紙面の記事は清新を要すると共に、新聞の社会に及す影響を考慮し、宜しく忠厚の風を存すべき事。

此の綱領四則は今日新に制定せし者に非ず、其の趣旨は四十年来執り来りし所の本来面目にして、従来編輯に従事せし先輩等の語り継ぎ云ひ伝へつ、実行し来れる不文律なるは、従前の社説社告昭々として之を証するに余あり、忠実篤厚なる先輩ありて後進を指導せし時代は、不文律として操存把持しつつ、其の趣旨を実現するに難からざりしも、物換り星移り、新陳代謝の後に至りては、或は其の本を忘れて其の末に趨る者なきを保せず、況んや近年已に不偏不党の宗旨を忘れて偏頗の傾向を生ぜしをや、是れ我社が従来の不文律を明文に著はして、以て永遠の実行を期する所以なり、第一章の章首に冠したる上下一心の四字は、実に明治天皇五箇条の御誓文に出づ、我社新館落成以来、五箇条の御誓文を高く会議室の壁上に掲げ、社員をして日夕仰誦俯銘せしむ、竊に惟ふに此聖訓五条は、独り維新以来の内外庶績の大方針たるのみならず、業に新聞に従ふ者の亦宜しく服膺すべき所、中にも上下一心の四字は、君民一体の我国に於て、人々の造次も忘る可らざる所と為す、是れ綱領の章首に冠するに此の四字を以して、終始服膺せんとする所以なり。上下一心、立憲政治の妙用を尽し、其の完美を期すべきは、日本民族の本務にして、皇基の天壤と窮なく、国平に民安からんことを禱るは、我社第一の主旨なり、広く智識を求むるは、開国以来の方針にして、一国文明の進歩は此に在り、而かも国民思想にして健全ならざれば、智識の実効を望むべからず、況んや時勢の変遷に伴へる人情の推移は、時として之なきは無く、独り大戦後の世界思潮滔々として横溢せんずる今日を然りと為すのみならざるをや、然らば則言論の責ある者、尤も宜しく意を此に用ひて、其の將に変ぜんとする国民思想を隨時善導し適宜善変せしめざるべからず、是れ文化の日新と国運の隆昌とを図りて世界の進運と並馳する所以なり、我社の不敏、敢て之を能すと謂ふに非ず、願ふ所は言論社会の驥尾に附して事に此に従はんことを、我社は従来政党政派に偏倚せず、官権軍閥に阿附せず、中立の境に居て公平の心を持し、正義人道に本きて是非得失を断ぜんことを期す、而かも深く近時偏頗の嫌を生ぜしを憾む、将来我社の自ら戒め自ら矯むべき所の者は実に此に在り、評論の妥当は報道の確實に本くこと、固より論なきのみ、新聞にして人心に感化を及さずんば、新聞の価値なし、勢力の大なる丈、其の感化も亦大なるは当然なり、則ち苟も筆を新聞に執る者は、一時の快を求めずして、其の影響を考慮せざる可らず、社会の趨勢は日を逐うて軽佻浮薄に流れんとす、我社は特に深く心を此に留め、忠厚の風を記述の間に存して、世道人心の維持に資せんことを要す、是れ綱領四則の大意にして、我社が従来に懷抱し将来に操持する所の方針なり。

創刊以来四十年の歳月は久しからずと為さず、幸ひに大過なくして読者に見え来りし我社は、此に近年來の紙面に用意の到らざる者ありしを自覚して、今日に革新し将来に改善せんことを告白するは、誠に責任の重大なるを知ればなり、我社起訴事件に関しては、只管謹慎しつつ 天皇の御名に於てせらるる公明の裁判を待つあるのみ、而して其判決の如何に論なく、我社は我社の宜しく尽すべき本務を尽さざる可らず、我社の宜しく尽すべき本務は他なし、紙面の改善のみ、我社の全員は今や心を一にして此の方針の下に努力しつつあり、起訴事件の弁論已に終結して、判決の下るは三日を出でざるに当り、予め事件の成行を報じ、併せて我社の本領を宣明し、以て読者の諒解を求むるは、亦我社の本務なり。読者諸君は、幸に我社の寸衷を諒して、之を将来に験せられんことを望む。

5. 白虹事件、ロッキード事件の年表

表 6-1 白虹事件に関連する出来事の年表

年	月	日本	諸外国
1916年	4月		中国：23日 第1次段祺瑞政権が発足
	7月		中国：12日 張勳復辟運動が失敗 17日 第2次段祺瑞政権が発足
	10月	9日 寺内内閣が発足	
		10日 憲政会が結成	
		12日 築地で全国排閥記者大会が開催され、「閥族内閣反対」を決議	
1917年	1月	8日 初の日中借款が調印	
	3月		帝政ロシアが終焉
	5月		中国：23日 第1次段祺瑞政権が解散
	7月		中国：17日 第2次段祺瑞政権が発足
	9月	1日 「暴利取締令」が寺内内閣により公布施行	
	11月		ロシア：7日 ソビエト政権が成立 中国：22日 中国：第2次段祺瑞政権が解散
1918年	3月		3日 ブレスト・リトフスク条約が締結され、ロシアは第一次世界大戦から離脱 中国：29日 第3次段祺瑞政権が発足
	5月		ロシア：14日 チェリャビンスクでのチェコ軍団反乱事件
	7月	12日 寺内内閣はシベリア出兵方針を閣議決定 富山地方で米騒動が顕在化	
	8月	2日 日本はシベリア出兵を宣言 4日 富山地方で米騒動が本格化 5日 米騒動が全国紙に報道開始 7日 当日の『高岡新報』を発売禁止処分に 12日 騒動が近畿まで拡大、軍隊出動 13日 騒動が東京まで拡大 14日 内務大臣が「安寧秩序を紊す」との理由で米騒動関連記事を差止請求 17日 春秋会が内務大臣と交渉、米騒動記事差止令は事実上解禁 近畿新聞大会開催、言論の自由	3日 アメリカはシベリア出兵宣言

	を擁護、寺内内閣を糾弾 25日 関西記者大会開催、寺内内閣を糾弾 26日 「白虹が日を貫けり」が『大阪朝日新聞』から緊急削除	
9月	9日 新聞紙法第41条違反で大阪地検によって起訴 21日 寺内内閣が総辞職 28日 朝日社長村山龍平襲撃事件	
10月	15日 村山龍平社長辞任、編集局長鳥居素川、社会部長長谷川如是閑をはじめとする論説班が総退陣	
11月		9日 帝政ドイツが終焉 11日 第一次世界大戦が終結 オーストリア＝ハンガリー帝国が解体
12月	1日 新しい「朝日新聞編集綱領」が公表、「不偏不党」を明記 4日 「白虹」記事の執筆者大西利夫、発行人山口信雄はそれぞれ禁錮2か月という判決が下り、大阪朝日は発行禁止を免れる	13日 新国会の成立に伴い第3次段祺瑞政権が終結

表 6-2 田中角栄と田中金脈問題・ロッキード事件の年表

[早野 (2012) を参照あり]

年	日付	出来事
1957年	7月10日	岸内閣に初入閣。郵政相に。
1962年	7月18日	池田内閣で蔵相に。
1964年	11月9日	佐藤内閣で蔵相に。
1965年	6月3日	自民党幹事長に。
1966年	12月1日	自民党幹事長を辞任。
1968年	11月29日	自民党幹事長に返り咲く。
1971年	7月5日	佐藤内閣で通産相に
1972年	5月9日	佐藤派田中系議員が集結、次期総裁選に田中擁立を決め、田中派結成
	6月20日	「日本列島改造論」を刊行。
	7月5日	第6代自民党総裁に選ばれる。
	7月7日	第一次田中内閣が発足。
	8月23日	田中が丸紅の桧山、大久保と面会。その後榎本秘書官を介して5億円の授受があったとされる。
	8月31日～9月1日	ハワイで田中とニクソンと会談
	9月25日	中華人民共和国を訪れる。
	9月29日	共同声明発表。日中国交正常化。
	10月30日	全日空はトライスターの購入を公表
	12月10日	第33回総選挙、自民党後退。
1973年	8月8日	金大中事件発生。
	9月26日	仏、英、西独、ソ連訪問。資源外交を展開。
	10月6日	第4次中東戦争が勃発。第一次石油危機が始まる。
	11月25日	福田赳夫を蔵相に起用。「総需要管理政策」が始まる。
1974年	1月7日	ASEAN 諸国歴訪に出発。資源外交を継続。
	7月7日	参院選で自民党が後退。与野党が伯仲になる。
	7月12日	三木武夫副総理を辞任。
	7月16日	福田赳夫蔵相を辞任。
	9月12日	メキシコ、ブラジル、アメリカ、カナダに訪問。資源外交。
	10月9日	文藝春秋11月号発売。立花隆「田中角栄研究——その金脈と人脈」と児玉隆也「淋しき越山会の女王」を掲載。
	10月28日	ニュージーランド、オーストラリア、ビルマに訪問、資源外交を継続。
	11月11日	内閣改造。
	11月26日	首相辞意を表明。
	12月1日	椎名悦三郎自民党副総裁の裁定で後継首相に三木武夫を指名。
	12月9日	田中内閣総辞職。三木内閣が発足。
1975年		サイゴン陥落、南北ベトナム統一、第1回G7サミット開催、三木武夫首相出席
1976年	2月4日	米議会でロッキード事件が発覚。
	5月7日	椎名悦三郎副総裁が「三木退陣」に乗り出す。
	7月27日	田中角栄が逮捕される。5億円の受託収賄罪で起訴。2億円で保釈。
	12月5日	第34回総選挙（ロッキード選挙）で角栄当選。

	12月24日	福田赳夫内閣発足。
1977年	1月27日	ロッキード裁判丸紅ルート初公判。
1978年	4月18日	自民党総裁選で大平正芳支援に動く。12月7日大平内閣発足。
1979年	10月7日	第35回総選挙。自民党敗北、「40日抗争」始まる。
1980年	5月16日	大平内閣不信任案可決。衆院解散へ。(ハプニング解散)
	6月12日	大平首相死去。
	6月22日	衆参同日選挙で自民党圧勝。(第36回総選挙)
	7月17日	鈴木善幸内閣発足。
1982年	10月16日	自民党総裁選告示で、中曽根康弘を支援。
	11月27日	中曽根康弘内閣発足。(田中曾根内閣と揶揄われる)
1983年	10月12日	ロッキード裁判丸紅ルート判決。懲役4年、追徴金5億円。控訴。田中が所感発表「不退転の決意で戦い抜く」
	10月28日	中曽根―田中会談。終了後に双方が談話を発表。中曽根「一人の友人として出来る限りの助言を行った」田中「自重自戒、国民各位の期待にこたえるべく全力を尽くす」
	10月31日	田中が「所懐」発表「一身を国家、国民にささげ尽くす信念は、今後も変わることはない」
	11月3日	中曽根、田中に議員辞職求める手紙
	11月11日	中曽根、日の出山荘でレーガン米大統領と会談
	11月28日	衆院解散
	12月18日	第37回総選挙、田中は大量票で再当選。自民過半数割れに。
	12月24日	中曽根、自民党総裁声明発表「いわゆる田中氏の政治的影響を一切排除する」
	12月27日	第2次中曽根内閣発足。新自由クラブと連立。
1984年	10月31日	中曽根、党総裁無投票再選。「二階堂擁立劇」が出るも、田中は中曽根を支持
1985年	2月7日	竹下登らの「創政会」が発足。世代交代の波が来る。
	2月27日	田中角栄、脳梗塞で倒れる。
1987年	7月4日	竹下登の経世会が発足。田中派の大多数が竹下派に移行。
	7月29日	ロッキード裁判控訴審判決。一審を支持。田中側上告。
	11月6日	竹下登内閣が発足。
1989年	10月14日	次の総裁選で不出馬。政界引退を発表。
1993年	7月18日	第40回総選挙。新潟3区で娘の田中真紀子が当選。
	12月16日	田中角栄死去。
1995年	2月22日	最高裁、榎本敏夫への判決で、田中角栄の5億円収賄を認定する。

謝 辞

博士論文の執筆にあたり、お世話になった方々に、この場を借りて心より御礼申し上げます。

北海道大学国際広報メディア・観光学院博士後期課程において、終始丁寧にご指導くださいました鈴木純一先生に、心から感謝申し上げます。修士課程で履修した先生の授業が、私が社会学の理論研究に興味を持つ契機となりました。指導教員をお引き受けいただいて以来、先生のご指導には多くの恩恵を受けてまいりました。研究の方向性について先生との対話を重ねる中で、自分が本当に注力すべき研究対象を少しずつ明確にすることができました。特に、先生は毎回の面談の際に、私が本当に書きたいことを問いかけ、それを繰り返すことで研究対象を明確にしてくださいました。学生の考えを尊重しつつ、研究に対して厳格かつ真摯な姿勢を示し、的確なコメントやアドバイスをくださる先生に、深い尊敬の念を抱いております。ルーマンの社会理論に関して専門的なご指導を賜り、多くの知見と示唆を得ることができました。また、博士論文の執筆にあたり、各章の構成をA4一枚の骨格から徐々に肉付けするようご指導いただきました。また、日本語文法の添削を時間と労力を惜しまずにしていただいたこともよくあります。6年間にわたり、常に温かく見守ってくださったことに、心より感謝申し上げます。

副指導教員をお引き受けいただきました金山準先生に、心から感謝申し上げます。先生は常に学生と対等な立場で対話を重ねながら助言をくださり、その親しみやすさとともに、多くの学びを得ることができました。また、示唆に富んだ参考文献をご紹介くださることに、深く感謝しております。本論の趣意書の段階から、先生には熱心なご指導・ご助言を賜りました。社会学理論研究と歴史研究の違いや、方法論、普遍性、価値自由の問題について、先生の助言を通じて有意義な思索を深めることができました。これらは今後の研究活動においても常に意識し続けるべき重要な課題です。

また、折に触れご指導いただきました齋藤拓也先生に、心より感謝申し上げます。本論の最終段階において、先生は精読の上、議論の整合性を評価し、不十分な部分についての的確なご指摘をいただきました。その助言をもとに考察不足の箇所を再検討・修正することで、本論の精度を高めることができました。修士論文執筆時にも副指導教員をお引き受けいただいたため、最も長い間お世話になった先生でもあります。改めて深く感謝申し上げます。

本論の日本語校正作業をお手伝いくださいました山田道子先輩に、心より感謝申し上げます。学院ジャーナルへの投稿論文から本論の仕上げの段階まで、文法上の誤りを丁寧に添削していただきました。また、筆者の意図を正確に伝えるために、論文の内容について直接対話を交わしながら、より自然な日本語表現に整えてくださいました。そのご尽力に心より御礼申し上げます。

最後に、本博士論文を、そして心の底からの感謝の言葉を両親に捧げます。長い留学生活の間、精神的にも経済的にも支えてくれました。数えきれないほど挫けそうになったときも、私の努力を認め、海の向こうから励ましてくれました。両親の支えがあったからこそ、孤独感を乗り越え、心の安定を保ち、研究に専念することができました。本当にありがとうございました。

2025年2月 朱 迪